

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成31年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 第1 共 通 関 係 1 平成・令和 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用） （1-1～1-3 省略） 2 平成・令和 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用） （2-1～7 省略） 第2 相 続 税 関 係 （1～13-7 省略） <u>13-8 同（第8の5表）</u> <u>13-9 同（第8の5表の付表）</u> <u>13-10 同（第8の6表）</u> <u>13-11 同（第8の6表の付表1）</u> <u>13-12 同（第8の6表の付表3）</u> <u>13-13 同（第8の6表の付表4）</u> <u>13-14 同（第8の7表）</u> <u>13-15 同（第8の8表）</u> <u>13-16 同（控用）</u> （14～18-3 省略） <u>18-4 同（第11・11の2表の付表1別表1）</u> <u>18-5 同（第11・11の2表の付表1別表2）</u> （19 省略） <u>19-1 同（第11・11の2表の付表2の2）</u> <u>19-2～19-4 【削除】</u> （20～37-2-2 省略） <u>37-2-3 同（第8の5表）</u> <u>37-2-4 同（第8の6表）</u>	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成30年12月21日</u>現在の法令に基づくものである。 第1 共 通 関 係 1 平成 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用） （1-1～1-3 同左） 2 平成 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用） （2-1～7 同左） 第2 相 続 税 関 係 （1～13-7 同左） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>13-8 同（第8の5表）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> （14～18-3 同左） <u>18-4 同（第11・11の2表の付表1別表）</u> <u>（新規）</u> （19 同左） <u>（新規）</u> <u>19-1～19-4 【削除】</u> （20～37-2-2 同左） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>

37-2-<u>5</u> 同（第8の<u>7</u>表） 37-2-6 同（第8の8表） (37-3～60 省略) 第3 贈与税関係 (1～17 省略) 18 平成・令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用） (18-1～25 省略) 26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第<u>16</u>項の規定に基づく通知書（通知用） (27～28 省略) (第4～第5 省略) 第6 財産評価関係 1 平成・令和 年分 特定路線価設定申出書 (2 省略) 3 平成・令和 年分 特定路線価回答書 (第7 省略) 第8 納税猶予関係 (1～27 省略) <u>27-1 代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）</u> <u>27-2 代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（震災特例法用）</u> <u>27-3 代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）</u> <u>27-4 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の2第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）</u> (28～83-30 省略) <u>(認定土地農地貸付関係)</u> (83-31～83-44 省略)	37-2-3 同（第8の<u>5</u>表） <u>(新規)</u> (37-3～60 同左) 第3 贈与税関係 (1～17 同左) 18 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用） (18-1～25 同左) 26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第<u>14</u>項の規定に基づく通知書（通知用） (27～28 同左) (第4～第5 同左) 第6 財産評価関係 1 平成 年分 特定路線価設定申出書 (2 同左) 3 平成 年分 特定路線価回答書 (第7 同左) 第8 納税猶予関係 (1～27 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (28～83-30 同左) <u>(新規)</u> (83-31～83-44 同左)
--	---

<u>83-44-1 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）</u>	<u>（新規）</u>
(83-45～105-5 省略)	(83-45～105-5 同左)
<u>105-5-1 非上場株式等についての贈与税・相続税額の差額免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）</u>	<u>（新規）</u>
(105-6 省略)	(105-6 同左)
<u>105-6-1 非上場株式等についての贈与税・相続税額の追加免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）</u>	<u>（新規）</u>
(106～120 省略)	(106～120 同左)
 (第 9 ～11 省略)	 (第 9 ～11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
1 平成・令和 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式1のとおりとする。
2 平成・令和 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式2のとおりとする。
4 納税管理人届出書	様式3のとおりとする。
5 納税管理人解任届出書	様式4のとおりとする。
6 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）	様式5のとおりとする。

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
1 相続税の申告書（第1表）	様式6のとおりとする。
2 同（控用）	様式7のとおりとする。
3 相続税の申告書（第1表続）	様式8のとおりとする。
4 同（控用）	様式9のとおりとする。
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式10のとおりとする。
6 同（第1表の付表2）	様式11のとおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式12のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式13のとおりとする。
6-3 同（第1表の付表5）	様式14のとおりとする。
9 同（第4表）	様式15のとおりとする。
9-1 同（第4表の付表）	様式16のとおりとする。
9-2 同（第4表の2）	様式17のとおりとする。
13 同（第8表）	様式18のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式19のとおりとする。
13-2 同（第8の2表の付表1）	様式20のとおりとする。
13-3 同（第8の2表の付表2）	様式21のとおりとする。
13-4 同（第8の2表の付表3）	様式22のとおりとする。
13-4-1 同（第8の2表の付表4）	様式23のとおりとする。
13-4-2 同（第8の2の2表）	様式24のとおりとする。

13-4-3 同（第8の2の2表の付表1）	様式25のとおりとする。
13-4-4 同（第8の2の2表の付表2）	様式26のとおりとする。
13-4-5 同（第8の2の2表の付表3）	様式27のとおりとする。
13-5 同（第8の3表）	様式28のとおりとする。
13-6 同（第8の3表の付表）	様式29のとおりとする。
13-7 同（第8の4表）	様式30のとおりとする。
13-7-1 同（第8の4表の付表）	様式31のとおりとする。
13-8 同（第8の5表）	様式32のとおりとする。（新規）
13-9 同（第8の5表の付表）	様式33のとおりとする。（新規）
13-10 同（第8の6表）	様式34のとおりとする。（新規）
13-11 同（第8の6表の付表1）	様式35のとおりとする。（新規）
13-12 同（第8の6表の付表3）	様式36のとおりとする。（新規）
13-13 同（第8の6表の付表4）	様式37のとおりとする。（新規）
13-14 同（第8の7表）	様式38のとおりとする。
13-15 同（第8の8表）	様式39のとおりとする。（新規）
13-16 同（控用）	様式40のとおりとする。（新規）
16 同（第11表）	様式41のとおりとする。
18 同（第11・11の2表の付表1）	様式42のとおりとする。
18-1 同（控用）	様式43のとおりとする。
18-4 同（第11・11の2表の付表1別表1）	様式44のとおりとする。
18-5 同（第11・11の2表の付表1別表2）	様式45のとおりとする。（新規）
19 同（第11・11の2表の付表2）	様式46のとおりとする。
19-1 同（第11・11の2表の付表2の2）	様式47のとおりとする。（新規）
20 同（第11・11の2表の付表3）	様式48のとおりとする。
21 同（第11・11の2表の付表4）	様式49のとおりとする。
23 同（第12表）	様式50のとおりとする。
25 同（第14表）	様式51のとおりとする。
32 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式52のとおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式53のとおりとする。
34 同（第1表続）	様式54のとおりとする。
35 同（第3表・第8表2）	様式55のとおりとする。

36 同（第3表（続）・第8表2（続））	様式56のとおりとする。
37-1 同（第8の2表）	様式57のとおりとする。
37-1-1 同（第8の2の2表）	様式58のとおりとする。
37-2-1 同（第8の3表）	様式59のとおりとする。
37-2-2 同（第8の4表）	様式60のとおりとする。
37-2-3 同（第8の5表）	様式61のとおりとする。（新規）
37-2-4 同（第8の6表）	様式62のとおりとする。（新規）
37-2-5 同（第8の7表）	様式63のとおりとする。
37-2-6 同（第8の8表）	様式64のとおりとする。（新規）
39 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）	様式65のとおりとする。
40 同（第2表）	様式66のとおりとする。
41 土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表	様式67のとおりとする。
43 定期借地権等の評価明細書	様式68のとおりとする。
48 定期金に関する権利の評価明細書	様式69のとおりとする。
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式70のとおりとする。
56 相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書（通知用）	様式71のとおりとする。
57 相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書（通知用）	様式72のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
18 平成・令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）	様式73のとおりとする。
20 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書	様式74のとおりとする。
25 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式75のとおりとする。
26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第16項の規定に基づく通知書（通知用）	様式76のとおりとする。
27 事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式77のとおりとする。
28 結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第15項の規定に基づく通知書	様式78のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
3 代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式79のとおりとする。

3-2 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式80のとおりとする。
3-4 買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用）【特定非常災害用】	様式81のとおりとする。
6 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式82のとおりとする。
10-3 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成25年12月31日以前相続開始用）	様式83のとおりとする。
10-4 同付表	様式84のとおりとする。
10-5 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成26年相続開始用）	様式85のとおりとする。
10-6 同付表	様式86のとおりとする。
10-7 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年1月1日以後相続開始用）	様式87のとおりとする。
19 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書	様式88のとおりとする。
20 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書	様式89のとおりとする。
20-2 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書【特定非常災害用】	様式90のとおりとする。
20-3 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書【特定非常災害用】	様式91のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式92のとおりとする。
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式93のとおりとする。
50 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式94のとおりとする。
51 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式95のとおりとする。
52 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式96のとおりとする。
54 猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書（通知用）	様式97のとおりとする。

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成・令和 年分 特定路線価設定申出書	様式98のとおりとする。
2 別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書	様式99のとおりとする。
3 平成・令和 年分 特定路線価回答書	様式100のとおりとする。

第7 《登録免許税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 登録免許税徴収通知書	様式101のとおりとする。
2 登録免許税徴収通知書（訂正用）	様式102のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 農地等の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式103のとおりとする。
2 農地等の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式104のとおりとする。
3 贈与税・相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書（通知用）	様式105のとおりとする。
4 贈与税の納税猶予の継続届出書	様式106のとおりとする。
4-1 相続税の納税猶予の継続届出書	様式107のとおりとする。
9 贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式108のとおりとする。
14 贈与税の納税猶予の継続届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	様式109のとおりとする。
19 貸付特例適用農地等に係る継続届出書	様式110のとおりとする。
22 猶予期限が確定した贈与税・相続税の通知書（通知用）	様式111のとおりとする。
25 代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式112のとおりとする。
27-1 代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）	様式113のとおりとする。（新規）
27-2 代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（震災特例法用）	様式114のとおりとする。（新規）
27-3 代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）	様式115のとおりとする。（新規）
27-4 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の2第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）	様式116のとおりとする。（新規）
29 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式117のとおりとする。
42 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項）	様式118のとおりとする。
59 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）	様式119のとおりとする。
78 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書	様式120のとおりとする。
81 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式121のとおりとする。
83-12 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式122のとおりとする。
83-29 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式123のとおりとする。
83-44-1 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式124のとおりとする。（新規）
84 贈与税の免除届出書	様式125のとおりとする。
84-1 相続税の免除届出書	様式126のとおりとする。

86 納期限が確定した贈与税額の通知書（通知用）	様式127のとおりとする。
87 贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書	様式128のとおりとする。
90 非上場株式等の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式129のとおりとする。
91 非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式130のとおりとする。
92 非上場株式等の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式131のとおりとする。
93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）	様式132のとおりとする。
93-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）	様式133のとおりとする。
94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）	様式134のとおりとする。
94-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）	様式135のとおりとする。
96 猶予期限が確定した非上場株式等についての贈与税・相続税額の通知書（通知用）	様式136のとおりとする。
97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）	様式137のとおりとする。
97-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）	様式138のとおりとする。
97-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧	様式139のとおりとする。
97-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧	様式140のとおりとする。
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）	様式141のとおりとする。
98-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）	様式142のとおりとする。
100-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧	様式143のとおりとする。
100-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧	様式144のとおりとする。
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）	様式145のとおりとする。
101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）	様式146のとおりとする。
101-2 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）	様式147のとおりとする。
101-3 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）	様式148のとおりとする。
102 非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）	様式149のとおりとする。
102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）	様式150のとおりとする。
102-1-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）	様式151のとおりとする。
102-2 非上場株式等についての額の再計算免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）	様式152のとおりとする。
105-5 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）	様式153のとおりとする。
105-5-1 非上場株式等についての贈与税・相続税額の差額免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）	様式154のとおりとする。（新規）
105-6 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）	様式155のとおりとする。
105-6-1 非上場株式等についての贈与税・相続税額の追加免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）	様式156のとおりとする。（新規）
106 山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式157のとおりとする。

107 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式158のとおりとする。
108 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式159のとおりとする。
113 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書（通知用）	様式160のとおりとする。
116 医療法人持分の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式161のとおりとする。
117 医療法人持分の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式162のとおりとする。
118 医療法人持分の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式163のとおりとする。
119 猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書（通知用）	様式164のとおりとする。
120 医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書	様式165のとおりとする。

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第1表 単独提出者・共同提出の代表者用）	様式166のとおりとする。
2 同（第1表 共同提出の代表者以外の者用）	様式167のとおりとする。
3 同（第1表 死亡した贈与者・遺贈者用）	様式168のとおりとする。
4 同（第2表）	様式169のとおりとする。
5 同（第3表）	様式170のとおりとする。
5-1 同（第3表（承認特例用））	様式171のとおりとする。
6 同（第3表－付1）	様式172のとおりとする。
7 同（第3表－付2）	様式173のとおりとする。
8 同（第4表）	様式174のとおりとする。
9 同（第5表）	様式175のとおりとする。
10 同（第6表）	様式176のとおりとする。
11 同（第7表）	様式177のとおりとする。
12 同（第8表）	様式178のとおりとする。
13 同（第9表）	様式179のとおりとする。
14 同（第10表）	様式180のとおりとする。
15 同（第11表 学校法人等用）	様式181のとおりとする。
16 同（第12表 育英事業を行う法人用）	様式182のとおりとする。
17 同（第13表 助成事業を行う法人用）	様式183のとおりとする。
18 同（第14表 社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用）	様式184のとおりとする。

19 同（第１５表 宗教法人・美術館等を設置運営する法人用）	様式185のとおりとする。
20 同（第１６表 図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用）	様式186のとおりとする。
21 同（第１７表）	様式187のとおりとする。
23 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	様式188のとおりとする。
24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	様式189のとおりとする。
25 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書	様式190のとおりとする。
26 財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書	様式191のとおりとする。
27 租税特別措置法施行令第25条の17第３項の規定により代替資産を取得する場合の届出書	様式192のとおりとする。
27-1 租税特別措置法施行令第25条の17第３項第６号の規定により代替資産を取得する場合の届出書	様式193のとおりとする。
28 租税特別措置法第40条第５項第１号の規定による買換資産の届出書	様式194のとおりとする。
28-1 租税特別措置法第40条第５項第２号の規定による特定買換資産の届出書	様式195のとおりとする。
29 租税特別措置法第40条第６項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書	様式196のとおりとする。
30 租税特別措置法第40条第７項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書	様式197のとおりとする。
31 租税特別措置法第40条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書	様式198のとおりとする。
32 租税特別措置法第40条第９項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書	様式199のとおりとする。
33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書	様式200のとおりとする。
33-1 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書	様式201のとおりとする。
33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書	様式202のとおりとする。
33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益目的支出計画に基づき特定一般法人から贈与を受けた場合の届出書	様式203のとおりとする。
33-4 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書	様式204のとおりとする。
34 租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書	様式205のとおりとする。
34-1 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第３項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書	様式206のとおりとする。
34-2 租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書	様式207のとおりとする。
35 租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式208のとおりとする。
36 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書	様式209のとおりとする。
37 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書	様式210のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
1 税の更正の請求書	様式211のとおりとする。
6 更正をすべき理由がない旨の通知書（通知用）	様式212のとおりとする。

第11 《その他》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
1 納税申告書等の送付通知書（提出者通知用）	様式213のとおりとする。
4 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書	様式214のとおりとする。
5 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書	様式215のとおりとする。

改正後

--	--	--	--	--	--	--

第 号

令和 年 月 日

住所又は
所在地(納税地)氏名又は
名称

殿

税務署長

印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 相続税 の 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税				重 加 算 税			
	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	控 減 額	変更決定後の 控 減 額	納付すべき 減少する	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
②①に対する加算税の割合	100	100	5	5		100	100	
③①のうち国税通則法第 第2項の規定による加算税の 基礎となる税額	円 0,000	円 0,000						
④③に対する加算税の割合	5	5						
⑤①のうち国税通則法第66条 第4項及び第68条第4項の規定 による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				円 0,000	円 0,000	
⑥⑤に対する加算税の割合	10	10				10	10	
⑦加算税の額(①×②と③×④ と⑤×⑥との合計額)	円	円	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資 3-10-3-A4 統一)

(令元5)

()枚のうち()枚目

改正前

--	--	--	--	--	--	--

第 号

平成 年 月 日

住所又は
所在地(納税地)氏名又は
名称

殿

税務署長

印

平成 年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

平成 年分 相続税 の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税				重 加 算 税			
	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	控 減 額	変更決定後の 控 減 額	納付すべき 減少する	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
②①に対する加算税の割合	100	100	5	5		100	100	
③①のうち国税通則法第 第2項の規定による加算税の 基礎となる税額	円 0,000	円 0,000						
④③に対する加算税の割合	5	5						
⑤①のうち国税通則法第66条 第4項及び第68条第4項の規定 による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				円 0,000	円 0,000	
⑥⑤に対する加算税の割合	10	10				10	10	
⑦加算税の額(①×②と③×④ と⑤×⑥との合計額)	円	円	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資 3-10-3-A4 統一)

(28.12)

()枚のうち()枚目

改正後

改正前

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

第 号
令和 年 月 日
税務署長

年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 贈与税 の 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税	
	賦課変更決定後の 決定額	賦課決定後の 減少する額		賦課変更決定後の 決定額	賦課決定後の 減少する額
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000
②①に対する加算税の割合	100	100		100	100
③①のうち国税通則法第 条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000			
④③に対する加算税の割合	5 100	5 100			
⑤①のうち国税通則法第66条第4項及び第68条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000
⑥⑤に対する加算税の割合	10 100	10 100		10 100	10 100
⑦加算税の額 (①×③と③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円		円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-6-A4 統一)
(令元5)

()枚のうち()枚目

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

第 号
平成 年 月 日
税務署長

平成 年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

平成 年分 贈与税 の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税	
	賦課変更決定後の 決定額	賦課決定後の 減少する額		賦課変更決定後の 決定額	賦課決定後の 減少する額
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000
②①に対する加算税の割合	100	100		100	100
③①のうち国税通則法第 条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000			
④③に対する加算税の割合	5 100	5 100			
⑤①のうち国税通則法第66条第4項及び第68条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000
⑥⑤に対する加算税の割合	10 100	10 100		10 100	10 100
⑦加算税の額 (①×③と③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円		円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-6-A4 統一)
(28.12)

()枚のうち()枚目

改正後

納税署受付印

納税管理人届出書

令和__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	
	個人番号又は法人番号	「個人番号」の記載に当たっては、右欄を参照し、〇から記載してください。
	生 年 月 日	大正・昭和 平成・令和 __年__月__日生

相 続 税
贈 与 税 の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納 税 管 理 人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	
	届 出 者 と の 続 柄 (関 係)	
	職 業 又 は 事 業 内 容	

法の施行地外における住所
又は居所となる場所

納税管理人を定めた理由

そ の 他 参 考 事 項

(1) 出国 (予定) 年月日 平成・令和 __年__月__日
帰国 (予定) 年月日 平成・令和 __年__月__日
(2) その他

関 与 税 理 士

(電話 - -)

税務署 整理 簿	番号確認	身元確認	確認書類	整理番号	名簿番号
	☐ 済 ☐ 未済	☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()		

(資 3 - 21 - A 4 統一) (令元. 5)

改正前

納税署受付印

納税管理人届出書

平成__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	
	個人番号又は法人番号	「個人番号」の記載に当たっては、右欄を参照し、〇から記載してください。
	生 年 月 日	大正 昭和 __年__月__日生 平成

相 続 税
贈 与 税 の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納 税 管 理 人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	
	届 出 者 と の 続 柄 (関 係)	
	職 業 又 は 事 業 内 容	

法の施行地外における住所
又は居所となる場所

納税管理人を定めた理由

そ の 他 参 考 事 項

(1) 出国 (予定) 年月日 平成 __年__月__日
帰国 (予定) 年月日 平成 __年__月__日
(2) その他

関 与 税 理 士

(電話 - -)

税務署 整理 簿	番号確認	身元確認	確認書類	整理番号	名簿番号
	☐ 済 ☐ 未済	☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()		

(資 3 - 21 - A 4 統一) (平 28. 6)

改正後	改正前
(裏) 記載要領等 1 この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。 2 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 届け出る税目に応じて、本文中の「相続税 贈与税」の納税管理人として……………」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。 4 「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。 5 留意事項 (1) 届け出る税目が【相続税】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「②その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。 (2) 納税者の区分により次の欄の記載が異なります。 イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。 なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。 また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。 なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。 (3) 納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。 ※注 納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。	(裏) 記載要領等 1 この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。 2 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 届け出る税目に応じて、本文中の「相続税 贈与税」の納税管理人として……………」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。 4 「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。 5 留意事項 (1) 届け出る税目が【相続税】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「②その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。 (2) 納税者の区分により次の欄の記載が異なります。 イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。 なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。 また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。 なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。 (3) 納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。 ※注 納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

改正後

税務署受付印		納税管理人解任届出書	
令和__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 _____) (電話 _____)	
	(フリガナ) 氏名又は名称		㊞
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名		㊞
	個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、正確を要し、その右数値により記入。 	
	生 年 月 日	大正・昭和 平成・令和 ____年__月__日生	
次の 相続税 の納税管理人を解任したので届出します。			
解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 _____) (電話 _____)	
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称		
選 任 し て い た 地			
納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由			
そ の 他 参 考 事 項			
関 与 税 理 士		(電話 _____)	
税務署整理欄	番号確認	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 (_____)
		整理番号	名簿番号

(資3-22-A4統一) (令元.5)

改正前

税務署受付印		納税管理人解任届出書	
平成__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 _____) (電話 _____)	
	(フリガナ) 氏名又は名称		㊞
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名		㊞
	個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、正確を要し、その右数値により記入。 	
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 ____年__月__日生	
次の 相続税 の納税管理人を解任したので届出します。			
解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 _____) (電話 _____)	
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称		
選 任 し て い た 地			
納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由			
そ の 他 参 考 事 項			
関 与 税 理 士		(電話 _____)	
税務署整理欄	番号確認	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 (_____)
		整理番号	名簿番号

(資3-22-A4統一) (平28.6)

改正後	改正前
(裏) 記載要領等 1 この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。 2 届け出る税目に応じて、本文中の「次の 相続税 贈与税 の納税管理人を解任………」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。 3 納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。 また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。 4 留意事項 (1) 届け出る税目が【相続税】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。 (2) 納税者の区分により次の欄の記入が異なります。 イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。 なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。 また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。 なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。 (3) 納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。	(裏) 記載要領等 1 この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。 2 届け出る税目に応じて、本文中の「次の 相続税 贈与税 の納税管理人を解任………」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。 3 納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。 また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。 4 留意事項 (1) 届け出る税目が【相続税】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。 (2) 納税者の区分により次の欄の記入が異なります。 イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。 なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。 また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。 なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。 (3) 納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

改正後

納税地

第 号
令和 年 月 日

氏名・法人名

長
財務事務官 印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
備考		

(資3②-28-A4統一)

改正前

納税地

第 号
平成 年 月 日

氏名・法人名

長
財務事務官 印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
備考		

(資3②-28-A4統一)

改正後

税務署長 _____

年 月 日 提出

相続税の申告書

F D 3 5 6 1

○この申告は、必ず記入してください。

○この申告は環境税の申告と併せて提出してください。

また、申告書と添付資料を一緒に提出してください。

相続開始年月日 年 月 日

申告書提出年月日 年 月 日

○この申告は、必ず記入してください。

○この申告は環境税の申告と併せて提出してください。

また、申告書と添付資料を一緒に提出してください。

被相続人

氏 名

生 年 月 日

住 所

（電 話 番 号）

相続人との関係

職 業

相続人

氏 名

生 年 月 日

住 所

（電 話 番 号）

相続人との関係

職 業

遺産を相続した人

氏 名

生 年 月 日

住 所

（電 話 番 号）

相続人との関係

職 業

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

取得 課 税 額

計算する取得課税額を○で囲みます。

相続、遺贈、相続税控除額に由来する課税

課税額

改正前

[illegible]

改正後

相続税の申告書(続)

FD3562

○フリガナは、必ず記入してください。

※申告期間延長日 年 月 日		※申告期間延長日 年 月 日	
財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	
生 年 月 日		生 年 月 日	
住 所		住 所	
(電 話 番 号)		(電 話 番 号)	
相続人との続柄		相続人との続柄	
取得 原因		取得 原因	
※ 特 恵 率 号		※ 特 恵 率 号	
取得財産の価額 (第11条第3項)		取得財産の価額 (第11条第3項)	
相続時特種清算課税対象財産の価額 (第11条の2第1項)		相続時特種清算課税対象財産の価額 (第11条の2第1項)	
債務及び特恵費用の金額 (第15条第3項)		債務及び特恵費用の金額 (第15条第3項)	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	
課税標準額 (④+⑤-⑥) (1,000円未満切捨て)		課税標準額 (④+⑤-⑥) (1,000円未満切捨て)	
法定相続人の数		法定相続人の数	
相続税の総額		相続税の総額	
一般の場合 (第9条第1項)		一般の場合 (第9条第1項)	
配偶者の税額軽減額 (第5条第2項、⑦又は⑧)		配偶者の税額軽減額 (第5条第2項、⑦又は⑧)	
未成年者控除額 (第6条第1項、⑨又は⑩)		未成年者控除額 (第6条第1項、⑨又は⑩)	
障害者控除額 (第6条第2項、⑪又は⑫)		障害者控除額 (第6条第2項、⑪又は⑫)	
相次相続控除額 (第7条第1項、⑬又は⑭)		相次相続控除額 (第7条第1項、⑬又は⑭)	
外国税額控除額 (第8条第1項)		外国税額控除額 (第8条第1項)	
計		計	
⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳ (赤字のときは0)		⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳ (赤字のときは0)	
課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)		課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)	
課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)		課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)	
小 計 (⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳) (赤字のときは0)		小 計 (⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳) (赤字のときは0)	
納税標準額 (第8条第2項)		納税標準額 (第8条第2項)	
※ 申告期間までに 納付すべき税額		※ 申告期間までに 納付すべき税額	
納税額 (⑳)		納税額 (⑳)	
還付される税額		還付される税額	
申告期間中に 納付された税額		申告期間中に 納付された税額	
還付される税額		還付される税額	

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(令和7)

第1表(続)(平成31年1月分以降用)

(注) ①～⑮の金額が赤字となる場合は、①～⑮の金額に0を記入してください。なお、この申告書で、①～⑮の金額が赤字となる場合は、①～⑮の金額に0を記入してください。

改正前

相続税の申告書(続)

FD3560

○フリガナは、必ず記入してください。

※申告期間延長日 年 月 日		※申告期間延長日 年 月 日	
財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	
生 年 月 日		生 年 月 日	
住 所		住 所	
(電 話 番 号)		(電 話 番 号)	
相続人との続柄		相続人との続柄	
取得 原因		取得 原因	
※ 特 恵 率 号		※ 特 恵 率 号	
取得財産の価額 (第11条第3項)		取得財産の価額 (第11条第3項)	
相続時特種清算課税対象財産の価額 (第11条の2第1項)		相続時特種清算課税対象財産の価額 (第11条の2第1項)	
債務及び特恵費用の金額 (第15条第3項)		債務及び特恵費用の金額 (第15条第3項)	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	
課税標準額 (④+⑤-⑥) (1,000円未満切捨て)		課税標準額 (④+⑤-⑥) (1,000円未満切捨て)	
法定相続人の数		法定相続人の数	
相続税の総額		相続税の総額	
一般の場合 (第9条第1項)		一般の場合 (第9条第1項)	
配偶者の税額軽減額 (第5条第2項、⑦又は⑧)		配偶者の税額軽減額 (第5条第2項、⑦又は⑧)	
未成年者控除額 (第6条第1項、⑨又は⑩)		未成年者控除額 (第6条第1項、⑨又は⑩)	
障害者控除額 (第6条第2項、⑪又は⑫)		障害者控除額 (第6条第2項、⑪又は⑫)	
相次相続控除額 (第7条第1項、⑬又は⑭)		相次相続控除額 (第7条第1項、⑬又は⑭)	
外国税額控除額 (第8条第1項)		外国税額控除額 (第8条第1項)	
計		計	
⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳ (赤字のときは0)		⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳ (赤字のときは0)	
課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)		課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)	
課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)		課税標準額に課せられる 相続税の額 (第11条第3項)	
小 計 (⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳) (赤字のときは0)		小 計 (⑬+⑭-⑮+⑯+⑰-⑱-⑲-⑳) (赤字のときは0)	
納税標準額 (第8条第2項)		納税標準額 (第8条第2項)	
※ 申告期間までに 納付すべき税額		※ 申告期間までに 納付すべき税額	
納税額 (⑳)		納税額 (⑳)	
還付される税額		還付される税額	
申告期間中に 納付された税額		申告期間中に 納付された税額	
還付される税額		還付される税額	

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(平成30)

第1表(続)(平成30年分以降用)

(注) ①～⑮の金額が赤字となる場合は、①～⑮の金額に0を記入してください。なお、この申告書で、①～⑮の金額が赤字となる場合は、①～⑮の金額に0を記入してください。

改正後

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

この書は、次の①から④までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時特種相続税適用者が被相続人である特定継承者の死亡の日前に死亡している場合

② 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を出さずに死亡している場合

③ 相続税の修正申告書提出すべき者が相続税の修正申告書を出さずに死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日
----	----	------	---------	----------

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書提出の際の金額)	円	A
	還付される税額 (相続税の申告書提出の際の金額)	円	

3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する事項を受領する代表者を指定するときに記入してください。)	相続人等の代表者の氏名
---	-------------

4 法定相続の有無 (相続人等が法定相続しているときは、その「法定相続」の文字を○で囲んでください。)	法定相続
--	------

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 左欄を記載し、右欄を省略して記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 左欄を記載し、右欄を省略して記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 左欄を記載し、右欄を省略して記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 左欄を記載し、右欄を省略して記入してください。

(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
(5) 生年月日	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令	男・大・期・年・令

(6) 電話番号				
----------	--	--	--	--

(7) 承認割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
----------	-------	-------	-------	-------

(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
------------------------	---	---	---	---

(9) 各人の(8)の合計	円
---------------	---

(10) (8)の(9)に対する割合 (%)				
---------------------------	--	--	--	--

5 納税	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
------	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

6 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

7 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

8 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

9 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

10 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

11 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

12 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

13 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

14 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

15 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

16 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

17 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

18 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

19 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

20 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

21 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

22 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

23 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

24 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

25 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

26 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

27 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

28 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

29 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

30 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

31 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

32 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

33 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

34 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

35 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

36 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

37 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

38 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

39 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

40 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

41 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

42 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

43 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

44 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

45 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

46 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

47 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

48 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

49 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

50 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

51 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

52 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00円	00円	00円
-------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----	-----

還付される税額	円	円	円	円
---------	---	---	---	---

53 印鑑	A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満を四捨五入)	00円	00
-------	-----	-----------------------------	-----	----

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- ① 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、「使用目的等」の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄をな段に分け表のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1. 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 2 「2. 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
- 3 「3. 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
- なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（遺失により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が書き換えられない構造を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「相続割合・・・④」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を継承している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を継承している人は「指定」の文字を、それぞれので記入し、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 承 継 人 に	子がいる場合	相続人		法定相続分
		配偶者	子	2分の1 3分の1
	子がいらない場合	配偶者	父母	2分の2 3分の1
		配偶者	兄弟姉妹	4分の2 4分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	兄弟姉妹	4分の2 4分の1
		兄弟姉妹	兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する権利財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、権利財産の価額に各人の相続分（「3. ④相続割合・・・④」欄）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「5. 税額」欄
この欄には、「2. 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「3. ④相続割合・・・④」欄）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平30.7）

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- ① 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、「使用目的等」の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄をな段に分け表のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1. 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 2 「2. 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
- 3 「3. 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
- なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（遺失により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が書き換えられない構造を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「相続割合・・・④」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を継承している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を継承している人は「指定」の文字を、それぞれので記入し、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 承 継 人 に	子がいる場合	相続人		法定相続分
		配偶者	子	2分の1 3分の1
	子がいらない場合	配偶者	父母	2分の2 3分の1
		配偶者	兄弟姉妹	4分の2 4分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	兄弟姉妹	4分の2 4分の1
		兄弟姉妹	兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する権利財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、権利財産の価額に各人の相続分（「3. ④相続割合・・・④」欄）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「5. 税額」欄
この欄には、「2. 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「3. ④相続割合・・・④」欄）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平30.7）

改正後

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続財産第21条の17所しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種別及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行の口座又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される税額税等を添付する用紙に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

第1表の付表2(全5頁)

(表4-1201)-1-3-A(表4-1)

改正前

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続財産第21条の17所しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種別及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行の口座又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される税額税等を添付する用紙に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		銀行 金融・総合 普通・活期		当座		納税準備 口座		口座番号		水引・支印 印鑑 名称・住所	
氏名		預金種別 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～14桁)							郵便局名等		

第1表の付表2(全5頁)

(表4-1201)-1-3-A(表4-1)

第1表の付表2(平成30年分以降適用)

改正後

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその他の「還付される税額」欄又は第1表の付表1のその他の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税産業21条の27若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の相続に関する権利を承継した人といえます。

《記載例》

〇銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		預金種類 (○で囲む)		支店	納付期間	口座番号	X	X	X	X	X
氏名		○	△								
		その他の（ ）									
		ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合					郵便局口座（郵便番号7桁以内）				
		記号番号（7～12桁）					郵便局名等				

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

〇ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		預金種類 (○で囲む)		支店	納付期間	口座番号	X	X	X	X	X
氏名		○	△								
		その他の（ ）									
		ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合					郵便局口座（郵便番号7桁以内）				
		記号番号（7～12桁）					郵便局名等				

記号番号(7桁) 番号部分(7～12桁)

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

〇ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		預金種類 (○で囲む)		支店	納付期間	口座番号	X	X	X	X	X
氏名		○	△								
		その他の（ ）									
		ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合					郵便局口座（郵便番号7桁以内）				
		記号番号（7～12桁）					郵便局名等				

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

改正前

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその他の「還付される税額」欄又は第1表の付表1のその他の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税産業21条の27若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の相続に関する権利を承継した人といえます。

《記載例》

〇銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		預金種類 (○で囲む)		支店	納付期間	口座番号	X	X	X	X	X
氏名		○	△								
		その他の（ ）									
		ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合					郵便局口座（郵便番号7桁以内）				
		記号番号（7～12桁）					郵便局名等				

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

〇ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		預金種類 (○で囲む)		支店	納付期間	口座番号	X	X	X	X	X
氏名		○	△								
		その他の（ ）									
		ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合					郵便局口座（郵便番号7桁以内）				
		記号番号（7～12桁）					郵便局名等				

記号番号(7桁) 番号部分(7～12桁)

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

〇ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		預金種類 (○で囲む)		支店	納付期間	口座番号	X	X	X	X	X
氏名		○	△								
		その他の（ ）									
		ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合					郵便局口座（郵便番号7桁以内）				
		記号番号（7～12桁）					郵便局名等				

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

改正後

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

被 相 続 人												
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が相続税の申告書を出す場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。												
1 信託の明細												
番号	信託の名称		営業所等の名称及び所在地									
1												
2												
3												
2 信託に関する権利の明細												
番号	種類	細目	利用区分、 給 付 等	所在場所等	数 量	単 価	価 額	外国税額控除額				
					数量 評 価 額	倍 数		円	円			
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②			
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第1表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しない 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。												
3 相続税額等の計算												
③ 相続税の算出税額（第1表の受益者 の⑧又は⑨欄の金額）										④ 相続税額の2割加算額（第1表 の受益者の⑩欄の金額）	⑤ 外国税額控除額（④欄の金額）	⑥ ⑤④-⑤-⑥の金額
円										円	円	円
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算										⑦ ⑧の価額に基づく法人税 の額		
② 信託に関する権利の価額 の合計額（①欄の金額）										⑧ ②の価額に基づく事業税等の額 の基となる価額（②①-②）	⑨ 法人税及び事業税等の額の 基となる価額（②①-②-③）	⑩ ⑨の価額に基づく法人税 の額
円										円	円	円
⑪ ⑨の価額に基づく事業税等の額										⑫ ⑨の価額に基づく地方法人特別 税の額	⑬ ⑫の金額に基づく地方法人税の 額	⑭ ⑬の金額に基づく道府県民税の 額
円										円	円	円
⑮ ⑬の金額に基づく市町村民税の額										⑯ 法人税等控除額（⑫+⑬+⑭+ ⑮+⑯）	⑰ ⑮⑥-⑮の金額	⑱ 申告納税額（申告控除額より納付 すべき税額）（⑮⑥-⑰）
円										円	円	円
(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑪又は⑫の各欄の金額を受益者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」 を記入します。 2 ⑧又は⑨の各欄は、⑪又は⑫の各欄の金額を受益者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適 用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑨欄は、⑨欄の金額を受益者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑩欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑪又は⑫の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入 します。 6 ⑬欄の金額を第1表の受益者の⑭欄に転記します。⑬欄の金額（⑮⑥-⑰）がマイナスとなるときは「0」と記入します。												
4 信託財産責任負担債務の額の計算												
番号	① 債権の金額	② 債権の金額のうち各信託 ごとの価額の合計額	③ ②①×②+③の金額	④ 各信託に関する権利に係 る外国税額控除額	⑤ 信託財産責任負担債務 の額（②④-⑤）							
	円	円	円	円	円							
信託財産責任負担債務の額の合計額												
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書 を出す受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、 信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。） 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ①欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に 関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合 計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ②欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額 を記入します。 5 ⑤欄の金額（②④-⑤）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。												

第1表の付表3（参元、7）

（参4-96-A4統一）

改正前

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

被 相 続 人												
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が相続税の申告書を出す場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。												
1 信託の明細												
番号	信託の名称		営業所等の名称及び所在地									
1												
2												
3												
2 信託に関する権利の明細												
番号	種類	細目	利用区分、 給 付 等	所在場所等	数 量	単 価	価 額	外国税額控除額				
					数量 評 価 額	倍 数		円	円			
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②			
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第1表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しない 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。												
3 相続税額等の計算												
③ 相続税の算出税額（第1表の受益者 の⑧又は⑨欄の金額）										④ 相続税額の2割加算額（第1表 の受益者の⑩欄の金額）	⑤ 外国税額控除額（④欄の金額）	⑥ ⑤④-⑤-⑥の金額
円										円	円	円
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算										⑦ ⑧の価額に基づく法人税 の額		
② 信託に関する権利の価額 の合計額（①欄の金額）										⑧ ②の価額に基づく事業税等の額 の基となる価額（②①-②）	⑨ 法人税及び事業税等の額の 基となる価額（②①-②-③）	⑩ ⑨の価額に基づく法人税 の額
円										円	円	円
⑪ ⑨の価額に基づく事業税等の額										⑫ ⑨の価額に基づく地方法人特別 税の額	⑬ ⑫の金額に基づく地方法人税の 額	⑭ ⑬の金額に基づく道府県民税の 額
円										円	円	円
⑮ ⑬の金額に基づく市町村民税の額										⑯ 法人税等控除額（⑫+⑬+⑭+ ⑮+⑯）	⑰ ⑮⑥-⑮の金額	⑱ 申告納税額（申告控除額より納付 すべき税額）（⑮⑥-⑰）
円										円	円	円
(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑪又は⑫の各欄の金額を受益者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」 を記入します。 2 ⑧又は⑨の各欄は、⑪又は⑫の各欄の金額を受益者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適 用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑨欄は、⑨欄の金額を受益者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑩欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑪又は⑫の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入 します。 6 ⑬欄の金額を第1表の受益者の⑭欄に転記します。⑬欄の金額（⑮⑥-⑰）がマイナスとなるときは「0」と記入します。												
4 信託財産責任負担債務の額の計算												
番号	① 債権の金額	② 債権の金額のうち各信託 ごとの価額の合計額	③ ②①×②+③の金額	④ 各信託に関する権利に係 る外国税額控除額	⑤ 信託財産責任負担債務 の額（②④-⑤）							
	円	円	円	円	円							
信託財産責任負担債務の額の合計額												
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書 を出す受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、 信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。） 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ①欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に 関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合 計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ②欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額 を記入します。 5 ⑤欄の金額（②④-⑤）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。												

第1表の付表3（参元、7）

（参4-96-A4統一）

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 （令9.7）	書 き か た 等 この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 （平30.7）

改正後

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に
課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を作成する場合には、裏面を作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

人格のない社団等
又は持分の定め
のない法人の名称

第1表の付表4

(平成31年1月分以降適用)

1 遺贈により取得した財産の明細等						
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 （単位・単位 ・単位）	価額
1						円
2						
3						
4						
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の 所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入され る財産の価額の合計額						② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

① 法人税法の規定により益金の額に 算入される遺贈により取得した財 産の価額の合計額（②の金額）	④ ③の価額に基づく事業税の所 得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法 人特別税の額	⑥ ③の価額に基づく地方 税特別税等相当額 （④+⑤）
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の 基となる価額（③-④）	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の 所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方 税特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑤の金額に基づく地方法 人税の額	⑫ ⑤の金額に基づく道府県民 税の法人税割の額	⑬ ⑤の金額に基づく市町村 民税の法人税割の額	⑭ 法人税等に相当する額（⑧+⑨+ ⑩+⑪+⑫+⑬）
円	円	円	円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算（特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこ
ちらの計算は不要です。）

⑮ 相続税の差引税額（第1表 の⑩の金額）	⑯ 法人税法の規定により益金 の額に算入される遺贈により取 得した財産に対応する差引税 額（⑩×⑫+⑬）	⑰ 法人税等に相当する額（⑮ の金額）	⑱ 限度額（⑮の金額と⑰の金額 のうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円	円

4 申告納税額（納付すべき税額）の計算（特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。）
（注）⑮の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の⑮欄に記載します。

⑮ 相続税の差引税額（第1表 の⑩の金額）	⑯ 相続税額から控除する法人税 等に相当する額（⑮の金額）	⑰ 申告納税額（納付すべき税 額）（⑮-⑯）	⑱ 当該法人が一般社団法人 又は一般財団法人である場 合には、レ印を記入してく ださい。
円	円	円	☐

第1表の付表4（令和7）

（資4-20-1-4-A4統一）

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に
課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を作成する場合には、裏面を作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

人格のない社団等
又は持分の定め
のない法人の名称

第1表の付表4

(平成30年4月分以降適用)

1 遺贈により取得した財産の明細等						
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 （単位・単位 ・単位）	価額
1						円
2						
3						
4						
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の 所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入され る財産の価額の合計額						② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

① 法人税法の規定により益金の額に 算入される遺贈により取得した財 産の価額の合計額（②の金額）	④ ③の価額に基づく事業税の所 得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法 人特別税の額	⑥ ③の価額に基づく地方 税特別税等相当額 （④+⑤）
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の 基となる価額（③-④）	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の 所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方 税特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑤の金額に基づく地方法 人税の額	⑫ ⑤の金額に基づく道府県民 税の法人税割の額	⑬ ⑤の金額に基づく市町村 民税の法人税割の額	⑭ 法人税等に相当する額（⑧+⑨+ ⑩+⑪+⑫+⑬）
円	円	円	円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算（特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこ
ちらの計算は不要です。）

⑮ 相続税の差引税額（第1表 の⑩の金額）	⑯ 法人税法の規定により益金 の額に算入される遺贈により取 得した財産に対応する差引税 額（⑩×⑫+⑬）	⑰ 法人税等に相当する額（⑮ の金額）	⑱ 限度額（⑮の金額と⑰の金額 のうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円	円

4 申告納税額（納付すべき税額）の計算（特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。）
（注）⑮の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の⑮欄に記載します。

⑮ 相続税の差引税額（第1表 の⑩の金額）	⑯ 相続税額から控除する法人税 等に相当する額（⑮の金額）	⑰ 申告納税額（納付すべき税 額）（⑮-⑯）	⑱ 当該法人が一般社団法人 又は一般財団法人である場 合には、レ印を記入してく ださい。
円	円	円	☐

第1表の付表4（平成30）

（資4-20-1-4-A4統一）

改正後	改正前
書きかた等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。 (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 (4) 「⑫」及び「⑬」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された ⑭の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。	書きかた等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。 (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 (4) 「⑫」及び「⑬」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された ⑭の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正後

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社 団法人等の名称	
--	--------------------------	--

第1表の付表5

(平成31年1月分以降用)

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。		
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	①	円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④	円
相続開始の時にける基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥	円
相続開始の時にける同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑥の数)に1を加えた数	⑦	
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥×⑦)	⑧	円
(注) ⑧の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。		

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)		
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑩の金額)	⑩	円
相続税の差引税額(第1表の⑪の金額)	⑪	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の⑫の金額)	⑫	円
相続税の課税価格(第1表の⑩の金額)	⑬	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑬÷⑪)	⑭	円
控除額(⑩の金額と⑭の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑮	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	①	円
①の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	②	円
控除対象金額(①-②)	③	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ④の金額を特定一般社団法人等の第1表の④欄に転記します。			
⑩ 相続税の差引税額(第1表の⑪の金額)	⑪ 相続税額から控除する法人税等に相当する額(⑩の金額)	⑫ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額(①の金額)	⑬ 申告納税額(納付すべき税額)(⑩-⑪-⑫)(赤字の場合は0)
円	円	円	円

5 控除対象税額の残額の計算(⑬-⑭-⑮)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)		
⑬の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑬-⑭)	⑭	円
控除対象税額の残額(⑬-⑭)	⑮	円

第1表の付表5(令元:7)

(資4-20-1-5-A.4統一)

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社 団法人等の名称	
---	--------------------------	--

第1表の付表5

(平成30年4月分以降用)

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。		
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	①	円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④	円
相続開始の時にける基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥	円
相続開始の時にける同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑥の数)に1を加えた数	⑦	
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥×⑦)	⑧	円
(注) ⑧の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。		

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)		
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑩の金額)	⑩	円
相続税の差引税額(第1表の⑪の金額)	⑪	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の⑫の金額)	⑫	円
相続税の課税価格(第1表の⑩の金額)	⑬	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑬÷⑪)	⑭	円
控除額(⑩の金額と⑭の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑮	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	①	円
①の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	②	円
控除対象金額(①-②)	③	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ④の金額を特定一般社団法人等の第1表の④欄に転記します。			
⑩ 相続税の差引税額(第1表の⑪の金額)	⑪ 相続税額から控除する法人税等に相当する額(⑩の金額)	⑫ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額(①の金額)	⑬ 申告納税額(納付すべき税額)(⑩-⑪-⑫)(赤字の場合は0)
円	円	円	円

5 控除対象税額の残額の計算(⑬-⑭-⑮)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)		
⑬の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑬-⑭)	⑭	円
控除対象税額の残額(⑬-⑭)	⑮	円

第1表の付表5(平30:7)

(資4-20-1-5-A.4統一)

改正後

書きかた等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続開始の日以後に作成されたその特定一般社団法人等の登記事項証明書とともに、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。
 - 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
 - 「⑦」欄の「相続開始の時点における同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。

なお、「⑨」及び「⑩」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時に公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。

2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。

- 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
- 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること

3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

改正前

書きかた等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続開始の日以後に作成されたその特定一般社団法人等の登記事項証明書とともに、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。
 - 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
 - 「⑦」欄の「相続開始の時点における同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。

なお、「⑨」及び「⑩」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時に公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。

2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。

- 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
- 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること

3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

改正後

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表
(平成31年1月分以降用)

この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。 なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、相続時特種課税法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第10項第2号に規定する管理財産又は同法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第10項第2号に規定する管理財産がある人は、第4表の付添を付添します。 (注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の相続税控除前の相続税額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額)	①	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	②	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	③	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	④	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	⑤	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×②×③) ただし、上記①～⑥の金額がある場合には、 (①×②×③×④×⑤×⑥)×0.2となります。	⑦	円	円	円	円
(注) 1 相続時特種課税適用者である者が相続開始の時までに被相続人の受子となった場合は、「相続時特種課税に係る贈与を受けている人、かつ、相続開始の時までに被相続人との続所に変更があった場合」には含まれませんので①欄から⑥欄までの記入は不要です。 2 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑧」欄に転記します。					

第4表(今元7)

(表4-20-5-1-A4表-)

改正前

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表
(平成28年分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算 この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。 なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、相続時特種課税法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第10項第2号に規定する管理財産がある人は、下記「2」加算の対象とならない相続税額の計算（管理財産がある場合）」を作成します。 (注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の相続税控除前の相続税額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額)	①	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	②	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	③	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	④	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②・第1表③) を加算した金額 (①×②×③)	⑤	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×②×③) ただし、上記①～⑥の金額がある場合には、 (①×②×③×④×⑤×⑥)×0.2となります。	⑦	円	円	円	円
(注) 1 相続時特種課税適用者である者が相続開始の時までに被相続人の受子となった場合は、「相続時特種課税に係る贈与を受けている人、かつ、相続開始の時までに被相続人との続所に変更があった場合」には含まれませんので①欄から⑥欄までの記入は不要です。 2 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑧」欄に転記します。					

2 加算の対象とならない相続税額の計算（管理財産がある場合） この表は、加算の対象となる人のうちに、相続時特種課税法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第10項第2号に規定する管理財産で被相続人から相続や遺贈により取得したものとなされたものがある人が記入します。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の相続税控除前の相続税額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額)	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとなされた管理財産 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	③	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	④	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	⑤	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	⑥	円	円	円	円
相続税額を 控除した 後の金額 (第1表⑤又は第1表⑥の金額) に、 相続人から相続、遺贈や相続時特種課税 に係る贈与によって取得した財産で、 相続税額に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	⑦	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 (①×②×③) ただし、上記①～⑥の金額がある場合には、 (①×②×③×④×⑤×⑥)×0.2となります。	⑧	円	円	円	円
(注) 各人の⑧欄の金額を上記「1 相続税額の加算金額の計算」のその人の⑦欄「下記「2」の⑧の金額」欄に転記します。					

第4表(平28.7)

(表4-20-5-1-A4表-)

改正後

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

1 措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、相続時特種課税法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したもののみとなる寄附金等 措置法第70条の2の2第10項第2号に規定する管理残額がある人に限ります。)						
本人の相続開始前の相続税額 (第1表の⑤又は第1表の⑥の金額)	①	円	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理残額	②	円	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	③					
償却及び葬式費用の金額 (第1表の④)	④					
③-④(赤字のときは0)	⑤					
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から贈与財産に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑥)	⑥					
加算の対象とならない相続税額 ①× ⑤⑥ ⑤を乗ずる場合には、 ⑥を上乗せします。	⑦	円	円	円	円	円

(注)各人の⑦欄の金額を第4表のその人の⑦欄に転記します。

2 措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、相続時特種課税法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したもののみとなる寄附金等 措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある人に限ります。)						
本人の相続開始前の相続税額 (第1表の⑤又は第1表の⑥の金額)	⑧	円	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理残額	⑨	円	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	⑩					
償却及び葬式費用の金額 (第1表の④)	⑪					
⑩-⑪(赤字のときは0)	⑫					
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から贈与財産に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑥)	⑬					
加算の対象とならない相続税額 ①× ⑤⑥ ⑤を乗ずる場合には、 ⑥を上乗せします。	⑭	円	円	円	円	円

(注)各人の⑭欄の金額を第4表のその人の⑭欄に転記します。

第4表の付表(平成17)

(第1-20-3-2-A 1 第1)

第4表の付表(平成31年1月分以降用)

改正前

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

(措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある場合)

この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、相続時特種課税法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したもののみとなる寄附金等 措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある人に限ります。)						
本人の相続開始前の相続税額 (第1表の⑤又は第1表の⑥の金額)	①	円	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理残額	②	円	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	③					
償却及び葬式費用の金額 (第1表の④)	④					
③-④(赤字のときは0)	⑤					
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から贈与財産に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑥)	⑥					
加算の対象とならない相続税額 ①× ⑤⑥ ⑤を乗ずる場合には、 ⑥を上乗せします。	⑦	円	円	円	円	円

(注)各人の⑦欄の金額を第4表「1 相続税額の加算金額の計算書」のその人の⑦欄(第4表の付表②の金額)欄に転記します。

第4表の付表(平成27)

(第1-20-3-2-A 1 第1)

第4表の付表(平成27年4月分以降用)

改正後

改正前

外国税額控除額
農地等納税猶予税額 の 計 算 書

被相続人

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税の国名及び税の名称	①納税額 (円)	②税率 (%)	③の日現在における邦貨換算率	④邦貨換算税額 (②×③)	⑤邦貨換算在外純財産の価額	⑥取得財産の価額の合計	⑦相次相続控除後の税額×⑥	⑧控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
		..			円	円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) ① ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
② ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
③ 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑦」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑤の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第6表の「⑤の農業相続人の⑤の金額」)	②		
税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑧+⑨の金額)	③		
第3表⑤の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第6表の「⑤の農業相続人の⑤の金額」)	⑤		
計の算額 (③-④+⑤)の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+⑥-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表の⑦欄の金額を第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。

第8表(令和7)

(資4-20-9-1-A4統一)

外国税額控除額
農地等納税猶予税額 の 計 算 書

被相続人

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税の国名及び税の名称	①納税額 (円)	②税率 (%)	③の日現在における邦貨換算率	④邦貨換算税額 (②×③)	⑤邦貨換算在外純財産の価額	⑥取得財産の価額の合計	⑦相次相続控除後の税額×⑥	⑧控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
		..			円	円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) ① ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
② ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
③ 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑦」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑤の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第6表の「⑤の農業相続人の⑤の金額」)	②		
税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑧+⑨の金額)	③		
第3表⑤の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第6表の「⑤の農業相続人の⑤の金額」)	⑤		
計の算額 (③-④+⑤)の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+⑥-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税等についての納税猶予及び免除、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特典、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、第8表の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。

第8表(平成31)

(資5-20-9-1-A4統一)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書						被相続人等	
この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が前被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得倍率等の一部を改正する特例（平成21年法律第13号）又は改正法の施行期日の経過措置（特例第4条第4項）に基づき、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けていることによる取得等に関する事項の特則を適用してください。 この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。							
1 対象非上場株式等に係る会社							
① 会社名				⑦ 前被相続人の日から5か月後における経営承継相続人等の氏姓名			
② 会社の整理番号（会社の所属税務署名）		〒 番					
③ 事業科目				④ 円換化後の認定 の状況		認定年月日 年 月 日	
⑤ 相続開始の時点における資本金の額		円		認定番号			
⑥ 相続開始の時点における資本準備金の額		円		⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であるか否かの会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有様			
⑨ 相続開始の時点における従業員数		人		有 無			
2 対象非上場株式等の明細							
① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等		② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等		④ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「2(3)」参照）	
円・口・円		円・口・円		円・口・円		円	
						A	
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算							
この欄は、「 <u>2 対象非上場株式等の明細</u> 」の③欄に記載することができ得る株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。							
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の1%未満） （1株・口・円未満の数値切り上げ）		② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等		③ ①－②の数等（赤字の場合は0）		④ 2の③欄の限度となる数等（③欄の数等と2の③欄の数等のうちいずれか少ない方の数等）	
円・口・円		円・口・円		円・口・円		円・口・円	
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項							
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特例措置法第70条の7）又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は記入しようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。							
① 取得の経路		② 取得年月日		③ 申請した税務署名		④ 贈与者又は被相続人の氏名	
贈与・相続等		年 月 日		署			
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、相続特例措置法施行規則第23条の10第2項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照等）について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	種目	利用区分	所在箇所等	数量	① 価額	② 出資者・贈与者の氏名・名称
+ +						円	
+ +							
+ +							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$)							%
上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日 所在地 _____ 会社名 _____ 代表者氏名 _____ 印							
(経営承継税務係)		法人管理課番号		—		人力	確認

第8の2表の付表1 (平成31年1月分以降用)

非上場株式等についての取得税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の取得税

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象者（非上場株式等の明細書）		被相続人	
この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象者（非上場株式等）について、その相続をするとき、なお、経営者（相続人等が管理する人）の地位により計算した遺産の価額に算入される会社の株式等を取得している場合で、その株式等の取得による増減額の申告において有価証券等の一部を指定する（平成21年法律第12号）によると定款の前記特約放棄条件（条の2、前記特約条の3の2又は前記特約条の4の4の規定の適用を受けている）を含むこの明細書と併せて提出することによって2条の2第2項を使用してください。この明細書の記入に関しては、最初に注意してください。		経営者（相続人等）	
1 対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		② 初設開始の日から訪日開始における経過 満期（相続人の存続期間）	
③ 会社の登録番号（会社の所管税務署名）	() 番	④ 設立年月日	平成 年 月 日
⑤ 事業内容		⑥ 西暦化日の設定 の状況	西 暦 年 月 日
⑦ 初設開始の時における資本金の額	円	⑧ 認定番号	
⑨ 初設開始の時における資本金償還の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であり、その会社との間に支配関係がある法人が保有する外国企業等の株式等の形態	
⑪ 初設開始の時における従業員数	人	有	無
2 対象非上場株式等の明細			
① 初設開始の時における新行換式等の総数等	② 該相続人から譲受又は滅亡により取得した換式等の数等	③ ②のうち、無数の適用を受けうる換式等の数等	④ 1株(1口)当たりの金額(裏面の「2(2)」参照)
⑤ 債権・株式	債権・株式	債権・株式	債権・株式
			A
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の程度数（限度額）の計算 この度は、「1 対象非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けることのできる株式等の数等の程度数（限度額）」の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の1分の2に相当する数等（注の①を参見） [1株・口・日本円の総額以上]円	② 経営者（相続人等）が初設開始前から保有する数等	③ ①-②の数等（赤字の場合は0）	④ ②の③乗の限度となる数等（③乗の数等と②の③乗の数等のうちいずれか少ない方の数等）
⑤ 債権・株式	債権・株式	債権・株式	債権・株式
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 この欄は、経営者（相続人等）、その初設開始前に譲受又は担保等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続時特例措置法第70条の2）又は「非上場株式等についての納税猶予及び免除（同法第10条の2の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその譲受又は担保等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 中間とした協定署名	④ 譲受先又は被相続人の氏名
譲受・担保等	平成 年 月 日		姓
5 会社が強迫出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、相続税特別措置法施行規則第23条の10、第20条第3号の規定に基づき、会社が初設開始前3年以内に経営者（相続人等）が経営者（相続人等）と特別の関係にある者（表頭の「4」(1)参照）から強迫出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照）について記入します。なお、この明細書に示す会社が創作活動その他の内容を創出したと判断を認められずして発生しませんでした。			
取得年月日	種類	権利区分	所有場所等
年 月 日			
⑤ 強迫出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）			
⑥ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）			
⑦ 強迫出資等義徳の保有割合（ $\frac{\text{⑤}}{\text{⑥}}$)			
上記の明細の内容に相違ありません。			
平成 年 月 日			
出 発 地			
会 社 名			
代表者（代表）			
経営者（相続人等）	個人等（相続人等）	人立	確認

第8の2表の付表1 (平成30年分以降)

改正後

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ⑤欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を記入してください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ⑤欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を記入してください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

(1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。

(2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。

イ 平成20年12月31日以前に相続時特種課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）

ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時特種課税に係る贈与の日から同項第1号ロに規定する選択日（原則として、選択年の翌年3月15日から1年を経過する日）をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を含みます。）

(3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

(1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。

(2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

(3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8条の特別関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第3号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

(1) (1)欄の発行済株式等の総数及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

(2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。

なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ」イ及びロ以外の対象非上場株式等）に記載された株式等をいいます。）についてこの制度の適用を受けることはできません。

(注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について合併・分割・株式交換等があった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。(3)において同じです。)

(3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の③欄の価額は、贈与の時点における価額を記入します。

(4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。

(5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る③欄の価額は、相続開始の時点における価額を記入します。なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第3号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。

(6) A欄の金額(③欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税猶予現額」の①欄に転記します。なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予現額」の基となる相続税の総額の計算の①欄に記入します。

4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

(1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。

(2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。

(3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署を記入してください。

(4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

(1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。

なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。

(3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。

(4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。

(5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令第108号の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

(1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令第108号の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特別対象受贈株式等」、「特別対象株式等」、「特別対象山林」、「特別対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要で

(以下、7)

改正前

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

(1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。

(2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。

イ 平成20年12月31日以前に相続時特種課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）

ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時特種課税に係る贈与の日から同項第1号ロに規定する選択日（原則として、選択年の翌年3月15日から1年を経過する日）をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を含みます。）

(3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

(1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。

(2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

(3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8条の特別関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第3号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

(1) (1)欄の発行済株式等の総数及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

(2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。

なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ」イ及びロ以外の対象非上場株式等）に記載された株式等をいいます。）についてこの制度の適用を受けることはできません。

(注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について合併・分割・株式交換等があった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。(3)において同じです。)

(3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の③欄の価額は、贈与の時点における価額を記入します。

(4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。

(5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る③欄の価額は、相続開始の時点における価額を記入します。なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第3号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。

(6) A欄の金額(③欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税猶予現額」の基となる相続税の総額の計算の①欄に転記します。なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予現額」の基となる相続税の総額の計算の①欄に記入します。

4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

(1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。

(2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。

(3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署を記入してください。

(4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

(1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。

なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。

(3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。

(4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。

(5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令第108号の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

(1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令第108号の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特別対象受贈株式等」、「特別対象株式等」、「特別対象山林」、「特別対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要で

(以下、7)

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（相続特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受けようとする場合で、相続特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から③までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

□ 相続特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

□ 相続特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号への認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、相続特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。

□ 相続特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の4第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から③までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の経理上では原則として経理上の関係な損減を含みます。 2 資産には、相続特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みます。	円
④ $(③ \div ② \times 100)$	30%以上で あれば適用可 → %

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の補助書（同条第1項第1号に係るものに限りす。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りす。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減少又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ $(③ \div ② \times 100)$	20%以上で あれば適用可 → %

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の補助書（同条第1項第2号に係るものに限りす。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りす。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ $(③ \div ② \times 100)$	70%以下で あれば適用可 → %

※ ④に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の補助書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限りす。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限りす。）の写しを添付してください。

第8の2表の付表4（令元7）

（資4-20-9-11-A4統一）

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（相続特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受けようとする場合で、相続特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から③までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

□ 相続特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

□ 相続特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号への認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、相続特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。

□ 相続特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の4第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から③までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の経理上では原則として経理上の関係な損減を含みます。 2 資産には、相続特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みます。	円
④ $(③ \div ② \times 100)$	30%以上で あれば適用可 → %

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の補助書（同条第1項第1号に係るものに限りす。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りす。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減少又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ $(③ \div ② \times 100)$	20%以上で あれば適用可 → %

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の補助書（同条第1項第2号に係るものに限りす。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りす。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日：平成 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ $(③ \div ② \times 100)$	70%以下で あれば適用可 → %

※ ④に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の補助書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限りす。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限りす。）の写しを添付してください。

第8の2表の付表4（平30-7）

（資4-20-9-11-A4統一）

第8の2表の付表4

（平成30年分以降適用）

改正後

特例株式等納税猶予税額の計算書

特例株式会社等納税猶予税額の計算書		法人番号
この計算書は、特別経営承認組成人等又は特別経営承認未承認者等に該当する人が非上場株式等について前年度の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額（特別株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。		特別経営承認組成人 特別経営承認組成人等 特別経営承認未承認者
(注) 特別経営承認組成人等及び特別経営承認未承認者に該当する人を、以下この計算書（第8条の2の2）において「特別経営承認人」と表記しています。		
知は、第8条の2の2の付表の「2 特別経営承認上場株式等の明細」又は第8条の2の2の付表の「2 特別経営承認非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資のうち明細②の欄の項目等の数等）について非上場株式等についての納税猶予税額の計算（但し特別経営税法第10条の7の第5項1項、同法第10条の7の第5項1項の適用を受けず）。		
1 特別株式等納税猶予税額の計算と相殺後の総額の計算		
(1) 「特定金額に基づく課税進捗率額」等の計算		
① 特別経営承認人の前年の2月の付表1・付表2のA欄の合計額		円
② 特別経営承認人に前年度及び翌年度の金額（第1条のその他の⑤欄の金額）		
③ 特別経営承認人が前年度又は翌年によう取得した株主の報酬（その特別経営承認人の第1条の④+⑥）（又は第3条の⑧欄の金額）		
④ 特別株主償還額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）		
⑤ 特定金額（①-④）（1,000円未満を切り捨て）（赤字の場合は0）		円
⑥ 特別経営承認人以外の自然人等の源泉徴収額の合計額（その特別経営承認人以外の者の第1条の⑤欄（又は第3条の⑨欄）の金額の合計）		円
⑦ 通称控除額（第2条の⑩欄の金額）		円
⑧ 特定金額に基づく課税進捗率額（④+⑤-⑥）		円
(2) 「特定金額に基づく相殺後の総額」等の計算		
① 法定相続人の氏名	② 法定相続分	特定金額に基づく相殺後の総額の計算
		③ 法定相続分に④より取得金額
		④ 特定金額の総額とされる金額（第2条の「標準額」に準拠します。）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
法定相続分の合計	3	⑤ 相殺後の総額（③+④の合計額）
		円
(注) 1 ⑤欄の「第1条の④+⑥」の金額は、特別経営承認人が前年度別置資産70条の6第1項の規定による基準等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3条の⑤欄」の金額となります。また、⑤欄の「第1条の⑤欄」の金額は、前年度又は翌年によう取得した人のうち最初に前年度別置資産70条の6第1項の規定による基準等についての納税猶予及び免除等の適用を受けるべき人は、（第3条の⑤欄）の金額となります。（※必ずしも）		
2 ⑥及び⑦欄に第2条の⑩欄の「法定相続人」の氏名を記載し、⑧欄の法定相続人に定めた法定相続分を填められなければならない。		
2 特別株式等納税猶予税額の計算		
① 特別経営承認人の第1条の④+⑥の金額		円
② 特定金額に基づく特別経営承認人の支出税額（1の④+⑥の①の④+⑥）		
③ 特定金額に基づく相殺後の2割加算が行われる場合の追加金額（ $a \times 20\%$ ）		
$a = ① + ② - ③$ 特別経営承認人の第1条の④+⑥の金額（赤字の場合は0）		
④ 特別経営承認人の第1条の⑤欄に基づく買付控除（その人の第1条の⑤（又は⑥）+④-⑦）（赤字の場合は0）		
⑤ $① + a - b$ の金額（赤字の場合は0）		
$b = ① + ② - ③$ の金額（赤字の場合は0）		
⑥ 特別経営承認上場株式等又は特別対象相対非上場株式等に係る会社が上記にある会社としての特別株式等納税猶予税額（第2条のイ（会社））		
⑦ 特別経営承認非上場株式等又は特別対象相対非上場株式等に係る会社が上記にある会社としての特別株式等納税猶予税額（第2条のロ（会社））		
⑧ 特別経営承認上場株式等又は特別対象相対非上場株式等に係る会社が上記にある会社としての特別株式等納税猶予税額（第2条のハ（会社））		
⑨ 特別経営承認非上場株式等又は特別対象相対非上場株式等に係る会社が上記にある会社としての特別株式等納税猶予税額（第2条のニ（会社））		
⑩ 特別株式等納税猶予税額（⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩）の金額（100円未満を切り捨て）（又は⑤の金額の合計額）（ $a \times 80\%$ ）		
(注) 1 b欄の算式式の「第1条の⑤」の金額については、相殺又は減額により対応を要しない人のうちに前年度別置資産70条の6第1項の規定による基準等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第1条の⑤」の金額とします。		
2 ⑥欄については、特別経営承認上場株式等又は特別対象相対非上場株式等に係る会社が上記にある会社の場合には、⑥欄の記入は不要で、⑥欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満を切り捨て）。なお、イからニまでの各欄の算式式の「株式等」に係る金額とは、第8条の2の2の付表1の「2 特別経営承認上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第2の2の付表2の「2 特別経営承認非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社は4社以上ある場合は、宣言の用紙に会社ごとの特別株式等納税猶予税額を記載し添付してください。		
3 ⑩欄のA欄の金額を特別経営承認人の第8条の8条の「特別株式等納税猶予税額」欄に記載します。なお、特別経営承認人が他の相殺後の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑩欄のA欄の金額によらず、第6条の7条の⑩欄の金額を特別経営承認人の第8条の8条の「特別株式等納税猶予税額」欄に記載します。		

第8の2の2表 (令元, 7)

(管 4-20-9-12-A 4 統一)

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書

[illegible]

第3の2の2乗(平加、7)

〔資料—20—9—12—A 6 節—〕

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		被相続人	
特例経営承継相続人等			
1 特例対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名	② 会社の特記事項(会社の所轄税務署名)	③ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日 平成 年 月 日
④ 事業題目	⑤ 相続開始の時点における資本金の額	⑥ 円換化法の認定の状況	確定年月日 平成 年 月 日
⑦ 相続開始の時点における資本準備金の額	⑧ 円換化法の認定の状況	⑨ 確定年月日	平成 年 月 日
⑩ 相続開始の時点における従業員数	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無

2 特例対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口)当たりの価額(裏面の「4.(2)」参照)	⑤ 価額(③×④)
				A

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この事項は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(相続税特別措置法第70条の7の6)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日		

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続税特別措置法施行規則第23条の12の3第14項第9号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4.(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4.(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(②/③)							%

上記の明細の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

非営利法人等	法人番号	—	人口	年齢			
--------	------	---	----	----	--	--	--

第8の2の2表の付表1(平成31年1月分以降)

(第4-20-9-13-A 4 続)

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		被相続人	
特例経営承継相続人等			
1 特例対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名	② 会社の特記事項(会社の所轄税務署名)	③ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日 平成 年 月 日
④ 事業題目	⑤ 相続開始の時点における資本金の額	⑥ 円換化法の認定の状況	確定年月日 平成 年 月 日
⑦ 相続開始の時点における資本準備金の額	⑧ 円換化法の認定の状況	⑨ 確定年月日	平成 年 月 日
⑩ 相続開始の時点における従業員数	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無

2 特例対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口)当たりの価額(裏面の「4.(2)」参照)	⑤ 価額(③×④)
				A

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この事項は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(相続税特別措置法第70条の7の6)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日		

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続税特別措置法施行規則第23条の12の3第14項第9号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4.(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4.(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(②/③)							%

上記の明細の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

非営利法人等	法人番号	—	人口	年齢			
--------	------	---	----	----	--	--	--

第8の2の2表の付表1(平成31年1月分以降)

(第4-20-9-13-A 4 続)

改正後

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその税額を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税額予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第5項の都道府県知事の承認を受けた日及び承認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ②欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同条第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同条第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税額予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署者を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令和7)

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその税額を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税額予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第4項の都道府県知事の承認を受けた日及び承認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ②欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同条第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同条第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税額予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署者を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(平成7)

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書

[illegible]

第8の2の2表の付表2(令元、7)

(警 4-30-9-14-A 4 統一)

第8の2の2表の付表2（平成31年1月分以降用

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書

[illegible]

第 8 の 2 の 2 変数の表 2 (平均 2)

(例 4) $100 - 10 = 90$ (元)

第8の2の2表の付表2（平成30年分用）

その出口は異なる必要がありません

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（相続税特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとはみなされず）場合を含みます。1. 株式等については非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、相続税特別措置法第70条の7の6第26項の規定において適用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において適用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。	被相続人 特別経営承継人 特別経営承継人等 特別経営承継人等 特別対象非上場株式等又は特別対象相続非上場株式等に係る会社の名称
--	---

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特別対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特別対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から④までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

- 相続税特別措置法第70条の7の6第26項において適用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第1号に掲げる特別認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において適用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
- 相続税特別措置法第70条の7の6第26項において適用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特別経営承継人等の要件から、同号への特別認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、相続税特別措置法施行規則第23条の12の3第1項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
- 相続税特別措置法第70条の7の8第14項において適用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特別認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続税特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から④までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（資産対照表の帳簿面額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により損失をした資産の価額の合計額 (注) 1 損失には、通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、相続税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
④ $(③ \div ②) \times 100$	30%以上で あれば適用可

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の附則書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第1号に保るものに限ります。）の年し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第1号に保るものに限ります。）の年しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により損失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ $(③ \div ②) \times 100$	20%以上で あれば適用可

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の附則書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第2号に保るものに限ります。）の年し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第2号に保るものに限ります。）の年しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同年度の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同年度の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。） (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日：年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で あれば適用可

※ ③に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の附則書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第5号又は第6号に保るものに限ります。）の年し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第5号又は第6号に保るものに限ります。）の年しを添付してください。

第8の2の2表の付表3（令7）

（資4-20-9-15-A4統一）

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（相続税特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとはみなされず）場合を含みます。1. 株式等については非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、相続税特別措置法第70条の7の6第26項の規定において適用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において適用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。	被相続人 特別経営承継人 特別経営承継人等 特別経営承継人等 特別対象非上場株式等又は特別対象相続非上場株式等に係る会社の名称
--	---

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特別対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特別対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から④までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

- 相続税特別措置法第70条の7の6第26項において適用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第1号に掲げる特別認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において適用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
- 相続税特別措置法第70条の7の6第26項において適用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特別経営承継人等の要件から、同号への特別認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、相続税特別措置法施行規則第23条の12の3第1項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
- 相続税特別措置法第70条の7の8第14項において適用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特別認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続税特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から④までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（資産対照表の帳簿面額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により損失をした資産の価額の合計額 (注) 1 損失には、通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、相続税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
④ $(③ \div ②) \times 100$	30%以上で あれば適用可

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の附則書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第1号に保るものに限ります。）の年し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第1号に保るものに限ります。）の年しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により損失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ $(③ \div ②) \times 100$	20%以上で あれば適用可

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の附則書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第2号に保るものに限ります。）の年し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第2号に保るものに限ります。）の年しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同年度の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同年度の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。） (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日：平成 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で あれば適用可

※ ③に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の附則書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第5号又は第6号に保るものに限ります。）の年し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書（同令第3項の規定により適用される同令第1項第5号又は第6号に保るものに限ります。）の年しを添付してください。

第8の2の2表の付表3（平70）

（資4-20-9-15-A4統一）

改正前

(鄂) 登字—20—第—7—号—A 4 册

海軍の軍艦は、輸入する船舶を監視する。

改正後

改正前

医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相対人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税額予税額（医療法人持分納税額予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

知は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けず。（適用を受ける特例の「□」に印を記入します。）
☐ 医療法人の持分についての納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）
☐ 医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）

1 医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① 医療法人持分相対人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のAの金額）	
② 医療法人持分相対人等に係る債務及び贈与費用の金額（その医療法人持分相対人等の第1表の⑤の金額）	
③ 医療法人持分相対人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相対人等の第1表の⑩＋⑪）又は第3表の⑤の金額）	
④ 控除未済資産額（①＋②－③）（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	000
⑥ 医療法人持分相対人等以外の相続人等の課税遺産の合計額（その医療法人持分相対人等以外の相続人等の第1表の⑤又は第3表の⑤の金額の合計額）	000
⑦ 基礎控除額（第2表のD欄の金額）	000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

特定価額に基づく相続税の総額の計算	
① 法定相続人の氏名	② 法定相続分
	③ 法定相続分に占める持分金額（⑧×②）
	④ 相続税の総額の基礎となる遺産（第2表の「課税遺産」を計算します。）
法定相続分の合計	1
	⑤ 相続税の総額（④の合計額）
	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の①＋②」の金額は、医療法人持分相対人等が租税特別措置法第70条の第1項の規定による優遇等についての納税額予及び免除等の適用を受ける場合は、「第1表の⑤」の金額となります。また、⑤欄の「第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により取得した人のうち相続税特別措置法第70条の第1項の規定による優遇等についての納税額予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑤」の金額となります。
2 ⑤と⑥は同様に、第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「④他の法定相続人に占める法定相続分」欄にそれぞれ記載します。

2 医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 医療法人持分相対人等の第1表の⑧（⑧＝①－②）の金額	
② 特定価額に基づく医療法人持分相対人等の課税遺産「1」の⑧×①の②／①の⑧＝②」の金額	
③ 特定価額に基づく相続税の総額と特定価額が行われる場合の加算金額（⑤×②％）	
④ ⑧－③＝医療法人持分相対人等の第1表の⑤の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 医療法人持分相対人等の第1表の⑤の税額計算に基づく算出税額（その医療法人持分相対人等の第1表の⑤（又は④）＋⑤－⑥）（赤字の場合は0）（⑥＝④）	
⑥ ④－⑤の金額（赤字の場合は0）	
⑦ 特例の適用に係る医療法人が法人以上ある場合は医療法人ごとの医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦）	
イ 「医療法人」に係る医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦の持分の税額／①の⑦）（100円未満切捨て）	00
ロ 「医療法人」に係る医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦の持分の税額／①の⑦）（100円未満切捨て）	00
ハ 「医療法人」に係る医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦の持分の税額／①の⑦）（100円未満切捨て）	00
⑧ 医療法人持分納税額予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）又は⑦の金額の合計額）（⑧＝⑦）	00

イ 「医療法人の持分についての納税額予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額（⑧×⑧） （⑧の金額を記入します。）	A	00
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額（⑧×⑧） （⑧の金額を記入します。）	B	00
ハ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額（⑧×⑧） （第8の4表の付表のFの金額を記入します。）	B	

(注) 1 ⑧欄の算式中の「第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の第1項の規定による優遇等についての納税額予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、医療法人持分相対人等の「第1表の⑤」の金額となります。
2 ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が法人以上ある場合は、⑧欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑧欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税額予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の12第2項に規定する納税額予の税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の税額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が4人以上ある場合は、適宜の順序に医療法人ごとの医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額を記載しなくてはなりません。
3 ⑧欄は、イ又はロの場合に応じて、医療法人持分納税額予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、第8の4表の付表のFの金額に、⑧のときに⑧欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基本類型別医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に記載します。また、その算出した総額のA又はB欄の金額を医療法人持分相対人等の第8の8表の「医療法人持分納税額予税額」又は第1表の「医療法人持分納税額予税額」欄に記載します。なお、医療法人持分相対人等が、他の相続税の適用を受ける場合には、第8の7表の⑧欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相対人等の第8の8表の「医療法人持分納税額予税額」又は第1表の「医療法人持分納税額予税額」欄に記載します。

租税特別措置法 入力 確認

第8の4表（令和7） (第4-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿)

医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相対人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税額予税額（医療法人持分納税額予税額）又は税額控除額（医療法人持分納税額予税額）を算出するために使用します。

知は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けず。（適用を受ける特例の「□」に印を記入します。）
☐ 医療法人の持分についての納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7の8第1項（平成30年4月1日以降は同法第70条の7の12第1項））
☐ 医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の9第1項（平成30年4月1日以降は同法第70条の7の13第1項））

1 医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① 医療法人持分相対人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のAの金額）	
② 医療法人持分相対人等に係る債務及び贈与費用の金額（その医療法人持分相対人等の第1表の⑤の金額）	
③ 医療法人持分相対人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相対人等の第1表の⑩＋⑪）又は第3表の⑤の金額）	
④ 控除未済資産額（①＋②－③）（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	000
⑥ 医療法人持分相対人等以外の相続人等の課税遺産の合計額（その医療法人持分相対人等以外の相続人等の第1表の⑤又は第3表の⑤の金額の合計額）	000
⑦ 基礎控除額（第2表のD欄の金額）	000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

特定価額に基づく相続税の総額の計算	
① 法定相続人の氏名	② 法定相続分
	③ 法定相続分に占める持分金額（⑧×②）
	④ 相続税の総額の基礎となる遺産（第2表の「課税遺産」を計算します。）
法定相続分の合計	1
	⑤ 相続税の総額（④の合計額）
	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の①＋②」の金額は、医療法人持分相対人等が租税特別措置法第70条の第1項の規定による優遇等についての納税額予及び免除等の適用を受ける場合は、「第1表の⑤」の金額となります。また、⑤欄の「第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の第1項の規定による優遇等についての納税額予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑤」の金額となります。
2 ⑤と⑥は同様に、第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「④他の法定相続人に占める法定相続分」欄にそれぞれ記載します。

2 医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 医療法人持分相対人等の第1表の⑧（⑧＝①－②）の金額	
② 特定価額に基づく医療法人持分相対人等の課税遺産「1」の⑧×①の②／①の⑧＝②」の金額	
③ 特定価額に基づく相続税の総額と特定価額が行われる場合の加算金額（⑤×②％）	
④ ⑧－③＝医療法人持分相対人等の第1表の⑤の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 医療法人持分相対人等の第1表の⑤の税額計算に基づく算出税額（その医療法人持分相対人等の第1表の⑤（又は④）＋⑤－⑥）（赤字の場合は0）（⑥＝④）	
⑥ ④－⑤の金額（赤字の場合は0）	
⑦ 特例の適用に係る医療法人が法人以上ある場合は医療法人ごとの医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦）	
イ 「医療法人」に係る医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦の持分の税額／①の⑦）（100円未満切捨て）	00
ロ 「医療法人」に係る医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦の持分の税額／①の⑦）（100円未満切捨て）	00
ハ 「医療法人」に係る医療法人持分納税額予税額等（⑥×⑦の持分の税額／①の⑦）（100円未満切捨て）	00
⑧ 医療法人持分納税額予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）又は⑦の金額の合計額）（⑧＝⑦）	00

イ 「医療法人の持分についての納税額予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額（⑧×⑧） （⑧の金額を記入します。）	A	00
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額（⑧×⑧） （⑧の金額を記入します。）	B	00
ハ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額（⑧×⑧） （第8の4表の付表のFの金額を記入します。）	B	

(注) 1 ⑧欄の算式中の「第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の第1項の規定による優遇等についての納税額予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、医療法人持分相対人等の「第1表の⑤」の金額となります。
2 ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が法人以上ある場合は、⑧欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑧欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税額予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の12第2項に規定する納税額予の税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の税額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が4人以上ある場合は、適宜の順序に医療法人ごとの医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額を記載しなくてはなりません。
3 ⑧欄は、イ又はロの場合に応じて、医療法人持分納税額予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、第8の4表の付表のFの金額に、⑧のときに⑧欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基本類型別医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に記載します。また、その算出した総額のA又はB欄の金額を医療法人持分相対人等の第1表の「医療法人持分納税額予税額」又は「医療法人持分納税額予税額」欄に記載します。なお、医療法人持分相対人等が、他の相続税の適用を受ける場合には、第8の7表の⑧欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相対人等の第8の8表の「医療法人持分納税額予税額」又は第1表の「医療法人持分納税額予税額」欄に記載します。

租税特別措置法 入力 確認

第8の4表（平成7） (第4-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿)

改正後

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細書」には、医療法人の持分についての納税額等及び施設又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける人（以下この欄において「医療法人持分相給人等」と表記しています。）が、相給又は遺贈により取得した持分の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る納税額の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相給人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をもその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）を算出するために使用します。

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相給人等が相給又は遺贈により取得した医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の代表者等	医療法人の代表者等
② 厚生労働大臣の認定年月日	年 月 日	③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期間	年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」に○印を記入します。）	☐ 知は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相給税の申告書の提出までの間において、その持分に基き出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相給税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡することはありません。 ☐ 上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税額等及び免除」又は「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受けることができます。		

2 医療法人の持分の明細

この欄は、医療法人持分相給人等が相給又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分		持分の価額	（第8の4条の1の②）
相給又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相給人等が、被相続人から相給又は遺贈により取得した①の②の医療法人の持分の税額を記入します。	持分の価額	A

（注） 特別の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。
この場合、特別の適用に係る医療法人ごとの持分の税額の合計額を第8の4条の1の②欄に転記します。

※ 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4条の2の②のロ）に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄等申告書」（医療法人移行規則（昭和22年厚生省令第40号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る前遺贈承継等の認可があった年月日	年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行する医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相給人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の前において有していたその医療法人の持分の税額等を記入します。

医療法人の持分		持分の価額	（第8の4条の1の②）
① 相給又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相給人等が、被相続人から相給又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の②の医療法人の持分の税額を記入します。	持分の価額	B
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相給人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の②の医療法人の持分の税額を記入します。	持分の価額	C

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分税額控除額等に基づき、その医療法人持分相給人等がその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）を計算します。

① 医療法人持分相給人税額等（第8の4条の2の②（又は②のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	00
② 基金として拠出した額	E	
③ ①の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に相当する部分の金額（C-E）		
④ ②の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特別の適用に係る持分に相当する金額（C×A/（A+B））		
⑤ 医療法人持分税額控除額（D×（③/④） ^(注) ）の金額		
（注）「③/④」の割合が1を超える場合（③>④の場合）には、④の金額		F

（注） 1. ③の④欄の「第8の4条の2の②」の金額は、特別の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4条の2の②のイ、ロ又はハ」の金額として、医療法人持分相給人税額（放棄相当相給税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4条の2の②欄のロの①の②欄に転記します。
2. 医療法人持分相給人等が、基金等についての納税額等及び免除、非上乗せ特例等についての納税額等及び免除の特典又は山形県についての特典等を受けるときは、③の④欄の「第8の4条の2の②」の金額とあるのは、「第8の5条の3の②」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4条の2の②欄のロの①の②欄に転記します。

医療法人持分相給人等	法人管理番号	—	入力	確認				
------------	--------	---	----	----	--	--	--	--

第8の4条の付表（全17）

（第4-30-9-10-A4-1）

改正前

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細書」には、医療法人の持分についての納税額等及び施設又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける人（以下この欄において「医療法人持分相給人等」と表記しています。）が、相給又は遺贈により取得した持分の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る納税額の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相給人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をもその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）を算出するために使用します。

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相給人等が相給又は遺贈により取得した医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の代表者等	医療法人の代表者等
② 厚生労働大臣の認定年月日	年 月 日	③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期間	年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」に○印を記入します。）	☐ 知は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相給税の申告書の提出までの間において、その持分に基き出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相給税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡することはありません。 ☐ 上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税額等及び免除」又は「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受けることができます。		

2 医療法人の持分の明細

この欄は、医療法人持分相給人等が相給又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分		持分の価額	（第8の4条の1の②）
相給又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相給人等が、被相続人から相給又は遺贈により取得した①の②の医療法人の持分の税額を記入します。	持分の価額	A

（注） 特別の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。
この場合、特別の適用に係る医療法人ごとの持分の税額の合計額を第8の4条の1の②欄に転記します。

※ 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4条の2の②のロ）に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄等申告書」（医療法人移行規則（昭和22年厚生省令第40号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る前遺贈承継等の認可があった年月日	年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行する医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相給人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の前において有していたその医療法人の持分の税額等を記入します。

医療法人の持分		持分の価額	（第8の4条の1の②）
① 相給又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相給人等が、被相続人から相給又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の②の医療法人の持分の税額を記入します。	持分の価額	B
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相給人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の②の医療法人の持分の税額を記入します。	持分の価額	C

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分税額控除額等に基づき、その医療法人持分相給人等がその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）を計算します。

① 医療法人持分相給人税額等（第8の4条の2の②（又は②のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	00
② 基金として拠出した額	E	
③ ①の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に相当する部分の金額（C-E）		
④ ②の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特別の適用に係る持分に相当する金額（C×A/（A+B））		
⑤ 医療法人持分税額控除額（D×（③/④） ^(注) ）の金額		
（注）「③/④」の割合が1を超える場合（③>④の場合）には、④の金額		F

（注） 1. ③の④欄の「第8の4条の2の②」の金額は、特別の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4条の2の②のイ、ロ又はハ」の金額として、医療法人持分相給人税額（放棄相当相給税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4条の2の②欄のロの①の②欄に転記します。
2. 医療法人持分相給人等が、基金等についての納税額等及び免除、非上乗せ特例等についての納税額等及び免除の特典又は山形県についての特典等を受けるときは、③の④欄の「第8の4条の2の②」の金額とあるのは、「第8の5条の3の②」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相給税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4条の2の②欄のロの①の②欄に転記します。

医療法人持分相給人等	法人管理番号	—	入力	確認				
------------	--------	---	----	----	--	--	--	--

第8の4条の付表（下30）

（第4-30-9-10-A4-1）

改正後

改正前

(新規)

美術品納税猶予税額の計算書

被相続人		
寄託相続人		

この計算書は、寄託相続人に該当する人が特定の美術品についての納税猶予税額（美術品納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」に記載した特定美術品について租税特別措置法第70条の6の7第1項に規定する特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けず。

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① 寄託相続人の第8の5表の付表のA欄の金額（第8の5表の付表が2以上ある場合は、その合計額）		円
② 寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）		
③ 寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（寄託相続人の第1表の①①+②②）（又は第3表の①①欄）の金額		
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）		
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）		,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）		,000
⑦ 寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（寄託相続人以外の者の第1表⑤⑤欄（又は第3表の⑤⑤欄）の金額の合計）		,000
⑧ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）		,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）		,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑨+⑦-⑩）		,000

⑫ 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		③法定相続分に応ずる取得金額 （⑤①×⑤②）	④相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「課税表」で計算します。）	⑤法定相続分に応ずる取得金額 （⑤①×⑤②）	⑥相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「課税表」で計算します。）
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑦相続税の総額（④の合計額）	00	⑧相続税の総額（⑥の合計額）	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の①①+②②」の金額は、寄託相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による最増等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、③第3表の①①欄の金額となります。また、④欄の「第1表の⑤⑤欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による最増等について納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑤⑤欄」の金額となります。

2 ⑤①及び⑤②欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 美術品納税猶予税額の計算

①（寄託相続人の第1表の⑤①+⑤②）の金額

② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額（1の⑤①×1の⑤②／1の⑤①+⑤②）

③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）

a ②+③-寄託相続人の第1表の⑤③の金額（赤字の場合は0）

④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額（1の⑤①×1の⑤②／1の⑤①+⑤②）

⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）

b ④+⑤-寄託相続人の第1表の⑤③の金額（赤字の場合は0）

c 寄託相続人の第1表の⑤③欄に基づく算出税額（その人の第1表の⑤③（又は⑤③+⑤①-⑤②）（赤字の場合は0）

⑥（①+a-b-c）の金額（赤字の場合は0）

⑦（a-b-⑥）の金額（赤字の場合は0）

⑧ 特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額（注3参照）

イ（特定美術品の名称）に係る美術品納税猶予税額（⑦×イの特定美術品に係る価額／1の⑦）（100円未満切捨て）	00
ロ（特定美術品の名称）に係る美術品納税猶予税額（⑦×ロの特定美術品に係る価額／1の⑦）（100円未満切捨て）	00
ハ（特定美術品の名称）に係る美術品納税猶予税額（⑦×ハの特定美術品に係る価額／1の⑦）（100円未満切捨て）	00
⑨ 美術品納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑤の金額の合計額）（注3参照）	A 00

(注) 1 a欄の算式中の「第1表の⑤③の金額」について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による最増等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑤③」の金額とします。

2 ③欄について、特定美術品が1のみの場合は、⑤③欄の金額を⑤③欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「特定美術品に係る価額」とは第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」のA欄の金額をいいます。また、特定美術品が4以上ある場合は、適宜の用紙に特定美術品ごとの特定美術品に係る美術品納税猶予税額を記載し、併付してください。

3 ⑤欄のA欄の金額を寄託相続人の第8の5表の「美術品納税猶予税額⑨」欄に転記します。なお、寄託相続人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑤欄の金額を寄託相続人の第8の5表の「美術品納税猶予税額⑨」欄に転記します。

※税務署整理欄

入力	確認		
----	----	--	--

第8の5表（令和 7）

(資 4-20-9-18-A 4 統一)

第8の5表（平成31年4月分以降用）

改正後

改正前

(新規)

特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書		被相続人	
この明細書は、特定の美術品についての納税猶予及び免除の適用を受ける特定美術品について、その明細等を記入します。		寄託被相続人	
1 相続の開始があったことを知った日（遺産は相続開始の日と同じ日になります。）		年 月 日	
2 特定美術品の明細 この欄は、寄託被相続人が相続又は遺贈により取得した特定美術品の明細等を記入します。			
① 特定美術品の名称		② 異数	
③ 種 類	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
⑤ 通知された評価価格	A	円	（この金額を第8の5表の1①①欄に転記します。）
（注） ① ③欄については、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第58条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。 3 ⑤欄には、文化庁長官により通知される「重要文化財（登録有形文化財）に係る評価価格通知書」に記載されている「評価した価格」を記載してください。			
3 寄託先美術館に関する事項			
① 名 称			
② 所在地			
③ 契約期間	自： 年 月 日 至：令和 年 月 日		
（注） ③欄の「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。			
4 認定保存活用計画の認定状況等			
相続開始の日において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項			
① 認定年月日	年 月 日	② 認定番号	
③ 計画期間	自： 年 月 日 至：令和 年 月 日		
相続税の申告書の提出期限において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項			
① 認定年月日	年 月 日	② 認定番号	
③ 計画期間	自： 年 月 日 至：令和 年 月 日		
（注） 「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。			
5 認定保存活用計画が終了している場合等 次の①又は②に掲げる場合に該当する場合には、該当する□に印点を付してください。なお、②に掲げる場合に該当するとき は、イ又はロのいずれか該当するものに○をし、その事情の詳細についても記載をしてください。 ☐ ① 相続特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定に該当する場合 （第1） ☐ ② 相続特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定に該当する場合 （第2） 【 イ 寄託契約の契約期間が終了した場合 （第1イ） ・ ロ 寄託先美術館について登録の取消等があった場合 （第2ロ） 】 事情の詳細 _____ _____ _____ （注） 1 被相続人がこの特例の適用を受けようとする特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日以後4か月以内に死亡した場合において、その死亡の日前にその特定美術品に係る新たな認定保存活用計画に係る文化財保護法第53条の2第1項又は第67条の2第1項の規定による認定の申請をし、かつ、同日においてその認定を受けていないときをいいます。 2 この特例の適用に係る相続の開始の日から相続税の申告書の提出期限までの間に次のイ又はロに掲げる場合に該当した場合において、寄託被相続人が相続税の申告書の提出期限から1年を経過する日までに新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、かつ、特定美術品を新寄託先美術館の設置者に売却する見込みであるときをいいます。 イ 特例の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申出により終了した場合 ロ 特定美術品を寄託された寄託先美術館について、博物館法の規定により登録を取り消された場合又は登録を抹消された場合（寄託先美術館が博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして一定の事由が生じた場合）			
※税務署受取欄	入付	印部	

第8の5表の付表（平成31年4月分以降用）

改正前

(新規)

療の項目は記入する必要がありません

第8の6表 (平成31年1月分以降用)

改正後	改正前
《 書 き か た 等 》 この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるものに限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。 1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の①と② ① 「第8の6表の付表1」 ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。） 2 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の①と② ① 「第8の6表の付表2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた場合は「第8の6表の付表2の2」） ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。） （注）1 各付表の内容は次のとおりです。 ① 「第8の6表の付表1」 相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。 ② 「第8の6表の付表2」 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。 ③ 「第8の6表の付表2の2」 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。 ④ 「第8の6表の付表3」 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合における上記1の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」、「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。 ⑤ 「第8の6表の付表4」 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。 2 上記2に該当する場合は、「第11の3表」を作成した上で、この計算書、上記2の①及び②の付表を作成します。	（新規）

改正前

(新規)

第8の6表の付表1

(平成31年1月分以降用)

個人の事業用資産についての相続税・納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書					被 相 続 人	
この明細書は、相続又は遺贈により取得した個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産を記載するものである。 租税特別措置法第70条の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとはみなされた特例受贈事業用資産についてはこの特例の適用を受ける場合には、この明細書にさらに第8の6表の付表2又は第8の6表の付表3を使用してください。					特例事業相続人等	
1 特定事業用資産に係る事業						
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出 出及び確認の状況			提 出 年 月 日	
② 業種名					年 月 日	
③ 特例事業相続人等の開業届出申請年月日		年 月 日			認 定 年 月 日	
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出 年月日		年 月 日			認 定 年 月 日	
(注) 1 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合は①欄及び②欄は、主たるものを記載します。					認 定 番 号	
2 ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日よりその個人事業承継計画につき同条第1項3号の都道府県知事の確認を受けた日より及び確認番号をそれぞれ記入します。						
3 ④欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。						
2 特定事業用資産の明細						
この欄は、被相続人の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限り）の貸借対照表に計上されているものに限り）について記載してください。						
この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。						
(I) 宅地等						
①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額	
		a [*]	b [*]	a [*]	b [*]	
⑥ 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額					イ	
(II) 建物						
①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額	
		a [*]	b [*]	a [*]	b [*]	
⑥ 特例の適用を受ける建物の価額の合計額					ロ	
(III) 減価償却資産						
① 名称	② 所在地	③ 数量	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける数量	⑥ ④に係る価額	
			a [*]	a [*]	b [*]	
⑦ 特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額					ハ	
(注) 1 (I)⑥、(II)⑥及び(III)⑥の価額は、相続開始の時点における価額を記入します。						
2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。						
3 (I)⑥及び(II)⑥の面積については、第8の6表の付表3により測定面積の確定を行ってください。						
3 最初の特例の適用に関する事項						
この欄は、特例事業相続人等が、その相続前に贈与又は相続等により取得した上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。						
① 取得の原因		② 取得年月日		③ 申告した税務署名		
贈与・相続等		年 月 日		寄		
(注) 1 ①欄は、取得の原因を9で選んでください。						
2 ②欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受け、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署を記入してください。						
3 ③欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は相続人の氏名を記入してください。						
4 特定事業用資産の価額（バリュー）					円	
(注) A ①欄の金額と第8の6表の「1 事業用資産の税引額（税額）の計算」の①欄に記載します。					A	
なお、第8の6表の付表1のほか、第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の作成がある場合には、各付表Aの金額の合計額を第8の6表の「1 事業用資産の税引額（税額）の計算」の①欄に記載します。						
※税務署管理簿 入力		確認				
第8の6表の付表1（令和7）						

(資4-20-9-21-A4-続1)

改正後

改正前

(新規)

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

被相続人

第8の6表の付表3

平成31年1月分以降適用

1 特例の適用に当たっての留意

この欄は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合に記入します。
その他、この欄の記載については、裏面の「書きかた等」を参照してください。

私たちは、下記2③又は3②の特例事業相続人等が、この特例の適用を受けるものとして選択した2③の宅地等又は3②の建物について、この特例の適用を受けることに同意します。

① 宅地等について

② 建物について

氏名

氏名

2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定

この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。2②及び3③の宅地等の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。
限度面積の判定（2②④及び3③②）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。

① 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

a 特定居住用宅地等（第11・11の2表の付表1①）の面積

b 特定同族会社事業用宅地等（第11・11の2表の付表1②）の面積

c 貸付事業用宅地等（第11・11の2表の付表1④④）の面積

d 小規模宅地等の特例適用面積
・c=0の場合：b
・c>0の場合：2×（a> $\frac{200}{336}$ +b× $\frac{200}{400}$ +c）

a d d イ d

② 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定

① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定

② 左記のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積（※3）

a 特例事業相続人等の氏名

b 贈与税の申告書に記載された宅地等の明細（※1）

所在地

面積

d

d

合 計

ロ

ハ

ア

③ ②の宅地等に係る限度面積（400㎡-①イ）

④ 判定（ニ≧ハ）

適 ・ 否

（注）1 ①b欄については、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2①b及び「第8の6表の付表2の2」の3①bの所在地及び面積を記載してください。

2 ②欄については、①b欄に記載した特例受贈事業用資産である宅地等の面積のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積の合計が「ニ」の限度面積の範囲内となるよう選択をした宅地等の面積を記載してください。

③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定

① 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等の明細

特例事業相続人等の氏名

所在地

面積

特例事業相続人等の氏名

所在地

面積

d

d

合 計

ホ

ア

（注）「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2①④④の面積を記載してください。

② ①の宅地等に係る限度面積の判定

a 限度面積（400㎡-①イ-②①ロ）

b ①の宅地等の面積の合計（③①ホ）

c 判定（a≧b）

d

d

適 ・ 否

※ この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定

この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。3①及び④②の建物の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 特例受贈事業用資産である建物の明細

特例事業相続人等の氏名

所在地

面積

特例事業相続人等の氏名

所在地

面積

d

d

合 計

イ

ア

（注）「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2②b及び「第8の6表の付表2の2」の3②bの面積を記載してください。

② 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細

限度面積の判定（c）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。

特例事業相続人等の氏名

所在地

面積

特例事業相続人等の氏名

所在地

面積

d

d

合 計

ロ

ア

（注）「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2②④④の面積を記載してください。

②の建物に係る限度面積の判定

a 限度面積（800㎡-①イ）

b ②の建物の面積（②ロ）

c 判定（a≧b）

d

d

適 ・ 否

※税務署整理欄

入力

確認

第8の6表の付表3（令元.7）

（資4-20-9-24-A4統一）

※の項目は記入する必要がある

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 「特例の適用に当たっての同意」欄 (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。 (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 (3) 相続特別措置法第70条の4の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記載は不要ですが、上記に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄 (1) 「11 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○【限度面積要件】の判定」欄の「㊸ ㊹の小規模宅地等の面積の合計」欄の「1」又は「2」の面積を転記してください。 (2) 「12 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、相続特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（211イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 (3) 「13 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（211イ）及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積（212ロ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄 (1) 「11 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 (2) 「12 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積（311イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。	(新規)

改正後

改正前

(新規)

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書

この明細書は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特別事業相続人等が相続税法第13条の規定により開示すべき債務がある場合において、本特別事業相続人等に係る特定債務額を算出するために使用します。

(注) 1. 2欄の「特別事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細」に記載する債務は、当該事業に関するもの以外のものであることについて、金額の算出に係る計算資料に関する契約書等の書類により、明らかにされるものに限られますので、当該書類の写しを添えて提出してください。

また、この明細に記入しない場合は、確定の用紙に記載し添付してください。

2. 4欄の「第1表の①+②」の金額は、特別事業相続人等が相続特別増減第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

3. 合計事業増減人等に係る特定債務額(7欄のBの金額)は、その特別事業相続人等に係る第3の6表の1①の「① 特定債務額」欄に記載します。

第8の6表の付表4
(平成31年1月分以降用)

特別事業相続人等の氏名				
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13条の3②欄の金額)				
2 1のうち、特別事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細				
増加	細目	増加の元となる名称	債務の届出	金額
葬式費用	葬式費用			
合計額				A
3 事業関連債務の金額(1-A)				
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額				
5 その者に係る特別事業用資産の価額(その者の第3の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)				
6 A-(4-B)(赤字の場合は0)				
7 特定債務額(3+B)				

特別事業相続人等の氏名				
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13条の3②欄の金額)				
2 1のうち、特別事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細				
増加	細目	増加の元となる名称	債務の届出	金額
葬式費用	葬式費用			
合計額				A
3 事業関連債務の金額(1-A)				
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額				
5 その者に係る特別事業用資産の価額(その者の第3の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)				
6 A-(4-B)(赤字の場合は0)				
7 特定債務額(3+B)				

特別事業相続人等の氏名				
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13条の3②欄の金額)				
2 1のうち、特別事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細				
増加	細目	増加の元となる名称	債務の届出	金額
葬式費用	葬式費用			
合計額				A
3 事業関連債務の金額(1-A)				
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額				
5 その者に係る特別事業用資産の価額(その者の第3の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)				
6 A-(4-B)(赤字の場合は0)				
7 特定債務額(3+B)				

各税務署管理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

改正後

納税猶予税額等の調整計算書

被相続人	相続人等
この計算書は、次の税額控除の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「被相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。 ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（国税特別措置法第70条の6第1項） ・ 特定林業等についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） ・ 海上輸送事業についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） ・ 山林についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の6の6第1項） ・ 医療法人の区分についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の区分についての税額控除（国税特別措置法第70条の7の13第1項） ・ 特定の芸術品についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の6の7第1項） ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の6の10第1項）	
1 調整前納税額等の総額 この欄は、被相続人等に係る農地等納税額、株式等納税額、特別株式等納税額、山林納税額、医療法人等納税額等（以下「調整前納税額」と表記しています。）と記載しています。、前項品納税額又は事業用資産納税額等（以下「調整前納税額」と表記しています。）についてその税額を記入します。	
① 調整前農地等納税額（被相続人等の第8条の2の①の金額）	円
② 調整前株式等納税額（被相続人等の第8条の2の②のAの金額）	円
③ 調整前特別株式等納税額（被相続人等の第8条の2の②のBの金額）	円
④ 調整前山林納税額（被相続人等の第8条の3の②の金額）	円
⑤ 調整前特定納税額等（被相続人等の第8条の4の②の金額）	円
⑥ 調整前芸術品納税額（被相続人等の第8条の5の②のA）	円
⑦ 調整前事業用資産納税額（被相続人等の第8条の6の②のA）	円
⑧ 調整前納税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	円
⑨ 納予税額等（被相続人等の第1条の①②③の金額（100円未満切捨て）	円
（注） ⑨欄の金額が⑧欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）は、「2 各納税額等調整等の調整」欄を記入します。 なお、⑨欄の金額が⑧欄の金額以下の場合（「⑧≧⑨」の場合）は、「2 各納税額等調整等の調整」欄は記入を要しません。	
2 各納税額等調整等の調整 この欄は、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）において、納税額等調整等の調整の計算をするときに記入します。 なお、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額以下の場合（「⑧≧⑨」の場合）は記入を要しません。	
⑩ 調整後の農地等納税額（⑧×①/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑪ 調整後の株式等納税額（⑧×②/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑫ 調整後の特別株式等納税額（⑧×③/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑬ 調整後の山林納税額（⑧×④/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑭ 調整後の医療法人等納税額（⑧×⑤/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑮ 調整後の芸術品納税額（⑧×⑥/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑯ 調整後の事業用資産納税額（⑧×⑦/⑨）（100円未満切捨て）	円
3 納税額等調整等 この欄は、1又は2により算出した納税額等調整等を基に、特例ごとの納税額等調整又は税額控除額を記入します。	
⑰ 農地等納税額等調整（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	円
⑱ 株式等納税額等調整（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）	円
⑲ 特別株式等納税額等調整（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）	円
⑳ 山林納税額等調整（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）	円
㉑ 医療法人等納税額等調整（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）	円
㉒ 医療法人の区分についての納税猶予及び免除の適用を受ける場合	調整後医療法人等納税額等調整（⑤の金額を転記します。）
㉓ 医療法人の区分についての税額控除の適用を受ける場合	調整後医療法人等納税額等調整（⑤の金額を転記します。）
㉔ 農地等納税額等調整（⑩の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	円
㉕ 事業用資産納税額等調整（⑯の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）	円
（注） ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓及び㉔の各欄には、1又は2により算出した納税額等調整等を記入します。 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔又は⑰の金額は、被相続人等の第8条の5の②の「農地等納税額等調整⑰」、「株式等納税額等調整⑱」、「特別株式等納税額等調整⑲」、「山林納税額等調整⑳」、「医療法人等納税額等調整㉑」若しくは第8条の②の「医療法人等納税額等調整㉒」、第8条の②の「医療法人等納税額等調整㉓」又は「事業用資産納税額等調整㉔」欄にそれぞれ転記します。 ⑳、㉑欄は、⑨欄の金額を基に、1又は2により算出した、A又はBの金額を記入します。なお、Bの場合には、放棄の意思（「イ」又は「ロ」）に応じて、「イ」または「ロ」の金額を、「ロ」のときは⑨欄の金額に基づき算出した第8条の4条の②の「基金無出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人等納税額等調整の計算明細」のFの金額を、それぞれの金額に転記します。	

第8の7表（全1頁）

（④4-20-9-9-A-4統一）

改正前

納税猶予税額等の調整計算書

被相続人	相続人等
この計算書は、次の税額控除の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「被相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。 ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（国税特別措置法第70条の6第1項） ・ 特定林業等についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） ・ 海上輸送事業についての納税猶予及び免除の特例（国税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） ・ 山林についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の6の6第1項） ・ 医療法人の区分についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の区分についての税額控除（国税特別措置法第70条の7の13第1項） ・ 特定の芸術品についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の6の7第1項） ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（国税特別措置法第70条の6の10第1項）	
1 調整前納税額等の総額 この欄は、被相続人等に係る農地等納税額、株式等納税額、特別株式等納税額、山林納税額、医療法人等納税額等（以下「調整前納税額」と表記しています。）と記載しています。、前項品納税額又は事業用資産納税額等（以下「調整前納税額」と表記しています。）についてその税額を記入します。	
① 調整前農地等納税額（被相続人等の第8条の2の①の金額）	円
② 調整前株式等納税額（被相続人等の第8条の2の②のAの金額）	円
③ 調整前特別株式等納税額（被相続人等の第8条の2の②のBの金額）	円
④ 調整前山林納税額（被相続人等の第8条の3の②の金額）	円
⑤ 調整前特定納税額等（被相続人等の第8条の4の②の金額）	円
⑥ 調整前芸術品納税額（被相続人等の第8条の5の②のA）	円
⑦ 調整前事業用資産納税額（被相続人等の第8条の6の②のA）	円
⑧ 調整前納税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	円
⑨ 納予税額等（被相続人等の第1条の①②③の金額（100円未満切捨て）	円
（注） ⑨欄の金額が⑧欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）は、「2 各納税額等調整等の調整」欄を記入します。 なお、⑨欄の金額が⑧欄の金額以下の場合（「⑧≧⑨」の場合）は、「2 各納税額等調整等の調整」欄は記入を要しません。	
2 各納税額等調整等の調整 この欄は、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）において、納税額等調整等の調整の計算をするときに記入します。 なお、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額以下の場合（「⑧≧⑨」の場合）は記入を要しません。	
⑩ 調整後の農地等納税額（⑧×①/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑪ 調整後の株式等納税額（⑧×②/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑫ 調整後の特別株式等納税額（⑧×③/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑬ 調整後の山林納税額（⑧×④/⑨）（100円未満切捨て）	円
⑭ 調整後の医療法人等納税額（⑧×⑤/⑨）（100円未満切捨て）	円
3 納税額等調整等 この欄は、1又は2により算出した納税額等調整等を基に、特例ごとの納税額等調整又は税額控除額を記入します。	
⑰ 農地等納税額等調整（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	円
⑱ 株式等納税額等調整（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）	円
⑲ 特別株式等納税額等調整（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）	円
⑳ 山林納税額等調整（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）	円
㉑ 医療法人等納税額等調整（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）	円
㉒ 医療法人の区分についての納税猶予及び免除の適用を受ける場合	調整後医療法人等納税額等調整（⑤の金額を転記します。）
㉓ 医療法人の区分についての税額控除の適用を受ける場合	調整後医療法人等納税額等調整（⑤の金額を転記します。）
㉔ 農地等納税額等調整（⑩の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	円
㉕ 事業用資産納税額等調整（⑯の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）	円
（注） ⑰、⑱、⑲、⑳及び㉔の各欄には、1又は2により算出した納税額等調整等を記入します。 ⑰、⑱、⑲、㉔又は⑰の金額は、被相続人等の第1条の①②③の「農地等納税額等調整⑰」、「株式等納税額等調整⑱」、「山林納税額等調整⑲」又は「医療法人等納税額等調整㉑」若しくは「医療法人等納税額等調整㉒」欄にそれぞれ転記します。 ⑳、㉑欄は、⑨欄の金額を基に、1又は2により算出した、A又はBの金額を記入します。なお、Bの場合には、放棄の意思（「イ」又は「ロ」）に応じて、「イ」または「ロ」の金額を、「ロ」のときは⑨欄の金額に基づき算出した第8条の4条の②の「基金無出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人等納税額等調整の計算明細」のFの金額を、それぞれの金額に転記します。	

第8の5表（全1頁）

（④4-20-9-9-A-4統一）

改正後

改正前

(新規)

納税猶予税額の内訳書

F D 3 5 7 1

○「16世帯世帯主は納税猶予税額を記入する。農・林・漁業関係人は記入しない。」

※この欄は記入しない必要がある。

被相続人

第8の8表(平成31年1月分以降用)

この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額③」欄に記載する金額の計算のために使用します。

1 農地等についての納税猶予及び免除等(相続特別措置法第70条の6第1項)

2 非上場株式等についての納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)

3 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例(相続特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)

4 山林についての納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の6の6第1項)

5 医療法人の持分についての納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の7の12第1項)

6 特定美術品についての納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の6の7第1項)

7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の6の10第1項)

	(氏名)	(氏名)
※整理番号		
農地等納税猶予税額(第8条2⑦)	①	
株式等納税猶予税額(第8条2条2A)	②	
特例株式等納税猶予税額(第8条2の2条2A)	③	
山林納税猶予税額(第8条3条2⑧)	④	
医療法人持分納税猶予税額(第8条4条2A)	⑤	
美術品納税猶予税額(第8条5条2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額(第8条6条2A)	⑦	
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

	(氏名)	(氏名)
※整理番号		
農地等納税猶予税額(第8条2⑦)	①	
株式等納税猶予税額(第8条2条2A)	②	
特例株式等納税猶予税額(第8条2の2条2A)	③	
山林納税猶予税額(第8条3条2⑧)	④	
医療法人持分納税猶予税額(第8条4条2A)	⑤	
美術品納税猶予税額(第8条5条2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額(第8条6条2A)	⑦	
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

(注) 1 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(相続特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。

2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額③」欄に転記します。

※税額控除控除額	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)	世帯主(氏名)

改正後

改正前

(新規)

納税猶予税額の内訳書

(単位は円)

被 捐 続 人

この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額等」欄に記載する金額の計算のために使用します。
1 農地等についての納税猶予及び免除等（相続特別措置法第70条の6第1項）
2 非上場株式等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
3 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
4 山林についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の6第1項）
5 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の12第1項）
6 特定の美術品についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の7第1項）
7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の10第1項）

	(氏 名)	(氏 名)
※ 整理番号		
農地等納税猶予税額 (第8条2⑦)	①	
株式等納税猶予税額 (第8条2条2A)	②	
特別株式等納税猶予税額 (第8条2の2条2A)	③	
山林納税猶予税額 (第9条3条2⑧)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8条4条2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8条5条2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8条6条2A)	⑦	
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

	(氏 名)	(氏 名)
※ 整理番号		
農地等納税猶予税額 (第8条2⑦)	①	
株式等納税猶予税額 (第8条2条2A)	②	
特別株式等納税猶予税額 (第8条2の2条2A)	③	
山林納税猶予税額 (第9条3条2⑧)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8条4条2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8条5条2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8条6条2A)	⑦	
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

① 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(相続特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を記載します。

2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額等」欄に記載します。

第8の8表（平成31年1月分以降用）

改正前

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

第11表 (平成31年1月分以降用)

○相 この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
	分 割 の 日	・ ・	・ ・	

財 産 の 明 細

[illegible]

合 計 表	財産を受得した人の氏名		〔各人の合計〕							
	分類財産の価額	①	円		円		円		円	円
	未分類財産の価額	②								
	各人の取得財産の 価額（①＋②）	③								

(注) 1 「合計表」の各人の①欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の総日、種類ごとに小計及びび計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第16表の①から⑤までの該当欄に転記します。

第11表(令元.7)

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

第11表（平成21年4月分以降用）

○ 相 この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
	分 割 の 日	・ ・	・ ・	

財 産 の 明 細

[illegible]

合 計 表	資産を取得した人の氏名	(各人の合計)					
	分譲財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円
	未分譲財産の価額 ②						
	各人の取得財産の 価額 (① + ②) ③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の総目、種類ごとに小計及び合計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑤までの該当欄に転記します。

第11表(平27.7)

(費 4-20-12-1-A 4 統一)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 7

第11・11の2表の付表1（平成31年1月分以降用）

解 答 人

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。
 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特異贈与に係る権利により取得した財産のうち、①「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び特例」の対象となり得る宅地等がある場合には、第11～13の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る対象がある場合には、第11～13の2表の付表2を作成します（第11～13の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1」の特例の適用にあたっては、第11～13の2表の付表2を参照し、第11～13の2表の付表2又は付表2の2を参照し、この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11～13の2表の付表1（別表1）を使用します。

1 特例の適用にあつての同意
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合には、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。
 ①（私は）は、「2」小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2」小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等）の全てが制度適用要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

2 小規模宅地等の明細
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、被相続人の氏名に記入する事項を記入します。
 「小規模宅地等の明細」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
 小規模宅地等の種類① 特定居住用宅地等 ② 特定事業用宅地等 ③ 特定計画山林宅地等 ④ 特定事業用宅地等

選択した小規模宅地等の種類	特例の適用を受ける取得者の氏名	事業内容	①のうち小規模宅地等（制度適用要件）を満たす宅地等の面積	②のうち小規模宅地等（④×③）の価額	課税価格の計算に当たって減額される金額（⑤×⑥）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					

第11・12の2巻の村邊上(市元、7)

(賣 4-20)=12-3-1=8.4 條—)

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD 3545

第11・11の2表の付表1（平成27年分以降用）

第 6 欄 住 宅

この書は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。
 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続特種寄附金に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2の付表2を作成します（第11・11の2の付表2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあつた同意」欄の記入を要しません。）。

1 特例の適用にあつた同意
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の同意に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。
 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の②欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏 名

（注）1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。
 2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2の付表1（継）を使用します。

2 小規模宅地等の明細
 この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の算定価格に算入する価額を記入します。
 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じた次の1～4の番号を記入します。
 小規模宅地等の種類 ① 特定居住用宅地等 ② 特定事業用宅地等 ③ 特定用途社会事業用宅地等 ④ 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等の種類 ①～④を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	② ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積	④ ④のうち小規模宅地等 ④×⑤の価額	⑥ ④のうち小規模宅地等 ④×⑥の価額	⑦ 課税価額の計算に当たって減額される金額 ⑥×⑦	⑧ 課税価額に算入する価額 ④①～⑦
①	1	5				
②		7				
③		8				
④		9				
⑤		10				
⑥		11				
⑦		12				
⑧		13				
⑨		14				
⑩		15				
⑪		16				
⑫		17				
⑬		18				
⑭		19				
⑮		20				
⑯		21				
⑰		22				
⑱		23				
⑲		24				
⑳		25				
㉑		26				
㉒		27				
㉓		28				
㉔		29				
㉕		30				
㉖		31				
㉗		32				
㉘		33				
㉙		34				
㉚		35				
㉛		36				
㉜		37				
㉝		38				
㉞		39				
㉟		40				
㊱		41				
㊲		42				
㊳		43				
㊴		44				
㊵		45				
㊶		46				
㊷		47				
㊸		48				
㊹		49				
㊺		50				
㊻		51				
㊼		52				
㊽		53				
㊾		54				
㊿		55				

（注）1 ①欄の「1」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（2）、（3）又は（4）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
 2 小規模宅地等を選択する宅地等には必ずある場合又は一定の宅地等が貸家兼用宅地である場合において、その評価額の計算上「貸家割合」が1でないこととは、第11の2の付表1（別表）を参照します。
 3 ②欄の金額は第11条の「財産の金額」の価額欄に記載します。
 4 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2の付表1（継）を使用します。

○ 「限度面積要件」の判定
 上記2 小規模宅地等の明細の②欄で選択した宅地等の全ての限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等
① 小規模宅地等の種類	1 特定居住用宅地等	2 特定事業用宅地等
② 面積割合	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
③ ①の小規模宅地等の面積の合計	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
④ 小規模宅地等のうち、②の特定事業用宅地等がある場合	①の③の面積	②の③及び③の③の面積の合計
⑤ 限度面積	$\leq 330\text{㎡}$	$\leq 400\text{㎡}$
⑥ ⑤の判定	①の③の面積	②の③及び③の③の面積の合計
⑦ ⑥の判定	$\leq \frac{300}{100}$	$\leq \frac{300}{100} + \frac{300}{100}$
⑧ ⑦の判定	$\leq 200\text{㎡}$	$\leq 200\text{㎡}$

（注）限度

第11-110-2巻の村書：(平成27.7)

(實4-20)-12-3-1-A4號

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

- この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
- 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 - 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
- （注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

- 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
- 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
 - 上記2に該当する場合には、②欄については、②欄の面積を基に自用割合として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	評価額（円）
相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積（㎡）	評価額（円）
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B ①のうち特定買渡会社等の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	②	③
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時にいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	②	③
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	②	③
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	②	③

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

- 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
- 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
 - 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあわせて計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 - 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「②取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「②取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に記載します。
 - 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に記載します。

宅地等の取得者氏名	持分割合	1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1-2）
		面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）
A ②×③	④×⑤			
B ②×③	④×⑤			
C ②×③	④×⑤			
D ②×③	④×⑤			
E ②×③	④×⑤			
F ②×③	④×⑤			

宅地等の取得者氏名	持分割合	1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1-2）
		面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）
A ②×③	④×⑤			
B ②×③	④×⑤			
C ②×③	④×⑤			
D ②×③	④×⑤			
E ②×③	④×⑤			
F ②×③	④×⑤			

第11・11の2表の付表1（別表1）（令和7）

（表4-20-12-3-5-A4継-1）

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

- この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
- 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 - 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
- （注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

- 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
- 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
 - 上記2に該当する場合には、②欄については、②欄の面積を基に自用割合として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	評価額（円）
相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積（㎡）	評価額（円）
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B ①のうち特定買渡会社等の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	②	③
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時にいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	②	③
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	②	③
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	②	③

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

- 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
- 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
 - 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあわせて計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 - 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「②取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「②取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に記載します。
 - 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に記載します。

宅地等の取得者氏名	持分割合	1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1-2）
		面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）
A ②×③	④×⑤			
B ②×③	④×⑤			
C ②×③	④×⑤			
D ②×③	④×⑤			
E ②×③	④×⑤			
F ②×③	④×⑤			

宅地等の取得者氏名	持分割合	1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1-2）
		面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）
A ②×③	④×⑤			
B ②×③	④×⑤			
C ②×③	④×⑤			
D ②×③	④×⑤			
E ②×③	④×⑤			
F ②×③	④×⑤			

第11・11の2表の付表1（別表1）（平成27）

（表4-20-12-3-5-A4継-1）

第11・11の2表の付表1（別表1）（平成31年1月分以降適用）

第11・11の2表の付表1（別表1）（平成27年分以降適用）

改正前

(新規)

第11・11の2表の付表1〔別表2〕（平成31年4月分以降用）

(4元 7)

(資 4-20)-(2)-3-8-A 4 續一

改正後

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあつての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

被相続人

1 特例の適用にあつての同意

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時特種贈税に係る贈与により取得した財産のうちに、次の①～③が2以上ある場合に記入します。

① 「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等
② 「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林
③ 「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等

(1) 特例の適用にあつての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「② 特例の適用を受ける財産の明細」の①から③までの明細において選択した財産の全てが、相続特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は同法第70条の6の10第1項に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号イに掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が相続特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

(2) 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
- ② 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。
- ③ 特例事業用資産のうち相続特別措置法第70条の6の10第2項第1号イに掲げるものの明細
第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②及び③のとおり。

2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。

なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第11・11の2表の付表2の2で計算します。

(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積

① 限度面積	② 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積 (裏面2①参照)	③ 納税猶予の適用を受ける面積 (裏面2②参照)	④ 特例適用残面積 (①－②－③)
200㎡	㎡	㎡	㎡

(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑤ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑥ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 (⑤× $\frac{⑥}{⑦}$)	⑦ ⑥のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）
円	円	円

(注) ④欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

第11・11の2表の付表2（令文7）

（表4－20－12－3－6－A4統一）

改正前

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時特種贈税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します（裏面1参照）。

1 特例の適用にあつての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の①から③までの明細において選択した財産の全てが、相続特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が相続特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①－②)
200㎡又は400㎡	㎡	㎡

(注) 「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡より、同特例の適用がある場合には400㎡より③欄「特例適用残面積」を計算します。

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の半に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (④× $\frac{⑤}{⑥}$)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑤欄の金額））	⑦ 特例適用残価額 (⑤－⑥)
円	円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の⑤欄の金額については、脱税罪にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 (⑧× $\frac{⑨}{⑩}$)又は(⑧× $\frac{⑨}{⑪}$)	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）
円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑤欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{⑨}{⑩}$)」により計算します。
3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{⑨}{⑩}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表2（平27.7）

（表4－20－12－3－6－A4統一）

第11・11の2表の付表2（平成27年分以降用）

改 正 後	改 正 前
【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第70条の6の10第1項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 2 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」 (1) (1)の「②小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。 $[\text{特定居住用宅地等の面積}] \times \frac{200}{330} + \left[\frac{\text{特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}}{\text{特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}} \right] \times \frac{200}{400} + [\text{貸付事業用宅地等の面積}]$ (注) 上記の「特定居住用宅地等の面積」、[特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計]及び[貸付事業用宅地等の面積]とは、申告書第11表・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の□1 特定居住用宅地等の④欄の面積、□2 特定事業用宅地等及び□3 特定同族会社事業用宅地等の④欄の面積の合計及び□4 貸付事業用宅地等の④欄の面積です。 (2) (1)の「③納税猶予の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。 $[\text{猶予適用宅地等の面積}] \times \frac{200}{400}$ (注) 上記の[猶予適用宅地等の面積]とは、申告書第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の□2ハ及び□3ホ欄の面積です。 (平29.7)	【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」 「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の区分に応じて、それぞれに掲げる算式により計算します。 (1) 特定事業用資産の特例の適用がない場合は、次に掲げる算式により計算します。 $[\text{特定居住用宅地等の面積}] \times \frac{200}{330} + \left[\frac{\text{特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}}{\text{特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}} \right] \times \frac{200}{400} + [\text{貸付事業用宅地等の面積}]$ (2) 特定事業用資産の特例の適用がある場合は、次に掲げる算式により計算します。 $[\text{特定居住用宅地等の面積}] \times \frac{5}{3} + \left[\frac{\text{特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}}{\text{特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}} \right] + [\text{貸付事業用宅地等の面積}] \times 2$ (注) 上記(1)及び(2)の「特定居住用宅地等の面積」、[特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計]及び[貸付事業用宅地等の面積]とは、申告書第11表・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の□1 特定居住用宅地等の④欄の面積、□2 特定事業用宅地等及び□3 特定同族会社事業用宅地等の④欄の面積の合計及び□4 貸付事業用宅地等の④欄の面積です。 (平27.7)

改正後

改正前

(新規)

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で選んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおりに。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおりに。

(3) 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおりに。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	400㎡	㎡	㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の半に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、既読書にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{⑦}{⑤})$	⑩ ⑩のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円	

(注) ⑩欄が0となる場合又は⑩欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

第11・11の2表の付表2の2(平成31年1月分以降用)

第11・11の2表の付表2の2(令和7)

(資4-20-12-3-7-A4統一)

改正後	改正前
〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」 「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。 $\left[\text{特定居住用宅地等の面積} \right] \times \frac{5}{3} + \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用宅地等及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅} \\ \text{地等の面積の合計} \end{array} \right] + \left[\text{貸付事業用宅地等の面積} \right] \times 2$ (注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第11表・11の2表の付表1の「○〔限度面積要件〕の判定欄の□□ 特定居住用宅地等の④欄の面積、② 特定事業用宅地等及び⑤ 特定同族会社事業用宅地等の④欄の面積の合計及び④ 貸付事業用宅地等の④欄の面積です。 （令和7）	（新規）

改正後

改正前

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

[illegible]

第11・11の2表の付表3 (令元, 7)

(警 4-20-12-5-1-A4 統)

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

[illegible]

第11・11の2表の付表3(平27.7)

(查 4-20-12-5-1-A 統一)

改正後

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細								
この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林を選択する場合に記入します。								
特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①-③)
()	()			ha	円	円	円	円
()	()							
()	()							
()	()							
合計					立木 土地等 合計			A

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細									
この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林を選択する場合に記入します。									
贈与年月日 受け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①-③)
()	()	()			ha	円	円	円	円
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
合計					立木 土地等 合計			B	

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「2 相続時特種課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額	
この欄は、「1」のAの金額と「2」のBの金額の合計額を記入してください。	
A+B	円
(注) 小規模宅地等の特例等を選択した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の課税価額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の課税価額の計算」の⑤欄の価額を上記「A+B」の金額を繰戻して、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。	

第11・11の2表の付表4(平成71)

(資4-20-12-5-A4統一)

改正前

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細								
この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林を選択する場合に記入します。								
特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①-③)
()	()			ha	円	円	円	円
()	()							
()	()							
()	()							
合計					立木 土地等 合計			A

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細									
この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林を選択する場合に記入します。									
贈与年月日 受け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①-③)
()	()	()			ha	円	円	円	円
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
合計					立木 土地等 合計			B	

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の2表の「2 相続時特種課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額	
この欄は、「1」のAの金額と「2」のBの金額の合計額を記入してください。	
A+B	円
(注) 小規模宅地等の特例又は特定受贈民営会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の課税価額の計算」の⑤欄の価額を上記「A+B」の金額を繰戻して、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。	

第11・11の2表の付表4(平成71)

(資4-20-12-6-A4統一)

改正後

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人

農業相続人

第12表
(平成30年9月分以降適用)

特例農地等の明細

この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに、特例農地等の明細を作成します。

都市営農農地等、田、畑、採草放牧地、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、貸付農地等、特定貸付農地等、その他の農地等の別

田、畑、採草放牧地、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、貸付農地等、特定貸付農地等、その他の農地等の別

地上権、永年借地権、小作権、耕作権、賃借権、特定賃借権、その他の権利

所在地

面積

農業投資価格

単価(1,000㎡当たり)

価額

通常価額

(第11表の価額)

円

合計

④

⑤

農業投資価格により計算した取得財産の価額

① 特例農地等の通常価額
(上記①の金額)

円

② 特例農地等の農業投資価格による価額
(上記②の金額)

円

③ 農業投資価格超過額
(①-②)

円

④ 通常価額により計算した取得財産の価額
(その農地相続人の①の①+②の②)

円

⑤ 農業投資価格により計算した取得財産の価額
(④-③)

円

(注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時借地権用地等、賃借権期間貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第12表のその農業相続人の④及び⑤欄に転記します。
5 ④欄の金額を第3表のその農業相続人の④欄に転記します。
6 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の⑤欄に転記します。

第12表(令和元)

(資4-20-13-A4続-)

改正前

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人

農業相続人

第12表
(平成30年9月分以降適用)

特例農地等の明細

この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに、特例農地等の明細を作成します。

都市営農農地等、田、畑、採草放牧地、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、貸付農地等、特定貸付農地等、その他の農地等の別

田、畑、採草放牧地、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、貸付農地等、特定貸付農地等、その他の農地等の別

地上権、永年借地権、小作権、耕作権、賃借権、特定賃借権、その他の権利

所在地

面積

農業投資価格

単価(1,000㎡当たり)

価額

通常価額

(第11表の価額)

円

合計

④

⑤

農業投資価格により計算した取得財産の価額

① 特例農地等の通常価額
(上記①の金額)

円

② 特例農地等の農業投資価格による価額
(上記②の金額)

円

③ 農業投資価格超過額
(①-②)

円

④ 通常価額により計算した取得財産の価額
(その農地相続人の①の①+②の②)

円

⑤ 農業投資価格により計算した取得財産の価額
(④-③)

円

(注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時借地権用地等、賃借権期間貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第12表のその農業相続人の④及び⑤欄に転記します。
5 ④欄の金額を第3表のその農業相続人の④欄に転記します。
6 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の⑤欄に転記します。

第12表(平成30.9)

(資4-20-13-A4続-)

改正後

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに譲渡した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から相続時特異課税法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例)第10項第2号に規定する管理受託及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例)第10項第2号に規定する管理受託以外の財産を取得しなかった人は除きます(相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得している人を除きます。)

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			②の価額のうち特定贈与財産の価額	③の贈与税額(②×10%)	④の贈与税額(②×10%)
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額	
1	・	・					円	円
2	・	・						
3	・	・						
4	・	・						
贈与を受けた人ごとの④額の合計額		氏名	(各人の合計)					
		④金額		円	円	円	円	円

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者)

(受贈財産の番号)

私()は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記()の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④額の金額を第1表のその他の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑤欄にそれぞれ記入します。

2 出資持分の定めのない法人などに譲渡した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に譲渡した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- (1) 国、地方公共団体又は相続時特異課税法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしたので、相続時特異課税法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- (2) 相続時特異課税法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したので、相続時特異課税法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、相続時特異課税法第70条第3項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量・価額		
・						
・						
合 計						

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(全表、7)

(欄4～20～15～A4～1)

改正前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに譲渡した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から相続時特異課税法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例)第10項第2号に規定する管理受託(注)の財産を取得しなかった人は除きます(相続時特異課税に係る贈与によって財産を取得している人を除きます。)

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			②の価額のうち特定贈与財産の価額	③の贈与税額(②×10%)	④の贈与税額(②×10%)
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額	
1	・	・					円	円
2	・	・						
3	・	・						
4	・	・						
贈与を受けた人ごとの④額の合計額		氏名	(各人の合計)					
		④金額		円	円	円	円	円

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者)

(受贈財産の番号)

私()は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記()の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④額の金額を第1表のその他の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑤欄にそれぞれ記入します。

2 出資持分の定めのない法人などに譲渡した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に譲渡した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- (1) 国、地方公共団体又は相続時特異課税法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附(相続時特異課税法施行令第40条の4第3項を改正する改正(平成20年改正第16号)第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧相続時特異課税法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に寄附を含まず。)をしたので、相続時特異課税法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- (2) 相続時特異課税法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したので、相続時特異課税法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、相続時特異課税法第70条第3項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量・価額		
・						
・						
合 計						

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(全表、7)

(欄4～20～15～A4～1)

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で申請のありました、 ・配偶者に対する相続税額の軽減 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 の適用を受けようと する遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を承認却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注） やむを得ない事由がなくなった日の翌日から4か月以内にその遺産が分割された結果、納めすぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納めすぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資4-22-3-A4統一）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、 ・配偶者に対する相続税額の軽減 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 の適用を受けようと する遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を承認却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注） やむを得ない事由がなくなった日の翌日から4か月以内にその遺産が分割された結果、納めすぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納めすぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資4-22-3-A4統一）

改正後	改正前
遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

改正後

相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

○フリガナは、必ず記入してください。

相続税の修正申告書

相続開始年月日 年 月 日

第1表 平成31年 完成31年

（世帯主の全額が申告主となる場合は、世帯主の氏名を記入してください。この場合は世帯主の全額のうち、相続税の課税対象となる金額は、第11の2表（①）が主たるもの）

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人			
氏 名		(被相続人)		密			
個人番号又は法人番号				1. 相続人となる場合、この欄に「1」を記入してください。 2. 相続人とならない場合、この欄に「2」を記入してください。			
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)			
住 所				〒			
(電 話 番 号)				(- -)			
被相続人 との続柄	職 業						
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時特種清算課税に係る贈与			
密 査 理 番 号							
区 分		① 被相続人の 課税額	② 贈与 申告額	③ 確定申告額 (①+②)	④ 被相続人の 課税額	⑤ 贈与 申告額	⑥ 確定申告額 (④+⑤)
取得財産の価額 (第11表②)		①	円	円	円	円	円
相続時特種清算課税適用財産の価額 (第11の2表1②)		②					
償却及び修繕費用の金額 (第13表3③)		③					
純資産価額(①+②-③) (基準の④を記入)		④					
純資産価額に記される 贈与財産の分の贈与財産価額 (第14表④)		⑤					
配当価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥	△ ,000	△ ,000	△ ,000	△ ,000	△ ,000
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額		⑦ (人)	△ ,000,000	△ ,000,000	(人)	△ ,000,000	△ ,000,000
相続税の総額		⑧	00	00	00	00	00
一般の場合 (⑧の場合を除く)		⑨	1.00	1.00			
配偶者の税額軽減 (第4表②)		⑩	円	円	円	円	円
土地等贈与 を受けた場合		⑪	円	円	円	円	円
土地等贈与 を受けた場合		⑫	円	円	円	円	円
相続税の総額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)		⑬	円	円	円	円	円
税 額 控 除		⑭					
配当者の税額軽減額 (第5表②又は③)		⑮					
未成年者控除額 (第6表①②又は③)		⑯					
障害者控除額 (第6表③④⑤又は⑥)		⑰					
相次相続控除額 (第7表①又は②)		⑱					
外国税額控除額 (第8表1①②)		⑲					
計		⑳					
税(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲) (基準の②を記入)		㉑	00	00	00	00	00
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2②)		㉒					
小計(㉑+㉒) (基準の②を記入)		㉓	00	00	00	00	00
納税額 (第5の8表②)		㉔	00	00	00	00	00
申告段階までに 納付すべき税額 (㉓-㉔)		㉕	00	00	00	00	00
還付される税 (㉔-㉕)		㉖	△	△	△	△	△
支払税額		㉗					
戻付金 (第5表②)		㉘					
支払税額 (㉗-㉘)		㉙					
戻付金 (第5表②)		㉚					
支払税額 (㉙-㉚)		㉛					
戻付金 (第5表②)		㉜					
支払税額 (㉛-㉜)		㉝					
戻付金 (第5表②)		㉞					
支払税額 (㉝-㉞)		㉟					
戻付金 (第5表②)		㊱					
支払税額 (㉟-㊱)		㊲					
戻付金 (第5表②)		㊳					
支払税額 (㊲-㊳)		㊴					
戻付金 (第5表②)		㊵					
支払税額 (㊳-㊵)		㊶					
戻付金 (第5表②)		㊷					
支払税額 (㊴-㊷)		㊸					
戻付金 (第5表②)		㊹					
支払税額 (㊵-㊹)		㊺					
戻付金 (第5表②)		㊻					
支払税額 (㊶-㊻)							

○この申告書は黒ボールペンで記入してください

※の項目は記入する必要はありません

第1表（平成31年1月分以降用）

（注）
①欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で③欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表1⑤）があるときは、③欄の金額については、「相控後の申告のしずた」を記載してください。

改正前

相続税の修正申告書

[illegible]

○この申告書は黒ボールペンで記入してください

療の項目は要人する前題にありてせし

第1表（平成30年分以降用）

注 ① 営業の全額が赤字となる場合は、総額の左端に「-」を付けてください。なお、二重結合で総額の左端の「-」に増減率の付外税引額が赤字（第11の2表）があるときは、②の金額については、「増減率の中寄りの「+」」を記添してください。

改正後

相続税の修正申告書(続)

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人	財産を取得した人
氏名			
個人番号又は法人番号			
生年月日			
住所 (電話番号)			
被相続人との続柄			
取得原因			
※整理番号			
区分			
取得財産の価額 (第11表①)			
相続税計算基礎財産の価額 (第11表②)			
債務及び葬式費用の金額 (第13表③)			
純資産価額(①-②-③) (赤字のときは0)			
法定相続人に与えられる 遺産相続分の割合(第14表④)			
課税価格(④×⑤) (1,000円未満切捨て)			
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額			
相続税の総額			
一般の場合 (⑥の場合を除く)			
配偶者の基礎控除額 (第5表①又は②)			
未成年者控除額 (第6表①又は②)			
障害者控除額 (第7表①又は②)			
相次相続控除額 (第8表①又は②)			
外国税額控除額 (第9表①)			
計			
税額			
支払済税額 (第10表①又は②) (赤字のときは0)			
戻付税額 (第10表③)			
納付すべき税額 (第10表④)			
申告 (第10表⑤)			
申告 (第10表⑥)			
申告 (第10表⑦)			
申告 (第10表⑧)			
申告 (第10表⑨)			
申告 (第10表⑩)			
申告 (第10表⑪)			
申告 (第10表⑫)			
申告 (第10表⑬)			
申告 (第10表⑭)			
申告 (第10表⑮)			
申告 (第10表⑯)			
申告 (第10表⑰)			
申告 (第10表⑱)			
申告 (第10表⑲)			
申告 (第10表⑳)			
申告 (第10表㉑)			
申告 (第10表㉒)			
申告 (第10表㉓)			
申告 (第10表㉔)			
申告 (第10表㉕)			
申告 (第10表㉖)			
申告 (第10表㉗)			
申告 (第10表㉘)			
申告 (第10表㉙)			
申告 (第10表㉚)			
申告 (第10表㉛)			
申告 (第10表㉜)			
申告 (第10表㉝)			
申告 (第10表㉞)			
申告 (第10表㉟)			
申告 (第10表㊱)			
申告 (第10表㊲)			
申告 (第10表㊳)			
申告 (第10表㊴)			
申告 (第10表㊵)			
申告 (第10表㊶)			
申告 (第10表㊷)			
申告 (第10表㊸)			
申告 (第10表㊹)			
申告 (第10表㊺)			
申告 (第10表㊻)			
申告 (第10表㊼)			
申告 (第10表㊽)			
申告 (第10表㊾)			
申告 (第10表㊿)			
申告 (第10表1)			
申告 (第10表2)			
申告 (第10表3)			
申告 (第10表4)			
申告 (第10表5)			
申告 (第10表6)			
申告 (第10表7)			
申告 (第10表8)			
申告 (第10表9)			
申告 (第10表10)			
申告 (第10表11)			
申告 (第10表12)			
申告 (第10表13)			
申告 (第10表14)			
申告 (第10表15)			
申告 (第10表16)			
申告 (第10表17)			
申告 (第10表18)			
申告 (第10表19)			
申告 (第10表20)			
申告 (第10表21)			
申告 (第10表22)			
申告 (第10表23)			
申告 (第10表24)			
申告 (第10表25)			
申告 (第10表26)			
申告 (第10表27)			
申告 (第10表28)			
申告 (第10表29)			
申告 (第10表30)			
申告 (第10表31)			
申告 (第10表32)			
申告 (第10表33)			
申告 (第10表34)			
申告 (第10表35)			
申告 (第10表36)			
申告 (第10表37)			
申告 (第10表38)			
申告 (第10表39)			
申告 (第10表40)			
申告 (第10表41)			
申告 (第10表42)			
申告 (第10表43)			
申告 (第10表44)			
申告 (第10表45)			
申告 (第10表46)			
申告 (第10表47)			
申告 (第10表48)			
申告 (第10表49)			
申告 (第10表50)			
申告 (第10表51)			
申告 (第10表52)			
申告 (第10表53)			
申告 (第10表54)			
申告 (第10表55)			
申告 (第10表56)			
申告 (第10表57)			
申告 (第10表58)			
申告 (第10表59)			
申告 (第10表60)			
申告 (第10表61)			
申告 (第10表62)			
申告 (第10表63)			
申告 (第10表64)			
申告 (第10表65)			
申告 (第10表66)			
申告 (第10表67)			
申告 (第10表68)			
申告 (第10表69)			
申告 (第10表70)			
申告 (第10表71)			
申告 (第10表72)			
申告 (第10表73)			
申告 (第10表74)			
申告 (第10表75)			
申告 (第10表76)			
申告 (第10表77)			
申告 (第10表78)			
申告 (第10表79)			
申告 (第10表80)			
申告 (第10表81)			
申告 (第10表82)			
申告 (第10表83)			
申告 (第10表84)			
申告 (第10表85)			
申告 (第10表86)			
申告 (第10表87)			
申告 (第10表88)			
申告 (第10表89)			
申告 (第10表90)			
申告 (第10表91)			
申告 (第10表92)			
申告 (第10表93)			
申告 (第10表94)			
申告 (第10表95)			
申告 (第10表96)			
申告 (第10表97)			
申告 (第10表98)			
申告 (第10表99)			
申告 (第10表100)			

修正第1表(続)(今元7)

(第4-24-2-A4表)

改正前

相続税の修正申告書(続)

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人	財産を取得した人
氏名			
個人番号又は法人番号			
生年月日			
住所 (電話番号)			
被相続人との続柄			
取得原因			
※整理番号			
区分			
取得財産の価額 (第11表①)			
相続税計算基礎財産の価額 (第11表②)			
債務及び葬式費用の金額 (第13表③)			
純資産価額(①-②-③) (赤字のときは0)			
法定相続人に与えられる 遺産相続分の割合(第14表④)			
課税価格(④×⑤) (1,000円未満切捨て)			
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額			
相続税の総額			
一般の場合 (⑥の場合を除く)			
配偶者の基礎控除額 (第5表①又は②)			
未成年者控除額 (第6表①又は②)			
障害者控除額 (第7表①又は②)			
相次相続控除額 (第8表①又は②)			
外国税額控除額 (第9表①)			
計			
税額			
支払済税額 (第10表①又は②) (赤字のときは0)			
戻付税額 (第10表③)			
納付すべき税額 (第10表④)			
申告 (第10表⑤)			
申告 (第10表⑥)			
申告 (第10表⑦)			
申告 (第10表⑧)			
申告 (第10表⑨)			
申告 (第10表⑩)			
申告 (第10表⑪)			
申告 (第10表⑫)			
申告 (第10表⑬)			
申告 (第10表⑭)			
申告 (第10表⑮)			
申告 (第10表⑯)			
申告 (第10表⑰)			
申告 (第10表⑱)			
申告 (第10表⑲)			
申告 (第10表⑳)			
申告 (第10表㉑)			
申告 (第10表㉒)			
申告 (第10表㉓)			
申告 (第10表㉔)			
申告 (第10表㉕)			
申告 (第10表㉖)			
申告 (第10表㉗)			
申告 (第10表㉘)			
申告 (第10表㉙)			
申告 (第10表㉚)			
申告 (第10表㉛)			
申告 (第10表㉜)			
申告 (第10表㉝)			
申告 (第10表㉞)			
申告 (第10表㉟)			
申告 (第10表㊱)			
申告 (第10表㊲)			
申告 (第10表㊳)			
申告 (第10表㊴)			
申告 (第10表㊵)			
申告 (第10表㊶)			
申告 (第10表㊷)			
申告 (第10表㊸)			
申告 (第10表㊹)			
申告 (第10表㊺)			
申告 (第10表㊻)			
申告 (第10表㊼)			
申告 (第10表㊽)			
申告 (第10表㊾)			
申告 (第10表㊿)			
申告 (第10表1)			
申告 (第10表2)			
申告 (第10表3)			
申告 (第10表4)			
申告 (第10表5)			
申告 (第10表6)			
申告 (第10表7)			
申告 (第10表8)			
申告 (第10表9)			
申告 (第10表10)			
申告 (第10表11)			
申告 (第10表12)			
申告 (第10表13)			
申告 (第10表14)			
申告 (第10表15)			
申告 (第10表16)			
申告 (第10表17)			
申告 (第10表18)			
申告 (第10表19)			
申告 (第10表20)			
申告 (第10表21)			
申告 (第10表22)			
申告 (第10表23)			
申告 (第10表24)			
申告 (第10表25)			
申告 (第10表26)			
申告 (第10表27)			
申告 (第10表28)			
申告 (第10表29)			
申告 (第10表30)			
申告 (第10表31)			
申告 (第10表32)			
申告 (第10表33)			
申告 (第10表34)			
申告 (第10表35)			
申告 (第10表36)			
申告 (第10表37)			
申告 (第10表38)			
申告 (第10表39)			
申告 (第10表40)			
申告 (第10表41)			
申告 (第10表42)			
申告 (第10表43)			
申告 (第10表44)			
申告 (第10表45)			
申告 (第10表46)			
申告 (第10表47)			
申告 (第10表48)			
申告 (第10表49)			
申告 (第10表50)			
申告 (第10表51)			
申告 (第10表52)			
申告 (第10表53)			
申告 (第10表54)			
申告 (第10表55)			
申告 (第10表56)			
申告 (第10表57)			
申告 (第10表58)			
申告 (第10表59)			
申告 (第10表60)			
申告 (第10表61)			
申告 (第10表62)			
申告 (第10表63)			
申告 (第10表64)			
申告 (第10表			

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名		（各人の合計）					
区 分		①修正前の 課税額	②修正 申告額	③修正する額 (②-①)	④修正前の 課税額	⑤修正 申告額	⑥修正する額 (⑤-④)
課税 の 額 の 計 算	取得財産 (第12表⑤)	①					
	その他の人 の課税額 (第12表⑤+⑥)	②					
	債務及び借入金 の金額 (第1表⑤)	③					
	税額控除 (第12表⑥)	④					
	課税額 (①+②-③+④) (1,000円未満切捨て)	⑤	A	A			
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の 税額 (第2表⑤)	⑦	00	00	00	00	00
	みなし相続 税の税額 (第2表⑥)	⑧	1.00	1.00			
	相続税の 税額の合計 (⑦+⑧)	⑨					
	農業所得 の課税 額 (第12表⑤)	⑩					
	各人の算出税額 (⑨+⑩)	⑪					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業所得の課税額」は、農業所得だけが記入します。
2 各人の⑨欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区 分		①修正前の 課税額	②修正 申告額	③修正する額 (②-①)	④修正前の 課税額	⑤修正 申告額	⑥修正する額 (⑤-④)
課税 の 額 の 計 算	取得財産 (第12表⑤)	①					
	その他の人 の課税額 (第12表⑤+⑥)	②					
	債務及び借入金 の金額 (第1表⑤)	③					
	税額控除 (第12表⑥)	④					
	課税額 (①+②-③+④) (1,000円未満切捨て)	⑤					
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の 税額 (第2表⑤)	⑦	00	00	00	00	00
	みなし相続 税の税額 (第2表⑥)	⑧					
	相続税の 税額の合計 (⑦+⑧)	⑨					
	農業所得 の課税 額 (第12表⑤)	⑩					
	各人の算出税額 (⑨+⑩)	⑪					

(注) 1 各人の⑨欄の金額を修正申告書第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の⑨欄の金額を修正申告書第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
2 ⑨欄の金額に記入する金額は、⑨欄の「⑨+⑩-⑪」の金額が⑨欄の⑨欄の金額を超える場合には、⑨欄の⑨欄の金額にします。ただし、納税猶予の適用を受ける特別農地等(期間内申告)において申告書の第1表に記入した特別農地等に該当する場合は、⑨欄の⑨欄の金額に記入し、その額を修正するものであるときは、⑨欄の⑨欄の金額は、⑨欄の⑨欄の金額を超えることができます。

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名		（各人の合計）					
区 分		①修正前の 課税額	②修正 申告額	③修正する額 (②-①)	④修正前の 課税額	⑤修正 申告額	⑥修正する額 (⑤-④)
課税 の 額 の 計 算	取得財産 (第12表⑤)	①					
	その他の人 の課税額 (第12表⑤+⑥)	②					
	債務及び借入金 の金額 (第1表⑤)	③					
	税額控除 (第12表⑥)	④					
	課税額 (①+②-③+④) (1,000円未満切捨て)	⑤	A	A			
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の 税額 (第2表⑤)	⑦	00	00	00	00	00
	みなし相続 税の税額 (第2表⑥)	⑧	1.00	1.00			
	相続税の 税額の合計 (⑦+⑧)	⑨					
	農業所得 の課税 額 (第12表⑤)	⑩					
	各人の算出税額 (⑨+⑩)	⑪					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業所得の課税額」は、農業所得だけが記入します。
2 各人の⑨欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区 分		①修正前の 課税額	②修正 申告額	③修正する額 (②-①)	④修正前の 課税額	⑤修正 申告額	⑥修正する額 (⑤-④)
課税 の 額 の 計 算	取得財産 (第12表⑤)	①					
	その他の人 の課税額 (第12表⑤+⑥)	②					
	債務及び借入金 の金額 (第1表⑤)	③					
	税額控除 (第12表⑥)	④					
	課税額 (①+②-③+④) (1,000円未満切捨て)	⑤					
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の 税額 (第2表⑤)	⑦	00	00	00	00	00
	みなし相続 税の税額 (第2表⑥)	⑧					
	相続税の 税額の合計 (⑦+⑧)	⑨					
	農業所得 の課税 額 (第12表⑤)	⑩					
	各人の算出税額 (⑨+⑩)	⑪					

(注) 1 各人の⑨欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、非課税式等についての納税猶予及び免除、非課税式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は農業法人の身分についての納税猶予及び免除もしくは農業法人の身分についての税額控除の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の⑨欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
2 ⑨欄の金額に記入する金額は、⑨欄の「⑨+⑩-⑪」の金額が⑨欄の⑨欄の金額を超える場合には、⑨欄の⑨欄の金額にします。ただし、納税猶予の適用を受ける特別農地等(期間内申告)において申告書の第1表に記入した特別農地等に該当する場合は、⑨欄の⑨欄の金額に記入し、その額を修正するものであるときは、⑨欄の⑨欄の金額は、⑨欄の⑨欄の金額を超えることができます。

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名							
区 分		① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の 課税額	⑤ 修正 申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
農 業 相 続 人 の 特 別 の 計 算	取得財産 の価額 (第1表⑤)	円	円	円	円	円	円
	取得財産 の価額 (第1表⑤)	円	円	円	円	円	円
	償却及び修繕費用の金額 (第1表⑥)	円	円	円	円	円	円
	取得財産の 価額又は(②-③) (赤字のときは0)	円	円	円	円	円	円
	取得財産の 価額に課税される標準 税率の算出税額(第1表⑦)	円	円	円	円	円	円
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の課税の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑤」欄に記入します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続)) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区 分		① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の 課税額	⑤ 修正 申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
納 税 猶 予 の 計 算	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
農 地 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円

(注) 1 各人の⑤欄の金額を修正申告書第8表のその人の「農地等納税猶予税額⑤」欄に記入します。なお、その人が、他
の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の7表の⑤欄の金額を修正申告書第8表の8表のその人の「農
地等納税猶予税額⑤」欄に記入します。
2 ⑤欄の金額に記入する金額は、⑤欄の「⑤+⑥-⑦」の金額が⑤欄の⑤欄の金額を修正申告書第8表の8表のその人の「農
地等納税猶予税額⑤」欄に記入します。ただし、納税猶予の適用を受ける特別農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特別農地等
に該当する。)の評価額又は税額の計算額がなかった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑤欄の⑤欄の
金額は、⑤欄の⑤欄の金額を超えることができます。

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名							
区 分		① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の 課税額	⑤ 修正 申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
農 業 相 続 人 の 特 別 の 計 算	取得財産 の価額 (第1表⑤)	円	円	円	円	円	円
	取得財産 の価額 (第1表⑤)	円	円	円	円	円	円
	償却及び修繕費用の金額 (第1表⑥)	円	円	円	円	円	円
	取得財産の 価額又は(②-③) (赤字のときは0)	円	円	円	円	円	円
	取得財産の 価額に課税される標準 税率の算出税額(第1表⑦)	円	円	円	円	円	円
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円
	相続税の総額 (第2表⑪)	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の課税の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑤」欄に記入します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続)) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区 分		① 修正前の 課税額	② 修正 申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の 課税額	⑤ 修正 申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
納 税 猶 予 の 計 算	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
	納税猶予の基となる税額(上 の表の⑤の農業相続人の⑤の金額)	円	円	円	円	円	円
農 地 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円
	課税価格(④+⑦) (1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円

(注) 1 各人の⑤欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑤」欄に記入します。なお、その人が、第1編
規定等による納税猶予及び免除、第1編規定等による納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免
除又は農業法人の特例についての納税猶予及び免除もしくは農業法人の特例についての納税猶予及び免除の特例、
修正申告書の第12表の⑤欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑤」欄に記入します。
2 ⑤欄の金額に記入する金額は、⑤欄の「⑤+⑥-⑦」の金額が⑤欄の⑤欄の金額を修正申告書第8表の8表に記入した特別農地等
に該当する。)の評価額又は税額の計算額がなかった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑤欄の⑤欄の
金額は、⑤欄の⑤欄の金額を超えることができます。

改正後

特例株式等納税猶予税額の計算書

渡 相 禮 人

この計算書は、相続税の法定申告において、特別経営承継人等又は特別経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等について相続税の納税額及び免除の特例に係る納税額予備額（特別株式等納税額予備額）を算出するために使用します。

(注) 特別経営承継人等及び特別経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表（特

特別経営承継人
特別経営承継相続人等
特別経営相続承継受贈者

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	① 修正前の 繰上額	② 修正額	③ 修正後の 繰上額
① 特別経費受贈人の第8の2の2の付表1・付表2のA欄の合計額				
② 特別経費受贈人に係る償費及び経費費用の金額（修正申告書第1表のその他の②欄の金額）				
③ 特別経費受贈人が引当又は費用により取り戻した引当の価額（※特別経費受贈人の修正申告書第1表の①②③又は修正申告書第3表、第8表3①の①欄）の金額				
④ 控除未済償還額（①②③④の金額（※修正申告書第10））				
⑤ 寄附金額（①④）（1,000円未満切捨て）（寄附の確定は⑤）	0,000	0,000	0,000	
⑥ 特別経費受贈人以外の引当組人の施設移転の有無（※特別経費受贈人以外の寄附の修正申告書第1表の①又は修正申告書第3表、第8表2①の⑤欄）の金額の合計	0,000		0,000	
⑦ 品価引除額（第2表の⑦欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000	
⑧ 寄附金額に基づく繰上額減除額（⑤⑥⑦⑧）	0,000	0,000	0,000	

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

④ 法定相続人の氏名	⑤ 法定相続分	⑥ 法定相続分に基づく年間の相続税の計算	
		⑦ 法定相続分に示する仮払金額 (③×⑥)	⑧ 相続税の税額の基礎となる税額 (⑦×第1条の「遺族率」で算じます。)
		円	
		1,000	
		1,000	
		1,000	
		1,000	
		1,000	
		1,000	
		1,000	
		1,000	
法定相続分の合計	1	⑨ 相続税の税額 (⑦の合計額)	(円)

(注) 1 ⑦欄の「修正申告書第1条の④①②」の金額は、相続税受取人が相続税特別控除法第30条の6第1項の規定による異動等についての納税額控除及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3条・第8条第2の1の④」の金額となります。また、⑧欄の「修正申告書」表の⑧欄の「金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別控除法第30条の6第1項の規定による異動等についての納税額控除及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3条・第8条第2の1の④」の金額となります。

2 ⑧及び⑨欄は第2条の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑥法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ記入します。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区 分	修正前の 課税額	修正 額	修正後の 課税額
① 特例経費減額人の修正申告第1表の「⑤+⑥-⑦」の金額			
② 特定貸倒に基づく特例経費減額人の算出基礎「1」の⑤×1の⑤+⑥1			
③ 特定貸倒に基づく年総額の2割算出に用いられる借入の合計金⑤			
a ②-③-特例経費減額人の修正申告第1表の⑦の金額（赤字の場合は0）			
b 特例経費減額人の修正申告第1表の⑦欄に基づく算出額（その他の修正申告第1表の⑦ 又は②+②-②2）（赤字の場合は0）			
④ ①+a-b の金額（赤字の場合は0）			
⑤ a-④の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 特例貸倒上乗せ戻金等又は特例対象期間繰上繰戻金等に係る会社が2社以上ある場合の合計（2社未満）			
イ 会社A ⑥×イの株式に係る借額/1の⑥1（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ 会社B ⑥×ロの株式に係る借額/1の⑥1（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ 会社C ⑥×ハの株式に係る借額/1の⑥1（100円未満切捨て）	00	00	00
⑦ 特例貸倒上乗せ戻金等と借額⑦の合計（⑦ロを減算して）（又は⑦の金額の合計額）（又は合計）	A	00	00

[illegible]

新華書店經銷	上海	地址	電話		
--------	----	----	----	--	--

修正第8の2の2表(台元7)

(寶 4-24-11-A 4 號一)

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書

報 相 誌 人

この計算書は、右掲の佐申書に於いて、特例認定業務補助人等又は特例認定業務補助受贈者に該当する人並に上述各号について所掲の納税額を支払った特例に係る納税額を記載（特例に係る納税額を記載）を算出するために使用します。

(注) 特例認定業務補助人等又は特例認定業務補助受贈者に該当する人を、以下の計算書(第3号の2)と表(第3号の2)に記入します。

特例認定業務補助人
(特例認定業務補助人等・特例認定業務補助受贈者)

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

[illegible]

[2] 「特定価額に基づく相続税の税額」等の計算（修正申告額）

[illegible]

2 特例練式等納税猶予税額の計算

[illegible][illegible]

表紙②に貼ります。

修正第8の2の3表(下3/7)

(第 4 页共 24 页) — 0.4 分 —

その項目は記入する必要がありませぬ

第8の2の2表（修正申告用）（平成31年1月分以降用）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(平成31年1月分以降用)

00
00
00
00

改正後

山林納税猶予税額の計算書

被相続人
林業経営相続人

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人（山林）についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	修正前の 課税額 円	修正額 円	修正する額 円(②-①)
① 林業経営相続人の受取の財産(相続税)の金額			
② 林業経営相続人に係る償還及び禁止費用の金額(修正申告書第1表のその他の金額の金額)			
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の課税(林業経営相続人の修正申告書第1表の①+②)(又は修正申告書第1表・第6表②③の①②)の金額			
④ 控除未済債権額(①+②+③)の金額(赤字の場合は0)			
⑤ 特定価額(①+②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	000	000	000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	000	000	000
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税総額の合計額(林業経営相続人以外の修正申告書第1表の①②)(又は修正申告書第1表・第6表②③の①②)の金額の合計	000	000	000
⑧ 基礎控除額(第2表の①欄の金額)	000,000	000,000	000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥+⑦)	000	000	000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥+⑦)	000	000	000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告書欄)

区 分	修正前の 課税額 円	修正額 円	修正する額 円(②-①)
① 法定相続人の氏名			
② 法定相続分			
③ 特定価額に基づく相続税の総額の計算			
④ 法定相続分に相当する法定相続分(③×④)			
⑤ 法定相続分の合計			
⑥ 法定相続分の合計			
⑦ 法定相続分の合計			
⑧ 法定相続分の合計			
⑨ 法定相続分の合計			
⑩ 法定相続分の合計			
⑪ 法定相続分の合計			
⑫ 法定相続分の合計			
⑬ 法定相続分の合計			
⑭ 法定相続分の合計			
⑮ 法定相続分の合計			
⑯ 法定相続分の合計			
⑰ 法定相続分の合計			
⑱ 法定相続分の合計			
⑲ 法定相続分の合計			
⑳ 法定相続分の合計			
㉑ 法定相続分の合計			
㉒ 法定相続分の合計			
㉓ 法定相続分の合計			
㉔ 法定相続分の合計			
㉕ 法定相続分の合計			
㉖ 法定相続分の合計			
㉗ 法定相続分の合計			
㉘ 法定相続分の合計			
㉙ 法定相続分の合計			
㉚ 法定相続分の合計			
㉛ 法定相続分の合計			
㉜ 法定相続分の合計			
㉝ 法定相続分の合計			
㉞ 法定相続分の合計			
㉟ 法定相続分の合計			
㊱ 法定相続分の合計			
㊲ 法定相続分の合計			
㊳ 法定相続分の合計			
㊴ 法定相続分の合計			
㊵ 法定相続分の合計			
㊶ 法定相続分の合計			
㊷ 法定相続分の合計			
㊸ 法定相続分の合計			
㊹ 法定相続分の合計			
㊺ 法定相続分の合計			
㊻ 法定相続分の合計			
㊼ 法定相続分の合計			
㊽ 法定相続分の合計			
㊾ 法定相続分の合計			
㊿ 法定相続分の合計			

2 山林納税猶予税額の計算

区 分	修正前の 課税額 円	修正額 円	修正する額 円(②-①)
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の①+②)の金額			
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(①の①×①の②+②)			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-林業経営相続人の修正申告書第1表の②)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(①の①×①の②+③)			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤-林業経営相続人の修正申告書第1表の②)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の②欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の②)(又は②+③-④)			
⑦ (⑥+⑦-④)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)の金額(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)			

(注) 1 ①欄の修正申告書の「修正申告書第1表の①」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち、相続税特別増徴法第70条の第1項の規定による農林等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人(以下「特定申告書第1表の①」の金額)とします。

2 ②欄の②欄に記入する金額は、③欄の(a-b-⑦)の金額が③欄の③欄の金額を超える場合には、③欄の③欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(国・自治体等所有山林、特定山林、特定山林)に記入した特例山林に限り、③欄の③欄の金額は、③欄の③欄の金額の2割加算が行われる場合で、その2割加算を修正するものであるときは、③欄の③欄の金額は③欄の③欄の金額を超えることができます。

3 ④欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。なお、林業経営相続人が他の相続人の納税猶予等の適用を受ける場合は、④欄の金額によらず、修正申告書第8表の7表の④欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。

納税義務発生額 入力 確認

修正第8の3表(令和7)

(貸4-24-8-A主統一)

改正前

山林納税猶予税額の計算書

被相続人
林業経営相続人

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人（山林）についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	修正前の 課税額 円	修正額 円	修正する額 円(②-①)
① 林業経営相続人の受取の財産(相続税)の金額			
② 林業経営相続人に係る償還及び禁止費用の金額(修正申告書第1表のその他の金額の金額)			
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の課税(林業経営相続人の修正申告書第1表の①+②)(又は修正申告書第1表・第6表②③の①②)の金額			
④ 控除未済債権額(①+②+③)の金額(赤字の場合は0)			
⑤ 特定価額(①+②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	000	000	000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	000	000	000
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税総額の合計額(林業経営相続人以外の修正申告書第1表の①②)(又は修正申告書第1表・第6表②③の①②)の金額の合計	000	000	000
⑧ 基礎控除額(第2表の①欄の金額)	000,000	000,000	000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥+⑦)	000	000	000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥+⑦)	000	000	000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告書欄)

区 分	修正前の 課税額 円	修正額 円	修正する額 円(②-①)
① 法定相続人の氏名			
② 法定相続分			
③ 特定価額に基づく相続税の総額の計算			
④ 法定相続分に相当する法定相続分(③×④)			
⑤ 法定相続分の合計			
⑥ 法定相続分の合計			
⑦ 法定相続分の合計			
⑧ 法定相続分の合計			
⑨ 法定相続分の合計			
⑩ 法定相続分の合計			
⑪ 法定相続分の合計			
⑫ 法定相続分の合計			
⑬ 法定相続分の合計			
⑭ 法定相続分の合計			
⑮ 法定相続分の合計			
⑯ 法定相続分の合計			
⑰ 法定相続分の合計			
⑱ 法定相続分の合計			
⑲ 法定相続分の合計			
⑳ 法定相続分の合計			
㉑ 法定相続分の合計			
㉒ 法定相続分の合計			
㉓ 法定相続分の合計			
㉔ 法定相続分の合計			
㉕ 法定相続分の合計			
㉖ 法定相続分の合計			
㉗ 法定相続分の合計			
㉘ 法定相続分の合計			
㉙ 法定相続分の合計			
㉚ 法定相続分の合計			
㉛ 法定相続分の合計			
㉜ 法定相続分の合計			
㉝ 法定相続分の合計			
㉞ 法定相続分の合計			
㉟ 法定相続分の合計			
㊱ 法定相続分の合計			
㊲ 法定相続分の合計			
㊳ 法定相続分の合計			
㊴ 法定相続分の合計			
㊵ 法定相続分の合計			
㊶ 法定相続分の合計			
㊷ 法定相続分の合計			
㊸ 法定相続分の合計			
㊹ 法定相続分の合計			
㊺ 法定相続分の合計			
㊻ 法定相続分の合計			
㊼ 法定相続分の合計			
㊽ 法定相続分の合計			
㊾ 法定相続分の合計			
㊿ 法定相続分の合計			

(注) 1 ①欄の「修正申告書第1表の①+②」の金額は、林業経営相続人が相続税特別増徴法第70条の第1項の規定による農林等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人(以下「特定申告書第1表の①」の金額)とします。

2 ②欄の②欄に記入する金額は、③欄の(a-b-⑦)の金額が③欄の③欄の金額を超える場合には、③欄の③欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(国・自治体等所有山林、特定山林、特定山林)に記入した特例山林に限り、③欄の③欄の金額は、③欄の③欄の金額の2割加算が行われる場合で、その2割加算を修正するものであるときは、③欄の③欄の金額は③欄の③欄の金額を超えることができます。

3 ④欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。なお、林業経営相続人が他の相続人の納税猶予等の適用を受ける場合は、④欄の金額によらず、修正申告書第8表の7表の④欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。

2 山林納税猶予税額の計算

区 分	修正前の 課税額 円	修正額 円	修正する額 円(②-①)
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の①+②)の金額			
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(①の①×①の②+②)			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-林業経営相続人の修正申告書第1表の②)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(①の①×①の②+③)			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤-林業経営相続人の修正申告書第1表の②)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の②欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の②)(又は②+③-④)			
⑦ (⑥+⑦-④)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)の金額(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)			

(注) 1 ①欄の修正申告書の「修正申告書第1表の①」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち、相続税特別増徴法第70条の第1項の規定による農林等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人(以下「特定申告書第1表の①」の金額)とします。

2 ②欄の②欄に記入する金額は、③欄の(a-b-⑦)の金額が③欄の③欄の金額を超える場合には、③欄の③欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(国・自治体等所有山林、特定山林、特定山林)に記入した特例山林に限り、③欄の③欄の金額は、③欄の③欄の金額の2割加算が行われる場合で、その2割加算を修正するものであるときは、③欄の③欄の金額は③欄の③欄の金額を超えることができます。

3 ④欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。なお、林業経営相続人が他の相続人の納税猶予等の適用を受ける場合は、④欄の金額によらず、修正申告書第8表の7表の④欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。

納税義務発生額 入力 確認

修正第8の3表(令和7)

(貸4-24-8-A主統一)

改正前

医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、医療法人の母会についての納税額下及び免除又は医療法人の母会についての各種控除の適用を受ける人（以下この表において「医療法人母会制法人等」と表記しています。）が、相続税の申告書等において、医療法人の母会に係る納税額下控除（医療法人母会制納税額下控除）又は税額控除額（医療法人母会税額控除額）を算出するために使用します。

1 産産人持分前払増価予税額又は「産産人持分前払増価」の基となる相換税の額の計

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

内 容	第1期の 償 還 額	第2期・第3期 償 還 額	償 還 済 分 (第1～3期)
① 非営法人持分持組人等の非営法人持分の償還（第8の4費の付添のAの金額）			
② 非営法人持分持組人等への借入金及び前払金等利用の返還（そのうち非営法人持分持組人等への建立年度償還金に充当する金額）			
③ 非営法人持分持組人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（そのうち非営法人持分持組人等の前記第1項①の①～③に充当する金額）			
④ 前記第1項償還額（①～③）（※前年償還済あり）			
⑤ 特定償還（①～④）（※前2年度償還あり）（※前年度償還あり）	0.00	0.00	0.00
⑥ 前年度特定非営法人持分持組人等への償還金額の償還（その償還金に特定非営法人持分持組人等の前記第1項①の①～③に充当する金額）（又は特定非営法人持分持組人等の前記第1項①の④の金額の合計額）	0.00	0.00	0.00
⑦ 前年度償還額（⑤と⑥の償還額合計）	0.00	0.00	0.00
⑧ 特定非営法人持分持組人等への前年度償還額（⑤⑥⑦）	0.00	0.00	0.00

(2) 「特定価額に基づく掛捨ての取組」等の計算

法定相続人の氏名	法定相続分	特定遺産に基づく相続分の計算	
		法定相続分に占める取得金額 (百万円)	相続税の課税の基礎となる控除額 (《第2表》の「遺留分」で計算します。)
		百	
		000	
		000	
		000	
		000	
		000	
法定相続分の合計	=	586	相続税の基礎(《第2表》の計算)

(注) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑

2 医療法人格付の増減予期額又は医療法人格付の増減率の計算

[illegible][illegible][illegible]

人時分宛郵送願望。欄に記入します。

副稅務專員經理	人力		法律			
---------	----	--	----	--	--	--

※の項目は記載する必要がありません。

改正前

(新規)

第8の5表（修正申告用）（平成31年4月分以降用）

改正後

改正前

(新規)

事業用資産納税猶予税額の計算書

被相続人

特別事業相続人等

この計算書は、相続税の修正申告において、特別事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	① 修正前の課税総額	② 修正申告金額	③ 修正する額 (②-①)
①	特別事業相続人等の第8の6条の付表1・付表2（2の2）のA欄の合計額	円	円	円
②	特別事業相続人等に係る特定価額額（その者の第8の6条の付表4のB）			
③	特定価額（①-②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
④	特別事業相続人等以外の相続人等の課税価額の合計額（その特別事業相続人等以外の者の修正申告書第1表の⑤欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑤欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑤	基礎控除額（第2表の⑤欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額（③+④-⑤）	,000	,000	,000
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩ 相続税の総額の基礎となる税額 (⑨×税率「第8表」で計算します。)	
		円	円	
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
		,000		
法定相続分の合計	1	⑨ 相続税の総額（⑩の合計額）	00	
区	分	⑪ 修正前の課税総額	⑫ 修正申告金額	⑬ 修正する額 (⑫-⑪)
①	(特別事業相続人等の修正申告書第1表の(⑨+⑩-⑬))の金額	円	円	円
②	特定価額に基づく特別事業相続人等の算出税額（1の⑪×1の⑬/1の(⑪+⑬)）			
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a	(②+③-特別事業相続人等の修正申告書第1表の⑮)の金額（赤字の場合は0）			
b	特別事業相続人等の修正申告書第1表の⑮欄に基づき算出税額（その人の修正申告書第1表の⑮（又は⑪+⑫-⑬））（赤字の場合は0）			
④	(①+ a = b)の金額（赤字の場合は0）			
⑤	事業用資産納税猶予税額（(a = ③)の金額（赤字の場合は0）(円×千円)）	A00	A00	00
入力	印刷			

改正後

改正前

納税猶予税額の内訳書

(単位は円)

表 相 続 人

この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が、相続税の修正申告において、修正申告書第1表の「納税猶予税額②」欄に記載する金額の計算のために使用します。

1 農地等についての納税猶予及び免除等（相続特別措置法第70条の6第1項）

2 非上場株式等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）

3 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）

4 山林についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の6第1項）

5 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の12第1項）

6 特定の美術品についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の7第1項）

7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の10第1項）

	(円 千)			(円 千)		
区 分	② 修正前の 課税額	③ 修 正 額	④ 修正する額 (②－③)	⑤ 修正前の 課税額	⑥ 修 正 額	⑦ 修正する額 (⑤－⑥)
農地等納税猶予税額 (修正申告書第3表・第8表2⑦)	00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2表2A)	00	00	00	00	00	00
特例株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2の2表2A)	00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (修正申告書第8の3表2③)	00	00	00	00	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (修正申告書第8の4表2A)	00	00	00	00	00	00
美術品納税猶予税額 (修正申告書第8の5表2A)	00	00	00	00	00	00
事業用資産納税猶予税額 (修正申告書第8の6表2A)	00	00	00	00	00	00
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	00	00	00	00	00	00

	(円 千)			(円 千)		
区 分	② 修正前の 課税額	③ 修 正 額	④ 修正する額 (②－③)	⑤ 修正前の 課税額	⑥ 修 正 額	⑦ 修正する額 (⑤－⑥)
農地等納税猶予税額 (修正申告書第3表・第8表2⑦)	00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2表2A)	00	00	00	00	00	00
特例株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2の2表2A)	00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (修正申告書第8の3表2③)	00	00	00	00	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (修正申告書第8の4表2A)	00	00	00	00	00	00
美術品納税猶予税額 (修正申告書第8の5表2A)	00	00	00	00	00	00
事業用資産納税猶予税額 (修正申告書第8の6表2A)	00	00	00	00	00	00
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	00	00	00	00	00	00

① 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（相続特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、修正申告書第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を記載します。

2 各人の⑧欄の金額を修正申告書第1表のその人の「納税猶予税額②」欄に記載します。

第8の8表（修正申告用）（平成31年1月分以降用）

(新規)

改正前

(注) 1-5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
2-5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄で計算してください。
3-「がけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合には、8-1の「がけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

改正後

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) $\text{円} - \left(\text{円} \times \frac{\text{該当地積}}{\text{総地積}} \times 0.7 \right)$	(自用地の評価額) 円	N
都市計画道路予定地の区域にある宅地の評価額	(自用地の評価額) $\text{円} \times 0.$ (補正率)	(自用地の評価額) 円	O
大規模工場用地等 (正面路線価)	$\text{円} \times (\text{地積}) \text{ m}^2 \times$ (地積が20万 m^2 以上の場合は0.95)	円	P
ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積)	$\text{円} \times (\text{地積}) \text{ m}^2 \times 0.6 - \left(\frac{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり}}{\text{の造成費}} \text{円} \times (\text{地積}) \text{ m}^2 \right)$	円	Q
利用区分	算式	総額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	R
貸家建付地	(自用地の評価額又はT) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0.) \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	S
（目的とする土地の種類）	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	T
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times 0.$	円	U
貸借家建付権	(U, ABのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0.) \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	V
転貸借地権	(U, ABのうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	W
転借権	(U, V, ABのうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times 0.$	円	X
借家する人の権利	(U, X, ABのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	Y
権	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times 0.$	円	Z
権する土地が競合する場合の権利	(R, Tのうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	AA
権する土地が競合する場合の権利と他の権利との権利	(U, Zのうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	AB
備考			

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

改正前

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) $\text{円} - \left(\text{円} \times \frac{\text{該当地積}}{\text{総地積}} \times 0.7 \right)$	(自用地の評価額) 円	M
都市計画道路予定地の区域にある宅地の評価額	(自用地の評価額) $\text{円} \times 0.$ (補正率)	(自用地の評価額) 円	N
大規模工場用地等 (正面路線価)	$\text{円} \times (\text{地積}) \text{ m}^2 \times$ (地積が20万 m^2 以上の場合は0.95)	円	O
ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積)	$\text{円} \times (\text{地積}) \text{ m}^2 \times 0.6 - \left(\frac{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり}}{\text{の造成費}} \text{円} \times (\text{地積}) \text{ m}^2 \right)$	円	P
利用区分	算式	総額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	Q
貸家建付地	(自用地の評価額又はS) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0.) \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	R
（目的とする土地の種類）	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	S
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times 0.$	円	T
貸借家建付権	(T, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0.) \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	U
転貸借地権	(T, AAのうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	V
転借権	(T, U, AAのうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times 0.$	円	W
借家する人の権利	(T, W, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	X
権	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times 0.$	円	Y
権する土地が競合する場合の権利	(Q, Sのうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	Z
権する土地が競合する場合の権利と他の権利との権利	(T, Yのうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$	円	AA
備考			

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

改正後

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成31年1月分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6≦8≦	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.90	0.90
8≦10≦	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10≦12≦	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12≦14≦	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14≦16≦	0.92	1.00				0.98	0.98
16≦20≦	0.93					0.99	0.99
20≦24≦	0.94					1.00	1.00
24≦28≦	0.95				0.97		
28≦32≦	0.96		0.98		0.95		
32≦36≦	0.97		0.96	0.97	0.93		
36≦40≦	0.98		0.94	0.95	0.92		
40≦44≦	0.99		0.92	0.93	0.91		
44≦48≦	1.00		0.90	0.91	0.90		
48≦52≦		0.99	0.98	0.89	0.89		
52≦56≦		0.98	0.87	0.88	0.88		
56≦60≦		0.97	0.86	0.87	0.87		
60≦64≦		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64≦68≦		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68≦72≦		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72≦76≦		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76≦80≦		0.92	0.81	0.82			
80≦84≦		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84≦88≦		0.88		0.80			
88≦92≦		0.86			0.81	0.90	
92≦96≦	0.99	0.84					
96≦100≦	0.97	0.82					
100≦	0.95	0.80			0.80		

② 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場	
4未満	—	0.85	1.00	0.90	0.90	0.80	0.80	
4以上6未満	—	0.94		0.97	0.94	0.85	0.85	
6≦8≦	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90	
8≦10≦	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95	
10≦16≦	0.97					1.00	0.97	
16≦22≦	0.98							0.98
22≦28≦	0.99							
28≦	1.00							1.00

③ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業・ 繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00	1.00		0.98	1.00	1.00
3≦4≦		0.99		0.96	0.99	
4≦5≦		0.98		0.94	0.98	
5≦6≦		0.96		0.92	0.96	
6≦7≦		0.94		0.90	0.94	
7≦8≦		0.92		0.92		
8≦		0.90		0.90		

④ 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業・繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

⑤ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業・繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

⑥ 不整形地補正率を算定する際の地域区分表

地域区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑦ 不整形地補正率表

地区区分 割合	高度商業・ 繁華街、 普通商業・併用住宅、 中小工場	普通住宅
10%以上	0.99	0.99
15%≦	0.98	0.98
20%≦	0.97	0.97
25%≦	0.96	0.96
30%≦	0.94	0.94
35%≦	0.92	0.92
40%≦	0.90	0.90
45%≦	0.87	0.87
50%≦	0.84	0.84
55%≦	0.80	0.80
60%≦	0.76	0.76
65%≦	0.70	0.70

⑧ 規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡	記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
		㊦	㊧
500以上1,000未満		0.95	25
1,000≦3,000	㊦	0.90	75
3,000≦5,000	㊦	0.85	225
5,000	㊦	0.80	475

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡	記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
		㊦	㊧
1,000以上3,000未満		0.90	100
3,000≦5,000	㊦	0.85	250
5,000	㊦	0.80	500

⑨ 不整形地補正率表

地区区分 割合	南	東	西	北
10%以上	0.96	0.96	0.94	0.93
20%≦	0.92	0.91	0.90	0.88
30%≦	0.88	0.87	0.86	0.83
40%≦	0.85	0.84	0.82	0.79
50%≦	0.82	0.81	0.79	0.73
60%≦	0.79	0.77	0.74	0.68
70%≦	0.76	0.74	0.70	0.63
80%≦	0.73	0.70	0.66	0.58
90%≦	0.70	0.65	0.60	0.53

⑩ 特別警戒区域補正率表

地区区分 割合	補正率
10%以上	0.90
40%≦	0.90
70%≦	0.70

(資4-85-A4続-)

改正前

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成30年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 ≦ 8 ≦	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 ≦ 10 ≦	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 ≦ 12 ≦	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 ≦ 14 ≦	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 ≦ 16 ≦	0.92	1.00				0.98	0.98
16 ≦ 20 ≦	0.93					0.99	0.99
20 ≦ 24 ≦	0.94					1.00	1.00
24 ≦ 28 ≦	0.95				0.97		
28 ≦ 32 ≦	0.96		0.98		0.95		
32 ≦ 36 ≦	0.97		0.96	0.97	0.93		
36 ≦ 40 ≦	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 ≦ 44 ≦	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 ≦ 48 ≦	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 ≦ 52 ≦		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 ≦ 56 ≦		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 ≦ 60 ≦		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 ≦ 64 ≦		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 ≦ 68 ≦		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 ≦ 72 ≦		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 ≦ 76 ≦		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 ≦ 80 ≦		0.92	0.81	0.82			
80 ≦ 84 ≦		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 ≦ 88 ≦		0.88		0.80			
88 ≦ 92 ≦		0.86			0.81	0.90	
92 ≦ 96 ≦	0.99	0.84					
96 ≦ 100 ≦	0.97	0.82					
100 ≦	0.95	0.80			0.80		

② 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業、 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6≦8未満	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8≦10未満	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10≦16未満	0.97					1.00	0.97
16≦22未満	0.98					0.98	
22≦28未満	0.99					0.99	
28≦	1.00					1.00	

③ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業・ 繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00	1.00		0.98	1.00	1.00
3≦4≦		0.99		0.96	0.99	
4≦5≦		0.98		0.94	0.98	
5≦6≦		0.96		0.92	0.96	
6≦7≦		0.94		0.90	0.94	
7≦8≦		0.92		0.92		
8≦		0.90		0.90		

④ 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業・繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

⑤ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業・繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

⑥ 不整形地補正率を算定する際の地域区分表

地域区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑦ 不整形地補正率表

地区区分 割合	高度商業・ 繁華街、 普通商業・併用住宅、 中小工場	普通住宅
10%以上	0.99	0.99
15%≦	0.98	0.98
20%≦	0.97	0.97
25%≦	0.96	0.96
30%≦	0.94	0.94
35%≦	0.92	0.92
40%≦	0.90	0.90
45%≦	0.87	0.87
50%≦	0.84	0.84
55%≦	0.80	0.80
60%≦	0.76	0.76
65%≦	0.70	0.70

⑧ 不整形地補正率表

地区区分 割合	南	東	西	北
10%以上	0.96	0.96	0.94	0.93
20%≦	0.92	0.91	0.90	0.88
30%≦	0.88	0.87	0.86	0.83
40%≦	0.85	0.84	0.82	0.79
50%≦	0.82	0.81	0.79	0.73
60%≦	0.79	0.77	0.74	0.68
70%≦	0.76	0.74	0.70	0.63
80%≦	0.73	0.70	0.66	0.58
90%≦	0.70	0.65	0.60	0.53

⑨ 規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地価区分	記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
		①	②

500以上1,000未満 0.95 25

1,000 # 3,000 # 0.90 75

3,000 # 5,000 # 0.85 225

5,000 # 0.80 475

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地価区分	記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
		①	②

1,000以上3,000未満 0.90 100

3,000 # 5,000 # 0.85 250

5,000 # 0.80 500

(資4-85-A4続-)

改正後

(表)

定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番	(地積) ㎡	設定年月日	平成 年 月 日	設定期間年数	⑦ 年
		課税時期	平成 年 月 日	残存期間年数	⑤ 年
定期借地権等の種類	一般定期借地権・建物譲渡特約付借地権・事業用定期借地権等			設定期間年数	複利現価率 ④
定期借地権等の設定時	自用地としての価額	① (1㎡当たりの価額 円)	円	複利年金現価率	⑤
	通常取引価額	② (通常の取引価額又は①/0.8)	円	残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率	⑥
課税時期	自用地としての価額	③ (1㎡当たりの価額 円)	円	残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率	⑥

(平成二十年分以降用)

(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額の 計算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A) 円 = ⑨ 権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。	(権利金等の授受による経済的利息の金額) 円
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B) 円 保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	(保証金等の授受による経済的利息の金額) 円
	受がある場合	(保証金等の授受による経済的利息の金額の計算) (④の複利現価率) (基準年利率未満)の約定利率 (⑤の複利年金現価率) (B) - [(B) × _____] - [(B) × _____ × _____] = ⑩	
	計算	(権利金等の授受による経済的利息の金額) (保証金等の授受による経済的利息の金額) (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利息の金額) ⑨ 円 + ⑩ 円 + ⑪ 円 = ⑫	(経済的利息の総額) 円
評価額の計算	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(経済的利息の総額) ⑫ 円 (⑥の複利年金現価率)	(定期借地権等の評価額) 円
	③ × _____ × _____ = ⑬	(設定時の通常取引価額) ② 円 (⑤の複利年金現価率)	

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円 × (底地割合 (裏面3参照) 1 - _____) × (⑥の複利年金現価率) _____ = ⑭	(一般定期借地権の目的となっている宅地の評価額) 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(定期借地権等の評価額) ⑭ 円 - ⑬ 円 = ⑮ 円	(上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑬と⑮のいずれか低い金額) 円
(裏面1の⑬に該当するもの)	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(残存期間年数に応じた割合 (裏面4参照) 1 - _____) × _____ = ⑯ 円	

(資4-80-1-A4統一)

改正前

(表)

定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番	(地積) ㎡	設定年月日	平成 年 月 日	設定期間年数	⑦ 年
		課税時期	平成 年 月 日	残存期間年数	⑤ 年
定期借地権等の種類	一般定期借地権・建物譲渡特約付借地権・事業用定期借地権等			設定期間年数	複利現価率 ④
定期借地権等の設定時	自用地としての価額	① (1㎡当たりの価額 円)	円	複利年金現価率	⑤
	通常取引価額	② (通常の取引価額又は①/0.8)	円	残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率	⑥
課税時期	自用地としての価額	③ (1㎡当たりの価額 円)	円	残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率	⑥

(平成二十年分以降用)

(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6ヶ月以上を切り上げ、6ヶ月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額の 計算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A) 円 = ⑨ 権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。	(権利金等の授受による経済的利息の金額) 円
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B) 円 保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	(保証金等の授受による経済的利息の金額) 円
	受がある場合	(保証金等の授受による経済的利息の金額の計算) (④の複利現価率) (基準年利率未満)の約定利率 (⑤の複利年金現価率) (B) - [(B) × _____] - [(B) × _____ × _____] = ⑩	
	計算	(権利金等の授受による経済的利息の金額) (保証金等の授受による経済的利息の金額) (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利息の金額) ⑨ 円 + ⑩ 円 + ⑪ 円 = ⑫	(経済的利息の総額) 円
評価額の計算	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(経済的利息の総額) ⑫ 円 (⑥の複利年金現価率)	(定期借地権等の評価額) 円
	③ × _____ × _____ = ⑬	(設定時の通常取引価額) ② 円 (⑤の複利年金現価率)	

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円 × (底地割合 (裏面3参照) 1 - _____) × (⑥の複利年金現価率) _____ = ⑭	(一般定期借地権の目的となっている宅地の評価額) 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(定期借地権等の評価額) ⑭ 円 - ⑬ 円 = ⑮ 円	(上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑬と⑮のいずれか低い金額) 円
(裏面1の⑬に該当するもの)	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(残存期間年数に応じた割合 (裏面4参照) 1 - _____) × _____ = ⑯ 円	

(資4-80-1-A4統一)

改正後

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」に定める評価方法による ㉔
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉕

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実質地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準 年利率による年賦償還率	㉔	
	(前払地代に相当する金額)		(実質地代の年額(D))		(実質地代の年額(E))		
	(権利金等㉑)		(㉔の年賦償還率)		(保証金等㉒)		(㉔の年賦償還率)
	円 ×		円 ×		円 ×		円 = 円
(差額地代の額)		(㉕の複利年金現価率)		(同種同等地代の年額(C))		(実質地代の年額(E))	
(円 - 円) ×		=		㉕		円	
						贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改正前

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」に定める評価方法による ㉔
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉕

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実質地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準 年利率による年賦償還率	㉔	
	(前払地代に相当する金額)		(実質地代の年額(D))		(実質地代の年額(E))		
	(権利金等㉑)		(㉔の年賦償還率)		(保証金等㉒)		(㉔の年賦償還率)
	円 ×		円 ×		円 ×		円 = 円
(差額地代の額)		(㉕の複利年金現価率)		(同種同等地代の年額(C))		(実質地代の年額(E))	
(円 - 円) ×		=		㉕		円	
						贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改正後

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人氏名

定期金又は契約の名称	
定期金の給付者氏名又は名称	住所又は所在地
定期金に関する権利を取得した者	
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	平成 年 月 日

(平成二十二年改定法適用分)

1 定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有期定期金の計算	解約返戻金の金額① 円	一時金の金額② 円	③の金額④ 円	評価額①、②又は③のいずれか多い金額④ 円
③定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日	平成 年 月 日			
⑤1年当たりの平均額	円	⑥予定期率 %	⑦給付期間の年数 年	⑧複利年金現価率⑤×⑧の金額 円
(2) 無期定期金の計算	解約返戻金の金額⑩ 円	一時金の金額⑪ 円	⑫の金額⑬ 円	評価額⑩、⑪又は⑫のいずれか多い金額⑬ 円
⑫1年当たりの平均額	円	⑬予定期率 %	⑭÷⑬の金額 円	
(3) 終身定期金の計算	解約返戻金の金額⑮ 円	一時金の金額⑯ 円	⑰の金額⑱ 円	評価額⑮、⑯又は⑰のいずれか多い金額⑱ 円
⑰定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別	年 月 日 (男・女)			
⑱1年当たりの平均額	円	⑲予定期率 %	⑳余命年数 年	㉑複利年金現価率㉑×㉒の金額 円
(4) 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	④の金額 円	⑤の金額 円	⑥の金額 円	評価額④又は⑤のいずれか少ない金額⑥ 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	④の金額 円	⑤の金額 円	⑥の金額 円	評価額④又は⑤のいずれか多い金額⑥ 円

2 定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 契約に解約返戻金を支払う定めがない場合	定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始年月日		昭和 平成 令和 年 月 日												
	イ 掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合	払込金額	予定利率	経過期間の年数	複利終価率	①×⑤の金額	評価額 (⑥× $\frac{90}{100}$)								
		①	円	②	%	③	年	④	円	⑦	円				
		ロ イ以外の場合	1年当たりの平均額	予定利率	払込済期間の年数	複利年金終価率	①×⑧の金額	評価額 (⑨× $\frac{90}{100}$)							
①		円	②	%	③	年	④	円	⑤	円	⑥	円			
(2) (1)以外の場合												評 価 額 (解約返戻金の金額)		⑦	円

(資4-34-A 4統一)

改正前

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人氏名

定期金又は契約の名称	
定期金の給付者氏名又は名称	住所又は所在地
定期金に関する権利を取得した者	
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	平成 年 月 日

(平成二十二年改定法適用分)

1 定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有期定期金の計算	解約返戻金の金額① 円	一時金の金額② 円	③の金額④ 円	評価額①、②又は③のいずれか多い金額④ 円
③定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日	平成 年 月 日			
⑤1年当たりの平均額	円	⑥予定期率 %	⑦給付期間の年数 年	⑧複利年金現価率⑤×⑧の金額 円
(2) 無期定期金の計算	解約返戻金の金額⑩ 円	一時金の金額⑪ 円	⑫の金額⑬ 円	評価額⑩、⑪又は⑫のいずれか多い金額⑬ 円
⑫1年当たりの平均額	円	⑬予定期率 %	⑭÷⑬の金額 円	
(3) 終身定期金の計算	解約返戻金の金額⑮ 円	一時金の金額⑯ 円	⑰の金額⑱ 円	評価額⑮、⑯又は⑰のいずれか多い金額⑱ 円
⑰定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別	年 月 日 (男・女)			
⑱1年当たりの平均額	円	⑲予定期率 %	⑳余命年数 年	㉑複利年金現価率㉑×㉒の金額 円
(4) 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	④の金額 円	⑤の金額 円	⑥の金額 円	評価額④又は⑤のいずれか少ない金額⑥ 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	④の金額 円	⑤の金額 円	⑥の金額 円	評価額④又は⑤のいずれか多い金額⑥ 円

2 定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 契約に解約返戻金を支払う定めがない場合	定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始年月日	昭和 平成					年	月	日				
	イ 掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合	払込金額 ①	円	予定利率 ②	%	経過期間の年数 ③	年	複利終価率 ④	①×④の金額 ⑤	円	評価額 (⑤× $\frac{90}{100}$)	円	
	ロ イ以外の場合	1年当たりの平均額 ①	円	予定利率 ②	%	払込済期間の年数 ③	年	複利年金終価率 ④	①×④の金額 ⑤	円	評価額 (⑤× $\frac{90}{100}$)	円	
(2) (1)以外の場合									評 価 額 (解約返戻金の金額)				
								⑤					円

(資4-34-A 4統一)

改正後

(裏)
記載方法等

この評価明細書（平成22年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。

- 定期金の給付事由が発生しているもの
 - 平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したもの
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの
 - 定期金の給付事由が発生していないもの
平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの
- なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。

1 定期金の給付事由が発生しているもの

- ①、⑩及び⑪の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。
- ②、⑪及び⑬の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。
- ③、⑭及び⑯の「1年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。
 - 有期定期金
毎年一定の金額が年1回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。
それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
 - 無期定期金
定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を記載します。
 - 終身定期金
毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。
それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から⑯の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。
- ⑥、⑮及び⑱の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ⑯の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ⑧及び⑲の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \div r$$

n：有期定期金の場合は「給付期間の年数」、
終身定期金の場合は「余命年数」
r：予定利率

2 定期金の給付事由が発生していないもの

- ②及び⑶の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ②の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ③の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$(1+r)^n$$

n：経過期間の年数 r：予定利率

- ⑤の「1年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、⑦の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
ただし、年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。
- ⑦の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ③の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\{(1+r)^n - 1\} \div r$$

n：払込済期間の年数 r：予定利率

- ⑦の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。

改正前

(裏)
記載方法等

この評価明細書（平成22年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。

- 定期金の給付事由が発生しているもの
 - 平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したもの
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの
 - 定期金の給付事由が発生していないもの
平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの
- なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。

1 定期金の給付事由が発生しているもの

- ①、⑩及び⑪の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。
- ②、⑪及び⑬の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。
- ③、⑭及び⑯の「1年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。
 - 有期定期金
毎年一定の金額が年1回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。
それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
 - 無期定期金
定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を記載します。
 - 終身定期金
毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。
それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から⑯の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。
- ⑥、⑮及び⑱の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ⑯の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ⑧及び⑲の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \div r$$

n：有期定期金の場合は「給付期間の年数」、
終身定期金の場合は「余命年数」
r：予定利率

2 定期金の給付事由が発生していないもの

- ②及び⑶の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ②の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ③の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$(1+r)^n$$

n：経過期間の年数 r：予定利率

- ⑤の「1年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、⑦の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
ただし、年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。
- ⑦の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ③の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\{(1+r)^n - 1\} \div r$$

n：払込済期間の年数 r：予定利率

- ⑦の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当 金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書（通知用） 年 月 日付で申請のありました家事充当金額の限度額（年額） 円を認定いたします。 この通知に係る処分理由 枚のうち 枚目 （資4-88-3-A.4統一）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当 金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました家事充当金額の限度額（年額） 円を認定いたします。 この通知に係る処分理由 枚のうち 枚目 （資4-88-3-A.4統一）

改正後	改正前
相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当 金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書（通知用） 使用目的 この認定（却下）書は、「相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書」が提出された場合において、その申請に対して認定又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当 金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書（通知用） 使用目的 この認定（却下）書は、「相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書」が提出された場合において、その申請に対して認定又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

改正前

第 号
令和 年 月 日

住所又は居所
(所在地)

氏名又は名称 殿
税務署長 印

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

年 月 日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、年 月 日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

第 号
平成 年 月 日

住所又は居所
(所在地)

氏名又は名称 殿
税務署長 印

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

平成 年 月 日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、平成 年 月 日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

改正後

□ □ □ - □ □ □ □

年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

第 号 (第

住所 _____

令和 年 月 日 表

氏名 _____ 殿

稅務署長 10

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

11

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき	納付すべき	納税済手元控除後の 納付すべき	○ 納付すべき税額及び延滞税（納税済手元控除がある人は、納税済手元控除額を減じた額）及び延滞税の額は、同時に延滞税の額を減じた額（以下「延滞税の額」という。）を算出し、文庫に申告し、代理店及び個人代理店（郵便を含む。）又は当税務署へ納付してください。 ○ 遅くとも納税期ごとの通知より減少する場合は、最も未納の税額がないように、納税済手元控除金（前年度の課税所得）より銀行、郵便局の窓口以外の方法により還付することになります。
減少する	減少する	減少する	

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
I 年課税区分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)①			
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)②			
	配 偶 者 控 除 額 ③			
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)④			
	基 礎 控 除 額 ⑤	00,000	00,000	00,000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)⑥	,000	,000	000
	⑥に対する税額⑦			
	外国税額の控除額⑧			
	医療法人持分税額控除額⑨			
	差引税額(⑦-⑧-⑨)⑩			
■ 相対精算区分	相対時精算課税分の課税価格の合計額⑪			
	相対時精算課税分の差引税額の合計額⑫			
III 合計	課税価格の合計額(①+②+④)⑬			
	差引税額の合計額(③+⑤)⑭	00	00	00
	(納付すべき税額(⑭-⑤)⑮)			
	農地等納税額予税額⑯	00	00	00
	株式等納税額予税額⑰	00	00	00
	特例株式等納税額予税額⑱	00	00	00
	医療法人持分納税額予税額⑲	00	00	00
	中期(限まで)に納付すべき税額(⑮-⑱-⑲-⑲)⑳	00	00	00

○加算税の額の計算明細

区 分		申告加算税		重加算税	
		試験決定後 減少する額	減少する額	試験決定後 減少する額	減少する額
③	加算税の基礎となる税額	0,000	0,000	0,000	0,000
④	⑤に対する加算税の割合	100	100	100	100
⑤	⑥のうち国税通則法第6条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		
⑥	⑦に対する加算税の割合	100	100		
⑦	⑧のうち国税通則法第6条第4項及び第8条第4項の規定による加算税の基礎となる税額(ういいうううううううう)	0,000	0,000	0,000	0,000
⑧	⑨に対する加算税の割合	100	100	100	100
加算税の額		0	0	0	0
(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)の合計		0	0	0	0

○この通知に係る処分の理由

[illegible]

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内期間、納税の猶予が認められます。

()枚のうち()枚目

(資 5-23-1-1-A 4 統一)

改正前

$$\square\square\square - \square\square\square\square$$

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

第 号 (第

住所 _____

平成 ____年____月____日 表

氏名 _____ 職 _____

稅務署長

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき	納付すべき	納税猶予控除後の	○ 納付すべき額より超過額、納税猶予不届がある人は、納税猶予控除後の額に「加算税の額及び延滞金の額」とを、その交付開始日より平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び入札代理店)を含む、又は当該商売所
減少する	減少する	減少する	
	申告 加算税	重加算税	○ 既に納付した収入税額が不足するに限り減少する場合、他に不足の納税額がないときは、銀行等の預貯金口座の取込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により履行することになります。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
Ⅰ 暦年課税分	特別贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①			
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②			
	配 偶 者 控 除 額 ③			
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④			
	基 礎 控 除 額 ⑤	00,000	00,000	00,0
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥	,000	,000	,0
	⑥に 対 す る 税 額 ⑦			
	外国税額の控除額 ⑧			
	医療法人持分税額控除額 ⑨			
	差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩			
Ⅱ 相続税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額 ⑪			
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 ⑫			
Ⅲ 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑬			
	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑩+⑫)) ⑭	00	00	
	土地等納税猶予税額 ⑮	00	00	
	株式等納税猶予税額 ⑯	00	00	
	特例株式等納税猶予税額 ⑰	00	00	
	医療法人持分納税猶予税額 ⑱	00	00	
	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑲	00	00	

○加算税の額の計算明細

区 分	申告加算税			重 加 算 税		
	試験 決定額	変更決定後の 試験決定額	減少する額	試験 決定額	変更決定後の 試験決定額	減少する額
① 加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		0,000	0,000	
② ①に対する加算税の割合	100	100		100	100	
③ ②のうち国民通商航海 第9条2項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000				
④ ③に対する加算税の割合	0	0				
⑤ ②のうち国民通商航海第9条第4項及び第9条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		0,000	0,000	
⑥ ⑤に対する加算税の割合	10	10		10	10	
⑦ ①×②×③×④×⑤×⑥の積	100	100		100	100	

○この通知に係る処分の理由

[illegible]

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

()枚のうち()枚目

(資 5-23-1-1-A4 統一)

改正後	改正前								
整理番号_____ 令和____年____月____日 〒_____ 住 所_____ 氏 名_____様 _____ 税務署長 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書（通知用） _____年____月____日付で回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。 (参考) <table><tbody><tr><td>特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)</td><td>円</td></tr><tr><td>特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)</td><td>円</td></tr></tbody></table> ※ 1 相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。 2 この通知は、税法に規定する処分のお知らせではありませんから、再調査の請求又は審査請求の対象となりません。 3 この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。 4 不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。 資産課税(担当)部門 〔 担 当 者 _____ 電 話 _____ 〕 (資 5 - 55 - 1 - A 4 統一)	特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円	特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円	整理番号_____ 平成____年____月____日 〒_____ 住 所_____ 氏 名_____様 _____ 税務署長 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書（通知用） 平成____年____月____日付で回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。 (参考) <table><tbody><tr><td>特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)</td><td>円</td></tr><tr><td>特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)</td><td>円</td></tr></tbody></table> ※ 1 相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。 2 この通知は、税法に規定する処分のお知らせではありませんから、再調査の請求又は審査請求の対象となりません。 3 この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。 4 不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。 資産課税(担当)部門 〔 担 当 者 _____ 電 話 _____ 〕 (資 5 - 55 - 1 - A 4 統一)	特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円	特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円
特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円								
特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円								
特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円								
特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円								

改正後

税務署
受付印

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長
令和 年 月 日

移管先の 営業所等	名 称										
	所 在 地										
	法 人 番 号										
	営業所等の長	印									

次の受贈者の教育資金管理契約につき、令和 年 月 日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第35項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふ り が な										
	氏 名										
	住所又は居所										
	生 年 月 日	昭・平・令									
移管をした 取扱金融機関 の営業所等	名 称										
	所 在 地										
既に提出した 教育資金非課 税申告書又は 追加教育資金 非課税申告書	非 課 税 抛 出 額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署							
		名称	所在地								
				税務署							
(摘要)											

※欄は使用しないでください。

税務署 整理用欄	※ 非 課 税 番 号	※ 入 力	※ 確 認	※ 番号確認

改正前

税務署
受付印

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長
平成 年 月 日

移管先の 営業所等	名 称										
	所 在 地										
	法 人 番 号										
	営業所等の長	印									

次の受贈者の教育資金管理契約につき、平成 年 月 日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふ り が な										
	氏 名										
	住所又は居所										
	生 年 月 日	昭・平									
移管をした 取扱金融機関 の営業所等	名 称										
	所 在 地										
既に提出した 教育資金非課 税申告書又は 追加教育資金 非課税申告書	非 課 税 抛 出 額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署							
		名称	所在地								
				税務署							
(摘要)											

※欄は使用しないでください。

税務署 整理用欄	※ 非 課 税 番 号	※ 入 力	※ 確 認	※ 番号確認

改 正 後	改 正 前
備考 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第35項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第19項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。 2 この届出書の記載要領は、次による。 (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。 なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。 (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の (イ) 「非課税抛出资额」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第27項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出资额減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出资额減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出资额減価額を「非課税抛出资额減価額」の表示をして外書すること。 (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。 (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。	備考 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第13項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。 2 この届出書の記載要領は、次による。 (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。 なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。 (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の (イ) 「非課税抛出资额」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出资额減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出资额減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出资额減価額を「非課税抛出资额減価額」の表示をして外書すること。 (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。 (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正後

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第16項の規定に基づく通知書

第_____号
令和_____年_____月_____日

〒
所在地 _____
名称 _____ 殿
_____ 税務署長 印

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第16項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな 氏名	
		住所又は居所	
		生年月日	昭和・平成・令和 _____年_____月_____日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	☐ イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 _____円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第1号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 _____円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 _____年分 ☐ ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日 ☐ ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日 ☐ ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年度の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
(摘要)			

(注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第17項に基づき、同条第8項に規定する記録を訂正してください。
2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
3 上記2のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第1項ただし書又は第4項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

改正前

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書

第_____号
平成_____年_____月_____日

〒
所在地 _____
名称 _____ 殿
_____ 税務署長 印

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな 氏名	
		住所又は居所	
		生年月日	昭和・平成 _____年_____月_____日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	☐ イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 _____円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第1号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 _____円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 平成_____年分 ☐ ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 平成_____年_____月_____日 ☐ ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 平成_____年_____月_____日	
(摘要)			

(注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第15項に基づき、同条第8項に規定する記録を訂正してください。
2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

改正後	改正前
教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第16項の規定に基づく通知書 (通知用) ○ 使用目的 この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第16項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第21項第1号から第3号までに規定する事項を通知するために使用するものである。	教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書 (通知用) ○ 使用目的 この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第14項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第16項第1号又は第2号に規定する事項を通知するために使用するものである。

改正後

税務署
受付印

事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

令和 年 月 日

移管先の 営業所等	名 称										
	所 在 地										
	法 人 番 号										
	営業所等の長	Ⓜ									

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、令和 年 月 日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふ り が な										
	氏 名										
	住 所 又 は 居 所										
	生 年 月 日	昭 ・ 平									
移管をした 取扱金融機関 の営業所等	名 称										
	所 在 地										
既に提出した 結婚・子育て 資金非課税申 告書又は追加 結婚・子育て 資金非課税申 告書 (摘要)	非 課 税 拠 出 額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署							
		名称	所在地								
				税務署							

※欄は使用しないでください。

税務署 受付印	※ 非 課 税 番 号	※ 入 力	※ 確 認	※ 番号確認

改正前

税務署
受付印

事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成 年 月 日

移管先の 営業所等	名 称										
	所 在 地										
	法 人 番 号										
	営業所等の長	Ⓜ									

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、平成 年 月 日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふ り が な										
	氏 名										
	住 所 又 は 居 所										
	生 年 月 日	昭 ・ 平									
移管をした 取扱金融機関 の営業所等	名 称										
	所 在 地										
既に提出した 結婚・子育て 資金非課税申 告書又は追加 結婚・子育て 資金非課税申 告書 (摘要)	非 課 税 拠 出 額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署							
		名称	所在地								
				税務署							

※欄は使用しないでください。

税務署 受付印	※ 非 課 税 番 号	※ 入 力	※ 確 認	※ 番号確認

改正後	改正前
備考 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第15項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。 2 この届出書の記載要領は、次による。 (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。 なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。 (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の (イ) 「非課税抛出現」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書(以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。)を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出現減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現減価額を「非課税抛出現減価額」の表示をして外書すること。 (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。 (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。	備考 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第14項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。 2 この届出書の記載要領は、次による。 (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。 なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。 (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。 (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の (イ) 「非課税抛出現」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書(以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。)を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出現減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現減価額を「非課税抛出現減価額」の表示をして外書すること。 (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。 (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正後

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 15 項の規定に基づく通知書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
所在地 _____

名 称 _____ 殿
_____ 税 務 署 長 [印]

下記 1 の受贈者について、下記 2 の事実を把握したことから、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 15 項の規定に基づき通知します。

記

1	受 贈 者	ふ り が な	
		氏 名	
		住 所 又 は 居 所	
		生 年 月 日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2	事 実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	☐ イ 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと (i) 結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額 _____ 円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号イに規定する結婚に際して支出する費用として支払われた金銭の額 _____ 円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 _____ 年分	
		☐ ロ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等が 2 以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		☐ ハ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,000 万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		☐ ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	

(摘要)

(注) 1 上記 2 のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 16 項に基づき、同条第 8 項に規定する記録を訂正してください。
2 上記 2 のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第 6 項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
3 上記 2 のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第 1 項ただし書又は第 4 項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

改正前

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 15 項の規定に基づく通知書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
所在地 _____

名 称 _____ 殿
_____ 税 務 署 長 [印]

下記 1 の受贈者について、下記 2 の事実を把握したことから、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 15 項の規定に基づき通知します。

記

1	受 贈 者	ふ り が な	
		氏 名	
		住 所 又 は 居 所	
		生 年 月 日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2	事 実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	☐ イ 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと (i) 結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額 _____ 円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号イに規定する結婚に際して支出する費用として支払われた金銭の額 _____ 円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 _____ 年分	
		☐ ロ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等が 2 以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		☐ ハ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,000 万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		☐ ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	

(摘要)

(注) 1 上記 2 のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 16 項に基づき、同条第 8 項に規定する記録を訂正してください。
2 上記 2 のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第 6 項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

改正後	改正前
結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第15項の規定に基づく通知書 (通知用) ○ 使用目的 この通知書は、租税特別措置法第70条の2の3第15項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の4第17項第1号から第3号までに規定する事項を通知するために使用するものである。	結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第15項の規定に基づく通知書 (通知用) ○ 使用目的 この通知書は、租税特別措置法第70条の2の3第15項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の4第16項第1号又は第2号に規定する事項を通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 殿 令和 年 月 日 税務署長 代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、承認却下 します。 よって、代替資産の取得期限は、 年 月 日と認定します。 この通知に係る処分理由 （注）1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。 2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-8-3-A4統一）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 殿 平成 年 月 日 税務署長 代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、承認却下 します。 よって、代替資産の取得期限は、平成 年 月 日と認定します。 この通知に係る処分理由 （注）1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。 2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-8-3-A4統一）

改正後	改正前
代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「代替資産の取得期限延長承認申請書」（以下、「申請書」という。）が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「代替資産の取得期限延長承認申請書」（以下、「申請書」という。）が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 令和 年 月 日 税務署長	第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で提出されました「やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書」について承認却下します。 よって、買換資産の取得期限は、年 月 日と認定します。 この通知に係る処分の理由 （注）1 買換資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、買換資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。 2 買換資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-80-3-A4統一）	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で提出されました「やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書」について承認却下します。 よって、買換資産の取得期限は、平成 年 月 日と認定します。 この通知に係る処分の理由 （注）1 買換資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、買換資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。 2 買換資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-80-3-A4統一）

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で申請がありました「買換資産等の取得期限等の 延長承認申請書【特定非常災害用】」について 承認 却下 します。 よって、買換（代替）資産の取得期限等は、 年 月 日と認定 します。 この通知に係る処分の理由 （注）1 買換（代替）資産を上記の取得期限等までに取得できなかった場合又は、買換 （代替）資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの 事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてくださ い。 2 買換（代替）資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、 これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の 還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 【特定非常災害用】 （資6-123-2-A4統一）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請がありました「買換資産等の取得期限等の 延長承認申請書【特定非常災害用】」について 承認 却下 します。 よって、買換（代替）資産の取得期限等は、平成 年 月 日と認定 します。 この通知に係る処分の理由 （注）1 買換（代替）資産を上記の取得期限等までに取得できなかった場合又は、買換 （代替）資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの 事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてくださ い。 2 買換（代替）資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、 これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の 還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 【特定非常災害用】 （資6-123-2-A4統一）

改正後	改正前
買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 【特定非常災害用】 使用目的 この承認（却下）書は、「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 【特定非常災害用】	買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 【特定非常災害用】 使用目的 この承認（却下）書は、「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 【特定非常災害用】

改正後	改正前
第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 令和 年 月 日 税務署長 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で申請のありました造成宅地の譲受けについて承認 却下 また、造成宅地の譲受け期限は、 年 年 日と認定します。 この通知に係る処分の理由 （注）1 上記の譲受け期限までに造成宅地を譲受けなかった場合には、その期限から4か月以内に、また、造成宅地の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、造成宅地を譲受けた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。 2 造成宅地の実際の取得価額が取得価額の見積額より多い場合には、造成宅地を譲り受けた日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-74-3-A4統一）	第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました造成宅地の譲受けについて承認 却下 また、造成宅地の譲受け期限は、平成 年 年 日と認定します。 この通知に係る処分の理由 （注）1 上記の譲受け期限までに造成宅地を譲受けなかった場合には、その期限から4か月以内に、また、造成宅地の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、造成宅地を譲受けた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。 2 造成宅地の実際の取得価額が取得価額の見積額より多い場合には、造成宅地を譲り受けた日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-74-3-A4統一）

改 正 後	改 正 前
造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「造成宅地の譲受け承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「造成宅地の譲受け承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を出した日
年 月 日	年 月 日	相続税の申告書の提出先
税務署		

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
種類				
利用状況	数量	m	m	m
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の④の金額、⑨の相続税特種課税適用財産の価額及び⑩の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	④	[譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります。] (以下「⑩」及び「⑪」においても同じです。)		
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	⑤	円		
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	⑥	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑩又は⑪の金額を記入してください。〕	⑦	円		
土地等に係る〔⑩× $\frac{(\text{④}-\text{⑤})}{\text{⑥}}$ 〕 相続税額の計算	⑧	円		
前年以前に取得費に加算した金額	⑨	円		
取得費に加算できる相続税額〔⑧-⑨〕	⑩	円		
取得費に加算される相続税額	⑪	円	円	円

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
種類				
利用状況	数量	m	m	m
相続税評価額	①	円	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	②	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑩又は⑪の金額を記入してください。〕	③	円		
取得費に加算される相続税額〔③× $\frac{(\text{①}-\text{②})}{\text{②}}$ 〕	④	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

改正前

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を出した日
年 月 日	年 月 日	相続税の申告書の提出先
税務署		

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
種類				
利用状況	数量	m	m	m
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の④の金額、⑨の相続税特種課税適用財産の価額及び⑩の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	④	[譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります。] (以下「⑩」及び「⑪」においても同じです。)		
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	⑤	円		
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	⑥	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑩又は⑪の金額を記入してください。〕	⑦	円		
土地等に係る〔⑩× $\frac{(\text{④}-\text{⑤})}{\text{⑥}}$ 〕 相続税額の計算	⑧	円		
前年以前に取得費に加算した金額	⑨	円		
取得費に加算できる相続税額〔⑧-⑨〕	⑩	円		
取得費に加算される相続税額	⑪	円	円	円

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
種類				
利用状況	数量	m	m	m
相続税評価額	①	円	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	②	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑩又は⑪の金額を記入してください。〕	③	円		
取得費に加算される相続税額〔③× $\frac{(\text{①}-\text{②})}{\text{②}}$ 〕	④	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

改正後

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉔	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉖	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉗	円
相続税額 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	円

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉔又は㉕の金額)	㉔	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
合計 (㉔+㉕)	㉖	円
税額控除等		
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉔又は㉕の金額)	㉗	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉔又は㉕の金額)	㉘	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉔又は㉕の金額)	㉙	円
外国税額控除額	㉚	円
計 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉛	円
相続税額 (㉖-㉛) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉜	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- (1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- (2) 「㉔」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
- なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉔」の金額には含みません。
- (3) 「㉔」又は「㉕」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉔」又は「㉕」の金額は、その譲渡益相当額となります。

- (4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉔」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉔」の金額が0になる場合を除きます。）。

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{\text{〔譲渡した相続財産〕の相続税評価額}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡価額〕}} \times \text{〔特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額〕}^{(4)}$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分に対応する収入金額」となります。

- (6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉔」、「㉕」又は「㉖」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

イ「㉔」の金額	$\frac{\text{〔相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$	－（支払代償金）×	$\frac{\text{〔相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$
ロ「㉕」の金額	$\frac{\text{〔物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$	－（支払代償金）×	$\frac{\text{〔物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$
ハ「㉖」の金額	$\frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$	－（支払代償金）×	$\frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$

2 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉔	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉖	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉗	円
相続税額 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	円

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉔又は㉕の金額)	㉔	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
合計 (㉔+㉕)	㉖	円
税額控除等		
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉔又は㉕の金額)	㉗	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉔又は㉕の金額)	㉘	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉔又は㉕の金額)	㉙	円
外国税額控除額	㉚	円
計 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉛	円
相続税額 (㉖-㉛) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉜	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- (1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- (2) 「㉔」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
- なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉔」の金額には含みません。
- (3) 「㉔」又は「㉕」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉔」又は「㉕」の金額は、その譲渡益相当額となります。

- (4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉔」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉔」の金額が0になる場合を除きます。）。

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{\text{〔譲渡した相続財産〕の相続税評価額}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡価額〕}} \times \text{〔特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額〕}^{(4)}$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分に対応する収入金額」となります。

- (6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉔」、「㉕」又は「㉖」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

イ「㉔」の金額	$\frac{\text{〔相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$	－（支払代償金）×	$\frac{\text{〔相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$
ロ「㉕」の金額	$\frac{\text{〔物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$	－（支払代償金）×	$\frac{\text{〔物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$
ハ「㉖」の金額	$\frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$	－（支払代償金）×	$\frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉔」の金額）+（支払代償金）〕}}$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- (1) 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- (2) 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- (3) 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の 開始が あった日	年 月 日	相続税の 申告書 を提出した日
	年 月 日	相続税の 提 出 先
		税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

所在地番	
種 類	
利用状況	数 量
譲渡した年月日	年 月 日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第1表の⑤の金額、⑨の相続 時特種課税適用財産の価額及び⑩の贈与財産 価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	円
物納した土地等及び物納申請中の 土地等の相続税評価額	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の 金額を記入してください。〕	円
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入 してください。ただし、贈与税額控除又 は相次相続控除を受けている人は、裏面 の付表で計算した⑩又は⑫の金額を記入 してください。〕	円
土地等に係る 相続税額の計算〔⑩× $\frac{⑬-⑭}{⑮}$ 〕	円
前年以前に取得費に加算した金額	円
取得費に加算できる相続税額〔⑬-⑭〕	円
取得費に加算される相続税額	円

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

所在地番	
種 類	
利用状況	数 量
相続税評価額	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の 金額を記入してください。〕	円
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入 してください。ただし、贈与税額控除又 は相次相続控除を受けている人は、裏面 の付表で計算した⑩又は⑫の金額を記入 してください。〕	円
取得費に加算される相続税額〔⑬× $\frac{⑭}{⑮}$ 〕	円

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-11-A4統一)

H21.4

改正前

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の 開始が あった日	年 月 日	相続税の 申告書 を提出した日
	年 月 日	相続税の 提 出 先
		税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

所在地番	
種 類	
利用状況	数 量
譲渡した年月日	年 月 日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第1表の⑤の金額、⑨の相続 時特種課税適用財産の価額及び⑩の贈与財産 価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	円
物納した土地等及び物納申請中の 土地等の相続税評価額	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の 金額を記入してください。〕	円
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入 してください。ただし、贈与税額控除又 は相次相続控除を受けている人は、裏面 の付表で計算した⑩又は⑫の金額を記入 してください。〕	円
土地等に係る 相続税額の計算〔⑩× $\frac{⑬-⑭}{⑮}$ 〕	円
前年以前に取得費に加算した金額	円
取得費に加算できる相続税額〔⑬-⑭〕	円
取得費に加算される相続税額	円

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

所在地番	
種 類	
利用状況	数 量
相続税評価額	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の 金額を記入してください。〕	円
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入 してください。ただし、贈与税額控除又 は相次相続控除を受けている人は、裏面 の付表で計算した⑩又は⑫の金額を記入 してください。〕	円
取得費に加算される相続税額〔⑬× $\frac{⑭}{⑮}$ 〕	円

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-11-A4統一)

H25.11

改正後

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	①	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	②	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	③	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	④	円
相続税額 (①+②+③+④)	⑤	円

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の②又は③の金額)	⑥	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	⑦	円
合計 (⑥+⑦)	⑧	円
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の③又は④の金額)	⑨	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の②又は③の金額)	⑩	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の②又は③の金額)	⑪	円
外国税額控除額	⑫	円
医療法人持分税額控除額	⑬	円
計 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)	⑭	円
相続税額 (⑧-⑭) (赤字の場合は0と記入してください。)	⑮	円

(注1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含まれません。
- 「①」、「②」、「③」、「④」及び「⑤」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- 「⑥」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、譲渡者が物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「⑥」の金額には含まれません。
- 「⑦」又は「⑧」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「⑦」又は「⑧」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「⑨」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「⑨」の金額が0になる場合を除きます。）。)
- 「⑩」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。
$$\frac{\text{〔譲渡した相続財産〕} \times \text{〔特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額〕}^{(9)}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡価額〕}}$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分」に対応する収入金額」となります。

- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「①」、「②」又は「③」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「①」の金額} &= \frac{\text{〔相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「①」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}} \times \text{〔支払代償金〕} \\ \text{ロ「②」の金額} &= \frac{\text{〔物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「②」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}} \times \text{〔支払代償金〕} \\ \text{ハ「③」の金額} &= \frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「③」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}} \times \text{〔支払代償金〕} \end{aligned}$$

2 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	①	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	②	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	③	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	④	円
相続税額 (①+②+③+④)	⑤	円

(注1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含まれません。
- 「①」、「②」、「③」、「④」及び「⑤」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- 「⑥」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、譲渡者が物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「⑥」の金額には含まれません。
- 「⑦」又は「⑧」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「⑦」又は「⑧」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「⑨」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「⑨」の金額が0になる場合を除きます。）。)
- 「⑩」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。
$$\frac{\text{〔譲渡した相続財産〕} \times \text{〔特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額〕}^{(9)}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡価額〕}}$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分」に対応する収入金額」となります。
- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「①」、「②」又は「③」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「①」の金額} &= \frac{\text{〔相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「①」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}} \times \text{〔支払代償金〕} \\ \text{ロ「②」の金額} &= \frac{\text{〔物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「②」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}} \times \text{〔支払代償金〕} \\ \text{ハ「③」の金額} &= \frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「③」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}} \times \text{〔支払代償金〕} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

譲渡した相続財産	所在地			
種類				
利用状況	数量			
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	①	円	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。〕	②	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の2又は3で計算した①又は⑤の金額を記載してください。〕	③	円		
取得費に加算される相続税額 (③× $\frac{①}{⑤}$)	④	円	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	⑤	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)	⑥	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	⑦	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	⑧	円
相続税額 (⑧+⑥+⑦+①)	①	円

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号

(資6-11-A4統一)

附4.4

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

譲渡した相続財産	所在地			
種類				
利用状況	数量			
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	①	円	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。〕	②	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の②の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の2又は3で計算した①又は⑤の金額を記載してください。〕	③	円		
取得費に加算される相続税額 (③× $\frac{①}{⑤}$)	④	円	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	⑤	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)	⑥	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	⑦	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	⑧	円
相続税額 (⑧+⑥+⑦+①)	①	円

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号

(資6-11-A4統一)

附5.11

改正後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。
- (3) 「㉚」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉜」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）} - \text{（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ホ 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- (5) 「㉜」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{（相続税の課税価格（「㉛」の金額））} + \text{（支払代償金）}} \right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「㉛」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。
- (3) 「㉚」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉜」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）} - \text{（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ホ 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- (5) 「㉜」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉜」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{（相続税の課税価格（「㉛」の金額））} + \text{（支払代償金）}} \right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「㉛」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

2 添付書類

この明細書を提出する方は、相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）及び第15表（相続財産の種類別価額表）の写しを添付してください。

3 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後	改正前
第 号 住所又は所在地 氏名又は名称 令和 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、年 月 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 (資 6 - 68 - A 4 統一)	第 号 住所又は所在地 氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書 平成 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、平成 年 月 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 (資 6 - 68 - A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る承認通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、これについて開発許可等を受けることができると見込まれる日を認定した場合に、その認定した日を申請者に通知するために使用するものである。	確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る承認通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、これについて開発許可等を受けることができると見込まれる日を認定した場合に、その認定した日を申請者に通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。 記 （処分理由） （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-69-A4統一）	第 号 住所又は 所在地 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 平成 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。 記 （処分理由） （ ）枚のうち（ ）枚目 （資6-69-A4統一）

改 正 後	改 正 前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る却下通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、この申請を却下した場合に、その却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。	確定優良住宅地造成等事業に関する期間 (再)延長承認申請に係る却下通知書 使用目的 この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、この申請を却下した場合に、その却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長	第 号 住所又は 所在地 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長
確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、年 月 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 26 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 【特定非常災害用】 (資 6 - 124 - 2 - A 4 統一)	確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書 平成 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、平成 年 月 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 26 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。 【特定非常災害用】 (資 6 - 124 - 2 - A 4 統一)

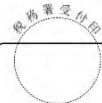
改正後	改正前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書 【特定非常災害用】 使用目的 この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。	確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書 【特定非常災害用】 使用目的 この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。 記 （処分の理由） 枚のうち 枚目 【特定非常災害用】 （資 6 - 124 - 3 - A 4 統一）	第 号 住所又は 所在地 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 平成 年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。 記 （処分の理由） 枚のうち 枚目 【特定非常災害用】 （資 6 - 124 - 3 - A 4 統一）

改正後	改正前
確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 【特定非常災害用】 使用目的 この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。	確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書 【特定非常災害用】 使用目的 この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

改正後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書



税務署長

令和 年 月 日提出

届出者	住所 (旧住所)	〒 ()
	氏名 (旧姓)	◎ 電 () 話 ()

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の 全部 が同条第2項第 号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

この欄には
書かないで
ください。

税務署 受付 印	名 簿 番 号

(資6-71-1-A4統一)

※凡 5

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書



税務署長

年 月 日提出

届出者	住所 (旧住所)	〒 ()
	氏名 (旧姓)	◎ 電 () 話 ()

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の 全部 が同条第2項第 号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

この欄には
書かないで
ください。

税務署 受付 印	名 簿 番 号

(資6-71-1-A4統一)

※凡 11

改正後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ 氏 名	_____ ㊞
	納税管理人	納 税 地	〒 _____ (In _____)
		住 所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ 氏 名	_____ ㊞

所得税法第137条の____第____項^{*1}の適用を受けていますが、平成____年^{*2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{*3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所
住所_____
- 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
平成・令和____年^{*2}12月31日現在 _____円
- 平成・令和____年^{*2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- その他参考となる事項

関与税理士

㊞

電話番号

この欄には
記入しないで
ください。

税務署 受付印	届出日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

(資6-103-1-A4統一) 令元.5

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

 税務署長 ____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ 氏 名	_____ ㊞
	納税管理人	納 税 地	〒 _____ (In _____)
		住 所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ 氏 名	_____ ㊞

所得税法第137条の____第____項^{*1}の適用を受けていますが、平成____年^{*2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{*3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所
住所_____
- 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
平成____年^{*2}12月31日現在 _____円
- 平成____年^{*2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- その他参考となる事項

関与税理士

㊞

電話番号

この欄には
記入しないで
ください。

税務署 受付印	届出日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

(資6-103-1-A4統一) H30.11

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等[㊦]につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

（注） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 2 項	前 年	第 7 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

(8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等[㊦]につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

（注） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

(8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の
申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

〒
住 所
氏 名 様

税 務 署 長

あなたは、 年分の国外転出時課税制度に係る所得税及び復興特別所得税について、所得税法
第 137 条の 2 第 1 項
第 137 条の 3 第 1 項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告され
第 137 条の 3 第 2 項
た猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 円は、至
急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付
してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

(通 知 用)

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の
申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

〒
住 所
氏 名 様

税 務 署 長

あなたは、平成 年分の国外転出時課税制度に係る所得税及び復興特別所得税について、所得税法
第 137 条の 2 第 1 項
第 137 条の 3 第 1 項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告され
第 137 条の 3 第 2 項
た猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 円は、至
急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付
してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

(通 知 用)

改正後	改正前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予が認められない旨の通知書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予が認められない旨の通知書

（通知用）

（通知用）

第 号

第 号

令和 年 月 日

平成 年 月 日

〒

〒

住所

住所

氏名 殿

氏名 殿

税務署長

税務署長

あなたは、所得税法 第137条の2第1項
第137条の3第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の 年分の所得税及び復
第137条の3第2項

あなたは、所得税法 第137条の2第1項
第137条の3第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の平成 年分の所得税及び復
第137条の3第2項

興特別所得税の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

興特別所得税の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 円は、至急

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 円は、至急

同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納
付してください。

同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納
付してください。

○納税の猶予が認められない理由

○納税の猶予が認められない理由

改正後	改正前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 令和 年 月 日 〒 住所 氏名 殿 税務署長 （通知用） 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 第137条の2第1項 あなたが所得税法 第137条の3第1項 の規定により納税の猶予を受けている所得税及び復興 第137条の3第2項 特別所得税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これ により増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくこと が必要です。 つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との 合計額に相当する担保を令和 年 月 日までに提供してください。 なお、御不明の点がございましたら当署 資産課税（担当）部門 個人課税部門 まで御連絡ください。 ※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。 (資6-116-2-A4統一)	第 号 平成 年 月 日 〒 住所 氏名 殿 税務署長 （通知用） 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 第137条の2第1項 あなたが所得税法 第137条の3第1項 の規定により納税の猶予を受けている所得税及び復興 第137条の3第2項 特別所得税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これ により増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくこと が必要です。 つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との 合計額に相当する担保を平成 年 月 日までに提供してください。 なお、御不明の点がございましたら当署 資産課税（担当）部門 個人課税部門 まで御連絡ください。 ※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。 (資6-116-2-A4統一)

改正後	改正前
国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改正後	改正前
猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 第 号 令和 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税 務 署 長 第 60 条の 2 第 60 条の 3 の規定により課税された 年分の所得税及び復興特別所得 第 137 条の 2 第 1 項 第 137 条の 3 第 1 項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、猶予期間 第 137 条の 3 第 2 項 が満了し、次のとおり猶予期限が確定しますので通知します。 1 納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額・・・ 円 2 猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額） ・・・・・・ 円 3 利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・ 円 4 確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限・・・・・・ 令和 年 月 日 猶予期間が満了した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記 4 の猶予期限までに 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税 務署へ納付してください。 なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の猶 予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納 付してください。 (資 6－119－2－A 4 統一)	猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税 務 署 長 第 60 条の 2 第 60 条の 3 の規定により課税された平成 年分の所得税及び復興特別所得 第 137 条の 2 第 1 項 第 137 条の 3 第 1 項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、猶予期間 第 137 条の 3 第 2 項 が満了し、次のとおり猶予期限が確定しますので通知します。 1 納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額・・・ 円 2 猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額） ・・・・・・ 円 3 利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・ 円 4 確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限・・・・・・ 平成 年 月 日 猶予期間が満了した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記 4 の猶予期限までに 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税 務署へ納付してください。 なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の猶 予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納 付してください。 (資 6－119－2－A 4 統一)

改正後	改正前
猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期間が満了した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。	猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期間が満了した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

平成____年分 特定路線価設定申出書	
税務署長 _____	
令和____年____月____日 申出者 住所(所在地) _____ (納税義務者)	
氏名(名称) _____ 印	
職業(業種) _____ 電話番号 _____	
相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。	
1 特定路線価の設定を必要とする理由	☐ 相続税申告のため(相続開始日____年____月____日) 被相続人(住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____)
	☐ 贈与税申告のため(受贈日____年____月____日)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおりに
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日____年____月____日 (4) その他 []
4 連絡先	〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____
5 送付先	☐ 申出者に送付 ☐ 連絡先に送付
* □欄には、該当するものにレ点を付してください。	

(資9-29-A4統一)

平成____年分 特定路線価設定申出書	
税務署長 _____	
平成____年____月____日 申出者 住所(所在地) _____ (納税義務者)	
氏名(名称) _____ 印	
職業(業種) _____ 電話番号 _____	
相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。	
1 特定路線価の設定を必要とする理由	☐ 相続税申告のため(相続開始日____年____月____日) 被相続人(住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____)
	☐ 贈与税申告のため(受贈日____年____月____日)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおりに
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日____年____月____日 (4) その他 []
4 連絡先	〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____
5 送付先	☐ 申出者に送付 ☐ 連絡先に送付
* □欄には、該当するものにレ点を付してください。	

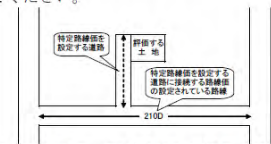
(資9-29-A4統一)

改正後

(裏)
記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。

- この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図、写真等）を添付してください。



- 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。
 - 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を画地ごとに記載してください。
 - 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。
 - 「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
 - 「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。
 - 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
 - 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
 - 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
 - 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約 50m 程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
 - 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第 1 種低層住居専用地域等）、建蔽率及び容積率を記載してください。
 - 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。

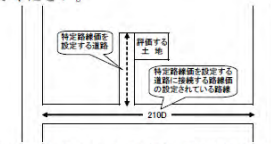
(注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

改正前

(裏)
記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。

- この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図、写真等）を添付してください。



- 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。
 - 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を画地ごとに記載してください。
 - 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。
 - 「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
 - 「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。
 - 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
 - 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
 - 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
 - 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約 50m 程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
 - 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第 1 種低層住居専用地域等）、建ぺい率及び容積率を記載してください。
 - 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。

(注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

改正後	改正前
平成・令和____年分 特定路線価設定申出書 使用目的 この申出書は、路線価地域内において、相続税又は贈与税の課税対象となる、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要がある場合において、納税義務者から税務署長に対し、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定の申出をするために使用するものである。	平成____年分 特定路線価設定申出書 使用目的 この申出書は、路線価地域内において、相続税又は贈与税の課税対象となる、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要がある場合において、納税義務者から税務署長に対し、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定の申出をするために使用するものである。

改 正 後

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 (住居表示)	〔 〕		〔 〕	
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	(利用者名) (利用状況)	m ²	(利用者名) (利用状況)	m ²
道路の所在地				
道路の幅員及び奥行	(幅員) m	(奥行) m	(幅員) m	(奥行) m
舗装の状況	☐ 舗装済 ・ ☐ 未舗装		☐ 舗装済 ・ ☐ 未舗装	
道路の連続性	☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能) ☐ 行止まり (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)		☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能) ☐ 行止まり (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)	
道路のこう配	度		度	
上 水 道	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
下 水 道	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
都 市 ガ ス	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
用途地域等の制限	()地域 建蔽率() % 容積率() %		()地域 建蔽率() % 容積率() %	
その他 (参考事項)				

(資 9 - 30 - A 4 統一)

改 正 前

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 (住居表示)	〔 〕		〔 〕	
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	(利用者名) (利用状況)	m ²	(利用者名) (利用状況)	m ²
道路の所在地				
道路の幅員及び奥行	(幅員) m	(奥行) m	(幅員) m	(奥行) m
舗装の状況	☐ 舗装済 ・ ☐ 未舗装		☐ 舗装済 ・ ☐ 未舗装	
道路の連続性	☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能) ☐ 行止まり (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)		☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能) ☐ 行止まり (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)	
道路のこう配	度		度	
上 水 道	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
下 水 道	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
都 市 ガ ス	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
用途地域等の制限	()地域 建ぺい率() % 容積率() %		()地域 建ぺい率() % 容積率() %	
その他 (参考事項)				

(資 9 - 30 - A 4 統一)

改正後	改正前
別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書 使用目的 この明細書は、「平成・令和____年 特定路線価設定申出書」の別紙として、特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等を記載するために使用するものである。	別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書 使用目的 この明細書は、「平成____年 特定路線価設定申出書」の別紙として、特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等を記載するために使用するものである。

改正後	改正前																								
第____号 令和____年____月____日 〒 住 所 (所在地)_____ 氏 名 (名 称)_____ 御中 様 _____ 税務署長 印 ____年分 特定路線価回答書 令和____年____月____日付で申出のありました____税に係る____年分の特定路線価について下記のとおり回答します。 記 <table><tr><td>道 路 の 所 在 地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>(参考) 地 区 区 分</td><td>地区</td><td>地区</td></tr><tr><td>借 地 権 割 合</td><td>%</td><td>%</td></tr></table> 申告書を提出する際には、この回答書の写しの添付をお願いします。 資産課税（担当）部門 担 当 者_____ 電話番号____（ ）____ 内線_____ (注) この回答書による回答は、税法に規定する処分の通知ではありません。したがって、この回答については、再調査の請求又は審査請求の対象となりませんから、ご注意ください。 (資9-36-A4統一)	道 路 の 所 在 地			特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円	(参考) 地 区 区 分	地区	地区	借 地 権 割 合	%	%	第____号 平成____年____月____日 〒 住 所 (所在地)_____ 氏 名 (名 称)_____ 御中 様 _____ 税務署長 印 平成____年分 特定路線価回答書 平成____年____月____日付で申出のありました____税に係る平成____年分の特定路線価について下記のとおり回答します。 記 <table><tr><td>道 路 の 所 在 地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>(参考) 地 区 区 分</td><td>地区</td><td>地区</td></tr><tr><td>借 地 権 割 合</td><td>%</td><td>%</td></tr></table> 申告書を提出する際には、この回答書の写しの添付をお願いします。 資産課税（担当）部門 担 当 者_____ 電話番号____（ ）____ 内線_____ (注) この回答書による回答は、税法に規定する処分の通知ではありません。したがって、この回答については、再調査の請求又は審査請求の対象となりませんから、ご注意ください。 (資9-36-A4統一)	道 路 の 所 在 地			特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円	(参考) 地 区 区 分	地区	地区	借 地 権 割 合	%	%
道 路 の 所 在 地																									
特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円																							
(参考) 地 区 区 分	地区	地区																							
借 地 権 割 合	%	%																							
道 路 の 所 在 地																									
特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円																							
(参考) 地 区 区 分	地区	地区																							
借 地 権 割 合	%	%																							

改正後	改正前
平成・令和____年分 特定路線価回答書 使用目的 この回答書は、特定路線価の設定の申出に基づき、設定した特定路線価を回答する場合に使用するものである。	平成____年分 特定路線価回答書 使用目的 この回答書は、特定路線価の設定の申出に基づき、設定した特定路線価を回答する場合に使用するものである。

改正後

登録免許税徴収通知書

〒 _____ 第 _____ 号
住 所 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏 名 _____
_____ 税務署長 _____ 印

あなたが、_____年____月____日_____に係る登録免許税については、下記の金額が未納
になっておりますので、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づ
き同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））
又は当税務署へ納付してください。

記

① 登 記 等 の 事 項	
② 登記等を受けた年月日	年 月 日
③ 法 定 納 期 限	年 月 日
④ 登 録 免 許 税 額	円
納 付 金	円
未 納 額	円

課税標準及び税率

⑤ 課 税 標 準	
⑥ 税 率	

改正前

登録免許税徴収通知書

〒 _____ 第 _____ 号
住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏 名 _____
_____ 税務署長 _____ 印

あなたが、平成_____年____月____日_____に係る登録免許税については、下記の金額が未納
になっておりますので、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づ
き同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））
又は当税務署へ納付してください。

記

① 登 記 等 の 事 項	
② 登記等を受けた年月日	平 成 年 月 日
③ 法 定 納 期 限	平 成 年 月 日
④ 登 録 免 許 税 額	円
納 付 金	円
未 納 額	円

課税標準及び税率

⑤ 課 税 標 準	
⑥ 税 率	

改正後	改正前
登録免許税徴収通知書 使用目的 この通知書は、納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない場合に、未納の事実を本人に通知する際に使用する。	登録免許税徴収通知書 使用目的 この通知書は、納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない場合に、未納の事実を本人に通知する際に使用する。

改正後

登録免許税徴収通知書（訂正用）

〒 _____ 第 _____ 号
住 所 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏 名 _____
_____ 税務署長 _____ 印

_____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で通知しました登録免許税の未納額について、下記のとおりその額を変更します。また、未納となっております金額については、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づき同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
① 登 記 等 の 事 項		
② 登記等を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
③ 法 定 納 期 限	年 月 日	年 月 日
④ 登 録 免 許 税 額	円	円
納 付 額	円	円
未 納 額	円	円

課税標準及び税率

区 分	変 更 前	変 更 後
⑤ 課 税 標 準		
⑥ 税 率		

改正前

登録免許税徴収通知書（訂正用）

〒 _____ 第 _____ 号
住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏 名 _____
_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で通知しました登録免許税の未納額について、下記のとおりその額を変更します。また、未納となっております金額については、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づき同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
① 登 記 等 の 事 項		
② 登記等を受けた年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
③ 法 定 納 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
④ 登 録 免 許 税 額	円	円
納 付 額	円	円
未 納 額	円	円

課税標準及び税率

区 分	変 更 前	変 更 後
⑤ 課 税 標 準		
⑥ 税 率		

改 正 後

登録免許税徴収通知書（訂正用）

1 使用目的

この通知書は、訂正後における未納額等を本人に通知する際に使用する。

2 記載要領等

納付額に変更がない場合又は納付額を減額する場合には、「また、未納となっております・・・納税の告知をします。」及び「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消する。

ただし、納付額を減額する場合で、納付額が未納の場合又は納付額が一部納付されている場合については、「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消せず、「納税告知書」を「納付書」に訂正する。

改 正 前

登録免許税徴収通知書（訂正用）

1 使用目的

この通知書は、訂正後における未納額等を本人に通知する際に使用する。

2 記載要領等

納付額に変更がない場合又は納付額を減額する場合には、「また、未納となっております・・・納税の告知をします。」及び「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消する。

ただし、納付額を減額する場合で、納付額が未納の場合又は納付額が一部納付されている場合については、「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消せず、「納税告知書」を「納付書」に訂正する。

改正後

改正前

農地等の贈与税の申告された納税猶予税額の一部
相続税について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

〒
住 所
氏 名 殿

税 務 署 長

あなたは 殿から 贈与 により取得した農地等の 贈与税 について、租税特別措置法
第70条の4第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税
第70条の6第1項 猶予額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資 12-6-2-A 4 統一)

農地等の贈与税の申告された納税猶予税額の一部
相続税について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

〒
住 所
氏 名 殿

税 務 署 長

あなたは 殿から 贈与 により取得した農地等の 贈与税 について、租税特別措置法
第70条の4第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税
第70条の6第1項 猶予額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資 12-6-2-A 4 統一)

(通
知
用
)

(通
知
用
)

改正後	改正前
農地等の 贈与税 の申告された納税猶予税額の一部 相続税 について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	農地等の 贈与税 の申告された納税猶予税額の一部 相続税 について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

農地等の贈与税の納税猶予が認められない旨の通知書
相続税

第 号
令和 年 月 日
〒 住所
氏名 殿

税務署長

あなたは 殿から 贈与により取得した農地等の贈与税について、租税特別措置法
相続税(遺贈) 相続税
第70条の4第1項 第70条の6第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の
猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(資12-7-2-A4統一)

(通知用)

農地等の贈与税の納税猶予が認められない旨の通知書
相続税

第 号
平成 年 月 日
〒 住所
氏名 殿

税務署長

あなたは 殿から 贈与により取得した農地等の贈与税について、租税特別措置法
相続税(遺贈) 相続税
第70条の4第1項 第70条の6第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の
猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(資12-7-2-A4統一)

(通知用)

改正後	改正前
農地等の贈与税 相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	農地等の贈与税 相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後

〒	第 号 令和 年 月 日
住所	
氏名	殿
	税務署長 印
贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書	
あなたが 殿から 贈与により取得した農地等の 贈与税 については、 相続(遺贈) 相続税	
更正通知書をもって納税猶予額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について 納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。	
つきましては、増加する納税猶予額 円とこれに附帯する利子税との合 計額に相当する担保を令和 年 月 日までに提供してください。	
なお、御不明の点がございましたら当署資産課税(担当)部門まで御連絡ください。	
※ この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。	

(資12-10-2-A4統一)

改正前

〒	第 号 平成 年 月 日
住所	
氏名	殿
	税務署長 印
贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書	
あなたが 殿から 贈与により取得した農地等の 贈与税 については、 相続(遺贈) 相続税	
更正通知書をもって納税猶予額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について 納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。	
つきましては、増加する納税猶予額 円とこれに附帯する利子税との合 計額に相当する担保を平成 年 月 日までに提供してください。	
なお、御不明の点がございましたら当署資産課税(担当)部門まで御連絡ください。	
※ この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。	

(資12-10-2-A4統一)

改正後	改正前
贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改正後

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		届出者 住所	
		氏名 (電話番号)	
租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成 令和 年 月 日	
贈与者	住所	氏名	(年 月 日 生)
1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定した贈与税額 円 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）・・ 円 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 に対して 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 に引き続き使用させています。 5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合） 6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合） 7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合） ※ 添付書類 ○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書） ○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書） ○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合） ○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合） ○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合） ○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合） ○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）			
関与税理士		電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-12-1-A4統一)(令5.5)

改正前

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長		届出者 住所	
		氏名 (電話番号)	
租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成 令和 年 月 日	
贈与者	住所	氏名	(年 月 日 生)
1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定した贈与税額 円 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）・・ 円 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 に対して 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 に引き続き使用させています。 5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合） 6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合） 7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合） ※ 添付書類 ○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書） ○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書） ○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合） ○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合） ○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合） ○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合） ○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）			
関与税理士		電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-12-1-A4統一)(平30.12)

改正後

(裏)

記載方法等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があつた場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正前

(裏)

記載方法等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があつた場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正後

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
____税務署長		干 届出者住所____	
		氏名____印 (電話番号____)	
相続特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成____年____月____日 令和	
被相続人	住所	氏名	(____年____月____日生)
1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 円			
2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円			
3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円			
4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（1－2－3の金額） 円			
5 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に推定相続人____に對して他の推定相続人等			
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人____に引き続き使用させています。他の推定相続人等			
6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）			
8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）			
9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」のとおりです。（認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
※ 添付書類			
○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）			
○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書）			
○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）			
○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）			
○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）			
○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）			
○ 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書（認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
○ 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
関与税理士		電話番号	

空欄は記入しないでください。

(資12-12-2-A4統一)(令元.6)

改正前

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
____税務署長		干 届出者住所____	
		氏名____印 (電話番号____)	
相続特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成____年____月____日	
被相続人	住所	氏名	(____年____月____日生)
1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 円			
2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円			
3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円			
4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（1－2－3の金額） 円			
5 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に推定相続人____に對して他の推定相続人等			
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人____に引き続き使用させています。他の推定相続人等			
6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）			
8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）			
9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」のとおりです。（認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
※ 添付書類			
○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）			
○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書）			
○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）			
○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）			
○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）			
○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）			
○ 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書（認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
○ 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（認定都市農地貸付け等を行っている場合）			
関与税理士		電話番号	

空欄は記入しないでください。

(資12-12-2-A4統一)(平30.12)

改正後

（裏）
記載方法等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受ける旨を税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受ける旨を税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

(2) 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受ける旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受ける旨を税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正前

（裏）
記載方法等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受ける旨を税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受ける旨を税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

(2) 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受ける旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受ける旨を税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改 正 後

贈与税の納税猶予の継続届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成
7 年法律第55号）附則第36条第3 項適用分）税務署
受付印

税務署長

令和____年____月____日

届出者 住所

氏名____印
(電話番号____)

租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受
けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法
律（平成7 年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前
の租税特別措置法第70条の4 第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 昭和____年____月____日

贈与者 住所 氏名 (____年____月____日生)

- 1 納税の猶予の適用を受けた贈与税額 _____円
- 2 1 のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円
- 3 1 のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額
(1－2 の金額) _____円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の
特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地
等を引き続き使用させています。
所在地 _____ 名 称 _____
- 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3 年以内に開始した各事業年度に
おける上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農
地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。
- 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2 条第3 項に規定する農地所有
適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する 理 事
業務執行権を有する社員
取締役
に就任し、かつ、常時従事者である 組合員
社員
株主 (1 年間のうち、農地所有適格法人
の事業に従事する日数が____日であり、かつ、事業に必要な農作業に____日従事
します。) となっています。
- ※ 添付書類
○ この届出書を提出する前3 年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士 印 電話番号

(資12-52-1-A4 統一) (令元.5)

※欄は記入しないでください。

改 正 前

贈与税の納税猶予の継続届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成
7 年法律第55号）附則第36条第3 項適用分）税務署
受付印

税務署長

平成____年____月____日

届出者 住所

氏名____印
(電話番号____)

租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受
けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法
律（平成7 年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前
の租税特別措置法第70条の4 第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 昭和____年____月____日

贈与者 住所 氏名 (____年____月____日生)

- 1 納税の猶予の適用を受けた贈与税額 _____円
- 2 1 のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円
- 3 1 のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額
(1－2 の金額) _____円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に下記の
特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地
等を引き続き使用させています。
所在地 _____ 名 称 _____
- 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3 年以内に開始した各事業年度に
おける上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農
地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。
- 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2 条第3 項に規定する農地所有
適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する 理 事
業務執行権を有する社員
取締役
に就任し、かつ、常時従事者である 組合員
社員
株主 (1 年間のうち、農地所有適格法人
の事業に従事する日数が____日であり、かつ、事業に必要な農作業に____日従事
します。) となっています。
- ※ 添付書類
○ この届出書を提出する前3 年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士 印 電話番号

(資12-52-1-A4 統一) (平28.6)

※欄は記入しないでください。

改正後	改正前
(裏) 使 用 目 的 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで (注) 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。	(裏) 使 用 目 的 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで (注) 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

改正後

贈与税の納税猶予の継続届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

〒
届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
-----	----	--	--------	--

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日

昭和____年____月____日
平成____年____月____日

1 納税猶予の適用を受けた贈与税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2) 円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	☐ 認定農地所有適格法人 ☐ 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 取締役 ☐ 監事 ☐ 取締役 ☐ 取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____ 日 農作業に従事する日数 _____ 日

(添付書類)

☐ この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書

☐ 特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

※欄は記入しないでください。

改正前

贈与税の納税猶予の継続届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

平成____年____月____日

〒
届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
-----	----	--	--------	--

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日

(昭和・平成) ____年____月____日

1 納税猶予の適用を受けた贈与税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2) 円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	☐ 認定農地所有適格法人 ☐ 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 取締役 ☐ 監事 ☐ 取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____ 日 農作業に従事する日数 _____ 日

(添付書類)

☐ この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書

☐ 特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに、引き続き贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。

（注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。

この場合、この継続届出書は、同条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに提出してください。

- 1 この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。
- 2 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 4 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 5 この届出書を提出する前 3 年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに、引き続き贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。

（注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。

この場合、この継続届出書は、同条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに提出してください。

- 1 この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。
- 2 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 4 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 5 この届出書を提出する前 3 年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。

改 正 後

貸付特例適用農地等に係る継続届出書
(措法第70条の4 第8 項適用分)
(措法第70条の6 第10項適用分)

税務署
受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4 第8 項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日届出分) について
第70条の6 第10項の適用を引き続き受けたいため、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項の規定により届け出ます。
第14項

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日		昭 和 年 月 日	
贈 与 者	住 所	氏 名	
被 相 続 人			

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面 積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計 …… ① _____ ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面 積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計 …… ② _____ ㎡
(注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
(注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) _____ ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) _____ ㎡ = _____ % (≥80%)
(小数点以下四捨)

(注) 上記1 及び2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関 与 税 理 士	印	電 話 番 号

※	通信日付印の年月日	確認印	審査整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

改 正 前

貸付特例適用農地等に係る継続届出書
(措法第70条の4 第8 項適用分)
(措法第70条の6 第10項適用分)

税務署
受付印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4 第8 項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日届出分) について
第70条の6 第10項の適用を引き続き受けたいため、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項の規定により届け出ます。
第14項

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日		昭 和 年 月 日	
贈 与 者	住 所	氏 名	
被 相 続 人			

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面 積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計 …… ① _____ ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面 積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑・雑穀地・水田 () (農地法第10条)	㎡	全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計 …… ② _____ ㎡
(注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
(注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) _____ ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) _____ ㎡ = _____ % (≥80%)
(小数点以下四捨)

(注) 上記1 及び2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関 与 税 理 士	印	電 話 番 号

※	通信日付印の年月日	確認印	審査整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

改 正 後	改 正 前
記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過することの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。 イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。 なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。 ロ 「（作物名等）」には、具体的な作物名等を記載してください。 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。 10 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。 11 借受代替農地等のうちに異動により農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。	記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過することの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。 イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。 なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。 ロ 「（作物名等）」には、具体的な作物名等を記載してください。 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。 10 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。 11 借受代替農地等のうちに異動により農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

改正後

猶予期限が確定した贈与税額相続税額の通知書	
〒	第_____号 令和____年____月____日
住所 _____	
氏名 _____ 殿	
_____ 税務署長 印	
あなたが _____ 殿から 贈与 により取得した農地等の 贈与税 については、 租税特別措置法 第70条の4第1項 相続(遺贈) の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。	
1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 _____	円
2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額(猶予確定税額) _____	円
ほか利子税の額 (租税特別措置法第70条の8〈□該当・□非該当〉) _____ 円	
3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 _____	円
4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 _____	令和____年____月____日
5 猶予期限が確定した理由	
猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び蔵入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。	
なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。	

(資12-16-1-A4統一)

(通知用)

改正前

猶予期限が確定した贈与税額相続税額の通知書	
〒	第_____号 平成____年____月____日
住所 _____	
氏名 _____ 殿	
_____ 税務署長 印	
あなたが _____ 殿から 贈与 により取得した農地等の 贈与税 については、 租税特別措置法 第70条の4第1項 相続(遺贈) の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。	
1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 _____	円
2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額(猶予確定税額) _____	円
ほか利子税の額 (租税特別措置法第70条の8〈□該当・□非該当〉) _____ 円	
3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 _____	円
4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 _____	平成____年____月____日
5 猶予期限が確定した理由	
猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び蔵入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。	
なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。	

(資12-16-1-A4統一)

(通知用)

改正後	改正前
猶予期限が確定した 贈与税額 相続税額 の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。	猶予期限が確定した 贈与税額 相続税額 の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

第 号

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称 殿

令和 年 月 日

税務署長 印

代替農地等の取得等に関する
承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）

年 月 日付で申請のありました、代替農地等の取得等見込みについての
取得価額の見積額等の承認申請を 承認 いたします。
却 下

この通知に係る処分理由

（注） 譲渡等があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の
額の全部又は一部が代替農地等の取得に充てられていない場合やその承認を受けた譲
渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を農業の用に供していな
い場合には、その部分に対応する 贈与税額 又は全部の 贈与税額
相続税額 相続税額 は、その1年を経
過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（ ）枚のうち（ ）枚目

改正前

第 号

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称 殿

平成 年 月 日

税務署長 印

代替農地等の取得等に関する
承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、代替農地等の取得等見込みについての
取得価額の見積額等の承認申請を 承認 いたします。
却 下

この通知に係る処分理由

（注） 譲渡等があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の
額の全部又は一部が代替農地等の取得に充てられていない場合やその承認を受けた譲
渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を農業の用に供していな
い場合には、その部分に対応する 贈与税額 又は全部の 贈与税額
相続税額 相続税額 は、その1年を経
過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（ ）枚のうち（ ）枚目

改正後	改正前
代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「代替農地等の取得等に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「代替農地等の取得等に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後	改正前																																																																														
代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用） 事務用 年 月 日提出 税務署長 申請者 住 所 氏 名 (電話番号 - -) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定 贈与税の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり 贈与税の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得 相続税に関する承認申請をします。 贈与税 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の2第3項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の6第29項 相続税 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の2第4項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の7第29項 記 <table><thead><tr><th>所 在 地</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡を した 特例 農地 等</td><td>地 目 等 、 面 積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td></td></tr><tr><td></td><td>贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>贈与の時の価額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>相続（遺贈）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>農業投資価格</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>農業投資価格超過額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>譲渡の年月日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>譲渡の対価の額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>取得 農地 を又 すは る採 見草 込放 み牧 の地</td><td>所 在 地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>地 目 等 、 面 積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td></td></tr><tr><td></td><td>取得予定の年月日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>取得価額の見積額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table> 摘要 関 与 税 理 士 印 電 話 番 号 通達日付印の年月日 確認印 整理番号 年 月 日 (資 12-140-1-A 4統一) (令元. 6)	所 在 地					計	譲渡を した 特例 農地 等	地 目 等 、 面 積	㎡	㎡	㎡			贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			贈与の時の価額	円	円	円	円		相続（遺贈）						農業投資価格	円	円	円	円		農業投資価格超過額	円	円	円	円		譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			譲渡の対価の額	円	円	円	円	取得 農地 を又 すは る採 見草 込放 み牧 の地	所 在 地						地 目 等 、 面 積	㎡	㎡	㎡			取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			取得価額の見積額	円	円	円	円	(新規)
所 在 地					計																																																																										
譲渡を した 特例 農地 等	地 目 等 、 面 積	㎡	㎡	㎡																																																																											
	贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																											
	贈与の時の価額	円	円	円	円																																																																										
	相続（遺贈）																																																																														
	農業投資価格	円	円	円	円																																																																										
	農業投資価格超過額	円	円	円	円																																																																										
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日																																																																											
	譲渡の対価の額	円	円	円	円																																																																										
取得 農地 を又 すは る採 見草 込放 み牧 の地	所 在 地																																																																														
	地 目 等 、 面 積	㎡	㎡	㎡																																																																											
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日																																																																											
	取得価額の見積額	円	円	円	円																																																																										

改正後	改正前
(裏) 記載方法等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税額子の適用を受けている人が、納税額子の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域⁽¹²⁾内に所在する特例農地等を特例対象事業⁽¹²⁾の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から5年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。 (注) 1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は既に同等に規定する避難指示（国号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。 (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業 (2) 東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業 (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する構造物復興整備交付金の交付を受けて行われる事業 (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業 1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第2項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第1項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入）してください。 2 「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください（特例農地等が耕作地である場合には、「（耕作地）」と併記してください。）。 なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税額子についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。 3 「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。 4 この申請書には、次の書類を添付して提出してください。 ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長（その特例農地等を上記（注）2③又は④に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事）の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。）	(新規)

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地(納税地) 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 代替農地等の取得に関する 承認申請に対する承認(却下)書 (通知用) 令和 年 月 日付で申請のありました、代替農地等の取得見込みについての 取得価額の見積額等の承認申請を承認 却下 いたします。 この通知に係る処分の理由 (注) 譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4 号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された 日から5年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一 部が代替農地等の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する 贈与税額 又は全部の 贈与税額 相続税額は、その5年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限 が確定します。 () 枚のうち () 枚目 【震災特例法用】 (資 12-140-3-A 4 統一)	(新規)

改正後	改正前
代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 【震災特例法用】 使用目的 この承認（却下）書は、「代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	（新規）

改正後

改正前

(新規)

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）

税務署
受付印

〒
税務署長
住所又は居所
氏名
(電話番号)

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

贈与税
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の2第3項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の6第29項

相続税
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の2第4項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の7第29項

記

譲渡をした 特例農地等	所在地				
	地目等、面積①		㎡		㎡
	譲渡年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	贈与価額 農業投資価格超過額②		円		円
	譲渡の対価の額③		円		円
避難指示の解除がされた日					
取得をした 農地又は 採草放牧地	所在地				
	地目等、面積④		㎡		㎡
	取得年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	農地法の規定による許可又は 届出の受理年月日	令和 年 月 日 許可 届出	令和 年 月 日 許可 届出	令和 年 月 日 許可 届出	
	取得の形態				
	取得価額⑤		円		円
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称				
課税 された 部分	② × ③ - ⑤ ③		円		円
課税 され た 部分	① × ⑤ ③	⑥	㎡		㎡
	② × ⑤ ③	⑦	円		円
	摘要				

(注) 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

関与税理士

印

電話番号

後印

郵便番号

(資12-141-A4統一) (令和元.6)

改 正 後	改 正 前
(裏) 記載方法等 この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日(以下「避難指示解除日」といいます。)から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。 (注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新井町の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は既に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。 (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業 (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業 (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する構造環境整備交付金の交付を受けて行われる事業 (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。 2 「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。 3 「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。 4 「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。 5 この明細書には、次の書類を添付して提出してください。 ・ 代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの ・ 代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類	(新規)

改正後	改正前																																							
<table><tr><td>被相続人の氏名</td><td></td></tr><tr><td>相続人の氏名</td><td></td></tr></table> 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の2第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号） 租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前に特例農地等の譲渡をし、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第70条の4第15項の代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるときに譲渡をした特例農地等の明細は次のとおりです。 <table><tr><td>譲渡をした特例農地等の所在地番</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地目等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>面積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr><tr><td>譲渡の対価の額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>譲渡の年月日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>相続時における価額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>相続時における農業投資価格超過額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table> (表1.2-1.4.2-A.4統一)	被相続人の氏名		相続人の氏名		譲渡をした特例農地等の所在地番					地目等					面積	㎡	㎡	㎡	㎡	譲渡の対価の額	円	円	円	円	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	相続時における価額	円	円	円	円	相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円	(新規)
被相続人の氏名																																								
相続人の氏名																																								
譲渡をした特例農地等の所在地番																																								
地目等																																								
面積	㎡	㎡	㎡	㎡																																				
譲渡の対価の額	円	円	円	円																																				
譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日																																				
相続時における価額	円	円	円	円																																				
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円																																				

改正後	改正前
(裏) 記載方法等 この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日（以下「避難指示解除日」といいます。）から5年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。 (注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。 (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業 (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業 (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業 (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業 ○「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。	(新規)

改正後	改正前
第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 令和 年 月 日 税務署長 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当 に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込みについての取得価額の見積額等こととなった農地等の都市営農農地等該当見込み等の承認申請を却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注）1 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部都市営農農地等に該当する若しくは一部が譲渡されない場合には、その部分に対する贈与税相続税又は全部の贈与税相続税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。 2 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から1年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する贈与税相続税又は全部の贈与税相続税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-35-3-A 4 統一）	第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当 に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込みについての取得価額の見積額等の承認申請を却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注）1 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部都市営農農地等に該当する若しくは一部が譲渡されない場合には、その部分に対する贈与税相続税又は全部の贈与税相続税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。 2 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から1年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する贈与税相続税又は全部の贈与税相続税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-35-3-A 4 統一）

改 正 後	改 正 前
代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改 正 後	改 正 前
第 号 住 所 又 は 所在地（納税地） 氏 名 又 は 名 称 令和 年 月 日 税務署長 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） （租 税 特 別 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （平成7年法律第55号）附則第36条第6項） 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定に基づく承認申請を承認いたします。 却 下 この通知に係る処分理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資12-87-4-A 4 統一）（令元.5）	第 号 住 所 又 は 所在地（納税地） 氏 名 又 は 名 称 平成 年 月 日 税務署長 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） （租 税 特 別 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （平成7年法律第55号）附則第36条第6項） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定に基づく承認申請を承認いたします。 却 下 この通知に係る処分理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資12-87-4-A 4 統一）（平28.6）

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の
一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項〕

使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その
申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の
一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項〕

使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その
申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利 の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての 貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） （所得税法等の一部を改正する 法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項） 年 月 日付で申請のありました、所得税法等の一部を改正する 法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定に基づく承認申請を 承認 却下 いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を 納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に 地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当 該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上 権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （資12-102-4-A4統一）（令元.5）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利 の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての 貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） （所得税法等の一部を改正する 法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項） 平成 年 月 日付で申請のありました、所得税法等の一部を改正する 法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定に基づく承認申請を 承認 却下 いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を 納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に 地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当 該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上 権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （資12-102-4-A4統一）（平28.6）

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の
一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
〔所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項〕

使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の
一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
〔所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項〕

使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		〒 届出者 住所	
		氏名 (電話番号 - -)	
第70条の4第18項 租税特別措置法 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第70条の4第19項 基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法 第70条の6第23項 の規定により届け出ます。			
1	贈与 相続又は遺贈	により特例農地等取得した年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
2	贈与者 被相続人	の住所・氏名 住所	氏名
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項			
(1) 承認申請書の提出年月日		平成・令和 年 月 日	
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※		平成・令和 年 月 日	
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先 (事業施行者) の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和 年 月 日	
	貸付期限	平成・令和 年 月 日	
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	使用目的	
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細			
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況
1			面積 ()㎡ 有・無
2			面積 ()㎡ 有・無
3			面積 ()㎡ 有・無
4			面積 ()㎡ 有・無
5			面積 ()㎡ 有・無
6			面積 ()㎡ 有・無
7			面積 ()㎡ 有・無
8			面積 ()㎡ 有・無
9			面積 ()㎡ 有・無
10			面積 ()㎡ 有・無
		合計	面積 ()㎡
一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…………… (別添のとおり)			

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	整理欄	整理簿番号
	年 月 日			

(資12-82-A4統一) (令文.5)

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長		〒 届出者 住所	
		氏名 (電話番号 - -)	
第70条の4第18項 租税特別措置法 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第70条の4第19項 基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法 第70条の6第23項 の規定により届け出ます。			
1	贈与 相続又は遺贈	により特例農地等取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2	贈与者 被相続人	の住所・氏名 住所	氏名
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項			
(1) 承認申請書の提出年月日		平成 年 月 日	
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※		平成 年 月 日	
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先 (事業施行者) の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	平成 年 月 日	
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	使用目的	
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細			
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況
1			面積 ()㎡ 有・無
2			面積 ()㎡ 有・無
3			面積 ()㎡ 有・無
4			面積 ()㎡ 有・無
5			面積 ()㎡ 有・無
6			面積 ()㎡ 有・無
7			面積 ()㎡ 有・無
8			面積 ()㎡ 有・無
9			面積 ()㎡ 有・無
10			面積 ()㎡ 有・無
		合計	面積 ()㎡
一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…………… (別添のとおり)			

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	整理欄	整理簿番号
	年 月 日			

(資12-82-A4統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

(例) ・ (1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が令和元年5月27日であれば、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
・ (2)の場合
承認申請書を提出した日が令和元年5月27日であれば、承認年月日は、令和元年6月27日となり、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
- 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

(例) ・ (1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年4月25日であれば、継続貸付届出書は毎年4月25日までに提出しなければなりません。
・ (2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年4月25日であれば、承認年月日は、平成13年5月25日となり、継続貸付届出書は毎年5月25日までに提出しなければなりません。
- 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 令和 年 月 日 税務署長 一時的道路用地等としての貸付けに 関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第18項 第70条の6 第22項 の規定に基づく承認申請を承認 却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を 納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に 地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当 該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した 日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12－83－4－A 4 統一）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 平成 年 月 日 税務署長 一時的道路用地等としての貸付けに 関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第18項 第70条の6 第22項 の規定に基づく承認申請を承認 却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注）1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を 納税地の所轄税務署長に提出してください。 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に 地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当 該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した 日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12－83－4－A 4 統一）

改 正 後

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書
（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改 正 前

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書
（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

第 号

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称

令和 年 月 日

税務署長 印

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る
新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第23項
第70条の6 第28項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る処分理由

（注） この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用
に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月
以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の
所轄税務署長に提出してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12－114－2－A 4 統一）

改正前

第 号

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長 印

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る
新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第23項
第70条の6 第28項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る処分理由

（注） この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用
に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月
以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の
所轄税務署長に提出してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12－114－2－A 4 統一）

改正後	改正前
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

改正後	改正前
第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 令和 年 月 日 税務署長 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 第70条の4の2第4項 第70条の4の2第8項 第70条の6の2第3項 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の規定に基づく承認申請を承認却下いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）この承認に係る特例農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新たな特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-124-2-A 4 統一）	第 号 住所又は所在地（納税地） 氏名又は名称 平成 年 月 日 税務署長 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 第70条の4の2第4項 第70条の4の2第8項 第70条の6の2第3項 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の規定に基づく承認申請を承認却下いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）この承認に係る特例農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新たな特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-124-2-A 4 統一）

改 正 後	改 正 前
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

改正後	改正前
住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 第 号 令和 年 月 日 税務署長 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定 都市農地貸付け等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 3 項 第 4 項 第 6 項 の規定に基づく承認申請を承認 却下 いたします。 この通知に係る処分理由 （注）この承認に係る特例農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った場合又は自己の農業 の用に供した場合には、新たな認定都市農地貸付け等を行った日又は自己の農業の用に供した日 から 2 月以内に、新たな認定都市農地貸付け等を行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出 書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-138-2-A 4 統一）	(新規)

改正後	改正前
賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	（新規）

改正後

改正前

贈与税の免除届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

平成 年 月 日に

したので、租税特別措置法第70条の4第34項
の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により
届け出ます。

届出者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

記

☐ 平成 年分 贈与税

☐ 免除を受ける贈与税の額 円

関与税理士 電話番号

※	贈与整理簿	検算	整理簿番号

(資12-26-1-A4統一) (令元.6)

贈与税の免除届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

平成 年 月 日に

したので、租税特別措置法第70条の4第34項
の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により
届け出ます。

届出者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

〒 贈与者との続柄
住所 氏名 印 受贈者

記

☐ 昭和 年分 贈与税

☐ 免除を受ける贈与税の額 円

関与税理士 電話番号

※	贈与整理簿	検算	整理簿番号

(資12-26-1-A4統一) (平28.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改正後	改正前
(裏) 記載方法等 この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1 届出書を提出する人 (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人 (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者 2 記載方法等 (1) 本文の「平成 年 月 日に 令和 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。 (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。	(裏) 記載方法等 この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1 届出書を提出する人 (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人 (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者 2 記載方法等 (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。 (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改正後

相続税の免除届出書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長			
平成 年 月 日			
したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。			
届出者			
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
記			
☐ 平成 年 分 相続税			
☐ 免除を受ける相続税の額 円			
☐ 相続税の一部免除の場合			
1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）			
納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）			
円 × 円 = 円			
相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額 100円未満は切り捨てて下さい。			
2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）			
納税猶予分の相続税額（市町村は区域農地等（一定のもの [※] を除く）である特例農地等の取得の際における農業投資価格超過額）（市町村は区域農地等（一定のもの [※] を除く）である特例農地等について同措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額）			
円 × 円 = 円			
相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額			
（免除額）			
= 円（100円未満は切り捨てて下さい。）			
（※）上記の一定のものについては、裏面2（4）（※）を参照してください。			
関与税理士		電話番号	
※		※	

(資12-26-2-A4統一)(令元.5)

改正前

相続税の免除届出書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長			
平成 年 月 日			
したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。			
届出者			
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
〒	住所	氏名	印 農業相続人との続柄
記			
☐ 平成 年 分 相続税			
☐ 免除を受ける相続税の額 円			
☐ 相続税の一部免除の場合			
1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）			
納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）			
円 × 円 = 円			
相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額 100円未満は切り捨てて下さい。			
2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）			
納税猶予分の相続税額（市町村は区域農地等（一定のもの [※] を除く）である特例農地等の取得の際における農業投資価格超過額）（市町村は区域農地等（一定のもの [※] を除く）である特例農地等について同措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額）			
円 × 円 = 円			
相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額			
（免除額）			
= 円（100円未満は切り捨てて下さい。）			
（※）上記の一定のものについては、裏面2（4）（※）を参照してください。			
関与税理士		電話番号	
※		※	

(資12-26-2-A4統一)(平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ 免除事由が上記1の(1)の場合

例えば「令和〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」

ロ 免除事由が上記1の(2)の場合

例えば「令和〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ 免除事由が上記1の(3)の場合

例えば「令和〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

- (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
- (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
- (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの^(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

(※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。

- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合
田園住居地域内にある農地であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等
- ② ①以外の場合
都市営農農地等

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ 免除事由が上記1の(1)の場合

例えば「平成〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」

ロ 免除事由が上記1の(2)の場合

例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ 免除事由が上記1の(3)の場合

例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

- (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
- (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
- (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの^(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

(※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。

- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合
田園住居地域内にある農地であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等
- ② ①以外の場合
都市営農農地等

改正後	改正前
納期限が確定した贈与税額の通知書 第 号 令和 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税務署長 印 あなたが 殿から贈与により取得した農地等の贈与税については、租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により、納期限が延長されていましたが、次のとおりその納期限が確定しましたので通知します。 1 納期限が延長されていた贈与税の額..... 円 2 納期限が確定した贈与税の額..... 円 3 引き続き納期限が延長される贈与税の額..... 円 4 納期限が確定した贈与税の額の納期限.....令和 年 月 日 5 納期限が確定した理由 納期限が確定した贈与税の額 円は、同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 (資12-29-1-A 4 統一)	納期限が確定した贈与税額の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税務署長 印 あなたが 殿から贈与により取得した農地等の贈与税については、租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により、納期限が延長されていましたが、次のとおりその納期限が確定しましたので通知します。 1 納期限が延長されていた贈与税の額..... 円 2 納期限が確定した贈与税の額..... 円 3 引き続き納期限が延長される贈与税の額..... 円 4 納期限が確定した贈与税の額の納期限.....平成 年 月 日 5 納期限が確定した理由 納期限が確定した贈与税の額 円は、同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 (資12-29-1-A 4 統一)

改正後	改正前
納期限が確定した贈与税額の通知書 使用目的 この通知書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号による改正前の措法第70条の4第1項の規定により、納期限が延長されていた農地等に係る贈与税額の全部又は一部の納期限が確定した場合（農地等の贈与者の死亡により納期限が確定した場合及び措法第70条の4第7項若しくは通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われたことにより納期限が確定した場合を除く。）において、その納期限が確定した贈与税の額、確定した納期限等を納税者に通知するために使用するものである。 （注）措法第70条の4第7項又は通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われた場合には、それぞれの規定によりその旨を通知することになっている。	納期限が確定した贈与税額の通知書 使用目的 この通知書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号による改正前の措法第70条の4第1項の規定により、納期限が延長されていた農地等に係る贈与税額の全部又は一部の納期限が確定した場合（農地等の贈与者の死亡により納期限が確定した場合及び措法第70条の4第7項若しくは通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われたことにより納期限が確定した場合を除く。）において、その納期限が確定した贈与税の額、確定した納期限等を納税者に通知するために使用するものである。 （注）措法第70条の4第7項又は通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われた場合には、それぞれの規定によりその旨を通知することになっている。

改正後

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
届出者住所

氏名
(電話番号 -)印

租税特別措置法第70条の4 第1 項(昭和50年改正前) の規定による 贈与税の納期限の延長を引き続いて受
けたいので、次に掲げる 税額等について確認し、同条第5 項の規定により 関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日		昭 和 年 月 日	
農地等の贈与 をした者	住 所	氏 名	(年 月 日生)

(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 円

(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の
特例を受けた贈与税額 円

(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡を
したために、既に納期限が確定し 納付した贈与税額 円

(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を
受けている贈与税額 円

(注) 1 この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委
員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3年間に農地等の異動があった場合には、その明
細書などを添付する必要があります。

2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(一般的に
は3月15日)の翌日から、毎3年を経過するごとの日(一般的には毎3年目の3月15日)までに、納
税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3 この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出
期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	印	電 話 番 号	
-------	---	---------	--

(資 1 2 - 3 1 - A 4 統一)

※印欄は記入しないでください。

改正前

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒
届出者住所

氏名
(電話番号 -)印

租税特別措置法第70条の4 第1 項(昭和50年改正前) の規定による 贈与税の納期限の延長を引き続いて受
けたいので、次に掲げる 税額等について確認し、同条第5 項の規定により 関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日		昭 和 年 月 日	
農地等の贈与 をした者	住 所	氏 名	(年 月 日生)

(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 円

(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の
特例を受けた贈与税額 円

(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡を
したために、既に納期限が確定し 納付した贈与税額 円

(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を
受けている贈与税額 円

(注) 1 この届出書には、贈与により 取得した農地等に係る 農業経営を引き続いて行っている 旨の農
業委員会の証明書、及びこの届出書を提出する 年前3 年間に農地等の異動があった場合には、そ
の明細書などを添付する必要があります。

2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(一般的には
3 月15日) の翌日から、毎3 年を経過するごとの日(一般的には毎3 年目の3 月15日) までに、納税
地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3 この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出
期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	印	電 話 番 号	
-------	---	---------	--

(資 1 2 - 3 1 - A 4 統一)

※印欄は記入しないでください。

改正後	改正前
贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書 使用目的 この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の特例を受けている者が、当該贈与税の申告書の提出期限から毎3年を経過するごとの日までに、同条第1項の規定の適用を引き続いて受けたい旨の届出をする際に使用するものである。	贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書 使用目的 この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の特例を受けている者が、当該贈与税の申告書の提出期限から毎3年を経過するごとの日までに、同条第1項の規定の適用を引き続いて受けたい旨の届出をする際に使用するものである。

改正後

非上場株式等の贈与税
相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

〒

住 所

氏 名 様

税 務 署 長

あなたは 殿から贈与により取得した非上場株式等の贈与税について、租税特別
措置法 第70条の7の2第1項 ・ 第70条の7の6第1項 第70条の7の4第1項 第70条の7の8第1項

したが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額は、至急同封の納付書により、

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A - B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(12②-5-2-A 4 統一)

(通知用)

改正前

非上場株式等の贈与税
相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

〒

住 所

氏 名 様

税 務 署 長

あなたは 殿から贈与により取得した非上場株式等の贈与税について、租税特別
措置法 第70条の7の2第1項 ・ 第70条の7の6第1項 第70条の7の4第1項 第70条の7の8第1項

したが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額は、至急同封の納付書により、

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A - B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(12②-5-2-A 4 統一)

(通知用)

改正後	改正前
贈与税 非上場株式等の 相続税 の申告された納税猶予税額 の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	贈与税 非上場株式等の 相続税 の申告された納税猶予税額 の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

非上場株式等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 号

令和 年 月 日

〒

住所

氏名 様

税務署長

あなたは 殿から 贈与 (遺贈) により取得した非上場株式等の 贈与税 について、租税特
第70条の7第1項 第70条の7の5第1項
別措置法 第70条の7の2第1項 ・ 第70条の7の6第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出さ
第70条の7の4第1項 第70条の7の8第1項

れましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び繰入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(12②-7-2-A 4 統一)

改正前

非上場株式等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 号

平成 年 月 日

〒

住所

氏名 様

税務署長

あなたは 殿から 贈与 (遺贈) により取得した非上場株式等の 贈与税 について、租税特
第70条の7第1項 第70条の7の5第1項
別措置法 第70条の7の2第1項 ・ 第70条の7の6第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出さ
第70条の7の4第1項 第70条の7の8第1項

れましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び繰入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(12②-7-2-A 4 統一)

改正後	改正前
非上場株式等の贈与税 相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	非上場株式等の贈与税 相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後

〒	第 号
住所	令和 年 月 日
氏名	様
	税務署長

非上場株式等の贈与税
相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが 殿から 贈与
相続(遺贈)により取得した非上場株式等の 贈与税
相続税 について、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和 年 月 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

(12②-9-2-A 4 統一)

改正前

〒	第 号
住所	平成 年 月 日
氏名	様
	税務署長

非上場株式等の贈与税
相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが 殿から 贈与
相続(遺贈)により取得した非上場株式等の 贈与税
相続税 について、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成 年 月 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

(12②-9-2-A 4 統一)

改正後	改正前
非上場株式等の贈与税 相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者 に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	非上場株式等の贈与税 相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者 に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改正後

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	税務署長
干 届出者 住所 _____		
氏名 _____ 印 (電話番号 ____ - ____)		
第70条の7第1項 贈与税 租税特別措置法第70条の7の2第1項 の規定による 相続税 第70条の7の4第1項 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等		
第9項 について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。 第8項		
非上場株式等の	贈与を受けた 相続(遺贈)があった	年月日
贈与者 被相続人	住所	氏名
平成____年____月____日		
この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。		
1 経営(贈与・相続)報告基準日（以下「報告基準日」といいます。） 平成____年____月____日 令和____年____月____日		
2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 _____円 相続税 額 _____円		
3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。） の数又は金額 _____株(口・円)		
【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。		
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所
イ . .		左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額 株(口・円)
ロ . .		株(口・円)
4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____		
5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の 猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 (一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。		
【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類		
① 定款の写し		
② 登記事項証明書（報告基準日以後に作成されたものに限ります。）		
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに これらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定(贈与・相続)承継 会社が証明したものに限ります。）		
④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・ 相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書		
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項（同条第14項において準用する場合を含み ます。）又は同条第4項（同条第15項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条 第37項の確認書の写し		
⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税 の申告書の提出期限）の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収 分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し		
⑦ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合 には、裏面の4に掲げる書類		
(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出 期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び③の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合 は⑤の書類の提出は必要ありません。		
関与税理士	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印
年 月 日	入 力	確 認
納税猶予番号		
(資12②-13-A 4統一)(95.5)		

※欄は記入しなくても構いません。

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 受付印	____年____月____日	税務署長
干 届出者 住所 _____		
氏名 _____ 印 (電話番号 ____ - ____)		
第70条の7第1項 贈与税 租税特別措置法第70条の7の2第1項 の規定による 相続税 第70条の7の4第1項 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、		
第9項 次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。 第8項		
非上場株式等の	贈与を受けた 相続(遺贈)があった	年月日
贈与者 被相続人	住所	氏名
平成____年____月____日		
この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。		
1 経営(贈与・相続)報告基準日（以下「報告基準日」といいます。） 平成____年____月____日		
2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 _____円 相続税 額 _____円		
3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。） の数又は金額 _____株(口・円)		
【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。		
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所
イ . .		左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額 株(口・円)
ロ . .		株(口・円)
4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____		
5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の 猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 (一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。		
【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類		
① 定款の写し		
② 登記事項証明書（報告基準日以後に作成されたものに限ります。）		
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに これらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定(贈与・相続)承継 会社が証明したものに限ります。）		
④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・ 相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書		
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項（同条第14項において準用する場合を含み ます。）又は同条第4項（同条第15項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条 第37項の確認書の写し		
⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税 の申告書の提出期限）の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収 分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し		
⑦ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合 には、裏面の4に掲げる書類		
(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出 期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び③の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合 は⑤の書類の提出は必要ありません。		
関与税理士	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印
年 月 日	入 力	確 認
納税猶予番号		
(資12②-13-A 4統一)(平30.12)		

※欄は記入しなくても構いません。

改正後

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相統税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方
- イ 経営(贈与)承継期間^(※1)の場合 第一種(贈与)基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営(贈与)承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相統税額に相当する贈与税・相統税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種(贈与)基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1)「経営(贈与)承継期間」とは、贈与税・相統税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除の適用に係る相統税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2)「第一種(贈与)基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相統税の納税猶予及び免除の適用を受ける最初の贈与税・相統税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3)「第二種(贈与)基準日」とは、経営(贈与)承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方
- イ 経営相統承継期間^(※4)の場合 第一種相統基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相統承継期間の末日の翌日から猶予中相統税額に相当する相統税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相統基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4)「経営相統承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除の適用に係る相統税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5)「第一種相統基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限(経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除の適用を受けている場合には、相統税の申告書の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6)「第二種相統基準日」とは、経営相統承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※8)により取得したものである場合(報告基準日の直前の経営(贈与・相統)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限りします。)に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相統承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営(贈与・相統)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
- (提出書類)
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書^(※1)
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相統)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りします。)
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)
- (※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相統税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相統税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- (※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相統税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方
- イ 経営(贈与)承継期間^(※1)の場合 第一種(贈与)基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営(贈与)承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相統税額に相当する贈与税・相統税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種(贈与)基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1)「経営(贈与)承継期間」とは、贈与税・相統税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除の適用に係る相統税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2)「第一種(贈与)基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相統税の納税猶予及び免除の適用を受ける最初の贈与税・相統税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3)「第二種(贈与)基準日」とは、経営(贈与)承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方
- イ 経営相統承継期間^(※4)の場合 第一種相統基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相統承継期間の末日の翌日から猶予中相統税額に相当する相統税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相統基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4)「経営相統承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除の適用に係る相統税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5)「第一種相統基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限(経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除の適用を受けている場合には、相統税の申告書の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6)「第二種相統基準日」とは、経営相統承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※8)により取得したものである場合(報告基準日の直前の経営(贈与・相統)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限りします。)に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ「非上場株式等」についての相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相統税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相統承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営(贈与・相統)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
- (提出書類)
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書^(※1)
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相統)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りします。)
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し^(※2)
- (※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相統税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相統税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- (※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日

〒 届出者 住所

氏名 (電話番号 - -) 印

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による 贈与税・
第70条の7の8第1項 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

第6項
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。
第6項

非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった		平成 年 月 日 令和	
贈与者 被相続人	住所	氏名	

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成 年 月 日
令和

2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 円
相続税

3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ . .			株 (口・円)
ロ . .			株 (口・円)

4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称

5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し

② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)

③ 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)

④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書

⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し

⑥ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第6号、同規則第23条の12の3第17項第6号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合(裏面の4参照) には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告に係る同条第14項の確認書の写し

⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑧ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び④の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 確認印 入 力 確 認 納税猶予番号
	年 月 日

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

税務署
受付印

税務署長

年 月 日

〒 届出者 住所

氏名 (電話番号 - -) 印

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による 贈与税・
第70条の7の8第1項 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

第6項
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。
第6項

非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった		年 月 日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 年 月 日

2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 円
相続税

3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ . .			株 (口・円)
ロ . .			株 (口・円)

4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称

5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し

② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)

③ 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)

④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書

⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し

⑥ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第15項第6号、同規則第23条の12の3第15項第6号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合(裏面の4参照) には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告に係る同条第14項の確認書の写し

⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑧ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び④の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 確認印 入 力 確 認 納税猶予番号
	年 月 日

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

(裏)
記載方法等

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方

- イ 特例経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- 2 3の「非上場株式等の内訳等」欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限ります。）に記載してください。

※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

- 5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書^(※1)
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し^(※2)
- (※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改 正 前

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方

- イ 特例経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- 2 3の「非上場株式等の内訳等」欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限ります。）に記載してください。

※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第8号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

- 5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書^(※1)
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し^(※2)
- (※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		※	入	力	欄	※
租税特別措置法施行令 第40条の8第36項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
認定(贈与・相続)承継会社の名称		(変更前)	本店の所在地		(変更前)	
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度		
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事業発生日		事 由		
※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注2)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額						
② 直前の事業年度末における準備金の額						
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額						
④ 直前の事業年度における総収入金額						
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)						
有価証券		資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j	円	
不動産		特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k	円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利		事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	m	円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石		事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n	円	
現金、預貯金等		現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o	円	
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h		円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i		円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)						
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)						
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(⑤+⑥))		%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)		%	
※ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。						
⑪ 該当事由		指合40条の第__項ただし書	⑫ 事由の生じた年月日		年 月 日	
⑬ (事由の詳細)						
⑭ ⑪の事由を解消させた年月日(事業年度)		年 月 日		(年分)		
⑮ (⑬の事情の詳細)						
報告基準日における常時使用従業員数(注5)						人

(資12②-14-A4統一)

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		※	入	力	欄	※
租税特別措置法施行令 第40条の8第36項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
認定(贈与・相続)承継会社の名称		(変更前)	本店の所在地		(変更前)	
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度		
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事業発生日		事 由		
※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注2)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額						
② 直前の事業年度末における準備金の額						
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額						
④ 直前の事業年度における総収入金額						
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)						
有価証券		資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j	円	
不動産		特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k	円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利		事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	m	円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石		事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n	円	
現金、預貯金等		現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o	円	
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h		円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i		円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)						
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)						
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(⑤+⑥))		%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)		%	
報告基準日における常時使用従業員数(注5)						人

(資12②-14-A4統一)

改正後	改正前
(裏) 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 3 「経営承継者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。 ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。 (注2) 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。 (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。 (注5) 「報告基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。 (注6) 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書に規定する期間の末日が報告基準日後に到来する場合又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する期間の末日が報告基準日後に到来する場合には、⑥欄及び⑯欄の記載は不要です。 なお、その場合は、経営承継者は、この明細書の「受贈者、相続人（受遺者）の氏名」欄、「認定（贈与・相続）承継会社の名称」欄、「本店の所在地」欄、⑧欄及び⑯欄を記載し、当該期間の末日から2月を経過する日（同日が継続届出書に係る届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに、再度、この明細書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 令和 6	(裏) 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 3 「経営承継者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。 ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。 (注2) 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。 (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。 (注5) 「報告基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正後

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入力欄	備考
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。				
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)	
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注1)		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日		
※基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。		この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)と一緒に提出してください。		
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において適用する同令第40条の8の6第6項又は同令第40条の8の6第6項において適用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において適用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において適用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。 ^(注2)		☐		
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円		
② 直前の事業年度末における準備金の額		円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円		
④ 直前の事業年度における総収入金額		円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注3)		帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l	
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n	
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o	
現金、預貯金等	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p	
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	q	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)		r	s	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円		
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 ^{(注1)(注3)(注6))}		%	%	
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 ^{(注3)(注4)}		%	%	
※ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日まで間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において適用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の5第13項後段において適用する同令第40条の8第22項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合は同令第40条の8の6第11項後段において適用する同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において適用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合には、次に掲げる事項を記載してください。				
⑪ 該当事由		同令第40条の8の5第11項後段において適用する同令第40条の8の2第25項ただし書	⑫ 事由の生じた年月日	
⑬ (事由の詳細)				
⑭ ⑪の事由を解消させた年月日(事業年度)		年	月	日(年分)
⑮ (⑬の事情の詳細)				

(資12②-39-A 4 続一)

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入力欄	備考
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。				
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)	
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注1)		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日		
※基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。		この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)と一緒に提出してください。		
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において適用する同令第40条の8の6第6項又は同令第40条の8の5第18項において適用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において適用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において適用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。 ^(注2)		☐		
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円		
② 直前の事業年度末における準備金の額		円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円		
④ 直前の事業年度における総収入金額		円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注3)		帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l	
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n	
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o	
現金、預貯金等	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p	
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	q	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)		r	s	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円		
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 ^{(注1)(注3)(注6))}		%	%	
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 ^{(注3)(注4)}		%	%	

(資12②-39-A 4 続一)

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、相続特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、相続特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを㊦欄に記載し、基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を㊦から㊨の各欄に記載してください。
- (注2) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に、同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまでの要件又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「㊦ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「㊨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（㊨/㊦）」欄までの記載は不要です。
- (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の相続特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除きます。
- (注5) 相続特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合には、㊦欄及び㊨欄の記載は不要です。

なお、その場合は、特例経営承継者は、この明細書の「受贈者、相続人（受遺者）の氏名」欄、「特例認定（贈与・相続）承継会社の名称」欄、「本店の所在地」欄、㊦欄及び㊨欄を記載し、当該期間の末日から2月を経過する日（同日が継続届出書に係る届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに、再度、この明細書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、相続特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（相続特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、相続特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを㊦欄に記載し、基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を㊦から㊨の各欄に記載してください。

(注2) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に、同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまでの要件又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「㊦ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「㊨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（㊨/㊦）」欄までの記載は不要です。

(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の相続特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除きます。

改正前

	[N][N][N][N][N][N]		
		NNNNNN (18文字) NNNNNN	
		NNNNNN (18文字) NNNNNN	_____ 第 _____ 号
住 所		NNNNNN (18文字) NNNNNN	
		NNNNNN (18文字) NNNNNN	
		NNNNNN (18文字) NNNNNN	
		NNNNNN (18文字) NNNNNN	
		NNNNNN (15文字) NNNN	NNZ9年Z9月Z9日
氏 名		NNNNNN (15文字) NNN 様	

猶予期限が確定した非上場株式等についての NNN 額の通知書（通知用）

あなたが **NN (10文字)** NN様から **NNNNNN** により取得した非上場株式等の **NNN** については、
 相続特別措置法 **NNN (11文字)** NN の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおり
 その猶予期限が確定しましたので通知します。

- | | | |
|---|---------------------------------|--|
| | | NNNNNN (15) NNNNN
NNNNNN (15) NNNNN |
| 1 | 認定（贈与・相続）承継会社の名称 | |
| 2 | 納税の猶予がなされていた ^{NNN} の額 | <u>ZZZ, ZZZ, ZZZ, Z28</u> 円 |
| 3 | 猶予期限が確定した ^{NNN} の額 | <u>ZZZ, ZZZ, ZZZ, Z28</u> 円 |
| | ほか利子税の額 | <u>ZZZ, ZZZ, ZZZ, Z28</u> 円 |
| 4 | 引き続き納税の猶予がされる ^{NNN} の額 | <u>ZZZ, ZZZ, ZZZ, Z28</u> 円 |
| 5 | 確定した ^{NNN} の猶予期限 | N N29年29月28日 |

6	猶予期限が確定した理由 NNNNNNNNNNNNNNNNN(40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNN(40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNN(40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNN

猶予期限が確定したNNNの額及び利子税の額は、上記5の猶予期限までに
至 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記５の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記３の猶予確定税額に、上記５の猶予期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

改正後

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日

年 月 日に 贈与者
受贈者 (氏名:)
相続人等

(住所:)が死亡し、租税特別措置法

第70条の7第15項第号
第70条の7の2第16項第1号の規定により次の 贈与税
相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の7の4第12項

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 氏名 印 贈与者
受贈者との続柄
相続人等

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

の 贈与を受けた 年月日 年 月 日
相続(遺贈)があった2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 円
相続税 額

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(④-⑤)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

4 免除を受ける 贈与税 額 円
相続税 額

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × $\frac{\text{死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)} \text{ (株(口・円))}}{\text{上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))}}$ = 免除を受ける贈与税額(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 氏名

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資22②-16-1A4統一) (令元6)

改正前

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

税務署
受付印

税務署長

平成 年 月 日

平成 年 月 日に 贈与者
受贈者 (氏名:)
相続人等

(住所:)が死亡し、租税特別措置法

第70条の7第15項第号
第70条の7の2第16項第1号の規定により次の 贈与税
相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の7の4第12項

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 氏名 印 贈与者
受贈者との続柄
相続人等

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

の 贈与を受けた 年月日 平成 年 月 日
相続(遺贈)があった2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 円
相続税 額

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(④-⑤)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

4 免除を受ける 贈与税 額 円
相続税 額

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × $\frac{\text{死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)} \text{ (株(口・円))}}{\text{上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))}}$ = 免除を受ける贈与税額(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 氏名

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資22②-16-1A4統一) (平元6)

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(註1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(註2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「

贈与者

贈与税

相続税

」や本文の「

受贈者

受贈者

」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

第70条の7第15項第__号
なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、
第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

- (2) 本文の「

贈与者

年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「

受贈者

受贈者

との続柄

」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(※)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(註1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(註2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「

贈与者

贈与税

相続税

」や本文の「

受贈者

受贈者

」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

第70条の7第15項第__号
なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、
第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

- (2) 本文の「

贈与者

年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「

受贈者

受贈者

との続柄

」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(※)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

贈与税
相続税
非上場株式等についての納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日

贈与者
年 月 日に受贈者（氏名： ）
相続人等

（住所： ）が死亡し、租税特別措置法

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第 号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の贈与税を
免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 氏名 印 贈与者
受贈者との続柄
相続人等

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

の贈与を受けた年月日 年 月 日
相続(遺贈)があった

2 死亡日の直前における猶予中贈与税額 円

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(⑤-④)
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

4 免除を受ける贈与税額 円

※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円))

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額^(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5 贈与者 住所 氏名
被相続人

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資22-41-1-A4統)-(令元 6)

改正前

贈与税
相続税
非上場株式等についての納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）税務署
受付印

税務署長

平成 年 月 日

贈与者
平成 年 月 日に受贈者（氏名： ）
相続人等

（住所： ）が死亡し、租税特別措置法

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第 号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の贈与税を
免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 氏名 印 贈与者
受贈者との続柄
相続人等

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

の贈与を受けた年月日 平成 年 月 日
相続(遺贈)があった

2 死亡日の直前における猶予中贈与税額 円

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(⑤-④)
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

4 免除を受ける贈与税額 円

※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円))

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額^(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5 贈与者 住所 氏名
被相続人

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資22-41-1-A4統)-(平90.12)

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時に以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「平成____年____月____日に受贈者（氏名：____）（住所：____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(注)により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
- (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。
- ※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号に規定する贈与をいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時に以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「平成____年____月____日に受贈者（氏名：____）（住所：____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(注)により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
- (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。
- ※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号に規定する贈与をいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し（※2）
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し（※3）
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注） 1 上記2、4及び6の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

- | | |
|---|--|
| ① | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |
| ② | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |

2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
	ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し（※2）

（※1） ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※2） ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（資12）－16－2 A 4 統一）

令和 6

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）（注1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項又は第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し（注2）
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の確認書の写し（注3）
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注） 1 上記2及び4の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

- | | |
|---|--|
| ① | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |
| ② | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |

2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
	ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し（※2）

（※1） ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※2） ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。） ^(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※2)
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^(※3)
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2、4及び6の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。
- | | |
|---|---|
| ① | 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |
| ② | 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |
- 2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。
- 4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^(※1) 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1) ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※2)
---	--

- (※1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-41-2 A 4 統一) 令元 6

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。） ^(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項又は第28項において準用する同条第6項又は第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し ^(※2)
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の確認書の写し ^(※3)
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2及び4の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

- 2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。
- 4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^(※1) 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1) ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し ^(※2)
---	--

- (※1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-41-2 A 4 統一) 30. 12

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免除届出用)(一般措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人	力	課	課
租税特別措置法施行令第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)			
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	円	円	円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由				
※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注3)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額						
② 直前の事業年度末における準備金の額						
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額						
④ 直前の事業年度における総収入金額						
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注4)						
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円	
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注5)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円			
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)						
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)						
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(⑤+⑥))						
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)						
※ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第22項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合又は同令第40条の8の2第25項ただし書又は第27項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。						
⑪ 該当事由	指令第40条の第 第 項ただし書	⑫ 事由の生じた年月日	年	月	日	
⑬ (事由の詳細)						
⑭ ⑪の事由を解消させた年月日(事業年度)						
⑮ (⑭の事情の詳細)						
基準日における常時使用従業員数(注6)						

(資12⑫-17-A 4統一)

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免除届出用)(一般措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人	力	課	課
租税特別措置法施行令第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)			
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	円	円	円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由				
※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注3)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額						
② 直前の事業年度末における準備金の額						
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額						
④ 直前の事業年度における総収入金額						
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注4)						
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円	
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注5)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円			
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)						
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)						
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(⑤+⑥))						
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)						
基準日における常時使用従業員数(注6)						

(資12⑫-17-A 4統一)

改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

- (注3) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注4) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注5) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注6) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。
- (注7) ④欄及び⑤欄は、⑩欄の事由が生じた日から当該死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書の割合が100分の70未満となった場合若しくは同条第22項ただし書の割合が100分の75未満となった場合又は同令第40条の8の2第25項ただし書の割合が100分の70未満となった場合若しくは同条第27項ただし書の割合が100分の75未満となった場合のみ記載してください。

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

- (注3) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注4) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注5) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注6) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正後

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免除届出用)(特例措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	大	力	推	定
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定による免除届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)			
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ^(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度			
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由				
※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合には同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。) ^(注3)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円				
② 直前の事業年度末における準備金の額		円				
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円				
④ 直前の事業年度における総収入金額		円				
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注4)		帳簿価額	運用収入			
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円			
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円			
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円			
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円			
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円			
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f	円			
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g	円			
	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h	円			
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注5)		i	円			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円				
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円				
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦)/(③×④)		%	% ⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑧)/(④×④)			
※ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項の規定において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の5第13項において準用する同令第40条の8第22項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合は同令第40条の8の6第11項において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8の6第13項において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に該当する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。						
⑪ 該当事由	同令第40条の8の2第25項において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書	⑫ 事由の生じた年月日	年 月 日			
⑬ (事由の詳細)						
⑭ ⑬の事由を解消させた年月日(事業年度)		年 月 日 (年分)				
⑮ (⑬の事実の詳細)						

(資12②-42-A4統一)

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免除届出用)(特例措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	大	力	推	定
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定による免除届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)			
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ^(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度			
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由				
※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合には同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。) ^(注3)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円				
② 直前の事業年度末における準備金の額		円				
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円				
④ 直前の事業年度における総収入金額		円				
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注4)		帳簿価額	運用収入			
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円			
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円			
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円			
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円			
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円			
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f	円			
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g	円			
	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h	円			
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注5)		i	円			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円				
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円				
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦)/(③×④)		%	% ⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑧)/(④×④)			

(資12②-42-A4統一)

改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は同令第40条の8の8第2項において準用する第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1)「死亡等の日」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同条第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

- (注2) 死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

- (注3) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

- (注4)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

- (注5) 会社から支給された給与とは、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

- (注6) ④欄及び⑤欄は、④欄の事由が生じた日から当該死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項において準用する同令第40条の8第19項ただし書の割合が100分の70未満となった場合若しくは同令第40条の8の5第13項において準用する同令第40条の8第22項ただし書の割合が100分の75未満となった場合又は同令第40条の8の6第11項において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書の割合が100分の70未満となった場合若しくは同令第40条の8の6第13項において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書の割合が100分の75未満となった場合のみ記載してください。

令和 6

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は同令第40条の8の8第2項において準用する第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1)「死亡等の日」とは、
イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同条第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

- (注2) 死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

- (注3) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

- (注4)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

- (注5) 会社から支給された給与とは、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

30 12

改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。） ^{（※1）}
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^{（※1）}
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^{（※2）}
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注） 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は贈与をした日が、上記^{（※1）}の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^{（※1）}
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^{（※1）}
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
	ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し ^{（※2）}

（※1） ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※2） ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。） ^{（※1）}
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^{（※1）}
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項又は第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し ^{（※2）}
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注） 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は贈与をした日が、上記^{（※1）}の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^{（※1）}
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^{（※1）}
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
	ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し ^{（※2）}

（※1） ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※2） ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書(贈与をした日以後に作成されたものに限ります。)(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(※2)
6	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は、贈与をした日が上記(※)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1) 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。) ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し(※2)
---	---

(※1) ①及び②イの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-44-2 A 4 統一)

令和 6

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書(贈与をした日以後に作成されたものに限ります。)(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項又は第28項において準用する同条第6項又は第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し(※2)
6	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は、贈与をした日が上記(※)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1) 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。) ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し(※2)
---	---

(※1) ①及び②イの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-44-2 A 4 統一)

30.12

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印
(電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第12項 贈与税 について、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円

イ 経営承継者^(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ _____円）

ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ _____円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②・25・A 4 統一) (令元 6)

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印
(電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第12項 贈与税 について、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日
(解散をした日) 平成 年 月 日

☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 平成 年 月 日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円

イ 経営承継者^(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ _____円）

ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ _____円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②・25・A 4 統一) (平30.12)

改正後

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第30項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等との全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- （注1） 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- （注2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- （注3） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- （注4） 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- （注5） 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。

- （注6） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- （注7） 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- （注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等との全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- （注1） 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- （注2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- （注3） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- （注4） 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- （注5） 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。

- （注6） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- （注7） 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- （注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署
受付印

税務署長

令和____年____月____日

〒_____
住所_____
氏名_____
(電話番号_____-_____-_____) 印

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項

相続税
贈与税
猶予中について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日
(解散をした日) _____年____月____日
- ☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____
- ☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円
- イ 特例経営承継者^(注7)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
- ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12② - 45 - A 4 統一) (令元 6)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署
受付印

税務署長

____年____月____日

〒_____
住所_____
氏名_____
(電話番号_____-_____-_____) 印

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項

相続税
贈与税
猶予中について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日
(解散をした日) _____年____月____日
- ☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____
- ☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円
- イ 特例経営承継者^(注7)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
- ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12② - 45 - A 4 統一) (平30.12)

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。

- ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - 「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 合併があったことを明らかにする書類
- その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^{（第21）}となった場合をいいます。

【添付書類】

- 株式交換等があったことを明らかにする書類
- その他参考となる書類

- （注1） 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- （注2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- （注3） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- （注4） 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- （注5） 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

- （注6） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- （注7） 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- （注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。

- ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項若しくは第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第32項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - 「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 合併があったことを明らかにする書類
- その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^{（第21）}となった場合をいいます。

【添付書類】

- 株式交換等があったことを明らかにする書類
- その他参考となる書類

- （注1） 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- （注2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- （注3） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- （注4） 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- （注5） 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第19項又は第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第33項に定める金額をいいます。

- （注6） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- （注7） 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- （注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒_____
住所

氏名_____
(電話番号 - -)

印

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第17項 贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
（譲渡等をした日） _____ 年 ____ 月 ____ 日
（譲渡先の氏名又は名称） _____
（譲渡先の住所又は所在地） _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日） _____ 年 ____ 月 ____ 日
（解散をした日） _____ 年 ____ 月 ____ 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・① _____ 円
- ② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・② _____ 円
- ③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）・・・・③ _____ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ _____ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・⑤ _____ 円
- イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ _____ 円）
- ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ _____ 円）
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。

（資12②-25-2-A 4統一）（令4.6）

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒_____
住所

氏名_____
(電話番号 - -)

印

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第17項 贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
（譲渡等をした日） _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
（譲渡先の氏名又は名称） _____
（譲渡先の住所又は所在地） _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日） 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
（解散をした日） _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・① _____ 円
- ② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・② _____ 円
- ③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）・・・・③ _____ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ _____ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・⑤ _____ 円
- イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ _____ 円）
- ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ _____ 円）
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。

（資12②-25-2-A 4統一）（平30.6）

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

改正後

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りす。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りします。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

(注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りす。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りします。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

(注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
相続税

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印
(電話番号 - -)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の相続税 贈与税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称)
(譲渡先の住所又は所在地)
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注1) ① 円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ② 円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注2) ③ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注3) ⑤ 円
- イ 特例経営承継者 ^(注4) 及び特例経営承継者と生計を一に
する者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ 円)
- ロ 会社から支給された給与 ^(注5) の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ 円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税猶予番号
年 月 日	

※欄には記入しないでください。(資12②-46-A 4 統一)(令元 6)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
相続税

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印
(電話番号 - -)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の相続税 贈与税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 平成 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称)
(譲渡先の住所又は所在地)
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日
(解散をした日) 平成 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注1) ① 円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ② 円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注2) ③ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注3) ⑤ 円
- イ 特例経営承継者 ^(注4) 及び特例経営承継者と生計を一に
する者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ 円)
- ロ 会社から支給された給与 ^(注5) の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ 円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税猶予番号
年 月 日	

※欄には記入しないでください。(資12②-46-A 4 統一)(平30.12)

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

改正後

(表)
《 添付書類等 》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りす。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

- ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類

2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りす。）

3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）

- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）

- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

- 3 その他参考となる書類

(注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。

4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りす。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

- ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項又は、第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第32項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類

2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りす。）

3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）

- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）

- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

- 3 その他参考となる書類

(注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項又は第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第33項に定める金額をいいます。

3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。

4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

□□□-□□□□

住所
氏名様
第 号
年 月 日
税務署長 印

非上場株式等についての 額の免除申請に対する 通知書（通知用）

年 月 日付で提出があった租税特別措置法 の規定に基づく
免除申請を します。

- 1 （特例）認定（贈与・相続）承継会社の名称
- 2 免除申請があった の額 円
- 3 免除した の額 円
- 4 却下した の額 円
- ほか利子税の額 円
- 5 却下した の納付期限 年 月 日
- 6 却下した理由

却下した の額及び利子税の額は、上記5の納付期限までに 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記5の納付期限までに納付しなかった場合には、上記4の却下した税額に、上記5の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額、利子税の額と併せて納付してください。

改正前

NNN-NNNN
住所
氏名様
第 号
NNZ9年Z9月Z9日
NNNN税務署長 印

非上場株式等についての NNN 額の免除申請に対する NNNN 通知書（通知用）

NNZ9年Z9月Z9日付で提出があった租税特別措置法 NNN（12文字）NNN の規定に基づく
免除申請をNNNNします。

- 1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 NNNNN（15）NNNNN
NNNNNN（15）NNNNN
- 2 免除申請があったNNNの額 ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円
- 3 免除したNNNの額 ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円
- 4 却下したNNNの額 ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円
- ほか利子税の額 ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円
- 5 却下したNNNの納付期限 NNZ9年Z9月Z9日
- 6 却下した理由

却下したNNNの額及び利子税の額は、上記5の納付期限までに 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記5の納付期限までに納付しなかった場合には、上記4の却下した税額に、上記5の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額、利子税の額と併せて納付してください。

改正後	改正前
非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する通知書（通知用） 使用目的 この通知書は、「非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認、却下又は一部却下の通知を行う場合に使用します。	非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する通知書（通知用） 使用目的 この通知書は、「非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認、却下又は一部却下の通知を行う場合に使用します。

改正後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	※ 欄は記入し ないでくだ さい。
税務署長	〒 住所	
	氏名	印
	(電話番号)	
第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 第21項 第22項 第13項	の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、 次のとおり同条の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
1 この申請に係る事由の別		
認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地		
(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)		
☐ ①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと	
2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日		
3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)		
4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算		
① 猶予中贈与税・相続税額 (R1)		円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (R2)	下表の「対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	円
③ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (R3)		円
イ 経営承継者 (R4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額		円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (R5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額		円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))		円
(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)		
対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算		
a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限りません。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時ににおける認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）
c	認可決定日における価額（a×b） (R2)	円
※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。		
関与税理士	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②・32・A 4 統一) (令元. 6)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

税務署 受付印	平成____年____月____日	※ 欄は記入し ないでくだ さい。
税務署長	〒 住所	
	氏名	印
	(電話番号)	
第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 第21項 第22項 第13項	の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、 次のとおり同条の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
1 この申請に係る事由の別		
認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地		
(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)		
☐ ①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと	
2 1の事情が生じた年月日 平成____年____月____日		
3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)		
4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算		
① 猶予中贈与税・相続税額 (R1)		円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (R2)	下表の「対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	円
③ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） (R3)		円
イ 経営承継者 (R4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額		円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (R5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額		円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①－(②＋③))		円
(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)		
対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算		
a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限りません。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時ににおける認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）
c	認可決定日における価額（a×b） (R2)	円
※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。		
関与税理士	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②・32・A 4 統一) (平30. 12)

改正後

(裏)

《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

- (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
- (3) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (5) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

- (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
- (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
- (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

(注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)

《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

- (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
- (3) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (5) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

- (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
- (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
- (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

(注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	※ 欄は記入し ないでくだ さい。
税務署長	〒 住所	
	氏名	印
	(電話番号)	
第70条の7の5第1項 租税特別措置法 第70条の7の6第1項 第70条の7の8第1項	の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・ 相続税	について、
第20項において準用する同法第70条の7第21項 次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 第12項において準用する同法第70条の7の2第22項	の規定の適用を受けたいので、	
関係書類を添付して申請します。		
1 この申請に係る事由の別		
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地		
(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)		
☐ ①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと	
2	1の事情が生じた年月日	____年____月____日
3	1の事情の詳細	(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)
4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算		
①	猶予中贈与税・相続税額 (H1)	円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (H2)	円
③	剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (H3)	円
イ	特例経営承継者 (H4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ	特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (H5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④	再計算免除贈与税・相続税額 (①－ (②+③))	円
(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)		
特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算		
a	認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時に特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ×円）
c	認可決定日における価額 (a×b) (H2)	円
※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。		
関与税理士	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印
	年 月 日	入 力 確 認
(資12②-47-A 4統一) (令元 6)		

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署 受付印	____年____月____日	※ 欄は記入し ないでくだ さい。
税務署長	〒 住所	
	氏名	印
	(電話番号)	
第70条の7の5第1項 租税特別措置法 第70条の7の6第1項 第70条の7の8第1項	の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・ 相続税	について、
第20項において準用する同法第70条の7第21項 次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 第12項において準用する同法第70条の7の2第22項	の規定の適用を受けたいので、	
関係書類を添付して申請します。		
1 この申請に係る事由の別		
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地		
(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)		
☐ ①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	
☐ ③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと	
2	1の事情が生じた年月日	____年____月____日
3	1の事情の詳細	(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)
4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算		
①	猶予中贈与税・相続税額 (H1)	円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (H2)	円
③	剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (H3)	円
イ	特例経営承継者 (H4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ	特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (H5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④	再計算免除贈与税・相続税額 (①－ (②+③))	円
(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)		
特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算		
a	認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時に特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ×円）
c	認可決定日における価額 (a×b) (H2)	円
※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。		
関与税理士	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印
	年 月 日	入 力 確 認
(資12②-47-A 4統一) (平30.12)		

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

(1) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

(2) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ 認可決定日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨

(3) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

(4) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

(5) 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

(1) 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

(2) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

(3) 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

(4) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

(5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時ににおける価額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちの「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

(注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

(1) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

(2) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ 認可決定日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨

(3) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

(4) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

(5) 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

(1) 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

(2) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

(3) 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

(4) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

(5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時ににおける価額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちの「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

(注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後	改正前
□□□-□□□□ 第 号 住 所 年 月 日 氏 名 様 税務署長 印	□□□-□□□□ 第 号 住 所 年 月 日 氏 名 様 税務署長 印
非上場株式等についての 額の再計算免除申請に対する 通知書（通知用） 年 月 日付で提出があった租税特別措置法 の規定に基づく 申請を します。 1 （特例）認定（贈与・相続）承継会社の名称 2 猶予中の の額 円 3 申請があった再計算猶予中 の額 円 4 申請があった剰余金の配当等の額 円 5 申請があった再計算免除 の額 円 6 却下した再計算免除 の額 円 7 免除した の額 円 8 した理由 9 猶予期限が確定した の額（猶予確定税額） 円 ほか利子税の額 円 10 確定した の猶予期限 年 月 日 11 猶予期限が確定した理由 12 引き続き納税の猶予がされる の額 円	非上場株式等についての 額の再計算免除申請に対する 通知書（通知用） 年 月 日付で提出があった租税特別措置法 の規定に基づく 申請を します。 1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 2 猶予中の の額 円 3 申請があった再計算猶予中 の額 円 4 申請があった剰余金の配当等の額 円 5 申請があった再計算免除 の額 円 6 却下した再計算免除 の額 円 7 免除した の額 円 8 した理由 9 猶予期限が確定した の額（猶予確定税額） 円 ほか利子税の額 円 10 確定した の猶予期限 年 月 日 11 猶予期限が確定した理由 12 引き続き納税の猶予がされる の額 円
上記9の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。	上記9の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。

改正後

特例対象株式等についての納税猶予の
贈与税
相続税の差額免除申請書（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の 贈与税
相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

☐ 租税特別措置法第70条の7の____第____項第____号に該当☐ 租税特別措置法第70条の7の____第____項第____号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の____第____項____号に該当
(譲渡等先^(注1)の氏名又は名称) _____
(譲渡等先の住所又は所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の____第____項第____号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・口・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。

(裏面に続きます。)

改正前

特例対象株式等についての納税猶予の
贈与税
相続税の差額免除申請書（特例措置）

税務署
受付印

____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の 贈与税
相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

☐ 租税特別措置法第70条の7の____第____項第____号に該当☐ 租税特別措置法第70条の7の____第____項第____号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の____第____項____号に該当
(譲渡等先^(注1)の氏名又は名称) _____
(譲渡等先の住所又は所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の____第____項第____号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・口・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。

(裏面に続きます。)

改正後

改正前

(裏面)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 $(① \times \text{ロ} / \text{イ})$ ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額） ^(第3)	円
イ 対価の額 ^(第4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(第5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額（解散による場合はイの金額）	円
④ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） ^(第6)	円
イ 経営承継者 ^(第7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 ^(第8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①（特例対象株式等の一部を譲渡等した場合に は②）－（③＋④））	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額（7①）	円
② 納付する税額（7③＋7④（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ＋ロ）） ^(第9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与額・相続税額（7③）のうち株式等以外の財産の価額（7③ロ）に対応する金額（7③×7③ロ／7③ホ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額（7④）	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（7⑤）	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－②－③）	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額（7③＋7④）	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（7①－7②）	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①＋②）	円

関与税理士		電話番号				
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力	確認	納税猶予番号	

(資12②・52-A 4統一) (令元 12)

(裏面)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 $(① \times \text{ロ} / \text{イ})$ ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額） ^(第3)	円
イ 対価の額 ^(第4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(第5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額（解散による場合はイの金額）	円
④ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） ^(第6)	円
イ 経営承継者 ^(第7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 ^(第8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①（特例対象株式等の一部を譲渡等した場合に は②）－（③＋④））	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額（7①）	円
② 納付する税額（7③＋7④（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ＋ロ）） ^(第9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与額・相続税額（7③）のうち株式等以外の財産の価額（7③ロ）に対応する金額（7③×7③ロ／7③ホ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額（7④）	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（7⑤）	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－②－③）	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額（7③＋7④）	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（7①－7②）	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①＋②）	円

関与税理士		電話番号				
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力	確認	納税猶予番号	

(資12②・52-A 4統一) (平30.12)

改正後

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項各号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

（注1） 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

（注2） 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。

（注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時のにおける価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4） 「対価の額」とは、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式等の時価に相当する金額をいいます。

（注5） 「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。

（注6） 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

（注7） 承継会社の特例対象株式等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

（注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

（注9） 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改正前

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項各号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

（注1） 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

（注2） 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。

（注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈の時のにおける価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4） 「対価の額」とは、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式等の時価に相当する金額をいいます。

（注5） 「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第26項、第23条の12の3第26項又は第23条の12の5第18項において準用する第23条の9第33項に定める金額をいいます。

（注6） 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

（注7） 承継会社の特例対象株式等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

（注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

（注9） 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改正後	改正前
□□□-□□□□ 住所 氏名様 第号 年 月 日 税務署長様 印 非上場株式等についての額の差額免除申請に対する通知書（通知用）。 年 月 日付で提出があった租税特別措置法の規定に基づき申請をします。 1（特例）認定（贈与・相続）承継会社の名称 2 猶予中の額の円 3 申請があった再計算した納税猶予分の猶予中額の円 4 申請があった剰余金の配当等の額の円 5 申請があった差額免除額の円 6 却下した差額免除の額の円 7 免除した額の円 8 した理由 9 猶予期限が確定した額の（猶予確定税額）の円 ほか利子税の額の円 10 確定したの猶予期限の年 月 日 11 猶予期限が確定した理由 12 引き続き納税の猶予がされる額の円 （上記のうち租税特別措置法の規定により猶予中とされる金額円） 上記9の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。	(新規)

改正後

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の追加免除申請書（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	※欄は記入しないでください。
____税務署長	〒 住所	
	氏名 (電話番号)	印
第70条の7の5第14項第1号 第70条の7の6第15項第1号 第70条の7の8第17項において 準用する第70条の7の6第15項第1号	贈与税 相続税	について、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
1 この申請に係る会社に関する事項		
① 会社の名称 _____		
② 会社の所在地 _____		
③ 業務の内容 _____		
④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時 ^(第11) の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員 ^(第2) であった者の数 _____人		
⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数 _____人		
⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。） _____		
2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等		
① 猶予中贈与税・相続税額		円
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額		円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）		円
イ 対価の額 ^(第4)		円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） ^(第5)		円
ハ 剰余金の配当等の額 ^(第6)		円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） ^(第7)		円
イ 対価の額（②イ）のうち、株式等以外の財産の価額		円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ／③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。		円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）		円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）		円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）		円
関与税理士 _____ 電話番号 _____		
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印 入力 確認 納税猶予番号

(資12②・54・A4統一) (令元.6)

改正前

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の追加免除申請書（特例措置）

税務署 受付印	____年____月____日	※欄は記入しないでください。
____税務署長	〒 住所	
	氏名 (電話番号)	印
第70条の7の5第14項第1号 第70条の7の6第15項第1号 第70条の7の8第17項において 準用する第70条の7の6第15項第1号	贈与税 相続税	について、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
1 この申請に係る会社に関する事項		
① 会社の名称 _____		
② 会社の所在地 _____		
③ 業務の内容 _____		
④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時 ^(第11) の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員 ^(第2) であった者の数 _____人		
⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数 _____人		
⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。） ^(第3) _____		
2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等		
① 猶予中贈与税・相続税額		円
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額		円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）		円
イ 対価の額 ^(第4)		円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） ^(第5)		円
ハ 剰余金の配当等の額 ^(第9)		円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） ^(第7)		円
イ 対価の額（②イ）のうち、株式等以外の財産の価額		円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ／③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。		円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）		円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）		円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）		円
関与税理士 _____ 電話番号 _____		
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印 入力 確認 納税猶予番号

(資12②・54・A4統一) (平30.12)

改正後

(裏)
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合^(※)に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とし。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

- 1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

（注1） 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

（注2） 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

（注3） 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

- 2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

（注4） 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主にに対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

（注5） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時の価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

（注6） 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

（注7） 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

- 3 添付書類

- (1) 損益計算書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行規則第23条の12の2第30項、第23条の12の3第30項又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の9第5項各号に掲げるいずれかの業務を行っていることを証するもの
- (2) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表
- (3) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

改正前

(裏)
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日において、会社がその事業を継続している場合^(※)に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とし。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

- 1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

（注1） 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

（注2） 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

（注3） 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

- 2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

（注4） 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主にに対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

（注5） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時の価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

（注6） 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

（注7） 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

- 3 添付書類

- (1) 損益計算書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行規則第23条の12の2第27項、第23条の12の3第27項又は第23条の12の5第22項において準用する第23条の9第5項各号に掲げるいずれかの業務を行っていることを証するもの
- (2) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第28項第5号、第23条の12の3第28項第5号又は第23条の12の5第22項において準用する第23条の12の3第28項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表
- (3) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

改正後

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部
について納税猶予が認められない旨の通知書第 号
令和 年 月 日〒
住 所
氏 名 様

税 務 署 長

あなたは 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認められない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資 12③－7－2－A 4 統一)

改正前

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部
について納税猶予が認められない旨の通知書第 号
平成 年 月 日〒
住 所
氏 名 様

税 務 署 長

あなたは 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認められない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資 12③－7－2－A 4 統一)

改正後	改正前
山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

〒
住所
氏名 様

税務署長

あなたは 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、
租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出され
ましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんでしたので通知します。
なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封
の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当
税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

（通知用）

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

〒
住所
氏名 様

税務署長

あなたは 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、
租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出され
ましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんでしたので通知します。
なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封
の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当
税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

（通知用）

改正後	改正前
山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後	改正前
第 号 〒 令和 年 月 日 住所 氏名 様 税務署長 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 あなたが 殿から相続により取得した特例山林の相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。 つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和 年 月 日までに提供してください。 なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。 ※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。 (資12③-10-2-A 4 統一)	第 号 〒 平成 年 月 日 住所 氏名 様 税務署長 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 あなたが 殿から相続により取得した特例山林の相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。 つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成 年 月 日までに提供してください。 なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。 ※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。 (資12③-10-2-A 4 統一)

改正後	改正前
山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改正後	改正前
猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書 第 号 〒 令和 年 月 日 住 所 氏 名 様 税 務 署 長 様 あなたが 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。 1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・円 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・円 ほか利子税の額 （租税特別措置法第70条の8（□該当・□非該当）） 円 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・円 4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・ 令和 年 月 日 5 猶予期限が確定した理由 猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 至 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。 (資12③-12-1-A 4 統一) <td> 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書 第 号 〒 平成 年 月 日 住 所 氏 名 様 税 務 署 長 様 あなたが 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。 1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・円 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・円 ほか利子税の額 （租税特別措置法第70条の8（□該当・□非該当）） 円 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・円 4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・ 平成 年 月 日 5 猶予期限が確定した理由 猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 至 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。 (資12③-12-1-A 4 統一) </td>	猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書 第 号 〒 平成 年 月 日 住 所 氏 名 様 税 務 署 長 様 あなたが 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。 1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・円 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・円 ほか利子税の額 （租税特別措置法第70条の8（□該当・□非該当）） 円 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・円 4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・ 平成 年 月 日 5 猶予期限が確定した理由 猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 至 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。 (資12③-12-1-A 4 統一)

改正後	改正前
猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書 使用目的 この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。	猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書 使用目的 この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

医療法人持分の贈与税
相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書第 号
令和 年 月 日〒
住 所
氏 名 殿

税 務 署 長

あなたは 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 につ
いて、租税特別措置法 第70条の7の9第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
第70条の7の12第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんでしたので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 の額 円は、至急同封の納付書により、
相続税
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資 12④-2-A 4 統一)

医療法人持分の贈与税
相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書第 号
平成 年 月 日〒
住 所
氏 名 殿

税 務 署 長

あなたは 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 につ
いて、租税特別措置法 第70条の7の9第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
第70条の7の12第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんでしたので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 の額 円は、至急同封の納付書により、
相続税
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資 12④-2-A 4 統一)

改正後	改正前
医療法人持分の ^{贈与税} 相続税 の申告された納税猶予税額 の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	医療法人持分の ^{贈与税} 相続税 の申告された納税猶予税額 の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

医療法人持分の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

第 号

令和 年 月 日

〒

住所

氏名 殿

税務署長

あなたは 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 について、租税特別措置法 第70条の7の9第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
第70条の7の12第1項

理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税 の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(資12④-3-A 4 統一)

医療法人持分の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

第 号

平成 年 月 日

〒

住所

氏名 殿

税務署長

あなたは 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 について、租税特別措置法 第70条の7の9第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
第70条の7の12第1項

理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税 の額 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(資12④-3-A 4 統一)

改正後	改正前
医療法人持分の贈与税 相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、 納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	医療法人持分の贈与税 相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、 納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

〒	第 号
	令和 年 月 日
住所	
氏名	殿
	税務署長

医療法人持分の贈与税
相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

あなたが 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税
については、更正通知書をもって納税猶予額が増加する旨通知しましたが、これにより増加す
る額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予額 円とこれに附帯する利子税との合
計額に相当する担保を令和 年 月 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

(資12④-4-A4統一)

〒	第 号
	平成 年 月 日
住所	
氏名	殿
	税務署長

医療法人持分の贈与税
相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

あなたが 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税
については、更正通知書をもって納税猶予額が増加する旨通知しましたが、これにより増加す
る額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予額 円とこれに附帯する利子税との合
計額に相当する担保を平成 年 月 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

(資12④-4-A4統一)

改正後	改正前
医療法人持分の贈与税 相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者 に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	医療法人持分の贈与税 相続税の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者 に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改 正 後

猶予期限が確定した医療法人持分についての 贈与税額 相続税額 の通知書	
〒	第 号 令和 年 月 日
住 所	
氏 名	殿
税 務 署 長	
あなたが 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 については、租税特別措置法 第70の7の9第1項 第70の7の12第1項 の規定により、納税の猶予がなされて いましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。	
1 認定医療法人の名称及び所在地	
名称	所在地
2 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額	円
3 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額（猶予確定税額）	円
ほか利子税の額	円
4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限	令和 年 月 日
5 猶予期限が確定した理由	
6 その他	
猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書 により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付し てください。	
なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記3の猶予確定税額に、上記4の猶 予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納 付してください。	

(資 12④) - 5 - A 4 統一)

改 正 前

猶予期限が確定した医療法人持分についての 贈与税額 相続税額 の通知書	
〒	第 号 平成 年 月 日
住 所	
氏 名	殿
税 務 署 長	
あなたが 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 については、租税特別措置法 第70の7の9第1項 第70の7の12第1項 の規定により、納税の猶予がなされて いましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。	
1 認定医療法人の名称及び所在地	
名称	所在地
2 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額	円
3 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額（猶予確定税額）	円
ほか利子税の額	円
4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限	平成 年 月 日
5 猶予期限が確定した理由	
6 その他	
猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書 により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付し てください。	
なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記3の猶予確定税額に、上記4の猶 予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納 付してください。	

(資 12④) - 5 - A 4 統一)

改正後	改正前
猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書 1 使用目的 この通知書は、医療法人持分の納税猶予事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。	猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書 1 使用目的 この通知書は、医療法人持分の納税猶予事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

医療法人持分についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

印

(電話番号 ー ー)

私は、平成 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の9第11項 第70条の7の12第11項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名 称	整理番号	所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた 年月日	相続（遺贈）があった	平成 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日		平成 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平成 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		A		円
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額		B		円

(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分		経済的利益 持分の額	持分の額	円
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 又は 相続（遺贈）により取得した持分	贈与又は相続（遺贈）により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	持分の額	a	円
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分 又は 相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b	円
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出（持分の放棄）の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 平成 年 月 日	持分の額 c	円

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額（免除を受ける贈与税又は相続税の額）を計算します。

① 基金として拠出をした額	d	円
② 自己所有持分相当額（ $c \times b \div (a + b)$ ）	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」（c）の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続（遺贈）により取得した持分に対応する部分の金額（ $c - e$ ）	f	
④（ $d - e$ ）の金額（赤字の場合は0）	g	
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額（ $A \times (g \div f)$ ）（100円未満切捨て）	h	円 00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額（ $A - h$ ）	i	円 00

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資 12④-1-A 4 統一) (令 元 5)

医療法人持分についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

印

(電話番号 ー ー)

私は、平成 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の9第11項 第70条の7の12第11項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名 称	整理番号	所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた 年月日	相続（遺贈）があった	平成 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日		平成 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平成 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		A		円
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額		B		円

(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分		経済的利益 持分の額	持分の額	円
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 又は 相続（遺贈）により取得した持分	贈与又は相続（遺贈）により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	持分の額	a	円
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分 又は 相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b	円
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出（持分の放棄）の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 平成 年 月 日	持分の額 c	円

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額（免除を受ける贈与税又は相続税の額）を計算します。

① 基金として拠出をした額	d	円
② 自己所有持分相当額（ $c \times b \div (a + b)$ ）	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」（c）の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続（遺贈）により取得した持分に対応する部分の金額（ $c - e$ ）	f	
④（ $d - e$ ）の金額（赤字の場合は0）	g	
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額（ $A \times (g \div f)$ ）（100円未満切捨て）	h	円 00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額（ $A - h$ ）	i	円 00

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資 12④-1-A 4 統一) (平 30.6)

改正後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人（第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分		書 類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
	3	基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分）欄の「持分の価額」や③ 基金拠出の直前の持分）欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

- イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
- ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。
- ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分		書 類
①	医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
②	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（i）の金額

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

- (f) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- (g) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について
- (f) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
- (g) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。
- なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。
- (h) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄（B）に転記します。

改正前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人（第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分		書 類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
	3	基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分）欄の「持分の価額」や③ 基金拠出の直前の持分）欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

- イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
- ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。
- ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分		書 類
①	医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
②	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（i）の金額

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

- (f) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- (g) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について
- (f) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
- (g) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。
- なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。
- (h) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄（B）に転記します。

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
国 税 庁 長 官		〒 _____	
申請者 住 所 _____		〒 _____	
フリガナ 氏 名 _____		生年月日(明・大・昭・平・令) ____ 年 ____ 月 ____ 日	
個人番号 _____		職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____	
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財 産 の 寄 附 を 受 け た 法 人	所 在 地 電 話 番 号	〒 _____ (電 話 番 号 ____ - ____ - ____)	
	フリガナ 名 称	フリガナ 代 表 者 氏 名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。	

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住 所	氏 名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 (_____)
	☐ 済 ☐ 未済		_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

※欄は記入しないでください。

(資 13-1-1-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
国 税 庁 長 官		〒 _____	
申請者 住 所 _____		〒 _____	
フリガナ 氏 名 _____		生年月日(明・大・昭・平) ____ 年 ____ 月 ____ 日	
個人番号 _____		職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____	
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財 産 の 寄 附 を 受 け た 法 人	所 在 地 電 話 番 号	〒 _____ (電 話 番 号 ____ - ____ - ____)	
	フリガナ 名 称	フリガナ 代 表 者 氏 名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。	

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住 所	氏 名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			
〒 _____			

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 (_____)
	☐ 済 ☐ 未済		_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

※欄は記入しないでください。

(資 13-1-1-A 4 統一) (28. 6)

第1表
共同提出の代表者
用
単独提出者
用

第1表
共同提出の代表者
用
単独提出者
用

改正後

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 寄附をした者が単独で申請書を提出する場合（寄附をした者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）
- 同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、寄附をした者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

（注）1 同一公益法人等に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日（注）農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 4 この表を使用する者が共同提出の代表者でない（単独で申請する）場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 寄附した者が単独で申請書を提出する場合（寄附した者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）
- 同一の法人に対し寄附した者が2人以上いる場合において、寄附した者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

（注）1 同じ法人に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日（注）1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。
- 2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。
- 4 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

税務署受付印		令和 年 月 日	
国 税 庁 長 官		〒	
申請者 住 所		〒	
氏 名		生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)	
個人番号		職業	
電話番号		電話番号	
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成・令和 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈 与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号	〒 (電 話 番 号 - -)	
名 称	代表者 氏 名		
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。	

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請 書を提出した税務署名

番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
☐ 済 ☐ 未済		

※	電子印 鑑	通 り 印	通 り 印
---	----------	-------------	-------------

※欄は記入しないでください。

(資 13-1-2-A 4 統一)(令元. 6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

税務署受付印		平成 年 月 日	
国 税 庁 長 官		〒	
申請者 住 所		〒	
氏 名		生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)	
個人番号		職業	
電話番号		電話番号	
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈 与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号	〒 (電 話 番 号 - -)	
名 称	代表者 氏 名		
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて 記載及び添付しています。	

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請 書を提出した税務署名

番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
☐ 済 ☐ 未済		

※	電子印 鑑	通 り 印	通 り 印
---	----------	-------------	-------------

※欄は記入しないでください。

(資 13-1-2-A 4 統一)(28. 6)

改 正 後

【第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第1表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

2 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

4 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

5 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

6 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 前

【第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○ 同一の法人に対し寄附した者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類は代表者が提出しますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注） 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地、建物及び株式等以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机やいすなどの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

5 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

6 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

寄附者		氏名		死亡年月日 (年齢)	
住所		氏名		平成・令和 (年齢)	
申請者(上記の者の相続人及び包括受遺者)					
住所・電話番号・個人番号		氏名 (生年月日)		職業 上記の者との 続柄又は関係	
1	()	(明・大・昭・平・令 ・ ・)			
2	()	(明・大・昭・平・令 ・ ・)			
3	()	(明・大・昭・平・令 ・ ・)			
4	()	(明・大・昭・平・令 ・ ・)			
5	()	(明・大・昭・平・令 ・ ・)			
6	()	(明・大・昭・平・令 ・ ・)			
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定 による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。					
寄附年月日	平成 令和	年月日	寄附の 態様	☐ 贈与 ☐ 遺贈	法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 ☐ 遺言
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 名称	(電話番号 - -)			
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄 附した財産その他租税特別措置法施行規 則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。					
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名					
1	番号欄	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	4	番号欄
2	番号欄	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	5	番号欄
3	番号欄	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	6	番号欄
※欄は記入しないでください。					
(資13-1-2-A4統一)(令元.6)					

第1表
(死
亡
贈
与
者
用)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

寄附者		氏名		死亡年月日 (年齢)	
住所		氏名		平成 (年齢)	
申請者(上記の者の相続人及び包括受遺者)					
住所・電話番号・個人番号		氏名 (生年月日)		職業 上記の者との 続柄又は関係	
1	()	(明・大・昭・平 ・ ・)			
2	()	(明・大・昭・平 ・ ・)			
3	()	(明・大・昭・平 ・ ・)			
4	()	(明・大・昭・平 ・ ・)			
5	()	(明・大・昭・平 ・ ・)			
6	()	(明・大・昭・平 ・ ・)			
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定 による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。					
寄附年月日	平成 令和	年月日	寄附の 態様	☐ 贈与 ☐ 遺贈	法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 ☐ 遺言
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 名称	(電話番号 - -)			
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄 附した財産その他租税特別措置法施行規 則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。					
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名					
1	番号欄	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	4	番号欄
2	番号欄	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	5	番号欄
3	番号欄	身元確認 ☐ 済 ☐ 未済	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	6	番号欄
※欄は記入しないでください。					
(資13-1-2-A4統一)(28.6)					

第1表
(死
亡
贈
与
者
用)

改 正 後

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

（注）上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改 正 前

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附した者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。
- (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
- 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正後

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

法人の設立の 許可等年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日	主 務 官 庁 名 及 び 経 由 機 関 名 (担当課)
法人の設立の 登 記 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日	
法 人 の 事 業 の 目 的					
法人が設置運営している施設	名 称	所 在 地		設置年月日(注)	施設 の 業 務 内 容
		〒		明・大・昭・平・令 ・	
		〒		明・大・昭・平・令 ・	
		〒		明・大・昭・平・令 ・	

(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を入ります。

2 寄附の目的（法人を設立するための寄附である場合は、設立の趣旨）

[illegible]

(資 13-1-4-A 4 統一) (令元, 6)

改正前

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

法人の設立の 許可年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	主 務 官 庁 名 及 び 経 由 機 関 名 (担当課)	
	明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
法人の設立の 登記年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
法 人 の 事 業 の 目 的						
法人が設置運営している施設	名	所 在 地		設置年月日(注)	施 設 の 業 務 内 容	
		〒		明・大・昭・平 ・ ・		
		〒		明・大・昭・平 ・ ・		
		〒		明・大・昭・平 ・ ・		
(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。						

2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）

This is a blank sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

(資 13-1-4-A 4 統一) (24.7)

改 正 後

〔第2表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「法人の設立の許可等年月日」欄、「法人の設立の登記年月日」欄及び「主務官庁名及び經由機関名」欄への記載に当たっては、法人の設立許可書（認可書）や登記事項証明書を確認してください。

なお、公益社団（財団）法人又は特定一般法人である場合は、次のとおり記載してください。

各 欄	公益社団（財団）法人	特定一般法人
「法人の設立の許可等年月日」欄	所轄の行政庁から公益認定を受けた年月日を記載します。	記載の必要はありません。
「法人の設立の登記年月日」欄	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。（注）	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。
「主務官庁名及び經由機関名」欄	所轄の行政庁を記載します。 例）内閣総理大臣、〇〇県知事	記載の必要はありません。

（注） 特例民法法人から公益社団（財団）法人へ移行した場合は、公益社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載してください。

- 2 「法人の事業の目的」欄には、寄附を受けた法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- 3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
 - 2 法人の登記事項証明書等
 - 3 法人の寄附行為、定款又は規則の写し
 - 4 法人が設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し
 - 5 法人が設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等（注）
- （注） 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨を記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

改 正 前

〔第2表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「法人の設立の許可等年月日」欄、「法人の設立の登記年月日」欄及び「主務官庁名及び經由機関名」欄への記載に当たっては、法人設立許可書（認可書）や登記事項証明書を確認してください。

なお、公益社団（財団）法人又は特定一般法人である場合は、次のとおり記載してください。

各 欄	公益社団（財団）法人	特定一般法人
「法人の設立の許可等年月日」欄	所轄の行政庁から公益認定を受けた年月日を記載します。	記載の必要はありません。
「法人の設立の登記年月日」欄	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。（注）	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。
「主務官庁名及び經由機関名」欄	所轄の行政庁を記載します。 例）内閣総理大臣、〇〇県知事	記載の必要はありません。

（注） 特例民法法人から公益社団（財団）法人へ移行した場合は、公益社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載してください。

- 2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- 3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、理由等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
- 2 法人の登記事項証明書等
- 3 法人の定款、寄附行為又は規則の写し
- 4 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
- 5 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

改正後

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）						
番	号	1	2	3	4	5
種	類					
細目（地目・構造、銘柄等）						
所在地						
数量（面積等）		A				
寄附財産が株式である場合	発行人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A＋C）	D				
	保有割合（D／B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日						
必要経費	取得費	概算取得費による場合 取得価額・設備費・改良費	②			
		償却費相当額	③			
		差引計（②－③）	④			
		概算取得費による場合 （①×5％）	⑤			
	譲渡に要した費用	⑥				
	計（④＋⑤）又は（⑤＋⑥）	⑦				
	差引金額（①－⑦）	⑧				
共同提出の場合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日	開始・予定	開始・予定	開始・予定	開始・予定	開始・予定
	使用目的					

この表には、付表として第3表－付1及び第3表－付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表－付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表－付2の所定の事項を記載してください。

第3表

改正前

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）						
番	号	1	2	3	4	5
種	類					
細目（地目・構造、銘柄等）						
所在地						
数量（面積等）		A				
寄附財産が株式である場合	発行人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A＋C）	D				
	保有割合（D／B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日						
必要経費	取得費	概算取得費による場合 取得価額・設備費・改良費	②			
		償却費相当額	③			
		差引計（②－③）	④			
		概算取得費による場合 （①×5％）	⑤			
	譲渡に要した費用	⑥				
	計（④＋⑤）又は（⑤＋⑥）	⑦				
	差引金額（①－⑦）	⑧				
申請者の代表	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日	開始・予定	開始・予定	開始・予定	開始・予定	開始・予定
	使用目的					

この表には、第3表－付1及び第3表－付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表－付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表－付2の所定の事項を記載してください。

第3表

改 正 後

〔第3表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
- 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 寄附申込書の写し
- 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録）の写し
- 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）、②寄附後5年間の配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記載した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

改 正 前

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 土地、建物及び株式以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。
- 「使用開始（予定）日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」等のように具体的に記載してください。
- 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

《添付書類》

- 寄附申込書の写し
- 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等）
- 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入り実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書等、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写し等）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

改正後

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認
次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

国立大学法人等	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
公益社団法人・公益財団法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。
		☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
学校法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
社会福祉法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。

- (2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号			1	2	3	4	5
種 類							
細目（地目・構造、銘柄等）							
所 在 地							
数 量（面 積 等）							
贈与又は遺贈した財産の価額			①				
贈与又は遺贈した財産の 取得年月日							
必 要 経 費	取 得 費	概 算 取 得 費 に よ る 場 合	取得価額・設備費・改良費	②			
			償 却 費 相 当 額	③			
			差 引 計（②－③）	④			
			概 算 取 得 費 に よ る 場 合 （①×5%）	⑤			
			譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥			
		計（④+⑥）又は（⑤+⑥）	⑦				
		差 引 金 額（①－⑦）	⑧				
共同受託者の場合	代表者以外の申請者の氏名						
	代表者以外の申請者の持分						
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定
	使 用 目 的						

寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表－付2の所定の事項を記載してください。

（資13-1-5-3-A4統一）（令元.6）

改正前

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認
次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

国立大学法人等	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
公益社団法人・公益財団法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。
		☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
学校法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
社会福祉法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。

- (2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号			1	2	3	4	5
種 類							
細目（地目・構造、銘柄等）							
所 在 地							
数 量（面 積 等）							
贈与又は遺贈した財産の価額		①					
贈与又は遺贈した財産の 取得年月日							
必 要 経 費	取 得 費	概 算 取 得 費 に よ る 場 合	取得価額・設備費・ 改良費	②			
			償 却 費 相 当 額	③			
			差 引 計（②－③）	④			
			概算取得費による場合 （①×5%）	⑤			
	譲 渡 に 要 し た 費 用		⑥				
	計（④+⑤）又は（⑤+⑥）		⑦				
	差 引 金 額（①－⑦）		⑧				
申 請 者 の 代 表	代表者以外の申請者の氏名						
	代表者以外の申請者の持分						
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定
	使 用 目 的						

寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表－付2の所定の事項を記載してください。

（資13-1-5-3-A4統一）（30.4）

第3表（承認特例用）

第3表（承認特例用）

改 正 後

【第3表（承認特例用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 「(1) 寄附財産についての確認」については、この表の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
 - 土地は1筆ごとに、建物1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
 - 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
 - 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 寄附申込書の写し
- 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）
- 寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等
- 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書
- 寄附財産が株式の場合には、寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）
- 寄附財産が美術品の場合は、寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真

改 正 前

【第3表（承認特例用）の記載要領等】

《記載要領》

- 「(1) 寄附財産についての確認」については、この表の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
 - 土地は1筆ごとに、建物1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
 - 土地、建物及び株式以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。
 - 「使用開始（予定）年月日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
 - 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」等のように具体的に記載してください。
 - 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

《添付書類》

- 寄附申込書の写し
- 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）の写し
- 寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等）
- 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入り実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）
- 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等
- 寄附財産が株式の場合には、寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式又は株主名簿の写し等）
- 寄附財産が美術品の場合は、寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真

改正後

3—付1 寄附財産が使用開始されていない場合等の明細書

第3表の「使用開始(予定)年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合

(令和 年 月 日現在)

① 寄附財産が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	千円

建築請負業者に関する事項

所在地

名称

(電話番号 ー ー)

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			

(注) 建築中の建物については第7表にも、また「借入」による調達については第9表にもそれぞれ記載します。

② ①以外の場合

(使用開始されていない理由を具体的に記入します。)

(2) 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合

(令和 年 月 日現在)

(寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。)

使用開始予定年月日

令和 年 月 日

(資 13-1-5-2-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

3—付1 寄附財産が使用開始されていない場合等の明細書

第3表の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合

(平成 年 月 日現在)

① 寄附財産が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	千円

建築請負業者に関する事項

所在地

名称

(電話番号 ー ー)

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			

(注) 建築中の建物については第7表にも、また「借入」による調達については第9表にもそれぞれ記載します。

② ①以外の場合

(使用開始されていない理由を具体的に記入します。)

(2) 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合

(平成 年 月 日現在)

(寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。)

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

(資 13-1-5-2-A 4 統一)

改 正 後

〔第3表 ― 付1の記載要領等〕

《記載要領》

この表には、申請書を提出する日の直前の状況を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附財産である土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（融資や補助金の決定通知書の写し等）（注）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図等
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（入札に係る理事会の議事録や入札結果が分かる書類の写し等）（注）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）（注） 寄附を受けた法人と、寄附をした者、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの者と親族関係若しくは特殊の関係がある者との間において、建築請負契約等がある場合に提出してください。
- 2 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合
そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

改 正 前

〔第3表 ― 付1の記載要領等〕

《記載要領》

この表には、申請書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附財産が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど）（注） 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合
そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

3—付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(令和 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日 引渡年月日	受 取 者		寄附者と受取者の関係	譲渡価額 千円
		住 所	氏 名		
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
合 計					㊦ 千円

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の 相手方	住 所 氏 名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始（予定）年月日	使 用 目 的
取得年月日					千円					
・ ・										・ ・
・ ・										
・ ・										・ ・
・ ・										
・ ・										・ ・
・ ・										
・ ・										・ ・
・ ・										
・ ・										・ ・
・ ・										
合 計					⑥ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑨」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

(資 13-1-6-A 4 統一) (令元, 6)

改正前

3— 付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(平成 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日 引渡年月日	譲受者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
		住 所	氏 名			銀行等名	口座名義	口座番号
	・ ・				千円	/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
合 計					㊤ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 登記年月日	種 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の 相平方	住 所 氏 名	寄附者と取得の 相平方との関係	使用開始日	使用目的
・ ・					千円				・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
・ ・									・	
合 計					㊦ 千円					

4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑥」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

(賣 13-1-6-A 4 統一) (30.6)

第3表—付2

第3表—付2

改 正 後

〔第3表 — 付2の記載要領等〕

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書
- 7 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等
- 8 寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表
- 9 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類

改 正 前

〔第3表 — 付2の記載要領等〕

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正後

4 法人が寄附を受けた財産の状況

第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」欄に記入した財産以外の財産について記入します。

番号	寄附年月日	寄附財産				寄附者		使用目的
		種類	細目(銘柄等)	数量	価額	住所	氏名	
1	・ ・				千円			
2	・ ・							
3	・ ・							
4	・ ・							
5	・ ・							
6	・ ・							
7	・ ・							
8	・ ・							
9	・ ・							
10	・ ・							
11	・ ・							
12	・ ・							
13	・ ・							
14	・ ・							
15	・ ・							
16	・ ・							
17	・ ・							
18	・ ・							
19	・ ・							
20	・ ・							
21	・ ・							
22	・ ・							
23	・ ・							

(資 13-1-7-A 4 統一) (令元. 6)

第4表

改正前

4 法人が寄附を受けた財産の状況

第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」欄に記入した財産以外の財産について記入します。

番号	寄附年月日	寄附財産				寄附者		使用目的
		種類	細目(銘柄等)	数量	価額	住所	氏名	
1	・ ・				千円			
2	・ ・							
3	・ ・							
4	・ ・							
5	・ ・							
6	・ ・							
7	・ ・							
8	・ ・							
9	・ ・							
10	・ ・							
11	・ ・							
12	・ ・							
13	・ ・							
14	・ ・							
15	・ ・							
16	・ ・							
17	・ ・							
18	・ ・							
19	・ ・							
20	・ ・							
21	・ ・							
22	・ ・							
23	・ ・							

(資 13-1-7-A 4 統一) (23. 7)

第4表

改 正 後

〔第4表の記載要領〕

《記載要領》

この表は、寄附を受けた法人が寄附を受けた財産（申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」欄に記載した財産以外のもの（例えば、譲渡所得の基因とならない現金・預貯金等、譲渡所得が生じない財産）を含みます。）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。

記載に当たっては、申請書第1表の寄附年月日に近い日に行われた寄附から、順に記載してください。また、寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。

（注）1 記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。

ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。

- （1）寄附をした者及びその親族からの寄附
 - （2）土地、建物、株式、美術品及び立木など、譲渡所得、山林所得又は雑所得の起因となる財産の寄附
 - （3）過去に非課税の承認を受けた寄附
- 2 会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、その内容を確認するために、記載内容を省略していない申請書第4表の提出をお願いする場合があります。
- 3 既存の書類等でこの表に記載すべき内容（上記1又は2による方法で提出する場合を含みます。）が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改 正 前

〔第4表の記載要領〕

《記載要領》

この表は、第1表の寄附年月日以前に法人が寄附を受けた財産及び第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」に記載した財産以外のもの（例えば、譲渡取得の基因とならない現金・預貯金等）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。

記載に当たっては次の点に留意してください。

- 1 第1表の寄附年月日に近い日の寄附から、順に記載してください。
- 2 寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。

（注）1 記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記1及び2による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。

ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。

- ①寄附者及びその親族からの寄附
 - ②土地、建物、株式、美術品及び立木の寄附
 - ③過去に非課税の承認を受けた寄附
- 2 会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、この表の適宜の箇所に「法人が寄附を受けた財産の状況については、各年度ごとの合計金額のみを記載していますが、記載内容を省略していない第4表の提出を求められた場合には、速やかに提出します。」と記載してください。
- 3 記載する内容に相当する内容（注1及び2による方法で提出する場合を含む。）が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改正後

改正前

5 法人の機関の構成

(令和 年 月 日現在)

(1) 理事又は責任役員							
				定員	名	現員	名
番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との 親族その他の 特殊関係	他の理事又は監 事との親族その 他特殊関係	法人から受け る給料・報酬	法人における 理事・責任役 員以外の地位	この法人以外の職務先等 関係する法人・団体の名称 及びその役職等
1	(歳)				月額 円		
2	(歳)						
3	(歳)						
4	(歳)						
5	(歳)						
6	(歳)						
7	(歳)						
8	(歳)						
9	(歳)						
10	(歳)						
11	(歳)						
12	(歳)						
13	(歳)						
14	(歳)						
15	(歳)						

(2) 監事							
				定員	名	現員	名
番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との 親族その他の 特殊関係	他の監事、理事又 は評議員との親族 その他特殊関係	法人から受け る給料・報酬	法人におけ る監事以 外の地位	この法人以外の職務先等 関係する法人・団体の名 称及びその役職等
1	(歳)				月額 円		
2	(歳)						
3	(歳)						
4	(歳)						
5	(歳)						

第5表

(資 13-1-8-A 4 統一) (令元. 6)

5 法人の機関の構成

(平成 年 月 日現在)

(1) 理事又は責任役員							
				定員	名	現員	名
番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との 親族その他の 特殊関係	他の理事又は監 事との親族その 他特殊関係	法人から受け る給料・報酬	法人における 理事・責任役 員以外の地位	この法人以外の職務先等 関係する法人・団体の名称 及びその役職等
1	(歳)				月額 円		
2	(歳)						
3	(歳)						
4	(歳)						
5	(歳)						
6	(歳)						
7	(歳)						
8	(歳)						
9	(歳)						
10	(歳)						
11	(歳)						
12	(歳)						
13	(歳)						
14	(歳)						
15	(歳)						

(2) 監事							
				定員	名	現員	名
番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との 親族その他の 特殊関係	他の監事、理事又 は評議員との親族 その他特殊関係	法人から受け る給料・報酬	法人におけ る監事以 外の地位	この法人以外の職務先等 関係する法人・団体の名 称及びその役職等
1	(歳)				月額 円		
2	(歳)						
3	(歳)						
4	(歳)						
5	(歳)						

第5表

(資 13-1-8-A 4 統一)

改 正 後

〔第5表及び第6表の記載要領〕

《記載要領（第5表、第6表共通）》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 「(1) 理事又は責任役員」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「寄附者との親族その他特殊関係」欄は、寄附をした者からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の㈱××の社員」のように具体的に記載してください。「第5表理事の（番号）の弟」のように記載しても差し支えありません。

また、寄附をした者からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。

イ 寄附をした者の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）

ロ 寄附をした者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 寄附をした者の使用人

ニ 寄附をした者の使用人以外の者で寄附をした者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

ホ 上記ロからニまでに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者

ヘ 次に掲げる法人の役員又は使用人

 - (イ) 寄附をした者が役員となっている他の法人
 - (ロ) 寄附をした者及び上記イからホまでに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
 - (2) 「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄の記載は、上記(1)に準じて記載してください。
 - (3) 「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄には、寄附を受けた法人以外の勤務先、役員となっている法人又は団体の名称及びそこでの役職名を「㈱〇〇代表取締役社長」のように具体的に記載してください。

また、個人で事業を行っている場合には、その事業について「〇〇販売業」のように記載してください。
 - 3 「(2) 監事」及び「(3) 評議員又は信徒総代」の記載に当たっても、上記2と同様の点に留意してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改 正 前

〔第5表及び第6表の記載要領〕

《記載要領》

- 第5表、第6表共通
- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 「(1) 理事又は責任役員」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「寄附者との親族その他特殊関係」欄は、寄附者からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の㈱××の社員」、「第5表の理事（番号）の弟」のように具体的に記載してください。

また、寄附者からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。

イ 寄附者の親族

ロ 寄附者とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 寄附者の使用人

ニ 寄附者の使用人以外の者で寄附者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

ホ 上記ロからニに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者

ヘ 次に掲げる法人の役員又は使用人

 - (イ) 寄附者が役員となっている他の法人
 - (ロ) 寄附者及び上記イからホまでに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
 - (2) 「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄の記載は、上記(1)に準じて記載してください。
 - (3) 「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄には、寄附を受けた法人以外の勤務先、役員となっている法人又は団体の名称及びそこでの役職名を「㈱〇〇社長」のように具体的に記載してください。

また、個人で事業を行っている場合には、その事業について「〇〇販売業」のように記載してください。
 - 3 「(2) 監事」及び第6表「(3) 評議員又は信徒総代」の記載に当たっても、上記2と同様の点に留意してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改正後

改正前

(令和 年 月 日現在)

(3) 評議員又は信徒総代

番号	氏名 (年齢)	住 所	審判者との 親族関係	他の評議員、理事 又は監事との親族 その他の特殊関係	定員	名	現員	名
1	(歳)				月額	円		
2	(歳)							
3	(歳)							
4	(歳)							
5	(歳)							
6	(歳)							
7	(歳)							
8	(歳)							
9	(歳)							
10	(歳)							
11	(歳)							
12	(歳)							
13	(歳)							
14	(歳)							
15	(歳)							
16	(歳)							
17	(歳)							
18	(歳)							
19	(歳)							
20	(歳)							
21	(歳)							
22	(歳)							
23	(歳)							
24	(歳)							
25	(歳)							
26	(歳)							
27	(歳)							
28	(歳)							
29	(歳)							
30	(歳)							
31	(歳)							

第6表

(資13-1-9-A 4統一) (令元.6)

(平成 年 月 日現在)

(3) 評議員又は信徒総代

番号	氏名 (年齢)	住 所	審判者との 親族関係	他の評議員、理事 又は監事との親族 その他の特殊関係	定員	名	現員	名
1	(歳)				月額	円		
2	(歳)							
3	(歳)							
4	(歳)							
5	(歳)							
6	(歳)							
7	(歳)							
8	(歳)							
9	(歳)							
10	(歳)							
11	(歳)							
12	(歳)							
13	(歳)							
14	(歳)							
15	(歳)							
16	(歳)							
17	(歳)							
18	(歳)							
19	(歳)							
20	(歳)							
21	(歳)							
22	(歳)							
23	(歳)							
24	(歳)							
25	(歳)							
26	(歳)							
27	(歳)							
28	(歳)							
29	(歳)							
30	(歳)							
31	(歳)							

第6表

(資13-1-9-A 4統一)

改正後	改正前
〔第6表〕の記載要領は、〔第5表〕の記載要領を参照のこと。	〔第6表〕の記載要領は、〔第5表〕の記載要領を参照のこと。

改正後

6 法人が所有し又は借り受けている土地又は建物の状況

(1) 土地の状況(借り受けている土地を含む。)

(令和 年 月 日現在)

番号	登記簿上の 地 目	所 在 地	面 積	用 途	所有の別 借受
1			㎡		所有・借受
2			.		所有・借受
3			.		所有・借受
4			.		所有・借受
5			.		所有・借受
6			.		所有・借受
7			.		所有・借受
8			.		所有・借受
9			.		所有・借受
10			.		所有・借受
11			.		所有・借受
12			.		所有・借受
13			.		所有・借受
14			.		所有・借受
15			.		所有・借受
合 計			㎡	(内訳) 所 有 分 借 受 分	㎡ ㎡

(2) 建物の状況(借り受けている建物を含む。) (注) 建設中の建物については、計画面積により記入し、「用途」欄に㊟と記入します。

(令和 年 月 日現在)

番号	登記簿上の 種 類	所 在 地	室数	面 積	用 途	所有の別 借受
1			室	㎡		所有・借受
2			.	.		所有・借受
3			.	.		所有・借受
4			.	.		所有・借受
5			.	.		所有・借受
6			.	.		所有・借受
7			.	.		所有・借受
8			.	.		所有・借受
9			.	.		所有・借受
10			.	.		所有・借受
11			.	.		所有・借受
12			.	.		所有・借受
合 計			室	㎡	(内訳) 所 有 分 借 受 分	㎡ ㎡

第7表

改正前

6 法人が所有し又は借り受けている土地又は建物の状況

(1) 土地の状況(借り受けている土地を含む。)

(平成 年 月 日現在)

番号	登記簿上の 地 目	所 在 地	面 積	用 途	所有の別 借受
1			㎡		所有・借受
2			.		所有・借受
3			.		所有・借受
4			.		所有・借受
5			.		所有・借受
6			.		所有・借受
7			.		所有・借受
8			.		所有・借受
9			.		所有・借受
10			.		所有・借受
11			.		所有・借受
12			.		所有・借受
13			.		所有・借受
14			.		所有・借受
15			.		所有・借受
合 計			㎡	(内訳) 所 有 分 借 受 分	㎡ ㎡

(2) 建物の状況(借り受けている建物を含む。) (注) 建設中の建物については、計画面積により記入し、「用途」欄に㊟と記入します。

(平成 年 月 日現在)

番号	登記簿上の 種 類	所 在 地	室数	面 積	用 途	所有の別 借受
1			室	㎡		所有・借受
2			.	.		所有・借受
3			.	.		所有・借受
4			.	.		所有・借受
5			.	.		所有・借受
6			.	.		所有・借受
7			.	.		所有・借受
8			.	.		所有・借受
9			.	.		所有・借受
10			.	.		所有・借受
11			.	.		所有・借受
12			.	.		所有・借受
合 計			室	㎡	(内訳) 所 有 分 借 受 分	㎡ ㎡

第7表

改正後	改正前
〔第7表の記載要領〕 《記載要領》 1この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。 2申請書第3表及び第4表に記載した土地又は建物についても記載してください。 （注）既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。	〔第7表の記載要領〕 《記載要領》 1この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 2第3表及び第4表に記載した土地又は建物についても記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 第9-22

改正後

7 第7表の内訳明細表

(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細										〔第7表の(1)又は(2)の「所有・借受の別」欄において「借受」と表示したもの〕		(令和 年 月 日現在)	
土地又は建物の別	第7表の(1)欄又は(2)欄の番号	面積	固定資産税評価額(寄附時)	1年間の賃借料	借り受ける期間	権利金の有無 権利金の額	賃主	住所	氏名	賃主と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係			
土地・建物	()ー	㎡	千円	円	自・・・ 至・・・	有・無 千円							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細										〔第7表の(1)又は(2)の「用途」欄に「貸付」と記入したもの〕		(令和 年 月 日現在)	
土地又は建物の別	第7表の(1)欄又は(2)欄の番号	面積	固定資産税評価額(寄附時)	1年間の賃賃料	貸し付ける期間	権利金の有無 権利金の額	借主	住所	氏名	借主と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	借主の用途		
土地・建物	()ー	㎡	千円	円	自・・・ 至・・・	有・無 千円					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		

(資 13-1-11-A 4 統一) (令元.6)

改正前

7 第7表の内訳明細表

(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細										〔第7表の(1)又は(2)の「所有・借受の別」欄において「借受」と表示したもの〕		(平成 年 月 日現在)	
土地又は建物の別	第7表の(1)欄又は(2)欄の番号	面積	固定資産税評価額(寄附時)	1年間の賃借料	借り受ける期間	権利金の有無 権利金の額	賃主	住所	氏名	賃主と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係			
土地・建物	()ー	㎡	千円	円	自・・・ 至・・・	有・無 千円							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無							
(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細										〔第7表の(1)又は(2)の「用途」欄に「貸付」と記入したもの〕		(平成 年 月 日現在)	
土地又は建物の別	第7表の(1)欄又は(2)欄の番号	面積	固定資産税評価額(寄附時)	1年間の賃賃料	貸し付ける期間	権利金の有無 権利金の額	借主	住所	氏名	借主と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	借主の用途		
土地・建物	()ー	㎡	千円	円	自・・・ 至・・・	有・無 千円					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		
土地・建物	()ー	・			自・・・ 至・・・	有・無					居住・事業		

(資 13-1-11-A 4 統一)

改 正 後

〔第 8 表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 2 「(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細」及び「(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細」の「土地又は建物の別」欄の記載に当たっては、申請書第 7 表に記載されている番号の小さいものから順に記載してください。
- 3 「(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細」及び「(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細」の記載に当たっては、1 筆の土地又は 1 棟の建物を 2 か所以上から借り受けている場合には借受先（貸主）ごとに、1 筆の土地又は 1 棟の建物が 2 か所以上に貸し付けられている場合には貸付先（借主）ごとに記載してください。

（注） 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 土地又は建物の借受け又は貸付けに関する賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
- 2 寄附を受けた法人が土地を借り受け又は貸し付けている場合には、その土地の利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、その土地を中心とした住宅地図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等
- 3 寄附を受けた法人が建物を借り受け又は貸し付けている場合には、その建物の利用状況が分かる平面図

（注） 上記 1 から 3 までの書類は、寄附を受けた法人と、寄附をした者、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの者と親族関係若しくは特殊の関係がある者との間において、賃貸借契約又は使用貸借契約がある場合に提出してください。

改 正 前

〔第 8 表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
- 2 「(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細」には、土地又は建物の別に、第 7 表の番号の早いものから順に記載してください。
- 3 「(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 土地又は建物の別に、第 7 表の番号の早いものから順に記載してください。
 - (2) 1 筆の土地又は 1 棟の建物が 2 か所以上に貸し付けられている場合には、借り受けている人（法人）ごとに記載してください。

（注） 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 土地又は建物の借受け又は貸付けに関する賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
- 2 土地を借り受け又は貸し付けている場合には、その土地の利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図）等
- 3 建物を借り受け又は貸し付けている場合には、その建物の利用状況の分かる平面図

改正後

8 借入金等の明細

(1) 借入金の明細

(令和 年 月 日現在)

借入先	残高	借入期間	当初 借入金額	1年間の元 金の返済額	利率	担保の種類 及び担保物	借入金の使途
	千円	自 . . 至 . .	千円	千円	年 %		
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					

(2) 借入金の返済資金の調達計画

年度 区分		1年度日 〔寄附をした日の 属する会計年度〕	2年度日	3年度日	4年度日	5年度日
1年間の元利合計額		千円	千円	千円	千円	千円
返済資金の 調達方法	自己資金	千円	千円	千円	千円	千円
	借入金	千円	千円	千円	千円	千円

(3) 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物

(令和 年 月 日現在)

担保となっている土地又は建物			債務者	住 所 氏 名	債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	債務額	担保権 設定日
種類・細目	所在地	面積					
		㎡				千円	. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .

(4) 寄附を受けた法人が保証人となっている債務の明細

(令和 年 月 日現在)

主たる債務者			主たる債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	保証した 債務額	保証した債務 の弁済期限	保証人とな った日
住 所	氏 名					
				千円	. .	. .
					. .	. .

(資 13-1-12-A 4 統一) (令元. 6)

第9表

改正前

8 借入金等の明細

(1) 借入金の明細

(平成 年 月 日現在)

借入先	現在高	借入期間	当初 借入金額	1年間の元 金の返済額	利率	担保の種類 及び担保物	借入金の使途
	千円	自 . . 至 . .	千円	千円	年 %		
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					

(2) 借入金の返済資金の調達計画

年度 区分		1年度日 〔寄附した日の属 する会計年度〕	2年度日	3年度日	4年度日	5年度日
1年間の元利合計額		千円	千円	千円	千円	千円
返済資金の 調達方法	自己資金	千円	千円	千円	千円	千円
	借入金	千円	千円	千円	千円	千円

(3) 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物

(平成 年 月 日現在)

担保となっている土地又は建物			債務者	住 所 氏 名	債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	債務額	担保権 設定日
種類・細目	所在地	面積					
		㎡				千円	. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .

(4) 寄附を受けた法人が保証人となっている債務の明細

(平成 年 月 日現在)

主たる債務者			主たる債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	保証した 債務額	保証した債務 の弁済期限	保証人とな った日
住 所	氏 名					
				千円	. .	. .
					. .	. .

(資 13-1-12-A 4 統一)

第9表

改 正 後

〔第9表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、寄附日の状況により記載してください。
 - 2 「(1) 借入金の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「借入期間」欄は、寄附を受けた法人の借入金の借入期間を記載してください。
 - (2) 「担保の種類及び担保物」欄は、「抵当権」、「根抵当権」等の担保の種類及び「土地」、「定期預金」等の担保の目的となっている財産の種類を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人が他の者又は法人の債務の担保として、土地又は建物を提供している場合には、その債務の担保となっている土地又は建物の登記事項証明書及び金銭消費貸借契約書の写し
 - 2 寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合には、保証契約書などその保証の事実の分かる書類の写し及び金銭消費貸借契約書の写し
- (注) 上記1及び2の書類は、寄附を受けた法人と、寄附をした者、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの者と親族関係若しくは特殊の関係がある者との間において、金銭消費貸借契約等がある場合に提出してください。

改 正 前

〔第9表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、寄附日の現況により記載してください。
 - 2 「(1) 借入金の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「借入期間」欄は、法人の借入金の借入期間を記載します。
 - (2) 「担保の種類及び担保物」欄は、「抵当権」、「根抵当権」等の担保の種類及び「土地」、「定期預金」等の担保の目的となっている財産の種類を記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物がある場合には、その土地又は建物の登記事項証明書等及び金銭消費貸借契約書の写し
- 2 寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合には、保証契約書などその保証の事実の分かる書類の写し及び金銭消費貸借契約書の写し

改 正 後

9 給与の支給状況

(令和 年 月 日現在)

氏名及び年齢	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
職務内容(職名)						
担当科目又は担当学級						
最終学歴						
その卒業年月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月
就職年月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月
職務に関する資格 (資格取得年月日)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
職務についての 経 験 年 数	年	年	年	年	年	年
勤 務 形 態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与の 支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族関係等						
氏名及び年齢	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
職務内容(職名)						
担当科目又は担当学級						
最終学歴						
その卒業年月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月
就職年月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月
職務に関する資格 (資格取得年月日)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
職務についての 経 験 年 数	年	年	年	年	年	年
勤 務 形 態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与の 支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族関係等						

(資13-1-13-A 4統一) (令元.6)

第
10
表

改 正 前

9 給与の支給状況

(平成 年 月 日現在)

氏名及び年齢	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
職務内容(職名)						
担当科目又は担当学級						
最終学歴						
その卒業年月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月
就職年月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月
職務に関する資格 (資格取得年月日)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
職務についての 経 験 年 数	年	年	年	年	年	年
勤 務 形 態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与の 支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族関係等						
氏名及び年齢	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
職務内容(職名)						
担当科目又は担当学級						
最終学歴						
その卒業年月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月	明・大・昭・平 年 月
就職年月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月	大・昭・平 年 月
職務に関する資格 (資格取得年月日)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
職務についての 経 験 年 数	年	年	年	年	年	年
勤 務 形 態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与の 支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族関係等						

(資13-1-13-A 4統一) (27.6)

第
10
表

改 正 後

改 正 前

〔第10表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
なお、申請書の提出日において設置運営する施設が業務を開始していないため職員が採用見込みである場合には、その施設の職員を採用した後速やかに、この表に採用者を記載し提出してください。
 - 2 「就職年月」欄は、寄附を受けた法人が設立される前から同法人の設置する施設に勤務している職員については、当初の就職年月を記載してください。
 - 3 「寄附者、役員等との親族関係等」欄は、寄附をした者又は役員等からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の○×の社員」のように具体的に記載してください。「第5表理事の（番号）の弟」のように記載しても差し支えありません。また、寄附をした者又は役員等からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。
 - (1) 寄附をした者又は役員等の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）
 - (2) 寄附をした者又は役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (3) 寄附をした者又は役員等の使用人
 - (4) 寄附をした者又は役員等の使用人以外の者で寄附をした者又は役員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
 - (6) 次に掲げる法人の役員又は使用人
 - イ 寄附をした者又は役員等が役員となっている他の法人
 - ロ 寄附をした者又は役員等及び上記(1)から(5)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

就業規則、給与規程（俸給表を含みます。）、役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し

〔第10表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により現に法人から給与を受けている者について記載してください。
なお、設置運営する施設がまだ業務開始されていないため職員の全部を採用していない場合には、その施設の職員については、採用後速やかにこの表に記載して提出してください。
 - 2 「就職年月」欄は、法人が設立される前から同法人の設置する施設に勤務している職員については、当初の就職年月を記載してください。
 - 3 「寄附者、役員等との親族関係等」欄は、寄附者又は役員等からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の○×の社員」のように具体的に記載してください。
また、寄附者又は役員等からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。
 - (1) 寄附者又は役員等の親族
 - (2) 寄附者又は役員等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (3) 寄附者又は役員等の使用人
 - (4) 寄附者又は役員等の使用人以外の者で寄附者又は役員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
 - (5) 上記(1)から(4)に掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
 - (6) 次に掲げる法人の役員又は使用人
 - イ 寄附者又は役員等が役員となっている他の法人
 - ロ 寄附者又は役員等及び上記(1)から(5)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

就業規則、給与規定（俸給表を含む）、その他役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し

改正後

10-1 法人の事業の規模等―学校法人等

(1) 学校（専修学校及び各種学校を除く。）の規模									
(令和 年 月 日現在)									
区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	短期大学	大 学		合 計	
定 員	名	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名
学 級 数	学級	学級	学級	学級			学級		
(2) 専修学校及び各種学校の規模									
(令和 年 月 日現在)									
課 程	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科
昼間 夜間	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜
定 員	名	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名
修業年限	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
入学時期	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1 年 間 の 授業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
(3) 1人当たりの授業料等の明細									
(令和 年 月 日現在)									
授業料等 学校・課程	授業料又は 保育料 (月 額)	教 材 費 (月 額)	施設拡充費 (月 額)	実 習 費 等 (月 額)	1月当たり 納入額計	入 学 金 又 は入園金等	その他 〔 〕		
	円	円	円	円	円	円	円		

(資 13-1-14-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

10-1 法人の事業の規模等―学校法人等

(1) 学校（専修学校及び各種学校を除く。）の規模									
(平成 年 月 日現在)									
区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	短期大学	大 学		合 計	
定 員	名	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名
学 級 数	学級	学級	学級	学級			学級		
(2) 専修学校及び各種学校の規模									
(平成 年 月 日現在)									
課 程	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科	部 科
昼間 夜間	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜
定 員	名	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名
修業年限	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
入学時期	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1 年 間 の 授業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
(3) 1人当たりの授業料等の明細									
(平成 年 月 日現在)									
授業料等 学校・課程	授業料又は 保育料 (月 額)	教 材 費 (月 額)	施設拡充費 (月 額)	実 習 費 等 (月 額)	1月当たり 納入額計	入 学 金 又 は入園金等	その他 〔 〕		
	円	円	円	円	円	円	円		

(資 13-1-14-A 4 統一) (23. 7)

第11表
(学校法人等用)

第11表
(学校法人等用)

改 正 後	改 正 前
〔第 11 表の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、学校法人や幼稚園を設置運営する宗教法人などに寄附をした場合に使用します。 《記載要領》 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。 (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。	〔第 11 表の記載要領〕 《記載要領》 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改正後

10-2 法人の事業の規模等－育英事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

第12表 (育英事業を行う法人用)										
(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数	量	金	額	1年間の運用利益	育英資金に充てている金額				
				円	円	円				
(2) 奨学金の貸付け・支給の状況										
対象者の在学する学校の種類	貸付け・支給の別		貸付け・支給		貸付け・支給		貸付け・支給		奨学金を希望する者の応募資格	
貸付け・支給の別	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	奨学金を希望する者の応募資格
対象人員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	出願手続
1人当たりの月額	最高円	最低円	最高円	最低円	最高円	最低円	最高円	最低円	最高円	最低円
1年間の貸付け又は支給の総額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
貸付け又は支給の期間	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
返還期間	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
										選考委員会の設置の有無
										有・無
(3) 奨学金の貸付け・支給の実績										
区分	1年前の年度 〔客附をした日の属する年度の前年度〕		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
貸付け・支給の別	貸付け	支給	貸付け	支給	貸付け	支給	貸付け	支給	貸付け	支給
対象人員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
1年間の貸付け又は支給の総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(4) 寄宿舎の設置の状況										
名称	室数	面積	入寮者の在学する学校の種類	収容員	実際の収容人員	入寮者の負担金(月額)	入寮希望者の応募資格	出願手続	選考方法	
	室	m ²		名	名	円				
										選考委員会の設置の有無
										有・無

(資 13-1-15-A 4 統一) (令元.6)

改正前

10-2 法人の事業の規模等－育英事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

第12表 (育英事業を行う法人用)										
(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数	量	金	額	1年間の運用利益	育英資金に充てている金額				
				円	円	円				
(2) 奨学金の貸付け・支給の状況										
対象者の在学する学校の種類	貸付け・支給の別		貸付け・支給		貸付け・支給		貸付け・支給		奨学金を希望する者の応募資格	
貸付け・支給の別	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	貸付け・支給	奨学金を希望する者の応募資格
対象人員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	出願手続
1人当たりの月額	最高円	最低円	最高円	最低円	最高円	最低円	最高円	最低円	最高円	最低円
1年間の貸付け又は支給の総額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
貸付け又は支給の期間	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
返還期間	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
										選考委員会の設置の有無
										有・無
(3) 奨学金の貸付け・支給の実績										
区分	1年前の年度 〔客附をした日の属する年度の前年度〕		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
貸付け・支給の別	貸付け	支給	貸付け	支給	貸付け	支給	貸付け	支給	貸付け	支給
対象人員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
1年間の貸付け又は支給の総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(4) 寄宿舎の設置の状況										
名称	室数	面積	入寮者の在学する学校の種類	収容員	実際の収容人員	入寮者の負担金(月額)	入寮希望者の応募資格	出願手続	選考方法	
	室	m ²		名	名	円				
										選考委員会の設置の有無
										有・無

(資 13-1-15-A 4 統一) (24.7)

改 正 後

〔第12表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、育英事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 「(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細」の「1年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。
 - 3 「(2) 奨学金の貸付け・支給の状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、経常的な事業活動が行われる年度の事業計画により記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附をした日の属する年度以降5年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、「(3) 奨学金の貸付け・支給の実績」に準じて作成した書類
- 2 奨学金の希望者又は寄宿舍の入寮希望者の募集要領
- 3 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考基準書の写し
- 4 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類
- 5 奨学金の貸付け又は支給実績が分かる書類

改 正 前

〔第12表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 「(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細」の「1年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が預貯金の場合には受取利子の額、株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。
 - 3 「(2) 奨学金の貸付け・支給の状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、経常的な事業活動が行われる年度の事業計画により記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附した日の属する年度以降5年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、「(3) 奨学金の貸付け・支給の実績」欄に準じて作成した書類
- 2 奨学金の希望者又は寄宿舍の入寮希望者の応募要領
- 3 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考基準書の写し
- 4 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員会の氏名、職業を記載した書類
- 5 奨学金の貸付け又は支給実績が分かる書類

改正後

10-3 法人の事業の規模等―助成事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

第13表 (助成事業を行う法人用)										
(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数 量	金 額	1 年 間 の 運 用 利 益	助成資金に充 てている金額						
		円	円	円						
(2) 助成を希望する者の応募資格等										
助成を希望する者の応募資格		出 願 手 続		選 考 方 法						
				選考委員会等の設置の有無						
				有 ・ 無						
(3) 寄附をした日の属する年度における助成 (予定) 状況										
助成先の氏 名又は名称	助成の対象とし た研究・事業	助成先と寄附者、 役員等又はこれ らの者の親族等 との関係	研究成果 の 報 告 の 有 無	助成額	助成先の氏 名又は名称	助成の対象とし た研究・事業	助成先と寄附者、 役員等又はこれ らの者の親族等 との関係	研究成果 の 報 告 の 有 無	助成額	
			有・無	円				有・無	円	
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
(4) 助成金の支給の実績										
区 分	1年前の年度 〔寄附をした日の属す る年度の前年度〕		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
個人・団体 の 別	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体
対 象 数	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体
1年間の 助 成 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(資 13-1-16-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

10-3 法人の事業の規模等―助成事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

第13表 (助成事業を行う法人用)										
(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数 量	金 額	1 年 間 の 運 用 利 益	助成資金に充 てている金額						
		円	円	円						
(2) 助成を希望する者の応募資格等										
助成を希望する者の応募資格		出 願 手 続		選 考 方 法						
				選考委員会等の設置の有無						
				有 ・ 無						
(3) 寄附した日の属する年度における助成 (予定) 状況										
助成先の氏 名又は名称	助成の対象とし た研究・事業	助成先と寄附者、 役員等又はこれ らの者の親族等 との関係	研究成果 の 報 告 の 有 無	助成額	助成先の氏 名又は名称	助成の対象とし た研究・事業	助成先と寄附者、 役員等又はこれ らの者の親族等 との関係	研究成果 の 報 告 の 有 無	助成額	
			有・無	円				有・無	円	
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
(4) 助成金の支給の実績										
区 分	1年前の年度 〔寄附した日の属す る年度の前年度〕		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
個人・団体 の 別	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体
対 象 数	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体
1年間の 助 成 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(資 13-1-16-A 4 統一) (24. 7)

改 正 後

〔第13表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、助成事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 「(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細」の「1年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。
 - 3 「(3) 寄附をした日の属する年度における助成（予定）状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、当初計画による助成計画に基づき記載してください。
- （注） 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附をした日の属する年度以降5年間の助成計画について、「(4) 助成金の支給の実績」に準じて作成した書類
- 2 助成希望者の募集要領
- 3 助成金の支給対象者の選考基準書の写し
- 4 助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類
- 5 助成金の支給実績が分かる書類

改 正 前

〔第13表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 「(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細」の「1年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が預貯金の場合には受取利子の額、株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。
- （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附した日の属する年度以降5年間の助成計画について、「(4) 助成金の支給の実績」欄に準じて作成した書類
- 2 助成金の希望者の応募要領
- 3 助成金の支給対象者の選考基準書の写し
- 4 助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類
- 5 助成金の支給実績が分かる書類

改 正 後

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

法人の設置する施設の名称	施設の種類	収容定員	㊤ 実際の収容人員	㊤のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	
(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を収容していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も収容している場合には、その理由書を添付します。					

第14表

医療事業を行う法人
社会福祉事業を行う法人
用

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等												(令和 年 月 日現在)			
区 分		科	科	科	科	科	科	科							
収 容 定 員		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名				
実際の収容人員		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名				
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 〔 年 月 日 〕・告示なし		入院患者用 ベッド総数		台	左のうち 差額ベッ ドの数	台	差額ベッド 1台当たり の差額料金	最高 円 最低 円						
診療時間	平日	通常診療	時～ 時		日曜祭日	通常診療	時～ 時・休診								
		救急診療	時～ 時			救急診療	時～ 時・休診								
医療計画への 掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 (年 月 日)		公示・掲載年月日 〔 年 月 日 〕		基金の有無		有 ・ 無								
(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間(個人で開業していた期間を含む。))															
診療収入の区分	患 者 数	基金から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	合計収入金額	構成比	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準(1点単価等)									
社会保険診療	延 名	千円	千円	千円	%										
介護保険給付															
自由診療															
診療外収入															
合 計	延 名	千円	千円	千円	100 %										

(資 13-1-17-A 4 統一) (令和 6)

改 正 前

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

法人の設置する施設の名称	施設の種類	収容定員	㊤ 実際の収容人員	㊤のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	
(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を収容していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も収容している場合には、その理由書を添付します。					

第14表

医療事業を行う法人
社会福祉事業を行う法人
用

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等												(平成 年 月 日現在)			
区 分		科	科	科	科	科	科	科							
収 容 定 員		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名				
実際の収容人員		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名				
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 〔 年 月 日 〕・告示なし		入院患者用 ベッド総数		台	左のうち 差額ベッ ドの数	台	差額ベッド 1台当たり の差額料金	最高 円 最低 円						
診療時間	平日	通常診療	時～ 時		日曜祭日	通常診療	時～ 時・休診								
		救急診療	時～ 時			救急診療	時～ 時・休診								
医療計画への 掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 (年 月 日)		公示・掲載年月日 〔 年 月 日 〕		基金の有無		有 ・ 無								
(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間(個人で開業していた期間を含む。))															
診療収入の区分	患 者 数	基金から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	合計収入金額	構成比	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準(1点単価等)									
社会保険診療	延 名	千円	千円	千円	%										
介護保険給付															
自由診療															
診療外収入															
合 計	延 名	千円	千円	千円	100 %										

(資 13-1-17-A 4 統一)

改 正 後

〔第 14 表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、社会福祉事業を行う法人又は医療事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 『10－4 法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人』の「施設の種類」欄は、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
 - 3 『10－5 法人の事業の規模等－医療事業を行う法人』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「(1) 入院患者の収容人員等」の「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、寄附を受けた法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 「(2) 診療収入の明細」の「診療収入の区分」ごとに、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付、介護保険法の規定に基づく保険給付又は医療若しくは助産につき支払を受ける金額等及び患者の数を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を受け入れている場合には、その理由書

改 正 前

〔第 14 表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 10－4 ((法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人))の「施設の種類」欄には、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
 - 3 10－5 ((法人の事業の規模等－医療事業を行う法人))の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲みます。
 - (2) 「(2) 診療収入の明細」の「社会保険診療」欄には、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付、介護保険法の規定に基づく保険給付又は医療若しくは助産につき支払を受ける金額及び患者の数を記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 10－4 ((法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人))の「☑のうち措置委託又は保育の実施による人員」欄に記載した人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を収容している場合には、その理由書

改正後

10-6 法人の事業の規模等—宗教法人

(令和 年 月 日現在)

包括法人	所在地			包括法人からみた寄附を受けた法人の地位				
	名称							
信者の数		名		宗教事業の開始年月		年 月		
庫裏等に居住する人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		
幼稚園の設置の有無		有・無		左において「有」に○を表示した場合⇒ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。				
国宝、重要文化財又は重要美術品の有無		有・無		左において「有」に○を表示した場合⇒ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。				

第15表
(宗教法人
美術館等を設置運営する法人
用)

10-7 法人の事業の規模等—美術館等を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・学芸員の氏名		博物館法の登録に関する事項		美術品の公開に関する事項				
館長		博物館法第10条の登録の有無		有・無	1年間の開館(予定)日数	開館予定日数	日	
		登録「有」の場合	登録年月日	・	1年間の入館者(予定者)数	入館者・予定者	名	
学芸員		登録番号			大 人 1人当たりの入館料金	一般展	円	
		登録「無」の場合	申請中	(申請年月日)	・	特別展	円	
		申請していない。		(注) 寄附後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。				
所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器				合計
	数量 ()内は遺失数等 と記のうち、国宝、重要文化財及び重要美術品の数	()点	()点	()点	()点	()点	()点	()点
国宝、重要文化財 又は重要美術品のうち主なもの	国 宝		重 要 文 化 財		重 要 美 術 品			
	名 称	指定年月日	名 称	指定年月日	名 称	認定年月日		
		・		・		・		
		・		・		・		
		・		・		・		
		・		・		・		

(資 13-1-18-A 4 統一) (令元.6)

改正前

10-6 法人の事業の規模等—宗教法人

(平成 年 月 日現在)

包括法人	所在地			包括法人からみた寄附を受けた法人の地位				
	名称							
信者の数		名		宗教事業の開示年月		年 月		
庫裏等に居住する人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		
幼稚園の設置の有無		有・無		左において「有」に○を表示した場合⇒ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。				
国宝、重要文化財又は重要美術品の有無		有・無		左において「有」に○を表示した場合⇒ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。				

第15表
(美術館等を設置運営する法人
用)

10-7 法人の事業の規模等—美術館等を設置運営する法人

(平成 年 月 日現在)

館長・学芸員の指名		博物館法の登録に関する事項		美術品の公開に関する事項				
館長		博物館法第10条の登録の有無		有・無	1年間の開館(予定)日数	開館・予定日数	日	
		登録「有」の場合	登録年月日	・	1年間の入館者(予定者)数	入館者・予定者	名	
学芸員		登録番号			大 人 1人当たりの入館料金	一般展	円	
		登録「無」の場合	申請中	(申請年月日)	・	特別展	円	
		申請していない。		(注) 寄附後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。				
所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器				合計
	数量 ()内は遺失数等 と記のうち、国宝、重要文化財及び重要美術品の数	()点	()点	()点	()点	()点	()点	()点
国宝、重要文化財 又は重要美術品のうち主なもの	国 宝		重 要 文 化 財		重 要 美 術 品			
	名 称	指定年月日	名 称	指定年月日	名 称	認定年月日		
		・		・		・		
		・		・		・		
		・		・		・		
		・		・		・		

(資 13-1-18-A 4 統一) (23.7)

改 正 後

〔第 15 表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、宗教法人又は美術館等（美術館や博物館など）を設置運営する法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

（注） 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

寄附を受けた法人が美術館等を設置運営する法人である場合は、次の 1 から 3 までの書類

- 1 美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第 10 条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し（申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等）
- 2 美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）（注 1）
- 3 寄附後 3 年間における事業計画書及び展示計画書（注 2）

（注） 1 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。
2 申請書第 3 表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。

改 正 前

〔第 15 表の記載要領等〕

《記載要領》

この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。

（注） 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 美術館等を設置運営する法人が、その設置する美術館等について博物館法第 10 条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し
- 2 美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）
- 3 寄附後 3 年間における事業計画書及び展示計画書

改正後

改正前

10-8 法人の事業の規模等—図書館を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・司書等の氏名		所有する図書の種類及び数量		図書の公開等に関する事項			
		種 類	数 量				
館長			点	1年間の開館(予定)日数		開館 予定	
司書又は司書補			点	1年間の利用者(予定者)数		利用者・ 予定者	
		その他		入館料の有無	有・無	左で(有)の場合の入館料	大人1人当たり円
		計	点	(注) 1年間の行事予定表を添付します。			

10-9 法人の事業の規模等—その他の公益目的事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

(1) 事業の内容
(2) 事業の規模等
(3) 事業活動に関する参考事項

(資 13-1-19-A 4 統一) (令元. 6)

10-8 法人の事業の規模等—図書館を設置運営する法人

(平成 年 月 日現在)

館長・司書等の氏名		所有する図書の種類及び数量		図書の公開等に関する事項			
		種 類	数 量				
館長				1年間の開館(予定)日数	開館 予定	日	
司書又は司書補				1年間の利用者(予定者)数	利用者 予定者	名	
				入館料の有無	有・無	左で有の場合の入館料	大人1人当たり 円
		そ の 他					
		計		点			
(注) 1年間の行事予定表を添付します。							

10-9 法人の事業の規模等—その他の公益目的事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

(1) 事業の内容
(2) 事業の規模等
(3) 事業活動に関する参考事項

(資 13-1-19-A 4 統一) (23.7)

改 正 後

〔第 16 表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、図書館を設置運営する法人又はその他の公益目的事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 『10－8 法人の事業の規模等－図書館を設置運営する法人』の「所有する図書の種類及び数量」欄は、例えば、哲学、歴史、社会科学、自然科学、芸術又は文学等の図書の種類で、図書の数量の多いものから順に2種類の図書について記載し、それ以外の種類の図書の数量は、「その他」欄に合計して記載してください。
 - 3 『10－9 法人の事業の規模等－その他の公益目的事業を行う法人』には、学校法人、育英事業を行う法人、助成事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人、医療事業を行う法人、宗教法人、美術館等を設置運営する法人及び図書館を設置運営する法人以外の法人について、その事業の内容、事業の規模等及び事業活動に関する参考事項を具体的に記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等（注1）
 - 2 寄附後3年間の事業計画書（注2）
- (注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。
- 2 申請書第3表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。

改 正 前

〔第 16 表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 10－8（（法人の事業の規模等－図書館を設置運営する法人））の「所有する図書の種類及び数量」欄は、例えば、哲学、歴史、社会科学、自然科学、芸術又は文学等の図書の種類で、図書の数量の多いものから順に2種類の図書について記載し、それ以外の種類の図書の数量は、「その他」欄に合計して記載してください。
 - 3 10－9（（法人の事業の規模等－その他の公益目的事業を行う法人））には、学校法人、育英事業を行う法人、助成事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人、医療事業を行う法人、宗教法人、美術館を設置運営する法人及び図書館を設置運営する法人以外の法人について、その事業の内容、事業の規模等及び事業活動に関する参考事項を具体的に記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等
- 2 寄附後3年間の事業計画書

改正後

11 収益事業に関する明細

(令和 年 月 日現在)

収益事業の有無	有・無	収益事業と収益事業以外の区分経理の有無	有・無
収益事業の種類			法人税の申告書の有無
収入金額	自 . . 期	円	円
所得金額	至 . . 期	円	円
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円	円

第17表

12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

(令和 年 月 日現在)

(1) 公益目的事業の収支の状況等

自 . . 期(予算・決算)における収支の状況

経常収入

A

円

直接経費

B

円

A/Bの割合

%

(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等

氏名

帳簿の記帳事務の経験年数

年

(3) 備え付けられている帳簿書類の明細

[空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で、1から13までのもの以外のものの名称を記入します。]

番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無
3	理事会(責任役員会)評議員会(信徒総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無
4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無
5	事業報告書	有・無	14		
6	収支予算書	有・無	15		
7	収支決算書	有・無	16		
8	貸借対照表	有・無	17		
9	現金出納帳	有・無	18		

(第13-1-20-A4統一)(令元.6)

改正前

11 収益事業に関する明細

(平成 年 月 日現在)

収益事業の有無	有・無	収益事業と収益事業以外の区分経理の有無	有・無
収益事業の種類			法人税の申告書の有無
収入金額	自 . . 期	円	円
所得金額	至 . . 期	円	円
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円	円

第17表

12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

(平成 年 月 日現在)

(1) 公益目的事業の収支の状況等

平成 . . ～平成 . . 期(予算・決算)における収支の状況

経常収入

A

円

直接経費

B

円

A/Bの割合

%

(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等

氏名

帳簿の記帳事務の経験年数

年

(3) 備え付けられている帳簿書類の明細

[空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で、1から13までのもの以外のものの名称を記入します。]

番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無
3	理事会(責任役員会)評議員会(信徒総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無
4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無
5	事業報告書	有・無	14		
6	収支予算書	有・無	15		
7	収支決算書	有・無	16		
8	貸借対照表	有・無	17		
9	現金出納帳	有・無	18		

(第13-1-20-A4統一)(24.7)

改正後

〔第17表の記載要領等〕

《記載要領》

- この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 『11 収益事業に関する明細』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 「収益事業の有無」欄の「無」に○印を付した場合は、他の欄を記載する必要はありません。
 - 「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附があった日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。
- 『12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、寄附を受けた法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診療料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。
なお、寄附金や補助金は合計額に含めないでください。
 - 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、寄附を受けた法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。

《添付書類》

- 寄附を受けた法人が収益事業を行っている場合には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し
 - 寄附を受けた法人が申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定である場合には、収益事業を開始する日から1年間の収支予算書
 - 財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（新たに設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録）
 - 財産の寄附をした日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書（財産の寄附をした日の属する事業年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録は、作成次第追加提出してください。）
- （注） 収支決算書及び事業報告書等については、必要に応じて、翌事業年度以降のものについて提出をお願いすることがあります。

改正前

〔第17表の記載要領等〕

《記載要領》

- この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 11（（収益事業に関する明細））の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 「収益事業の有無」欄において、「無」に○印を付した場合は、他の欄を記載する必要はありません。
 - 「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附があった日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。
- 12（（公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等））の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診療料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。
なお、寄附金及び補助金は合計額に含めないでください。
 - 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。

《添付書類》

- 収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し
- 申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から1年間の収支見積書
- 寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録）
- 寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書
- 寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成次第追加提出してください。）

改正後	改正前																																				
承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書 令和____年____月____日 国 税 庁 長 官 〔寄附を受〕 けた法人 所在地 _____ 名 称 _____ 代表者名 _____ 様 (連絡先) 氏 名 _____ 電話番号 _____ 下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないことを確認します。 <table><thead><tr><th>住 所</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> (資 13-2-A 4 統一) (令元 6) 確認書	住 所	氏 名																	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書 平成____年____月____日 国 税 庁 長 官 殿 〔寄附を受〕 けた法人 所在地 _____ 名 称 _____ 代表者名 _____ (連絡先) 氏 名 _____ 様 電話番号 _____ 下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないことを確認します。 <table><thead><tr><th>住 所</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> (資 13-2-A 4 統一) 確認書	住 所	氏 名																
住 所	氏 名																																				
住 所	氏 名																																				

改正後	改正前
【確認書の記載要領】 《記載要領》 この確認書は、寄附を受けた法人が記載し、法人の代表者印（※）を押印してください。 ※ 代表者の個人印ではありません。	【確認書の記載要領等】 この確認書は、寄附を受けた法人が記載し、法人の代表者印を押印してください。

改正後

改正前

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

令和____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕

所在地_____

名称_____

代表者名_____ 殿

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を誓約します。

住	所	氏	名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を、当法人において確認しました。

令和____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕

所在地_____

名称_____

代表者名_____ 印

(連絡先) 氏 名_____

(資 13-41-1-A 4 統一) (令元. 6)

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

平成____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕

所在地_____

名称_____ 理事長 殿

租税特別措置法第 40 条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを誓約します。

住	所	氏	名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官 殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕

所在地_____

名称_____

代表者名_____ 印

(連絡先) 氏 名_____

(資 13-41-1-A 4 統一)

改正後	改正前
【証明書の記載要領等】 《使用区分》 この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。 《記載要領》 この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）を申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）を寄附を受けた法人が記載し、法人の代表者印（※）を押印してください。 ※ 代表者の個人印ではありません。	（新規）

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

税務署受付印

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

下記1の者は、____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定
による承認申請書を提出しましたが、____年____月____日に死亡しま
したので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。

なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者とし
て、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄 附 者

住 所	フリガナ 氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)
		平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____ 歳)

2 届 出 者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住 所 ・ 電 話 番 号		フリガナ 氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者 との続柄 又は関係
(1)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)		
(2)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)		
(3)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)		
(4)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)		
(5)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)		
(6)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領
する代表者氏名

(資 13-14-A 4 統一) (令元.6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

税務署受付印

平成____年____月____日

国 税 庁 長 官

下記1の者は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で租税特別措置法第40条の規定
による承認申請書を提出しましたが、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に死亡しま
したので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。

なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者とし
て、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄 附 者

住 所	フリガナ 氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)
		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____ 歳)

2 届 出 者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住 所 ・ 電 話 番 号		フリガナ 氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者 との続柄 又は関係
(1)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平 ____ ・ ____ ・ ____)		
(2)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平 ____ ・ ____ ・ ____)		
(3)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平 ____ ・ ____ ・ ____)		
(4)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平 ____ ・ ____ ・ ____)		
(5)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平 ____ ・ ____ ・ ____)		
(6)	〒 _____ (____ - ____ - ____)	Ⓢ _____ (明・大・昭・平 ____ ・ ____ ・ ____)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領
する代表者氏名

(資 13-14-A 4 統一) (28.6)

改正後	改正前
〔記載要領等〕 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、その者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。 《記載要領》 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載し、押印してください。 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目 2 番 3 号」というように記載してください。 《添付書類》 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）	(裏) 〔記載要領等〕 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。 《記載要領》 1 「寄附者」欄には、死亡した申請者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。 2 「届出者」欄には、死亡した申請者の相続人及び包括受遺者のすべての者が署名又は押印してください。 3 「寄附者」及び「届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目 2 番 3 号」というように記載してください。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 1 承認申請書を提出した者及びその相続人の戸籍謄本 2 相続人の住民票の写し 3 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改正後

改正前

税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 年 月 日

届出者 千
住所又は所在地

氏名又は名称

生年月日（明・大・昭・平・令 年 月 日）

代表者氏名

職 業 電話番号

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合

第3表の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合

(令和 年 月 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入 札 年 月 日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	千円
建築請負業者に関する事項	所 在 地				
	名 称	(電話番号 ー ー)			

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調 達 (予 定) 先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

(使用開始されていない理由を具体的に記入します。)

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合

(令和 年 月 日現在)

(寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。)

使用開始予定年月日

令和 年 月 日

※ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要ありません。）					
整理番号	通知日	通知内容	届出者印	税務署者印	送付先

(資 13-28-A 4 統一) (令元.6)

税務署受付印

国 税 庁 長 官 殿

平成 年 月 日

届出者 千
住所又は所在

氏名又は名称

生年月日（明・大・昭・平 年 月 日）

代表者氏名

職 業 電話番号

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合

第3表の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合

(平成 年 月 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入 札 年 月 日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	千円
建築請負業者に関する事項	所 在 地				
	名 称	(電話番号 ー ー)			

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調 達 (予 定) 先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

(使用開始されていない理由を具体的に記入します。)

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項から第10項の規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合

(平成 年 月 日現在)

(寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。)

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

※ 税務署整理欄					
整理番号	通知日	通知内容	届出者印	税務署者印	送付先

※の項目は記入する必要ありません。
(資 13-28-A 4 統一)

改 正 後

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附を受けた法人等が提出します。）

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項の規定による寄附財産を寄附の日から2年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合又は措置法第40条第5項から第10項の規定による譲渡等の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合に使用します。

《記載要領》

この表には、届出書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど）

(注) 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合
そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

送附受付印

令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者 干

所在地

フリガナ

名称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
-------------	-------------	-------	-------------

譲渡した財産等の寄附者	住 所	(寄附時の住所)
	電話番号	(電話番号 ー ー)
譲渡した財産等の明細等	フリガナ	
	氏 名	

財産等が使用開始されていない場合のその理由
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	譲受者	住所	寄附者と譲受者との関係	使用実績
引渡年月日							氏 名		
・ ・					千円				
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
合 計					㊦ 千円				

代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得の相手方	住所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日
取得年月日							氏 名		使用目的
・ ・					千円				・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
合 計					㊧ 千円				

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「㊧」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「㊦」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 取得価額算定欄 (この欄の填記は記載する必要があるものではありません。)									
譲渡した財産	・ ・	取得価額	1. 原簿	2. 他簿 (右掲)	3. 他簿 (右掲)	4. 定額	価額	11	12
譲渡した財産	・ ・	取得価額	1. 原簿	2. 他簿 (右掲)	3. 他簿 (右掲)	4. 定額	価額	11	12

(資 13-29-A 4 統一) (令文. 6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

送附受付印

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者 干

所在地

フリガナ

名称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。
(平成 年 月 日現在)

(1) 財産等が使用開始されていない場合
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 財産等の明細等

番号	契約年月日	引渡年月日	譲 受 者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
			住 所	氏 名			銀行等名	口座名義	口座番号
・ ・						千円	/		
・ ・							/		
・ ・							/		
・ ・							/		
・ ・							/		
・ ・							/		
・ ・							/		
・ ・							/		
・ ・							/		
合 計						㊦ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	価 額	取得の相手方	住所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
登記年月日							氏 名			
・ ・					千円				・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
・ ・									・ ・	
合 計					㊧ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㊧」欄の金額が上記(2)の「㊦」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 取得価額算定欄 (この欄の填記は記載する必要があるものではありません。)									
譲渡した財産	・ ・	取得価額	1. 原簿	2. 他簿 (右掲)	3. 他簿 (右掲)	4. 定額	価額	11	12
譲渡した財産	・ ・	取得価額	1. 原簿	2. 他簿 (右掲)	3. 他簿 (右掲)	4. 定額	価額	11	12

(資 13-29-A 4 統一) (30. 6)

改 正 後

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 4 財産等を譲渡することになったことについての理由書等
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 7 代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 8 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書
- 9 財産等の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表
- 10 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 11 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

この届出書には、譲渡する財産若しくは代替資産又は買換資産の明細、及びその譲渡代金で取得する代替資産の明細を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 財産等を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 財産等の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者 〒
所在地 _____
フリガナ
名 称 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 氏 名 _____
電話番号 _____

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
譲渡した財産等の 寄 附 者	住 所 電 話 番 号 〒 _____ (寄附時の住所) フリガナ 氏 名 _____ (電話番号 - -)		
	譲渡した財産等の種類 (該当する口にレ印を記入してください。)		
☐ 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの		☐ 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの	
譲渡した財産等及び 代替取得資産の管理方法	基 金 (所轄庁の証明年月日 . . .) 基本金	届出者の所轄庁	
譲渡した財産等の明細等			
種 類	細 目	所 在 地	数 量
			譲渡価額
			契約年月日 引渡年月日
			特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日
			使 用 実 績
合 計		(A) 千円	
代替取得資産の明細等			
種 類	細 目	所 在 地	数 量
			取得価額
			契約年月日 取得年月日
			特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日
			使 用 目 的
合 計		(B) 千円	
代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「(B)」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「(A)」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)			

● 税務署受領簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 達 日	1 自署	2 他署 (自署)	3 他署 (他署)	4 不明	送 付 日	1 自署	2 他署 (自署)	3 他署 (他署)	4 不明
行 付 印	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日

(資 13-29-1-A 4 統一) (令 元. 6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者 〒
所在地 _____
フリガナ
名 称 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 氏 名 _____
電話番号 _____

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
譲渡した財産等の 寄 附 者	住 所 電 話 番 号 〒 _____ (寄附時の住所) フリガナ 氏 名 _____ (電話番号 - -)		
	譲渡した財産等の種類 (該当する口にレ印を記入してください。)		
☐ 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産		☐ 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの	
譲渡した財産等及び 代替取得資産の管理方法	基 金 (所轄庁の証明年月日 . . .) 基本金	届出者の所轄庁	
譲渡した財産等の明細			
種 類	細 目	所 在 地	数 量
			譲渡価額
			譲渡年月日
			特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日
			使 用 実 績
合 計		(A) 千円	
代替取得資産の明細			
種 類	細 目	所 在 地	数 量
			取得価額
			取得年月日
			特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日
			使 用 目 的
合 計		(B) 千円	
代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細」の「(B)」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細」の「(A)」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替取得資産の取得計画別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)			

● 税務署受領簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 達 日	1 自署	2 他署 (自署)	3 他署 (他署)	4 不明	送 付 日	1 自署	2 他署 (自署)	3 他署 (他署)	4 不明
行 付 印	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日	送 付 日

(資 13-29-1-A 4 統一) (30. 4)

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は同条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書等の写し
- 7 届出者が国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 8 代替取得資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 9 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 10 代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 11 代替取得資産が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 12 財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表
- 13 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は特定買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に定める理由により譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同号に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細」欄には、譲渡した措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 7 代替取得資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 8 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 9 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 10 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

改正後

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書

届出書受付印

令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者 干

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 干	(寄附時の住所)	
	電話番号 干	(電話番号 ー ー)	
	フリガナ 氏		

譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

取得しようとする買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

※ 税務署等に提出 (この欄の項目は記載する必要はありません。)											
通称	・ ・	1 役所	2 役所 (自席)	3 役所 (他席)	4 不明	1 役所	2 役所	3 役所	4 不明	5 役所	6 役所
通称	・ ・	1 役所	2 役所 (自席)	3 役所 (他席)	4 不明	1 役所	2 役所	3 役所	4 不明	5 役所	6 役所

(資 13-30-A 4 統一) (令元 6)

改正前

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書

届出書受付印

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者 干

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 干	(寄附時の住所)	
	電話番号 干	(電話番号 ー ー)	
	フリガナ 氏		

譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

取得しようとする買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。)

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

※ 税務署等に提出 (この欄の項目は記載する必要はありません。)											
通称	・ ・	1 役所	2 役所 (自席)	3 役所 (他席)	4 不明	1 役所	2 役所	3 役所	4 不明	5 役所	6 役所
通称	・ ・	1 役所	2 役所 (自席)	3 役所 (他席)	4 不明	1 役所	2 役所	3 役所	4 不明	5 役所	6 役所

(資 13-30-A 4 統一) (30. 4)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得する場合において、同条第5項第1号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得しようとする買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 6 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 買換資産をやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第40条第5項第1号に規定する買換資産に該当し、同項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 6 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
- 3 買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 年 月 日

届出者 千

所在地

フリガナ

名 称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理している財産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所(寄附時の住所)	(電話番号 - -)	
	フリガナ氏名		
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金(所轄庁の証明年月日 - -)	届出者の所轄庁	

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

取得しようとする特定買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項

※ 届出書記載事項(この欄の項目は記載する必要はありません。)

項目	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明
届出日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
届出時間	時 分	時 分	時 分	時 分
届出場所	〒 市 区 町 丁目 番 号	〒 市 区 町 丁目 番 号	〒 市 区 町 丁目 番 号	〒 市 区 町 丁目 番 号

(資 13-30-1-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

平成 年 月 日

届出者 千

所在地

フリガナ

名 称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第 40 条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理している財産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所(寄附時の住所)	(電話番号 - -)	
	フリガナ氏名		
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金(所轄庁の証明年月日 - -)	届出者の所轄庁	

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

取得しようとする特定買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項

※ 届出書記載事項(この欄の項目は記載する必要はありません。)

項目	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明
届出日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
届出時間	時 分	時 分	時 分	時 分
届出場所	〒 市 区 町 丁目 番 号	〒 市 区 町 丁目 番 号	〒 市 区 町 丁目 番 号	〒 市 区 町 丁目 番 号

(資 13-30-1-A 4 統一) (30. 4)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等（措置法第40条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産で、特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、同条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 4 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 5 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡しようとする財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 届出者が国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産のうち、特定管理方法により管理しているものの譲渡しをし、その譲渡により収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を、特定管理方法により管理することにより措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産に該当し、同項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
 - 4 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 5 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 届出者が国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改正後

租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
届出者 干
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので租税特別措置法第40条第6項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益合併法人に移転する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所 干 (電話番号 ー ー)
	フリガナ	
	氏名	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

公益合併法人【☐ 存続する法人 ☐ 設立する法人】 【合併予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地			
フリガナ 名称		代表者氏名	(ー ー)
法人番号		(電話番号)	(ー ー)

公益合併法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定 年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

※ 租税特措法第40条第6項の規定による合併の届出書に添付する書類の名称									
項目	1 合併	2 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)
1 合併	1 合併	2 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)
2 合併 (合併)	2 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)	10 合併 (合併)
3 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)	10 合併 (合併)	11 合併 (合併)
4 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)	10 合併 (合併)	11 合併 (合併)	12 合併 (合併)

(資 13-31-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
届出者 干
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

平成 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので租税特別措置法第40条第6項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益合併法人に移転する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所 干 (電話番号 ー ー)
	フリガナ	
	氏名	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

公益合併法人【☐ 存続する法人 ☐ 設立する法人】 【合併予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地			
フリガナ 名称		代表者氏名	(ー ー)
法人番号		(電話番号)	(ー ー)

公益合併法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定 年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。)

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

※ 租税特措法第40条第6項の規定による合併の届出書に添付する書類の名称									
項目	1 合併	2 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)
1 合併	1 合併	2 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)
2 合併 (合併)	2 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)	10 合併 (合併)
3 合併 (合併)	3 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)	10 合併 (合併)	11 合併 (合併)
4 合併 (合併)	4 合併 (合併)	5 合併 (合併)	6 合併 (合併)	7 合併 (合併)	8 合併 (合併)	9 合併 (合併)	10 合併 (合併)	11 合併 (合併)	12 合併 (合併)

(資 13-31-A 4 統一) (28. 6)

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が合併する場合で、受贈法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等（以下「公益合併法人」といいます。）に対し、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を移転する場合において、同条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「公益合併法人」欄には、財産等の移転を受ける公益合併法人の所在地等を記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、**【**☐ 存続する法人 ☐ 設立する法人**】**欄の□にレ印を記入してください。
- 5 「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 公益合併法人が租税特別措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 公益合併法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が合併する場合で、公益法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等に対し、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を移転させ措置法第40条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「公益合併法人」欄には、届出者から財産等の移転を受ける合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、**【**存続する法人、設立する法人**】**欄の□にチェックを入れてください。
- 5 「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、公益合併法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
 - 2 届出者である公益法人等及び公益合併法人（既設法人の場合のみ）の登記事項証明書等
 - 3 公益合併法人が措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
 - 4 公益合併法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと見込まれる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

届出書受付印		国 税 庁 長 官		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
届出者 干		所 在 地					
フリガナ		名 称					
法人番号							
代表者氏名				㊞			
(連絡先)		氏 名					
電話番号							
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定です。租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。							
当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日				
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住 電 話 番 号	(寄附時の住所)					
	フリガナ	(電話番号 - -)					
承認を受けた財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量
解散引継法人 【解散予定年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日】							
主たる事務所の所在地							
フリガナ		代表者氏名					
法 人 番 号		(電 話 番 号)		(- -)			
解散引継法人に移転する財産等の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始予定年 月 日	使用 目 的		
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
その他参考事項 (やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)							
㊞							
使用開始予定年月日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日					

※ 解散等報告書 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 知 日	1 自 署	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部
通 知 日	2 他 署 (自 署)	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部
通 知 日	3 他 署 (他 署)	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部
通 知 日	4 不 明	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部

(資 13-32-A 4 統一) (令元. 6)

改正前

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

届出書受付印		国 税 庁 長 官		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
届出者 干		所 在 地					
フリガナ		名 称					
法人番号							
代表者氏名				㊞			
(連絡先)		氏 名					
電話番号							
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定です。租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。							
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日				
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住 電 話 番 号	(寄附時の住所)					
	フリガナ	(電話番号 - -)					
承認を受けた財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量
解散引継法人 【解散予定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日】							
主たる事務所の所在地							
フリガナ		代表者氏名					
法 人 番 号		(電 話 番 号)		(- -)			
解散引継法人に移転する財産等の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始予定年 月 日	使用 目 的		
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
その他参考事項 (やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。)							
㊞							
使用開始予定年月日		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日					

※ 解散等報告書 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 知 日	1 自 署	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部
通 知 日	2 他 署 (自 署)	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部
通 知 日	3 他 署 (他 署)	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部
通 知 日	4 不 明	法 署 一 部	法 署 一 部	(1)	(2)	審 判 部	審 判 部	審 判 部	審 判 部

(資 13-32-A 4 統一) (28. 6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が解散する場合に、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を残余財産の分配又は引渡しにより他の公益法人等（以下「解散引継法人」といいます。）に移転させ同条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「解散引継法人」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより財産等の移転を受ける解散引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 3 解散引継法人が租税特別措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 解散引継法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が解散する場合に、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を解散引継法人に対して残余財産の分配若しくは引渡しとして移転させ租税特別措置法第40条第7項の規定を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「解散引継法人」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより財産等の移転を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所等について記載してください。
- 5 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、解散引継法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に各明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 3 解散引継法人が措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 解散引継法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

受領印

国 税 庁 長 官

令和 年 月 日

届出者 平

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日

昭・平・令 年 月 日

承認年月日

昭・平・令 年 月 日

引継法人に贈与する財産等の寄附者

住所

〒

(寄附時の住所)

電話番号

(電話番号)

フリガナ

氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日

特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細

平・令 年 月 日

引継法人

【贈与予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ

名称

代表者氏名

法人番号

(電話番号)

()

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年月日	使用目的

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額

(左欄の金額の計算に関する明細)

円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日

令和 年 月 日

● 税務署等照会 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
送附	1	自署	送附	第一号	第二号	(1)	(2)	送附	
送附	2	他署(自署)	送附					送附	
送附	3	他署(他署)	送附					送附	
送附	4	不明	送附					送附	

改正前

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

受領印

国 税 庁 長 官

平成 年 月 日

届出者 平

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日

昭和・平成 年 月 日

承認年月日

昭和・平成 年 月 日

引継法人に贈与する財産等の寄附者

住所

〒

(寄附時の住所)

電話番号

(電話番号)

フリガナ

氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日

特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細

平成 年 月 日

引継法人

【贈与予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ

名称

代表者氏名

法人番号

(電話番号)

()

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年月日	使用目的

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額

(左欄の金額の計算に関する明細)

円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

● 税務署等照会 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
送附	1	自署	送附	第一号	第二号	(1)	(2)	送附	
送附	2	他署(自署)	送附					送附	
送附	3	他署(他署)	送附					送附	
送附	4	不明	送附					送附	

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与し、同条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人に贈与する場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）
公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額
公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）
公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額
公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額

- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 引継法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 引継法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項に規定する同法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与し、租税特別措置法第40条第8項の規定を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、特定処分を受けた届出者から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産等を引継法人に贈与する場合の、当該財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）
公益目的取得財産残額×財産等の特定処分前日の価額
公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額

2 公益認定法第50条第1項の適用がある場合の租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）
公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額
公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額

- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産等の贈与を受けた場合に、当該財産等をもって新たに取得しようとする財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- （注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である法人及び引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 引継法人に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

税務署受取印		国 税 庁 長 官 属出者		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
		所在地 _____ 〒 _____			
		名 称 _____			
		法人番号 _____			
		代表者氏名 _____		⑥	
		(連絡先) _____			
		氏 名 _____			
		電話番号 _____			
租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。					
当初寄附年月日		昭・平・令 年 月 日		承 認 年 月 日	
受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者		住 所 (寄附時の住所) 〒 _____) 電 話 番 号 _____ (電話番号 - -) フ リ ガ ナ _____ 氏 名 _____			
承認を受けた財産の詳細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目
受贈公益法人等 【贈与予定年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日】					
主たる事務所の所在地					
フ リ ガ ナ 名 称				代表者氏名	
法 人 番 号		_____		(電 話 番 号)	
				(- -)	
受贈公益法人等に贈与する財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始予定 年 月 日	使 用 目 的
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情を含みます。)					
使用開始予定年月日				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

● 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)									
送附日	1 自署	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)	番号	検印	
付回日	2 他署 (自局)								
日	3 他署 (他局)								
回	4 不明								
送附先	(注)	送附先	(注)	送附先	(注)				

(資 13-34-A 4 統一) (令元. 6)

租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

	平成 年 月 日						
	国 税 庁 長 官						
	届 出 者						
	所 在 地						
	名 称						
法人番号							
代表者氏名							
(連絡先)							
氏 名							
電話番号							
租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は交換資産を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 119 条第 2 項第 1 号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による届出をします。							
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日				
受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 〒 (電話番号) — —					
	フリガナ 氏 名						
承認を受けた財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量
受贈公益法人等				【贈与予定年月日 平成 年 月 日】			
主たる事務所の所在地				代表者氏名			
フリガナ 名 称				(電話番号)			
法人番号				(— —)			
受贈公益法人等に贈与する財産等の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始予定 年 月 日	使 用 目 的		
その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）							
				使用開始予定年月日		平成 年 月 日	

[illegible]

(資 13-34-A 4 統一) (28.6)

改 正 後

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限りです。）する場合において、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「受贈公益法人等」欄には、公益目的支出計画に基づき贈与を受ける受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等に贈与をする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等に贈与する場合に、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「受贈公益法人等」欄には、届出者から公益目的支出計画に基づき贈与を受ける公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が届出者から贈与を受ける財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
 - 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
 - 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
 - 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

税務署受付印

国税庁長官

令和 年 月 日

届出者 千

所在地

フリガナ 名称

法人番号

代表者氏名 (連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日

昭・平・令 年 月 日

承認年月日

昭・平・令 年 月 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者

住所 電話番号 氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2 届出者(譲渡法人)に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日

平・令 年 月 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日

令和 年 月 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地

フリガナ 名称 法人番号

代表者氏名 (電話番号)

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日

平・令 年 月 日

5 その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日

令和 年 月 日

※ 税務署等提出用 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

提出日	提出先	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明	5 他署(不明)	6 不明	7 不明	8 不明	9 不明	10 不明

(資 13-41-A 4 統一) (令元.6)

改正前

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

税務署受付印

国税庁長官

平成 年 月 日

届出者 千

所在地

フリガナ 名称

法人番号

代表者氏名 (連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日

昭和・平成 年 月 日

承認年月日

昭和・平成 年 月 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者

住所 電話番号 氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2 届出者(譲渡法人)に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日

平成 年 月 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日

平成 年 月 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地

フリガナ 名称 法人番号

代表者氏名 (電話番号)

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日

平成 年 月 日

5 その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

※ 税務署等提出用 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

提出日	提出先	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明	5 他署(不明)	6 不明	7 不明	8 不明	9 不明	10 不明

(資 13-41-A 4 統一) (28.6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が幼保連携型認定子ども園の設置のために当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を贈与する場合において、同条第10項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等（譲渡法人）の主たる事務所の所在地等について記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - (1) 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (2) 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - (3) 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定子ども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」のように具体的に記載してください。
- 6 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定子ども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - (1) 旧幼保連携型認定子ども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - (2) 幼保連携型認定子ども園（旧幼保連携型認定子ども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (3) 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (4) 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (5) 届出者（譲渡法人）が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定子ども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲受法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等及び譲受法人の登記事項証明書
- 3 譲受法人が措置法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 5 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請をしたことを証する書類
- 6 幼保連携型認定子ども園の設置予定日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 7 譲受法人に贈与しようとする財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定子ども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改 正 前

〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（譲渡法人）の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、届出者（譲渡法人）に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定子ども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。
(注) 「幼保連携型認定子ども園」とは、旧幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）に規定する認定子ども園である幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。））又は幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の認定子ども園法に規定する幼保連携型認定子ども園）をいいます。
- 6 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定子ども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 旧幼保連携型認定子ども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - ロ 幼保連携型認定子ども園（旧幼保連携型認定子ども園を除く。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ホ 届出者（譲渡法人）が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定子ども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書
- 2 譲受法人が措置法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 3 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 4 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 5 幼保連携型認定子ども園の設置予定日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録等）
- 6 譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定子ども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改正後

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
届出者
(公益合併法人)
所在地
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号 氏名	(寄附時の住所) 〒 (電話番号 ー ー)
------------------------	------------------	------------------------------

承認を受けた財産の明細						
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地

特定贈与等を受けた公益法人等		【合併年月日 平・令 年 月 日】	
主たる事務所の所在地			
フリガナ 名称 法人番号		代表者氏名 (電話番号)	(ー ー)

届出者が移転を受けた財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定) 年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日			令和 年 月 日
その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）			
使用開始予定年月日 令和 年 月 日			

※ 届出書提出期限（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
届出日付	1 日付	2 出番(日附)	3 出番(税附)	4 不明	5 第一号	6 第二号	7 第三号	8 第四号	9 第五号
届出日付	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(資 13-43-A 4 統一) (令元 6)

改正前

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
届出者
(公益合併法人)
所在地
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

平成 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号 氏名	(寄附時の住所) 〒 (電話番号 ー ー)
------------------------	------------------	------------------------------

承認を受けた財産の明細						
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地

特定贈与等を受けた公益法人等		【合併年月日 平成 年 月 日】	
主たる事務所の所在地			
フリガナ 名称 法人番号		代表者氏名 (電話番号)	(ー ー)

届出者が移転を受けた財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定) 年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日			平成 年 月 日
その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）			
使用開始予定年月日 平成 年 月 日			

※ 届出書提出期限（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
届出日付	1 日付	2 出番(日附)	3 出番(税附)	4 不明	5 第一号	6 第二号	7 第三号	8 第四号	9 第五号
届出日付	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(資 13-43-A 4 統一) (28. 6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の移転を受け、同条第11項の規定の適用を受けるとき（受贈法人等が同条第6項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りします。）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（公益合併法人）」には、受贈法人等から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 2 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 4 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、受贈法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 5 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
 - 7 この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- （注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など受贈法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
- 2 公益合併法人の登記事項証明書等
- 3 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受け、措置法第40条第11項の規定の適用を受けるとき（当該公益法人等が措置法第40条第6項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りします。）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（公益合併法人）」には、特定贈与等を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益合併法人の代表者印を押印してください。
 - 2 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
 - 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 4 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、特定贈与等を受けた公益法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等について記載してください。
 - 5 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
 - 7 この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- （注） 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
- また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
- 2 公益合併法人の登記事項証明書等
- 3 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印 国 税 庁 長 官 令和 年 月 日

届 出 者 (引継法人) 〒 所在地
フリガナ 名 称
法人番号
代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日

当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 住 所 〒 (寄附時の住所)
電 話 番 号 (電話番号 - -)
フリガナ 氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所 在 地	数 量	種類	細目	所 在 地	数 量

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

主たる事務所の所在地

フリガナ 氏 名 代表者氏名
法 人 番 号 (電 話 番 号) (- -)

当初法人が特定処分を受けた年月日 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平・令 年 月 日

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】

種類	細目	所 在 地	数 量	特定処分前日における価額 千円	使用開始 (予定)年月日	使 用 目 的

租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)

円

届出者が引継財産で取得した財産の明細

種類	細目	所 在 地	数 量	取得価額 千円	取得年月日	使用開始 (予定)年月日	使 用 目 的

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

● 役員等監理機関 (この欄の項目は記載する必要はありません。)											
役員 氏名 氏名 氏名	1	代表者	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	2	代表者	(自他)	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	3	代表者	(自他)	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	4	不明									

(資 13-44-A 4 統一) (令元.6)

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印 国 税 庁 長 官 平成 年 月 日

届 出 者 (引継法人) 〒 所在地
フリガナ 名 称
法人番号
代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭和・平成 年 月 日 承認年月日 昭和・平成 年 月 日

当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 住 所 〒 (寄附時の住所)
電 話 番 号 (電話番号 - -)
フリガナ 氏 名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所 在 地	数 量	種類	細目	所 在 地	数 量

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

主たる事務所の所在地

フリガナ 氏 名 代表者氏名
法 人 番 号 (電 話 番 号) (- -)

当初法人が特定処分を受けた年月日 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平成 年 月 日

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】

種類	細目	所 在 地	数 量	特定処分前日における価額 千円	使用開始 (予定)年月日	使 用 目 的

租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)

円

届出者が引継財産で取得した財産の明細

種類	細目	所 在 地	数 量	取得価額 千円	取得年月日	使用開始 (予定)年月日	使 用 目 的

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 平成 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

● 役員等監理機関 (この欄の項目は記載する必要はありません。)											
役員 氏名 氏名 氏名	1	代表者	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	2	代表者	(自他)	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	3	代表者	(自他)	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	4	不明									

(資 13-44-A 4 統一) (30.6)

改正後

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。）で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が同条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考） 1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

— 公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額 —
— 公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額 —

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

— 公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額 —
— 公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額 —

- 6 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 7 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など当初法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 引継法人の登記事項証明書等
- 3 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法第40条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考） 1 租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

— 公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額 —
— 公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額 —

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

— 公益目的取得財産残額×財産等の特定処分を受けた日の前日の価額 —
— 公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額 —

- 6 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 7 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 引継法人の登記事項証明書等
- 3 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
(受贈公益法人等)

届出者
(受贈公益法人等)

〒
所在地

フリガナ
名称

法人番号

代表者氏名
(連絡先)

氏名

電話番号

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当します。）を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 〒 （寄附時の住所）	電話番号 （電話番号）
	フリガナ 氏名	

承認を受けた財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

特定贈与等を受けた特定一般法人			
主たる事務所の所在地			
フリガナ 名称		代表者氏名	
法人番号		(電話番号)	()

届出者が贈与を受けた財産等の明細					【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】				
種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定) 年月日	使用目的				
				・					
				・					
				・					
				・					

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日		令和 年 月 日
--------------------------------	--	----------

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

※ 関係等価換算（この欄の項目は記載する必要はありません。）											
通	1	自筆	第1号	第1号	(1)	(2)	印				
日	2	他筆（自筆）	第2号	第2号							
付	3	他筆（他筆）	第3号	第3号							
印	4	不明	第4号	第4号							

（資13-45-A4統一）（令文 6）

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
(受贈公益法人等)

届出者
(受贈公益法人等)

〒
所在地

フリガナ
名称

法人番号

代表者氏名
(連絡先)

氏名

電話番号

平成 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当します。）を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 〒 （寄附時の住所）	電話番号 （電話番号）
	フリガナ 氏名	

承認を受けた財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

特定贈与等を受けた特定一般法人			
主たる事務所の所在地			
フリガナ 名称		代表者氏名	
法人番号		(電話番号)	()

届出者が贈与を受けた財産等の明細					【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】				
種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定) 年月日	使用目的				
				・					
				・					
				・					
				・					

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日		平成 年 月 日
--------------------------------	--	----------

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

※ 関係等価換算（この欄の項目は記載する必要はありません。）											
通	1	自筆	第1号	第1号	(1)	(2)	印				
日	2	他筆（自筆）	第2号	第2号							
付	3	他筆（他筆）	第3号	第3号							
印	4	不明	第4号	第4号							

（資13-45-A4統一）（28.6）

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が同条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。」
- 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のよう具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が措置法第40条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与を受けた公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
 - 受贈公益法人等の登記事項証明書等
 - 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
届出者
(譲渡法人)

〒
所在地
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を、下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（譲渡法人）から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日

譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 住所 〒 (寄附時の住所) (電話番号 - -)
フリガナ氏名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項

主たる事務所の所在地
フリガナ氏名 代表者氏名
法人番号 (電話番号) (- -)

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日 平・令 年 月 日

3 届出者が贈与を受けた財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始 (予定)年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

4 届出者（譲渡法人）に関する事項

譲渡法人から贈与を受けた財産等の贈与年月日 平・令 年 月 日

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日 平・令 年 月 日

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

5 その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

※ 税額算出用欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
種類	金額	1 自筆	2 印刷（自署）	3 他署（他署）	4 不明	5 譲渡者	6 譲渡者	7 譲渡者	8 譲渡者
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

（資13-46-A 4 統一）（令元.6）

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印

国税庁長官
届出者
(譲渡法人)

〒
所在地
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

平成 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（譲渡法人）から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日 昭和・平成 年 月 日 承認年月日 昭和・平成 年 月 日

譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者 住所 〒 (寄附時の住所) (電話番号 - -)
フリガナ氏名

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項

主たる事務所の所在地
フリガナ氏名 代表者氏名
法人番号 (電話番号) (- -)

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日 平成 年 月 日

3 届出者が贈与を受けた財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始 (予定)年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

4 届出者（譲渡法人）に関する事項

譲渡法人から贈与を受けた財産等の贈与年月日 平成 年 月 日

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日 平成 年 月 日

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 平成 年 月 日

5 その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

※ 税額算出用欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
種類	金額	1 自筆	2 印刷（自署）	3 他署（他署）	4 不明	5 譲渡者	6 譲渡者	7 譲渡者	8 譲渡者
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

（資13-46-A 4 統一）（28.6）

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第10項に規定する譲渡法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「譲渡法人」といいます。）から、幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該譲渡法人が同条第10項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りです。）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（譲渡法人）」には、譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた譲渡法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - (1) 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (2) 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
- 5 「3 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日」
- 6 「4 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - (1) 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - (2) 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (3) 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (4) 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - (5) 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲渡法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 譲渡法人の登記事項証明書等
- 3 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類
- 4 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 5 譲渡法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改 正 前

〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「届出者（譲渡法人）」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けた譲渡法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始（予定）年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。
（注） 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に規定する認定こども園である幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。）」又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園）をいいます。
- 6 「4 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - ロ 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除く。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ホ 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲渡法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 譲渡法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 譲渡法人の登記事項証明書等
- 3 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 4 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録等）
- 5 譲渡法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改正後

租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

届出書受付印

国 税 庁 長 官

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者

〒 _____

所 在 地 _____

フ リ ガ ナ _____

名 称 _____

法人番号 _____

代表者氏名 _____

(連絡先) _____

氏 名 _____

電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定による届出をします。

認定前の名称等【公益認定法第 4 条の認定年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日】

主たる事務所の所在地	フ リ ガ ナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			— —

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承 認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
---------	----------------	-----------	----------------

特定贈与等を受けた財産の寄附者

住 所
電 話 番 号
氏 名

(寄附時の住所
〒 _____)
(電話番号 — —)

特定贈与等を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績

その他参考事項

● 贈与等価目録（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
送附 日 付	受附 日 付	1 自署	2 他署（自署）	3 他署（他署）	4 不明	送附者 氏 名	送附者 氏 名	送附者 氏 名	送 附 部

（資 13-35-A 4 統一）（令元.6）

改正前

租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

届出書受付印

国 税 庁 長 官

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者

〒 _____

所 在 地 _____

フ リ ガ ナ _____

名 称 _____

法人番号 _____

代表者氏名 _____

(連絡先) _____

氏 名 _____

電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定による届出をします。

認定前の名称等【公益認定法第 4 条の認定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日】

主たる事務所の所在地	フ リ ガ ナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			— —

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承 認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
---------	----------------	-----------	----------------

特定贈与等を受けた財産の寄附者

住 所
電 話 番 号
氏 名

(寄附時の住所
〒 _____)
(電話番号 — —)

特定贈与等を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績

その他参考事項

● 贈与等価目録（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
送附 日 付	受附 日 付	1 自署	2 他署（自署）	3 他署（他署）	4 不明	送附者 氏 名	送附者 氏 名	送附者 氏 名	送 附 部

（資 13-35-A 4 統一）（28.6）

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定（以下「公益認定」といいます。）を受けたことを届け出るときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定前の名称等」欄には、公益認定を受ける前の届出者の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資をする」のように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益認定を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 届出者の公益認定後の登記事項証明書等
- 2 届出者が公益認定を受けたことを証する書類

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第4条の認定を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益認定法第4条の認定を受けた場合に、当該認定を受けた後の公益社団（財団）法人の所在地等について記載し、当該公益社団（財団）法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定前の名称等」欄には、届出者が公益認定法第4条の認定を受ける前の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び申請者に対し財産を特定贈与等した者の特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益認定法第4条の認定を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である公益法人等の公益認定法第4条の認定後の登記事項証明書等
 - 2 公益認定法第4条の認定を受けたことを証する書類

改正後

租税特別措置法第 40 条第 16 項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第 3 項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

送達受付印

国 税 庁 長 官

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

申請者 千 所在地 _____
フリガナ _____
名 称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 氏 名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第 40 条第 16 項の規定に基づき、下記 3 に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。）をいいます。）が同条第 3 項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1 寄附年月日

昭和・平・令 年 月 日

2 寄附者の寄附時における住所・氏名

住 所 千 _____
フリガナ _____
氏 名 _____

3 受贈資産

(1) 贈与又は遺贈により取得した資産の取得時における資産の明細

番 号	種 類	細 目	所 在 地	数 量
1				
2				
3				

(2) 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得時における資産の明細

3(1)に対応する番号	種 類	細 目	所 在 地	数 量

4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得時における所在地・名称

所 在 地 千 _____
フリガナ _____
名 称 _____

5 申請する理由

租税特別措置法第 40 条第 ____ 項 ____ 号に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要のため。

上記書類（届出書）の提出期限 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

6 その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）

① 3(1)欄に記載した資産が平成 20 年 12 月 1 日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由

② 3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

※ 税務署提出用（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
通達日	送達先	送達方法	送達時期	送達場所	送達時期	送達場所	送達時期	送達場所	送達時期
1	1 自署	送	期一書	期一書	(1)	(2)	送	送	送
2	2 他署（自署）	送	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書
3	3 他署（他署）	送	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書
4	4 不明	送	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書

（資 13－42－A4 統一）（令元.6）

改正前

租税特別措置法第 40 条第 16 項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第 3 項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

送達受付印

国 税 庁 長 官

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

申請者 千 所在地 _____
フリガナ _____
名 称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 氏 名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第 40 条第 16 項の規定に基づき、下記 3 に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。）をいいます。）が同条第 3 項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1 寄附年月日

昭和・平成 年 月 日

2 寄附者の寄附時における住所・氏名

住 所 千 _____
フリガナ _____
氏 名 _____

3 受贈資産

(1) 贈与又は遺贈により取得した資産の取得時における資産の明細

番 号	種 類	細 目	所 在 地	数 量
1				
2				
3				

(2) 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得時における資産の明細

3(1)に対応する番号	種 類	細 目	所 在 地	数 量

4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得時における所在地・名称

所 在 地 千 _____
フリガナ _____
名 称 _____

5 申請する理由

租税特別措置法第 40 条第 ____ 項 ____ 号に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要のため。

上記書類（届出書）の提出期限 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

6 その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）

① 3(1)欄に記載した資産が平成 20 年 12 月 1 日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由

② 3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

※ 税務署提出用（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
通達日	送達先	送達方法	送達時期	送達場所	送達時期	送達場所	送達時期	送達場所	送達時期
1	1 自署	送	期一書	期一書	(1)	(2)	送	送	送
2	2 他署（自署）	送	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書
3	3 他署（他署）	送	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書
4	4 不明	送	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書	期一書

（資 13－42－A4 統一）（30.6）

改 正 後

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第3項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
- 3 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合には、「2 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
- 6 「5 申請する理由」欄には、措置法第40条第5項各号から第10項までの該当する項及び号番号を記載してください。なお、同条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
- 7 「6 その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
- 8 この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
- 2 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
- 3 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

〔記載要領等〕

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第3項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。
なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

- 1 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
- 3 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合には、「2 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
- 6 「5 申請する理由」欄には、措置法第40条第5項各号から第10項までの該当する項及び号番号を記載してください。なお、同条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
- 7 「6 その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
(注) 受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
 - 2 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
 - 3 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

国税庁長官
届出者 干
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 ー ー)	
	フリガナ 氏 名		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	

基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日

その他参考事項

※ 税務署等に提出（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
通 信 手 続	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付
送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付

(資 13-48-A 4 統一) (令 文 6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

国税庁長官
届出者 干
所在地
フリガナ
名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

平成 年 月 日

租税特別措置法第 40 条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産、買換資産又は特定買換資産（以下「財産等」といいます。）を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 ー ー)	
	フリガナ 氏 名		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	

基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

その他参考事項

※ 税務署等に提出（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
通 信 手 続	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付
送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付	送 付 日 付

(資 13-48-A 4 統一) (30. 4)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、財産等（租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなったとき又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなったときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産、買換資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産、買換資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」などのように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産、買換資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している当該代替資産、買換資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類等（売買契約書等の写し等）
- 2 特定管理方法で管理しなくなったことが分かる書類（理事会等の議事録の写し、基本金明細表等の写し等）

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者 干

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号	
			— —	
取消しの処分を受けた年月日	取消しの処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）			
令和 年 月 日				
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
☐ 有 ☐ 無	令和 年 月 日			
当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所)		
	フリガナ 氏 名	(電話番号 — —)		
特定贈与等を受けた財産の明細				
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績
その他参考事項				

※ 税務署宛欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
届出日	1. 日等	送付先	第一号	(1)	(2)	送付先	第一号	(1)	(2)
届出月	2. 月等（自期）	送付先	第二号	(1)	(2)	送付先	第二号	(1)	(2)
届出年	3. 年等（自期）	送付先	第三号	(1)	(2)	送付先	第三号	(1)	(2)
届出時	4. 不明	送付先	第四号	(1)	(2)	送付先	第四号	(1)	(2)

(資 13-36-A 4 統一) (令文.6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者 干

所在地

フリガナ

名称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号	
			— —	
取消しの処分を受けた年月日	取消処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）			
平成 年 月 日				
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
☐ 有 ☐ 無	平成 年 月 日			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所)		
	フリガナ 氏 名	(電話番号 — —)		
特定贈与等を受けた財産の明細				
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績
その他参考事項				

※ 税務署宛欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
届出日	1. 日等	送付先	第一号	(1)	(2)	送付先	第一号	(1)	(2)
届出月	2. 月等（自期）	送付先	第二号	(1)	(2)	送付先	第二号	(1)	(2)
届出年	3. 年等（自期）	送付先	第三号	(1)	(2)	送付先	第三号	(1)	(2)
届出時	4. 不明	送付先	第四号	(1)	(2)	送付先	第四号	(1)	(2)

(資 13-36-A 4 統一) (30.6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等が取消処分を受けた場合に、現在の法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄には、取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金原資をする」のよう具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、取消処分を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 届出者である法人の公益認定の取消処分後の登記事項証明書等
- 2 公益認定の取消処分を受けたことを証する書類
- 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等取得した公益法人等が公益認定法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
 - 2 取消処分を受けたことを証する書類
 - 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後

特例民法法人である公益法人等が〔公益社団法人又は公益財団法人へ移行〕した場合は届出書
〔一般社団法人又は一般財団法人へ移行〕

国税庁長官 令和 年 月 日				
届出者 〒 所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号				
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔第44条 第45条〕の規定による〔認定 認可〕を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第50条第3項の規定による届出をします。				
1 認定・認可前の名称等 【認定・認可年月日 令和 年 月 日】				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名称 代表者氏名 電話番号			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日 承認 年 月 日 昭和・平成 年 月 日			
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号 - -) フリガナ 氏 名			
2 特定贈与等を受けた財産の明細 (注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数（1から6までのいずれかの数）を記載します。公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、「3」又は「6」のいずれかの数を記載してください。 (1) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」 (2) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」 (3) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」 (4) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」 (5) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」 (6) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」 2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。				
種類	細目	所在地	数量	利用状況
3 その他参考事項				

※ 関係書類添付欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
添付書類	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(資13-37-A4統一) (令元.6)

改正前

特例民法法人である公益法人等が〔公益社団法人又は公益財団法人へ移行〕した場合は届出書
〔一般社団法人又は一般財団法人へ移行〕

国税庁長官 平成 年 月 日				
届出者 〒 所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号				
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔第44条 第45条〕の規定による〔認定 認可〕を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第50条第3項の規定により下記の通り届出をします。				
1 認定・認可前の名称等 【認定・認可年月日 平成 年 月 日】				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名称 代表者氏名 電話番号			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日 承認 年 月 日 昭和・平成 年 月 日			
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号 - -) フリガナ 氏 名			
2 特定贈与等を受けた財産の明細 (注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数（1から6までのいずれかの数）を記載します。公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、「3」又は「6」のいずれかの数を記載してください。 (1) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」 (2) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」 (3) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」 (4) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」 (5) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」 (6) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」 2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。				
種類	細目	所在地	数量	利用状況
3 その他参考事項				

※ 関係書類添付欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
添付書類	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(資13-37-A4統一) (24.7)

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けた場合に使用します。

《記載要領》

- 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 「届出者」欄には、整備法第44条の認定後又は整備法第45条の認可後の法人の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。
- 「1 認定・認可前の名称等」欄には、整備法第44条の認定前又は整備法第45条の認可前の法人の所在地等を記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この欄の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
- 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」を記載した場合のほか、整備法第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
 - 「特定贈与等」…租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈をいいます。
 - 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第1項に規定する代替資産及び同条第5項第1号に規定する買換資産を含みます。
 - 「実施事業資産」…整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則16一、17①二）。
 - 「特定寄附」…整備法第119条第2項第1号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則16二）。

《添付書類》

【整備法第44条の認定を受けた場合】

- 届出者である公益法人等の整備法第44条認定後の登記事項証明書等
- 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

【整備法第45条の認可を受けた場合】

- 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等
- 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は同法第45条の認可を受けた場合に使用します。

《記載要領》

- 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 「届出者」欄には、整備法第44条の認定後又は同法第45条の認可後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
- 「1 認定・認可前の名称等」の「主たる事務所の所在地」欄等には、整備法第44条の認定前又は同法第45条の認可前の法人の所在地等について記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び寄附（特定贈与等）の時点での住所等について記載してください。
- 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この欄の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
- 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合のほか、整備法第44条の認定又は同法第45条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
 - 「特定贈与等」…租税特別措置法第40条第1項の承認があった寄附をいいます。
 - 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第1項に規定する代替資産及び同条第5項に規定する買換資産を含みます。
 - 「実施事業資産」…整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則16一、17①二）。
 - 「特定寄附」…整備法第119条第2項第1号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則16二）。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

【整備法第44条の認定を受けた場合】

- 届出者である公益法人等の整備法第44条認定後の登記事項証明書等
- 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

【整備法第45条の認可を受けた場合】

- 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等
- 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後

租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることの確認書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条____項の規定の適用を受けることを
※裏面参照
確認をしました。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4統一) (令元.6)

改正前

租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることの確認書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官 殿

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条____項の規定の適用を受けることを
※裏面参照
確認をします。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4統一)

改 正 後

【租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等】

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。

なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることの確認書」の____には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
 - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・「6」
 - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・「7」
 - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・「8」
 - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・「9」
 - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることを確認をしました。」の____には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

【租税特別措置法第 40 条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等】

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。

なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第____項の規定を受ける・・・確認書」の____には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
 - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・「6」
 - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・「7」
 - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・「8」
 - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・「9」
 - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し当該公益法人等の代表者印を押印してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第____項の規定を受ける・・・確認しました。」の____には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改正後

税務署 受付印	
税の更正の請求書	
税務署長	(前納税地 _____)
住所又は所在地	〒 _____
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出	納税地 _____
フリガナ 氏名又は 名称 _____ 印	
個人番号又は法人番号	_____ 印
(法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印	
職 業 _____	電話番号 _____
1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等 次葉のとおり	
3. 添付した書類 _____ _____ _____	
4. 更正の請求をする理由 _____ _____ _____	
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項 _____ _____ _____	
6. 選付を受けようとする銀行等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____
関与税理士 _____ 印 電話番号 _____	
税務署 受付 印	通達日付印年月日 _____ 課税標準 _____ 整理番号 _____ 名簿番号 _____ 番号繰返 _____ 身元確認 _____ 種 別 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 _____ ☐ 済 ☐ 未済

(資 15-1-1-A4 統一)

改正前

税務署 受付印	
税の更正の請求書	
税務署長	(前納税地 _____)
住所又は所在地	〒 _____
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出	納税地 _____
フリガナ 氏名又は 名称 _____ 印	
個人番号又は法人番号	_____ 印
(法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印	
職 業 _____	電話番号 _____
1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等 次葉のとおり	
3. 添付した書類 _____ _____ _____	
4. 更正の請求をする理由 _____ _____ _____	
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項 _____ _____ _____	
6. 選付を受けようとする銀行等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____
関与税理士 _____ 印 電話番号 _____	
税務署 受付 印	通達日付印年月日 _____ 課税標準 _____ 整理番号 _____ 名簿番号 _____ 番号繰返 _____ 身元確認 _____ 種 別 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 _____ ☐ 済 ☐ 未済

(資 15-1-1-A4 統一)

改 正 後

書 き か た

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
(例) 平成(令和)〇〇年分相続税申告書 平成(令和)〇〇年〇月〇日提出
平成(令和)〇〇年分相続税決定通知書 平成(令和)〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改 正 前

書 き か た

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
(例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出
平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正後

□□□□□□

第 号

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称

令和 年 月 日

税務署長 印

更正をすべき理由がない旨の通知書（通知用）

年 月 日付で提出のありました、年分 税
に係る更正の請求は、更正をすべき理由がないと認められましたから通知します。

この通知に係る処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 15-2-2-A 4 統一）

改正前

□□□□□□

第 号

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長 印

更正をすべき理由がない旨の通知書（通知用）

平成 年 月 日付で提出のありました、平成 年分 税
に係る更正の請求は、更正をすべき理由がないと認められましたから通知します。

この通知に係る処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 15-2-2-A 4 統一）

改正後

納税申告書等の送付通知書（提出者通知用）

〒
住所
様

第 号
令和 年 月 日
税務署長
印

税の の送付について

あなた
〔貴法人〕 から 年 月 日付で当署に提出された 税の

については、下記 1 の理由により下記 2 の送付先に送付しましたの
で通知します。

今後この事業についてのお申出等は、全て下記 2 の送付先あてにしてください。

記

1 送 付 の 理 由

2 送 付 先

所 在 地

名 称

電 話 () 局 番

(資17-9-3-A4統一)

改正前

納税申告書等の送付通知書（提出者通知用）

〒
住所
様

第 号
平成 年 月 日
税務署長
印

税の の送付について

あなた
〔貴法人〕 から平成 年 月 日付で当署に提出された 税の

については、下記 1 の理由により下記 2 の送付先に送付しましたの
で通知します。

今後この事業についてのお申出等は、すべて下記 2 の送付先あてにしてください。

記

1 送 付 の 理 由

2 送 付 先

所 在 地

名 称

電 話 () 局 番

(資17-9-3-A4統一)

改正後

()

第 号
令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 展覧

_____ 税務署長 _____ 印

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書

_____年__月__日付で申請のありました災害減免法第4条の規定による〔相続税
贈与税〕の免除に
ついては、下記のとおり承認します。

記

1 税目等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)	
			(住所)	
相続開始・ 受贈年月日	・ ・	・ ・	申 告 書 の 提出年月日	・ ・

2 免除を受ける税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額	円
④ 免除を受ける税額（①×③÷②）	外 円
⑤ 免除後納付すべき税額（①－④）（注）	円

(注) 1 ④欄の外書は、⑤の「免除後納付すべき税額」について国税通則法第119条第1項の規定により切り捨てた端数金額です。
(注) 2 ⑤の「免除後納付すべき税額」は本税のみで加算税、利子税等は含まれていません。

() 枚のうち () 枚目 (資17-20-A 4 統一)

改正前

()

第 号
平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 展覧

_____ 税務署長 _____ 印

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書

平成_____年__月__日付で申請のありました災害減免法第4条の規定による〔相続税
贈与税〕の免除に
ついては、下記のとおり承認します。

記

1 税目等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)	
			(住所)	
相続開始・ 受贈年月日	昭和 平成 ・	・ ・	申 告 書 の 提出年月日	昭和 平成 ・

2 免除を受ける税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額	円
④ 免除を受ける税額（①×③÷②）	外 円
⑤ 免除後納付すべき税額（①－④）（注）	円

(注) 1 ④欄の外書は、⑤の「免除後納付すべき税額」について国税通則法第119条第1項の規定により切り捨てた端数金額です。
(注) 2 ⑤の「免除後納付すべき税額」は本税のみで加算税、利子税等は含まれていません。

() 枚のうち () 枚目 (資17-20-A 4 統一)

改正後	改正前																
() 第 号 令和 年 月 日 住 所 氏 名 殿 税務署長 印 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書 年 月 日付で申請のありました災害減免法第4条の規定による〔相続税 贈与税〕の下記の免除承認申請を却下します。 言 己 <table><thead><tr><th colspan="2">申 請 内 容</th></tr><tr><th>税 目</th><th>免除を受けようとする税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>相 続 税 ・ 贈 与 税</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">(理由)</td></tr></tbody></table> () 枚のうち () 枚目 (資 17-21-A 4 統一)	申 請 内 容		税 目	免除を受けようとする税額	相 続 税 ・ 贈 与 税	円	(理由)		() 第 号 平成 年 月 日 住 所 氏 名 殿 税務署長 印 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書 年 月 日付で申請のありました災害減免法第4条の規定による〔相続税 贈与税〕の下記の免除承認申請を却下します。 言 己 <table><thead><tr><th colspan="2">申 請 内 容</th></tr><tr><th>税 目</th><th>免除を受けようとする税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>相 続 税 ・ 贈 与 税</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">(理由)</td></tr></tbody></table> () 枚のうち () 枚目 (資 17-21-A 4 統一)	申 請 内 容		税 目	免除を受けようとする税額	相 続 税 ・ 贈 与 税	円	(理由)	
申 請 内 容																	
税 目	免除を受けようとする税額																
相 続 税 ・ 贈 与 税	円																
(理由)																	
申 請 内 容																	
税 目	免除を受けようとする税額																
相 続 税 ・ 贈 与 税	円																
(理由)																	